

木 造 工 事 特 記 仕 様 書

制定：令和8年4月1日
(令和8年8月1日訂正反映)

工事名称：

工事概要：設計書のとおり

目 次	
総則	1
1 章 各章共通事項	3
2 章 仮設工事	9
3 章 2 節 土工事【標準仕様書 3 章[土工事]による】	10
3 章 3 節 地業工事【標準仕様書 4 章[地業工事]による】	11
3 章 4 節 基礎工事（鉄筋）【標準仕様書 5 章[鉄筋工事]による】	13
3 章 4 節 基礎工事（コンクリート）【標準仕様書 6 章[コンクリート工事]による】	14
4 章 木造工事	17
5 章 軸組構法（壁構造系）工事	20
6 章 軸組構法（軸構造系）工事	25
7 章 枠組壁構法工事	30
8 章 丸太組構法工事	35
9 章 CLT パネル構法工事	40
10 章 木工事	44
11 章 防水工事	49
12 章 石工事	50
13 章 タイル工事	52
14 章 屋根及びとい工事	53
15 章 金属工事	55
16 章 左官工事	55
17 章 建具工事	57
18 章 塗装工事	61
19 章 内装工事	62
20 章 ユニット及びその他工事	65
21 章 排水工事	68
22 章 舗装工事	69
23 章 植栽及び屋上緑化工事	71
24 章 とりこわし工事	72
材料・工法等の取扱い	74

項目	特記事項
契約に関する事項	
○設計図書の適用	○本工事は、下記の図書を適用するが、内容に不一致がある場合の優先順位は下記のとおりとする。 (1) 質疑回答書（追記事項を含む） (2) 設計書 (3) 特記仕様書 (4) 材料・工法等指定一覧表 (5) 図面 (6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 公共建築木造工事標準仕様書・令和7年版 〔令和7年3月改定〕（以下、「木造標準仕様書」又は「木仕」という。） (7) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 公共建築工事標準仕様書・令和7年版 〔令和7年3月改定〕（以下、「標準仕様書」又は「標仕」という。） (8) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 公共建築改修工事標準仕様書・令和7年版 〔令和7年3月改定〕（以下、「改修標準仕様書」又は「改仕」という。） (9) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 建築物解体工事共通仕様書・令和4年版 （以下、「解体仕様書」又は「解仕」という。）
○特記仕様書の取扱い	○特記仕様書の取扱いは下記による。 (1) 項目欄は「・」印に○印をつけた「○」印があるものを適用する。 (2) 特記事項欄は、○印を付けたもの又は※印があるものを適用し、同じ項目の選択事項においては○印を優先する。ただし、○印と⊗印のある場合は共に適用する。 (3) 選択された特記事項欄に付随する備考欄は、全て適用する。 (4) 項目欄に○印があり、特記事項欄に記入のない場合、その項目は標準仕様書又は改修標準仕様書の本文通り適用する。 (5) 特記事項欄のA、Bなどの符号は、標準仕様書又は改修標準仕様書の符号とする。 (6) 本特記仕様書のリンク先の記載内容は、上記「設計図書の適用」において設計図書とされたもの以外は参考資料として取り扱う。ただし、標準仕様書及び改修標準仕様書等において「JIS A〇〇〇〇による」等と記載されている場合、その内容が設計図書となるので注意すること。 (7) 本特記仕様書の「JIS A〇〇〇〇」のリンク先は利便性を優先し、民間が運営する「日本産業規格の簡易閲覧用ウェブサイト」としている。そのため、工事の施工にあたっては、「日本産業標準調査会ウェブサイト」で最新の情報を確認すること。
○参考図書	○施工にあたり、下記の図書を参考にして、適正な自主管理に努める。 (1) 「建築工事監理指針（上巻・下巻）令和7年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） (2) 「建築改修工事監理指針（上巻・下巻）令和7年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） (3) 「 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領） 令和5年版 」 (4) 「 請負人用建築工事チェックリスト 」（神戸市建築技術管理委員会編集） (5) 「 建築基準法に基づくシックハウス対策について 」（編集：国土交通省住宅局建築指導課他） (6) 国土交通大臣官房官庁営繕部制定「 建築物解体工事共通仕様書解説（令和5年版） 」 (7) 「 建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編 」 (8) 「 建設副産物適正処理推進要綱 」 (9) 「 建築工事安全施工技術指針 」 (10) 「 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン 」
○数量公開	○公開数量は、 神戸市工事請負契約約款第1条 に定める設計図書ではなく、参考数量として取扱う。 （本特記仕様書において「神戸市工事請負契約約款」は、交通局発注工事の場合「神戸市交通局工事請負契約約款」、水道局発注工事の場合「神戸市水道局工事請負契約約款」と読み替えるものとする）
○入札時積算数量書活用方式	○本項目は設計書に入札時積算数量書活用方式の記載がある場合に適用する。 入札時積算数量書は神戸市工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、数量通りの施工を義務付けるものではないが、入札時積算数量書に疑義が生じた場合における協議は入札時積算数量書に基づき行い、請求等は下記による。 なお、下記の特記は「神戸市工事請負契約約款第18条の2」として扱うこととする。 （入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等） (1) 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事に着手した場合、確認を求めることができないものとする。 (2) (1)の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

項目	特記事項
	(3) 監督職員は、(1)の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。 (4) (3)の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。 (5) (4)の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第23条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。
○設計変更資料の作成	○設計変更が生じた場合は、監督員の指示により資料（図面・数量積算資料等）を作成し、監督員に提出する。
○監理技術者等の専任を要しない期間の取扱いについて	○建設業法による主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任を要する工事において、工事請負契約の締結後、現場施工等に着手するまでの間、及び、工事完成検査に合格し、工期末までの間については、監督員と協議を行い打合わせ記録等の書面により明確になっている場合は、監理技術者等の専任を要しない。
○公共事業労務費調査に対する協力	○本工事が、本市が実施する 公共事業労務費調査 の対象工事となった場合は、調査票等の提出のほか本市が行う調査・指導に協力する。
・現場代理人の兼務について	本工事が、 現場代理人の兼務に関する手続要領 第2条に定める工事に該当する場合 ※兼務可 ・不可 不可の理由 ・本工事が、2箇所以上の工事場所を含んでいるため ・本工事の施工に関し、制約条件が付加されているために、安全管理、工程管理等の工事現場運営、取締りに関して、現場代理人の業務が煩雑であるため ・安全管理、工程管理等について施設管理者や別途工事関係者と頻繁に調整を要するため （注：下記の該当する内容に○印を記入する） ・施設を運営しながら工事を施工する居ながら工事 ・別途工事と工事範囲が一部重複、錯雑する出会い工事 ・上記に当てはまらない個別の特殊事情がある場合 （注：下記（ ）に個別の事由を記入する （ ）
・主任技術者及び監理技術者の配置について	本工事に配置する主任技術者及び監理技術者が、 建設業法第26条第3項ただし書 の要件に該当する場合 ※専任特例1号及び専任特例2号の適用可 ・専任特例1号のみ適用可 ・専任特例2号のみ適用可 ・不可（理由： ） （α）本工事において、建設業法第26条第3項ただし書第一号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の配置を行う場合（以下「専任特例1号」という。）は以下の（1）～（8）の要件を、また、第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合（以下「専任特例2号」という。）は以下の（9）～（16）の要件を全て満たさなければならない。なお、「専任特例1号」と「専任特例2号」の併用はできない。 「 専任特例1号 」 （1）各工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。 （2）工事現場間の距離が、同一監理技術者等がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね片道2時間以内であること。 （3）下請け次数は当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて3次以内であること。 （4）当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該工事が建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の建設工事に関し実務経験を1年以上有する者に限る。）を当該工事現場に配置すること。 （5）当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。 （6）人員の配置の計画書を作成し現場に備え置き（電磁的記録媒体による措置も可）、帳簿の保存期間と同じ期間当該工事の帳簿を保管する営業所で保存すること。 （7）当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。 （8）兼務する工事の数が2を超えないこと。 「 専任特例2号 」 （9）建設業法第26条第3項ただし書第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 （10）監理技術者補佐は、請負った建設工事の種類にかかる一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 （11）監理技術者補佐は請負人と入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 （12）同一の専任特例2号の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。 （ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

項目	特記事項												
	(13) 専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事は神戸市域内の工事でなければならない。 (14) 専任特例2号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (15) 専任特例2号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (16) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (b) 「専任特例1号」又は「専任特例2号」の技術者を配置する場合、(α)(1)～(16)の事項について確認できる書類を以下の例を参考に提出すること。 <table><tr><th>(α)の事項</th><th>提出書類の例</th></tr><tr><td>(1)～(8)</td><td>人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム (kobe.lg.jp)</td></tr><tr><td>(9)、(10)</td><td>監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。）</td></tr><tr><td>(11)</td><td>監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類</td></tr><tr><td>(12)、(13)</td><td>専任特例2号の監理技術者が兼務する工事のコリnzの写し等</td></tr><tr><td>(14)～(16)</td><td>業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書など。）</td></tr></table> (c) 本工事において、「専任特例2号」の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合及び配置を要さなくなった場合は適切にコリnzへの登録を行うこと。	(α)の事項	提出書類の例	(1)～(8)	人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム (kobe.lg.jp)	(9)、(10)	監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。）	(11)	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類	(12)、(13)	専任特例2号の監理技術者が兼務する工事のコリnzの写し等	(14)～(16)	業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書など。）
(α)の事項	提出書類の例												
(1)～(8)	人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム (kobe.lg.jp)												
(9)、(10)	監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。）												
(11)	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類												
(12)、(13)	専任特例2号の監理技術者が兼務する工事のコリnzの写し等												
(14)～(16)	業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書など。）												
○週休2日制工事	※本工事は週休2日制工事として次により指定する。 ※発注者指定方式 ・完全週休2日制（週単位の週休2日制、土日閉所を原則とする。） ※月単位の週休2日制（土日閉所を原則とする。） ・通期の週休2日制 ・週休2日適用無し ・受注者希望方式 完全、月単位または通期の週休2日制 ○神戸市ホームページ『 神戸市週休2日制工事実施要領 』を参照すること。 ○公共工事における週休2日の実現の更なる推進のため、「毎月第2・第4土曜日」は現場閉所に努めるものとし、毎月第2・第4土曜日の閉所予定及び実績を「週間工事工程表」等に記載し、市監督員に提出し報告すること。なお、建設現場一斉閉所日に閉所できなかった場合であっても、この事だけの事由によるペナルティはない。 また、毎月第2・第4土曜日を閉所する現場においては、「建設現場一斉閉所」のポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、 近畿地方整備局ホームページ に掲載。サイズはA3ラミネート加工程度とする。 ○建設業界における「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動の取組みに協力するため、週休2日（毎週土日閉所）に取り組む現場においては、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動ポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、 日本建設業連合会ホームページ に掲載。サイズはA3ラミネート加工程度とする。												
・余裕期間制度	※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間制度を設定した以下の方式による工事である。 ・発注者指定方式 ・任意着手方式 ・フレックス方式 余裕期間内（フレックス方式の場合は、工期の始期日の前日までの余裕期間内）は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 ※契約締結後において、工事の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議のうえ、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。 ※フレックス方式の場合、契約締結後において、工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、受注者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。 ※受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する技術者を決定し、「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（補佐）設置通知書」により、発注者に通知しなければならない。												
○損害保険等	損害保険等は、下記の内容以上の条件により付するものとする。 保険種目 ※建築工事（基礎工事を含む）及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険（又は組立保険）」 ※第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」 保険契約者 ※元請負人 被保険者 ※発注者、元請負人、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。） 保険期間 ※工事着手時から工事目的物引き渡しまでの期間とする。 保険金額又は填補限度額												

項目	特記事項
	※建設工事保険（又は組立保険）は請負金額全額（解体撤去工事を除く） ※請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は1名1億円以上かつ1事故（※5億円以上　・　円以上） 対物賠償保険金額は1事故（※1億円以上　・　円以上） 付保すべき保険の内容には以下の特約条項を付帯する。 ・建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」 ※請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項(Both-way 又は Full-way)」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」
提出書類等に関する事項	
○必要書類の提出	○神戸市工事請負契約約款に基づく提出書類の他、監督員の指示あるものについては、書類を作成し提出する。
○施工体制台帳及び施工体系図	○下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳等の作成にあたって（神戸市建築住宅局技術管理委員会編集）」を参照し、作業員名簿を含む施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成したものの写しを監督員に提出すること。（作業員名簿は 国土交通省ホームページで掲載されている作成例 を標準様式とする。）ただし、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置（建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置）を講じている場合は、施工中において写し（システムで確認できる書類(注)のみ）の提出を不要とできる。完成時は帳票出力可能な書類(注)のみ電子データ（PDF）での提出を認める。また、同条による 施工体系図 を作成し、公衆及び工事関係者の見やすい場所に掲示すること。 (注)施工体制台帳、施工体系図、下請負業者編成表、再下請負通知書、作業員名簿、社会保険加入状況をいう ○施工体制台帳に記載すべき内容 警備業については建設業ではないが、現場管理上重要であることから、下請契約を行う場合は原則対象とするものとする。ただし、建設業及び警備業以外の業種（運送業など）は施工体制台帳の作成は不要
○建設業退職金共済制度等	○ 建設業退職金共済制度 の対象労働者を 建設業退職金共済制度加入労働者数報告書 により把握後、制度に加入（自社独自の共済制度があり、建退共協対象の作業員を雇用しない場合は除く。）し、その掛金収納書（発注者用）等の写しを契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、本市に提示しなければならない。工事期間中は受払簿又は掛金充当書を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。
○グリーン調達	○「 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （グリーン購入法）」に基づく 神戸市調達方針 の重点品目及び調達を推進する環境物品等については、その採用を積極的に推進するとともに、重点品目については、所定の様式により資料を作成し工事完成時に監督員に提出する。

1章 各章共通事項

項目	特記事項
1節 共通事項	
○工事実績情報システム（コリンズ）の登録 （木仕1.1.4）	○工事請負金額500万円以上の場合は、 工事実績情報サービス（コリンズ） に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行い、登録完了後速やかに、「登録内容確認書」を監督員に提示する。 ○余裕期間制度活用工事の場合、登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。
・工事情報共有システム （木仕1.1.5）	○使用する工事情報共有システムは、監督員の承諾を得たうえで決定すること。 ○LGWAN環境で使用できるものを選定すること
○工事の一時中止に係る事項 （木仕1.1.9）	工事の一時中止に係る計画の作成 (a) 神戸市工事請負契約約款 第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下基本計画という。）を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具費等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (b) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
○ 建築基準法に規定する風圧力	地表面粗度区分 ・Ⅱ　・Ⅲ ※ 基準風速（Vo） は34m/秒とする。
○関係法令等の順守 （工事現場の過積載の防止対策） （木仕1.1.13）	○下記の「過積載防止対策要領」に従い、土砂等を運搬する自動車に関する過積載防止対策を行う。 過積載防止対策要領 第1条 目的 この要領は、本市が発注する公共工事の施工にあたり、土砂等を運搬する自動車（以下「ダンプカー等」という）の過積載防止のために本市並びに請負人が実施しなければならない対策について定める。 第2条 用語の定義 (1)過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいうもので、土砂等の積載量が自動車検査証（以下「車検証」という）に記載されている最大積載量を超えている場合とする。 (2)土砂等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という）第2条及びダンプ規制法施行令第1条で規定されている、次に示すものとする。 ①土、砂利（砂及び玉石を含む）、碎石及びアスファルト・コンクリート等 ②アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等 第3条 適用範囲 この要領は、本市が発注する全ての公共工事のうち、ダンプカー等を使用して土砂等を運搬する工事に適用する。この場合には、特記仕様書に過積載に関する事項を記載するものとする。 第4条 施工計画書 請負人は、施工計画書の作成に当たって、過積載防止計画として資料－①を参考に次の事項を記載する。 ①搬出期間、搬出量、運搬先、運搬方法、運搬経路、仮置きの有無及び仮置き場所、掘削運搬に係る下請負人名、組織図その他必要な事項 ②積載量の管理・点検方法、工事関係者への過積載防止への周知・啓発活動その他必要な事項 第5条 土砂等積込み状況の管理 請負人は土砂等をダンプカー等に積込み込む場合には、ならした状態で荷台枠の高さを超えて積み込んで서는ならない。ただし、土質条件（比重、含水比）により単位体積重量等の大きな変化が予想され、これによりがたい場合には積載量の管理方法について新たに検討しなければならない。 2 請負人は、土砂等が荷台枠を超えて積載されている場合には、直ちに荷台枠高さ以下となるよう減量しなければならない。 第6条 仮置き場の取り扱い 請負人は、工事場所から土砂等を請負人のストックヤード等へ一時仮置きし、後日建設発生土再利用機関（以下「計量票発行機関」という）等へ運搬する場合には、仮置き場においても、工事場所と同様に過積載防止に努めなければならない。 第7条 計量票発行機関等へ搬出する場合の取り組み 請負人は、積載量が記載された伝票（以下「計量票」という）を発行する計量票発行機関等へ搬出する場合には、計量票のデータを積載量の管理方法等にフィードバックさせ、過積載防止対策の継続的改善に努めなければならない。 2 請負人は、車検証のコピー（個人情報該当部分は消すこと）を土砂等の搬出前に監督員に提出しなければならない。 3 計量票及び車検証に記載されている最大積載量のデータにより、全てのダンプカー等を対象に「搬出車両記録表（様式1）」を作成し、「搬出車両記録表」及び「計量票」を毎月1回提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合にも同様に提出しなければならない。なお、「計量票」は監督員の確認後返却を求めることができるものとする。 第8条 計量票発行機関等以外の施設へ搬出する場合の取り組み 計量票発行機関以外の施設へ土砂等を搬出する工事については、請負人自らの責任において積載量を厳重に管理し、過積載防止の一層の徹底を図らなければならない。 第9条 改善措置等 監督員は、工事現場及び搬出車両記録表等で過積載を確認した場合、請負人に対し改善指導を行うものとする。また、指導を行ったにもかかわらず過積載が確認される場合は、請負人へ書面にて改善を指導する。請負人は、監督員

項目	特記事項																																
	より「改善報告書（様式 2）」の提出を求められた場合、直ちに改善を行い改善報告書を監督員に提出しなければならない。 第 10 条 工事成績評定への反映 過積載は法令及び仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、工事成績評定において適正に反映させる。																																
・遠隔臨場の実施 （木仕 1.1.14）	○遠隔臨場に関し適用する工種や機器の性能等は「 官庁営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（令和 4 年 6 月） 」に基づき受発注者間の協議の上で実施する。 遠隔臨場の適用： ・実施する 実施内容： ・監督員の立会い等 ・定例会議等 ・ 機器等の手配： ・受注者 ・発注者（※SynQ Remote ・ ） ・未定 ※上記で「未定」とした場合、機器等の手配に要する費用は設計変更で対応する																																
○市内産品の利用促進について	○本工事の施工に必要な各種の建設資材や物品等の調達においては、市内業者が生産、加工、製造または販売している材・製品の優先使用に配慮すること。																																
2 節 工事関係図書																																	
○工事の記録等 （工事写真） （木仕 1.2.4）	(a) 工事写真は、「神戸市建築工事完成図書電子納品要領」及び下表を標準とし、施工写真及び完成写真を作成する。 撮影方法等 <table><tr><th>撮影工程</th><th>撮影箇所</th><th>印画の大きさ</th><th>焼付け</th></tr><tr><td rowspan="2">全工区工事着手前</td><td>現況</td><td rowspan="2">サービスサイズ以上</td><td rowspan="6">カラー</td></tr><tr><td>解体建物のある場合は 4 方向より</td></tr><tr><td>敷地周辺</td><td>現況</td><td rowspan="2">サービスサイズ</td></tr><tr><td>工事中</td><td>施工の状況 部分詳細</td></tr><tr><td rowspan="2">竣工の際</td><td>外観</td><td>キャビネ判以上</td></tr><tr><td>屋内</td><td>サービスサイズ以上</td></tr></table> (b) 写真撮影枚数及び撮影箇所等詳細については、監督員の指示による。 (c) アルバムを作成する場合は、下表を標準とする。 アルバム <table><tr><th>撮影工程</th><th>印画の大きさ</th><th>焼付け</th></tr><tr><td>全工区工事着手前</td><td>サービスサイズ以上</td><td rowspan="4">カラー</td></tr><tr><td>敷地周辺</td><td rowspan="3">サービスサイズ</td></tr><tr><td>工事中</td></tr><tr><td>竣工の際</td></tr><tr><td></td><td>キャビネ判以上 サービスサイズ以上</td><td></td></tr></table> 〔電子媒体（デジタル写真）の場合も、写真はカット毎に光沢紙又は、印画紙にて、上記表により作成すること。〕 (d) 工事中の写真は、杭打ち、基礎堀削完了、鉄筋組立、鉄骨等構造上主要な部分、完成後外部から見えない主要な部分、各工事の施工段階毎及び監督員が必要と認めた部分等を撮影し、写真帳をすみやかに提出する。 (e) 電子媒体（デジタル写真）の場合、画像の信ぴょう性を考慮し、画像編集は認めない。	撮影工程	撮影箇所	印画の大きさ	焼付け	全工区工事着手前	現況	サービスサイズ以上	カラー	解体建物のある場合は 4 方向より	敷地周辺	現況	サービスサイズ	工事中	施工の状況 部分詳細	竣工の際	外観	キャビネ判以上	屋内	サービスサイズ以上	撮影工程	印画の大きさ	焼付け	全工区工事着手前	サービスサイズ以上	カラー	敷地周辺	サービスサイズ	工事中	竣工の際		キャビネ判以上 サービスサイズ以上	
撮影工程	撮影箇所	印画の大きさ	焼付け																														
全工区工事着手前	現況	サービスサイズ以上	カラー																														
	解体建物のある場合は 4 方向より																																
敷地周辺	現況	サービスサイズ																															
工事中	施工の状況 部分詳細																																
竣工の際	外観	キャビネ判以上																															
	屋内	サービスサイズ以上																															
撮影工程	印画の大きさ	焼付け																															
全工区工事着手前	サービスサイズ以上	カラー																															
敷地周辺	サービスサイズ																																
工事中																																	
竣工の際																																	
	キャビネ判以上 サービスサイズ以上																																
○工事の記録等 （工事写真の小黑板情報電子化） （木仕 1.2.4）	「 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について 」（国営建技第 14 号 令和 5 年 3 月 1 日）に基づき、下記の通り実施する。 (a) デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受注者が監督職員へ小黑板情報電子化の実施を申し出、監督職員の承諾を得たうえで実施するものとする。 ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 (b) デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」とする。）は、受注者にて調達する。 (c) 調達する使用機器については、営繕工事写真撮影要領 3.（3）撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。 なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「 電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト） 」に記載している技術を使用していること。また、請負人は監督員に対し、工事着手前に当該工事での使用機器について提示するものとする。 （参照） 営繕工事写真撮影要領 （参照） 使用機器の事例「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」 ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 (d) (c) に示す小黑板情報の電子的記入については、写真編集には該当しない。																																

項目	特記事項
	（e）小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」とする。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。 また、納品時に、受注者はURL（ https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html ）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。 なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
3 節 工事現場管理	
○緊急時の連絡体制	○着工時に緊急時の連絡体制を作成し、監督員に提出する。
○現場代理人等の腕章の着用について	○現場作業員及び住民から見た責任者の明確化を図るため、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者に、腕章の着用を義務付けるものとする。なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。なお、腕章の他にも名札を着用することが望ましい。
・関連工事等の調整	※設備工事等の関連工事による、下記のものについて建築構造体の補強、天井下地の切込み補強及びボード類の切込み等は本工事に含む。大きさ及び位置については、関連工事の設備工事の監督員の指示を受ける。 ・埋込及び露出照明ボックス、その他天井取付用機器 ボックス等（ 箇所） ・天井吹出口及び吸込口（ 箇所） ・スリーブ管入れ及び構造体の補強（ 箇所） ・ダクト貫通部分の構造体補強（ 箇所） ・消火栓ボックス、便器設置のための箱入れ及び構造体の補強（ 箇所） ※箇所数が10%以内の増減については設計変更の対象としない。
・電気保安技術者 （木仕 1.3.3）	・設置する
○施工条件 （木仕 1.3.5）	※行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。ただし、監督員が指示又は監督員の承諾を受けた作業は行うことができる。 ・ 作業時間（準備・片付けを含む） 原則として（ ： ）から（ ： ）までとする。 その他条件 ・ ※工事の都合により、やむを得ず休日作業又は夜間作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得る。
○工事用電力・水道等 （木仕 1.3.5）	○工事用電力・水道・ガスなどを必要とする場合は、請負人がその手続きを行い敷設するものとし、原則としてこれに要する費用は、引渡し日まで請負人の負担とする。 ○本受電後の電力基本料金は、別途電気設備工事（合併工事の場合は、電気設備工事費）に含む。
○工事現場の安全管理 （木仕 1.3.7）	○「 建設工事公衆災害防止対策要綱 」（建築工事編）（国土交通省告示第496号 令和元年9月2日）」及び「 建築工事安全施工技術指針 」（国整第216号 平成27年1月20日）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。 ○安全衛生管理体制の確立及び具体的な実施内容を定めるなどし、工事現場における安全対策に努める。 ○工事期間中に、神戸市工事安全管理委員会による安全巡視、及び、その他臨時に安全巡視が実施される場合は、当該安全巡視に応じなければならない。また、安全巡視において、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。
・統括安全衛生管理義務者の指名 （木仕 1.3.7）	※本工事の請負人を 労働安全衛生法第30条第2項 の規定により指名される統括安全衛生管理義務者とする。
○交通安全管理 （木仕 1.3.8）	※資材運搬等 ○工事用の進入路及び周辺の道路は、道路管理者、警察署及び監督員の指示に従い、常に良好な維持管理及び復旧を行う。また、現場内の仮設道路についても監督員の指示に従い、良好な維持管理及び復旧を行う。 ※特殊車両の運行 ○ 車両制限令 第3条における一般的制限値を超える車両を使用する場合は、道路法第47条の2に基づく通行許可証の写し等を監督員に提出する。

項目

特記事項

○交通誘導員の配置

	職種	人数	期間	定義
・	交通誘導員 B		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの
・	交通誘導員 A		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員（ 警備業法第2条第4項 に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（ 警備員等の検定等に関する規則第1条第4号 に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る 1級検定 または 2級検定 合格警備員

※警備業法に定める交通誘導員とする。

※交通誘導員 A の配置が必要な指定路線は[兵庫県公安委員会 告示第 202 号の 2 \(R7.10.3\)](#)を参照のこと。

規則の適用を受ける具体人数は所轄警察署と協議を行い、協議結果を監督員に報告すること。

○工事用の進入路

・ 図示

○騒音、振動の防止等
([木仕 1.3.10](#))

○作業に伴う騒音及び振動の防止には留意し、騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例その他関係法令に従い作業を行うとともに、必要な届出を行う。

○建設機械は国土交通省指定の[排ガス対策型建設機械](#)を使用する。又、指定地域（上記の法令に基づき市長が指定する）では、国土交通省指定の[低騒音型・低振動型建設機械](#)を使用する。

○工事車両は、駐停車時にアイドリングストップを行うこと。

○建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等
([木仕 1.3.11](#))

○現場事務所等から排出する事業系一般廃棄物（紙類、弁当がら、空き缶、什器、備品等）は、混合廃棄物で排出してはならない。

○建設工事に伴う建設副産物は、できる限り多品目の分別を行うこと。また、各集積所では分別品目の表示を明確に行うこと。

○解体材、工事発生残材等は、工事敷地内で焼却処分、埋立て処分をしてはならない。

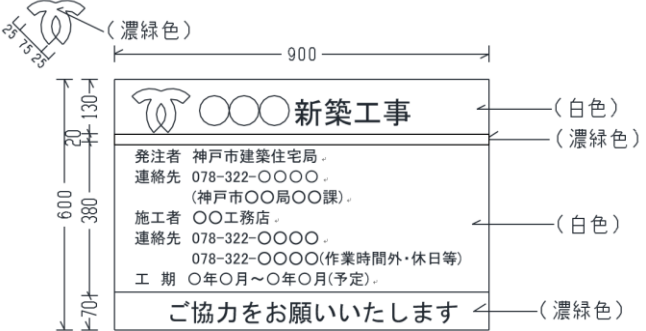
○請負人は、建設副産物の発生の抑制、適正処理、再利用の促進等を図るため、下記のとおり法令で定める対象建設工事について、「再生資源利用〔促進〕計画書」を工事に着手する概ね 10 日前までに、又、建設リサイクル法第 18 条に基づき「再生資源利用〔促進〕実施書」を工事完了後速やかに、「コブリス・プラス（建設副産物等の情報登録システム）」にて作成・提出し、ダウンロードした PDF データを監督員に提出すること。

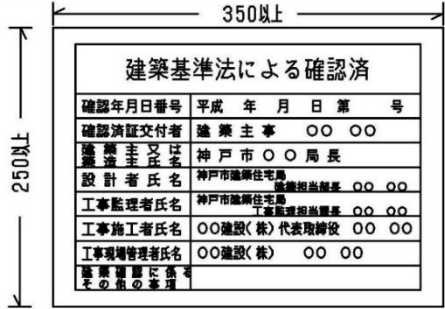
根拠法	対象工事	
資源有効利用促進法	○次の指定副産物を搬出する工事（いずれかに該当する場合） 土砂 500m³ 以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材の合計 200t 以上 ○次の建設資材を搬入する工事（いずれかに該当する場合） 土砂 500m³ 以上、砕石 500t 以上、加熱アスファルト混合物 200t 以上 ○計画作成に当たって行う確認事項等 請負人は合計 500m³ 以上の建設発生土を搬出しようとする場合、計画作成前に、発注者等から土壤汚染対策法等の手続確認や搬出先の確認等を行い、確認結果票に記録して計画の添付資料として、監督員に提出しなければならない。また、工事現場の公衆の見えやすい場所へ計画書および確認結果票を掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めること。 ※確認結果票及び確認フロー（市 HP） ※確認結果票作成にあたっての解説・参考様式（国土交通省 HP） 「建設発生土の搬出先計画制度」	
建設リサイクル法	特定建設資材（※）を使用または廃棄物として排出する次のいずれかに該当する工事	
	※コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材（コンクリート二次製品等）	
	A.建築物の解体	工事部分の床面積の合計 80㎡以上
	B.建築物の新築・増築	工事部分の床面積の合計 500㎡以上
	C.建築物の修繕・模様替え等（リフォーム等） 建築設備の単独発注（新設・更新・維持修繕・撤去等）	請負代金の額 1 億円（税込）以上
D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等（外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等）	請負代金の額 500 万（税込）以上	

・「[コブリス・プラス（建設副産物等の情報登録システム）](#)」

○リサイクル阻害要因説明書の提出（国土交通省「建設リサイクル推進計画」への協力）

項目	特記事項
	特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土について、再生資源利用実施書における再生資源利用促進率が100%未満の項目がある場合(建設廃棄物を最終処分場に直接搬出、または単純焼却とした場合など)は、「リサイクル阻害要因説明書」を作成し工事完了後速やかに電子データおよびプリントアウトしたものを監督員に提出すること。 問い合わせ先(環境局環境保全課) ○建設副産物実態調査(センサス) 国土交通省が「建設副産物対策連絡協議会」を通じて行う建設副産物実態調査(センサス)の調査年度にあたる場合、請負人は「建設リサイクル法」に基づき、省令の再生資源利用〔促進〕実施書を工事完了後速やかに、「コブリス・プラス(建設副産物等の情報登録システム)」にて作成・提出し、ダウンロードしたPDFデータを監督員に提出すること。(対象工事:最終請負金額が100万円以上の工事) ○建設工事に伴う産業廃棄物は、分別解体等の上、搬入施設へ所定の手続きを行い搬入する。なお、費用はすべて請負人の負担とする。産業廃棄物は、廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認するとともに、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はダウンロードしたデータの写し、紙マニフェストを使用した場合はE票(工期内での取得が困難な場合はD票でも可とする)を監督員に提示する。なお、電子マニフェストを可能な限り使用すること。 ・廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト ○建設資材廃棄物の引渡完了報告(神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第18条の11) 建設リサイクル法対象工事のうち、建築物の解体工事及び建築物以外の工作物等の解体を含む工事の請負人は、すべての建設資材廃棄物について産業廃棄物処分業者への引き渡しが終わしてから(最後の廃棄物を引き渡してから)15日以内に(期限内に報告が難しい場合は、マニフェストが返送され次第、速やかに)、e-KOBE(神戸市スマート申請システム)にて「建設資材廃棄物の引渡完了報告」を行うとともに、監督員へ報告すること。 必要添付書類「電子マニフェスト受渡確認票と一覧表」「搬出車両記録表」「再生資源利用(促進)実施書」詳細は下記ホームページ参照 問い合わせ先(神戸市環境局環境保全課) 手続き方法(e-KOBE(神戸市スマート申請システム)) ○コンクリートがら、アスファルトがら及び廢路盤材等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設とし、木材・混合廢棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設(参照)又は中間処理業(廢掃法)の許可を受けている業者の施設(發生木材については再資源化のための施設に限る。)とし、決定にあたっては監督員の承諾を得ること。 ○産業廢棄物等の収集運搬業者は、廢掃法により工事場所と処理施設所在地の許可を有する業者とする。 ○再生資源の積極的な活用による省資源化を図るため、特記された材料以外でも建設廢材再生材を使用することができるとし、請負人においてもこれに努めるものとする。 ○更に、産業廢棄物広域認定制度(廢掃法)の利用その他により建設工事に伴う産業廢棄物の再資源化等に努めるものとする。 ○再生材料を使用する場合は、監督員と協議する。変更が生じた場合には設計変更の対象とする。
○発生材の処理 (木仕1.3.11)	発注者に引き渡しを要するもの (・) 特別管理産業廢棄物 ・有() ・無 処理方法() 再利用を図るもの() 搬入先() 再資源化を図るもの(※コンクリート殻 ※アスファルト殻 ・)

項目	特記事項
○工事標示板等の設置	※工事標示板（ ）枚 ・完成予想図板（ ）枚 〔完成予想図板の大きさは A0（841 mm×1189 mm）を標準とし、詳細は監督員の指示による。〕 ・危険標示板（ ）枚 ・鉄骨製作工場 ・アスベスト関連標示板（ ）枚 ・工事案内板（パウチ加工程度 A2 サイズ（ ）枚） ・建築確認済表示板（ ）枚 ・融資付工事標示板（ ）枚 ※工事標示板の仕様（共通事項） 工事標示板等は図 1.8.1 を標準とし、仕上げは、耐水耐候性に配慮した短期間で劣化しないものとし、監督員指示により作成する。また、工事期間中、公衆が見やすい場所もしくは監督員の指定する場所に掲示すること。 なお、工事標示板には、「工事名」「工期」「発注者」「施工者」「連絡先」その他必要事項を記入することとし、詳細は監督員の指示による。 注） 工事名：契約工事名に限らず、監督員の指示によりわかりやすい工事名を記載することとする 工 期：契約工期ではなく、実際の現場の施工期間とする ※一般的な工事標示板  図 1.8.1 工事標示板（文字は黒色角ゴシック体、最下段の文字は白色角ゴシック体） 施工者：関連工事がある場合は、主たる施工者が並列して表記し、設置する 連絡先（施工者）：作業時間外・休日等の連絡先が、作業時間中と同じ場合は 1 行にまとめ、「（作業時間外・休日等を含む）」と記載する。 ・水道局発注工事の場合の工事標示板  ・交通局発注工事の場合の工事標示板 

項目	特記事項
	 第六十八号様式（第十一条関係） （建築基準法施行規則第十一条） （木板、プラスチック板その他これらに類するものとする） 計画通知の必要な場合に掲示する。 ※建築確認済表示板の様式〔建築基準法第 89 条、第六十八号様式（第十一条関係）〕
・地元工事説明	※工事着手前に行う ・工事説明会の開催 ・お知らせビラの配布 ・ ※資料は監督員と協議の上、請負人が作成する ※工事期間中にも必要に応じ関係者等に十分に説明を行い、工事進捗に支障のないように配慮する
・近隣家屋等の調査	調査範囲 ※図示 ・ 調査内容 ・内外観検査 ・傾斜測定調査 ・水平測定調査 ・ ※調査の内容 (a) 適用範囲 本工事の施工に伴い発生する近隣家屋等への影響を調査する場合に適用する。 (b) 調査範囲は上記により、調査内容は下記の項目とする。 (1) 内外観調査：建物の外観、犬走りと腰壁の取合部、天井、土間、各室毎の壁 4 面、建具の建付け、塀及びその他必要箇所。 (2) 傾斜測定調査：主要な柱及び壁面。 (3) 水平測定調査：敷居、かも居等必要箇所。 (4) その他特記する調査 (c) 調査方法は、下記を標準とする。 (1) 調査は、本工事の着工に先立って行う事前調査とし、工事完成後については、必要に応じ行う。 (2) きれつ、傾斜等の測定精度は（i）～（vi）による。 （i）壁、基礎、犬走り、土間等にきれつある箇所は、きれつ幅 0.1mm 単位長さ 1mm 単位で測定する。 （ii）柱と壁、窓枠と建具等のすきまは、0.1mm 単位で測定する。 （iii）壁、柱等の傾斜は、傾斜測定定規、トランシット、下げふり等を用い 1m につき 0.5mm 単位で測定する。 （iv）床、敷居等の水平は、水準器、デジタル計等を用い、1m につき 0.5mm 単位で測定する。 (3) 写真撮影は、測定箇所すべてについてスケールをあてて撮影するほか、外観、室内を含め一戸当たり 50 枚を標準とし、必要に応じ枚数を増やすこと。 (d) 報告書は、事前調査完了後、測定記録、写真その他必要資料を添付して 2 部作成し、監督員に提出する。
4 節 材料	
○建築材料等の評価名簿の取扱い	○標準仕様書及び改修標準仕様書に品質性能が規定されている建築材料・設備機材等については、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業-建築材料等評価名簿」（（一社）公共建築協会 編集・発行）等に記載されたものとする。
○ステンレス鋼の表面仕上げ	※本工事で用いるステンレス鋼は、特記なき限り材質 SUS304 とし、表面仕上げは「建具のくつずり：No. 2B、その他：＃400」とする。
○ゴム製品等の品質等	※ゴム製品等の品質等は以下による 第 1 条 ゴム製品等の品質確認等 請負人は、TOYO TIRE（株）、ニッタ化工品（株）で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。別表参照）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負人が指定した第三者（TOYO TIRE（株）、ニッタ化工品（株）と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 ※以下はゴム製品等に求められる機能に応じて記載すること。 （記載例） なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

項目

特記事項

第2条　ゴム製品等の品質確認をした場合におけるかし担保の取扱 第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に請負人のかし担保責任が免責されるものではない。 別表 <table><tr><th></th><th>製品及び材料名</th></tr><tr><td rowspan="3">防振ゴム</td><td>ディーゼルエンジン用防振ゴム</td></tr><tr><td>ゴム製軸継手</td></tr><tr><td>産業機械用空気ばね</td></tr><tr><td>芝保護材</td><td></td></tr><tr><td>落橋防止用ゴム</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">道路資材</td><td>車止め（ガードコーン）</td></tr><tr><td>視線誘導標・車線分離標</td></tr><tr><td>弾性舗装材</td><td>ゴムチップ舗装材</td></tr><tr><td>建築防水資材</td><td></td></tr></table> ※代表的な製品例である （参考）ニッタ化工品（株）の製品情報		製品及び材料名	防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム	ゴム製軸継手	産業機械用空気ばね	芝保護材		落橋防止用ゴム		道路資材	車止め（ガードコーン）	視線誘導標・車線分離標	弾性舗装材	ゴムチップ舗装材	建築防水資材		<table><tr><th>試験名</th><th>計測項目</th></tr><tr><td>通常状態での試験（常態試験）</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr><tr><td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr><tr><td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr></table>	試験名	計測項目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能
		製品及び材料名																										
	防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム																										
		ゴム製軸継手																										
		産業機械用空気ばね																										
	芝保護材																											
	落橋防止用ゴム																											
	道路資材	車止め（ガードコーン）																										
		視線誘導標・車線分離標																										
	弾性舗装材	ゴムチップ舗装材																										
建築防水資材																												
試験名	計測項目																											
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び																											
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）																											
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																											
製品検査	外観、寸法、性能																											
5 節　施工																												
○工事施工における工事特性、創意工夫、社会性等について	○工事施工において自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。 ○評価する項目の具体例等については、工事成績評定要領を参考にするものとする。 ○提出に際して必要な所定の様式は監督員に申し出て交付を受けること。																											
○施工計画書（ 木仕 1.5.1 ）	○下記の工事に関して作成する。又、施工計画書等の作成にあたっては、正確な施工数量を把握し、材料ロス、廃棄物を抑制する等環境に配慮すること。 ※総合施工計画書　・仮設工事　・土地業,基礎工事 ・木造工事（・軸組構法工事　・桝組壁工法工事　・丸太組構法工事　・CLT パネル構法工事） ・木工事　・防水工事　・石工事　・タイル工事　・屋根及びとい工事　・金属工事 ・左官工事　・建具工事　・塗装工事　・内装工事　・総合図　・ 作成に当たっては「公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）令和5年版」を参照すること 上記のほか、監督員が適宜指示する工事についても作成する。																											
○材料の検査等	現場に搬入した材料は、標準仕様書に基づき監督職員の検査を受けること。これに加え、請負金額が2,000万円を超える場合は、下記に示す工事用材料について、設計図書に定める品質及び性能を有することを証する書類及び現場への搬入日、数量等を記載した資料を提出し、監督員の検査を受けること。 <table><tr><th>工事名</th><th>工事用材料</th></tr><tr><td>地業工事</td><td>くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート</td></tr><tr><td>鉄筋工事</td><td>鉄筋</td></tr><tr><td>コンクリート工事</td><td>コンクリート</td></tr><tr><td>鉄骨工事</td><td>鋼材</td></tr><tr><td>ブロック及びALCパネル工事</td><td>構造用コンクリートブロック</td></tr><tr><td>防水工事</td><td>アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料</td></tr><tr><td>屋外工事</td><td>鉄筋、構造用コンクリート</td></tr><tr><td></td><td>・</td></tr><tr><td></td><td>・</td></tr></table>	工事名	工事用材料	地業工事	くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート	鉄筋工事	鉄筋	コンクリート工事	コンクリート	鉄骨工事	鋼材	ブロック及びALCパネル工事	構造用コンクリートブロック	防水工事	アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料	屋外工事	鉄筋、構造用コンクリート		・		・							
工事名	工事用材料																											
地業工事	くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート																											
鉄筋工事	鉄筋																											
コンクリート工事	コンクリート																											
鉄骨工事	鋼材																											
ブロック及びALCパネル工事	構造用コンクリートブロック																											
防水工事	アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料																											
屋外工事	鉄筋、構造用コンクリート																											
	・																											
	・																											

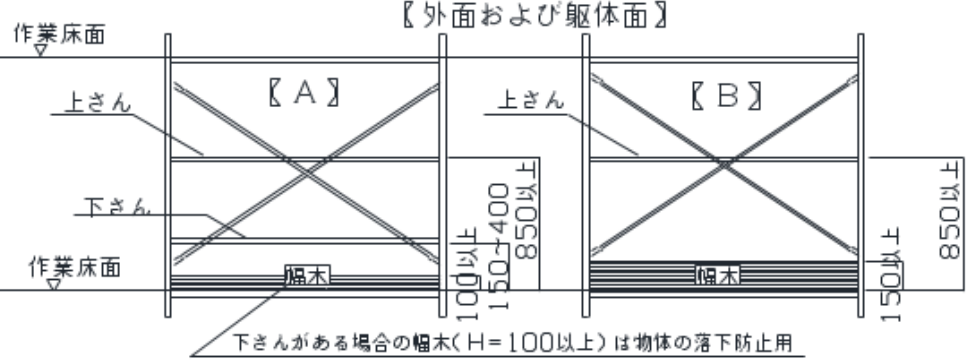
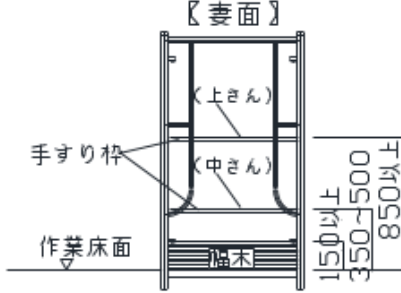
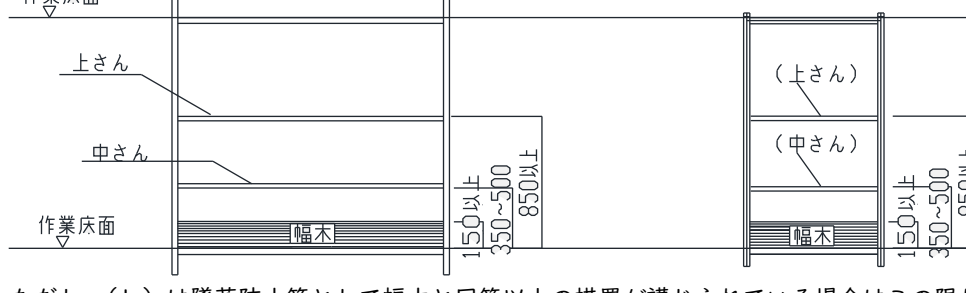
項目		特記事項	
○技能士 (木仕 1.5.2)	○適用する技能検定の職種及び作業の種別は下表による		
	摘要工事種類	職種	技能検定の作業の種別
	仮設工事	とび	・ とび工事
	鉄筋工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
	型枠工事	型枠施工	・ 型枠工事作業
	コンクリート工事	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
		鉄工	・ 構造物鉄工作業
	CB・ALC パネル及び押出し成形セメント板工事	ブロック建築	・ コンクリートブロック工事作業
		ALC パネル施工	・ ALC パネル工事作業
	防水工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業
			・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
			・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業
			・ 合成ゴム系シート防水工事作業
			・ 塩化ビニル系シート防水工事作業
			・ セメント系防水工事作業
			・ シーリング防水工事作業
			・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業
			・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
			・ FRP 防水工事作業
	石工事	石材施工	・ 石張り作業
	タイル工事	タイル張り	・ タイル張り作業
	木工事	建築大工	・ 大工工事作業
	屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業
	金属工事	内装仕上げ施工	・ 鋼製下地工事作業
		建築板金	・ 内外装板金作業
	左官工事	左官	・ 左官作業
	建具工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
		ガラス施工	・ ガラス工事作業
		自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業
	カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・ 金属製カーテンウォール工事作業
		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
		ガラス施工	・ ガラス工事作業
	塗装工事	塗装	・ 建築塗装作業
内装工事	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業	
		・ カーペット系床仕上げ工事作業	
		・ 木質系床仕上げ工事作業	
		・ ボード仕上げ工事作業	
	表装	・ 壁装作業	
排水工事	配管	・ 建築配管作業	
舗装工事	路面標示施工	・ 溶融ペイントハンドマーカール工事作業	
		・ 加熱ペイントマシンマーカール工事作業	
植栽工事	造園	・ 造園工事作業	
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入施工技能士	
○室内空気汚染対策	○ 建築基準法第 28 条の 2 の規定による ホルムアルデヒド発散建築材料として国土交通省告示で定められたもの （以下、「告示対象建材」という。）を屋内で使用する場合は、F☆☆☆☆規格品（JIS・JAS 規格）又は同等以上とする。ただし、該当する材料等がない場合は、監督員と協議の上、決定する。 ○設計図書に指示ある材料工法については、品質・性能の証明できる資料を提出する。 ○告示対象建材に関する資料の提出 告示対象建材については、品質・性能の証明できる資料（公的な書類がない場合は、建材または梱包に印字された規格を撮影した写真）を監督員に提出する。		
・化学物質の濃度測定	○化学物質濃度を下記のとおり測定し、 厚生労働省が定める指針値 以下であることを確認し、測定結果報告書を監督員に 1 部提出する。 測定対象物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ・パラジクロロベンゼン 測定方法、箇所数 ・簡易法 ※測定バッチ（ 社製） ※ホルムアルデヒド用 箇所		

項目	特記事項
	※その他用 ・ ・厚生労働省の標準的測定方法 ・ ○測定箇所は監督員の指示による。 ○ <u>厚生労働省の標準的測定方法</u> による場合の測定者は、環境計量証明事業所として登録を行っている者、又は作業環境測定事業所の有機溶剤の登録を行っている者とする。
6 節 工事検査及び技術検査	
・中間技術検査 (<u>木仕 1.6.2</u>)	○中間技術検査の対象工事は、次による。 ※当初契約金額が5億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事 ※当初契約金額が1億円以上の低入札価格契約工事（低入札価格調査手続要綱第4条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事） ・次のいずれかに該当し、設計担当課若しくは工事担当課の所管課長が必要と認めた工事 ・契約約款第37条（部分引渡し）の適用に伴う検査（完済部分）の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合 ・当初請負金額が3億円以上かつ工期が6ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合 ・その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合 ○中間技術検査の実施は、出来高の検査時期又は次の各号の時期とする。 （1）杭打設完了時 （2）基礎配筋完了時 （3）建て方完了時又は躯体完了時 （4）その他主管課長の判断により有効と思われる時期 ○中間技術検査の実施回数は、工期が1年未満の工事は1回程度、1年以上の工事は2回程度とする。（工事の重要度などに応じ実施回数を増減することがある。）
○出来高検査	○出来高検査については、「 <u>神戸市建築工事出来高算定基準</u> 」若しくは「 <u>建築工事工程段階別出来高払実施要領</u> 」による。
○材料の検査に伴う試験	○工事現場外で行う試験は、JAB【 <u>（公財）日本適合性認定協会</u> 】による認定又はJNLA【 <u>独立行政法人製品評価技術基盤機構</u> 】による登録を受けた試験所で行う。試験項目の実施可能な登録試験所については、下記ホームページを参照のこと。 ○試験の依頼者は請負人とし、試験体の持ち込みについては、監督員の指示により、請負人が責任をもって行う。 なお、試験のために生ずる費用は全て請負人の負担とする。
○電子検査	※「 <u>神戸市電子検査実施要領（建築工事編）</u> 」に基づく電子検査を行う。 原則として電子検査の対象は市単独工事で予定価格1億円以上の工事とする
7 節 完成図	
○完成図書 (<u>標仕 1.7.1,2</u>)	※完成図 ※全図 ・（ 作成方法：※CAD データを修正後 PDF 化 提出方法、提出部数： ※CD-R 等（ 部で提出 ・製本（A3 見開き） 部を提出 ・ ※工事写真 提出方法：※工種毎に整理したもの（PDF 形式）を CD-R 等にて提出する。 提出部数： ・1 部提出する ・ ※工事写真は130万画素以上とする。 ※撮影箇所等は2節工事関係図書 工事の記録等による。 ※工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は 2 節工事関係図書 工事の記録等による。 ・完成写真 提出方法：※デジタルデータ（600 万画素以上、JPEG 形式）を CD-R 等にて提出する。 提出部数： ・アルバム 1 部 ・ ※施工体系図（PDF データ） 施工体系図は、総則 提出書類に関する事項 施工体制台帳及び施工体制 ※提出については「 <u>神戸市建築工事完成図書等電子納品要領</u> 」を適用すること
○保全に関する資料 (<u>木仕 1.7.3</u>)	・保全に関する資料等 ・物品引渡書 ・補修連絡先一覧 ・保証書一覧表 ・ ※保全に関する資料の記載事項及び内容については、監督員の承諾を得る。 ※保存形式、作成方法等は、監督員の指示による。

項目	特記事項									
○完成引継ぎ品	・ 鍵、シャッターハンドル等（引渡書を含む） ・ 鍵箱（ ）箱 ※鋼製既製品 ・ ※鍵は1組ずつ、札を付けて整理する。 ※監督員の指定する場所に保管する。 ・ 補修用内外装仕上げ材 <table><tr><td></td><td>保管材料</td><td>数量</td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr></table> ・ その他（		保管材料	数量	・			・		
	保管材料	数量								
・										
・										

2 章 仮設工事

項目	特記事項
1 節 共通事項	
・仮設計画	※仮設計画は参考であり、施工に先立ち監督員及び施設と協議の上、図面を作成し監督員の承諾を得ること。 ※仮設物設置場所、工事用車両の駐車場所の位置は施設側と協議の上、決定する。 ・占用の必要な部分については、請負人の責任において必要な手続きを遅延なく行うこと。
・安全対策	※工事場所周辺は、施設利用者、児童生徒等に対する安全対策を講じること。 ・工事中も一般市民が利用するので、第三者に危害を与える事のないよう安全管理には工事関係者一同特に留意すること。 ・工事車両の進入の際は交通誘導員による誘導を行い、敷地内運行はハザードランプを点滅させながら最徐行を行い安全運転に留意すること
2 節 縄張り、遣方、足場等	
・仮囲い (木仕 2.2.4)	種別 ・仮囲い用成形鋼板 (t=1.2 mm) ・H=2.0m ・H=3.0m ・ガードフェンス (H=1.8m) ・A型バリケード (H=0.8m) ・ イメージアップ他 ・ 門扉 (施錠付) 形状 ・W3.0m×H1.8m ・W6.0m×H1.8m ・ 種別 ・シートゲート ・パネルゲート ・キャスターゲート 施工範囲は図示による。やむを得ず、工事途中に仮囲いをはずす場合は監督員の承諾を受ける。 参考「 建設工事公衆災害防止対策要綱 仮囲い、出入口 」 安全対策等 ※工事用資材置場の安全措置 子どもが利用する既存施設の改修工事などにおける工事用資材置場は、施設利用者動線と交錯しない場所で確保すること。やむを得ず施設利用者動線に接近する場合は、容易に移動したり、接触できない構造で完全に区画して安全措置をとること。(ガードフェンス H=1800 同等以上) ※ガードフェンスの安全措置 一般の人が手を触れる可能性がある工事現場の仮囲いについては、ガードフェンス鋼板端部の隙間などに指を挟む危険性があるため、あらかじめテープで目張りするなど適切な安全措置を施して設置すること。 
・仮設物の設置場所	※構内 ・指定仮設用地 使用条件 (・有償 ・無償) ※便所等を設置する場合、下水処理区域内は所定の手続きの上、污水管に放流するのを原則とする。
・落下物、飛散物などによる危害の防止	※工事現場からの落下物、飛散物による危害防止は下記又は同等以上の措置をする ・メッシュシート (JIS A 8952 に定める I 類) ・養生シート (帆布製) (JIS A 8952 に定める I 類) ・金網式養生柵 ・防護棚 (朝顔) ・防音シート ・防音パネル ・ ※施工範囲は図示による。 参考「 建設工事公衆災害防止対策要綱 落下物による危害の防止 」
・足場からの墜落事故防止 (木仕 2.2.4)	※足場 (仮設ゴンドラ、移動式足場を除く) を設ける場合は、「 「手すり先行工法に関するガイドライン」 について (厚生労働省基発第 0424001 号平成 21 年 4 月 24 日)」の「 手すり先行工法等に関するガイドライン 」により、「 手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準 」及び「 働きやすい安心感のある足場に関する基準 」に適合する足場とする。 ※屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、 JIS A 8971 の施工標準 に基づき、必要な屋根工事用足場を設置する。(JIS A 8971 附属書 A の表 A.3 を参考とする。)
・足場その他 (木仕 2.2.4)	「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく「働きやすい安心感のある足場」のうち、手すり先送り方式による足場を設ける場合は、労働安全衛生関係法令を満たした上で下記の措置を講じるか、防音パネル、ネットフレームの設置等により下記の措置と同等以上の措置を講じたものとする。 また、組立て作業手順は、手すり先送り→床板→建枠→交差筋かい→階段の手すり、中さん→下さん、幅木→上さんの順に各層で完成させてから上層に組み立てること。(足場の解体は、組立てと逆)

項目	特記事項
	墜落防止策 <安全衛生規則+働きやすい安心感のある足場> (a) 【A】交差筋かいに上さん、下さん (高さ 15cm 以上 40cm 以下のさん) を設けたもの。 【B】交差筋かいに上さん、高さ 15cm 以上の幅木を設けたもの。 ただし、作業の必要上、臨時にそれらの設備を外す場合においては、それに代わる墜落の防止措置を講ずること。 ex. ブラケット足場または防網 (層間ネット) 等を設置の上、安全帯を併用させる (防網は、手すり、中さん、幅木に代わるものではない)   (b) くさび緊結方式及び単管本足場については外面・躯体面・妻面とも上さん、中さん、幅木 (15cm 以上) を設けたものとする。  ただし、(b) は墜落防止策として幅木と同等以上の措置が講じられている場合はこの限りではない。 ◆物体落下防止策 <安全衛生規則> (a) 外面においては、幅木 (H=100 以上) またはネット状養生シート (特記にて指定) 等を設置する。 (b) 躯体面においては、幅木 (H=100 以上) または防網等を設置する。 (c) 足場床面のすき間は 3cm 以内とする。また、幅木を設置する場合は床面と幅木との間にすき間を作らない。

項目	特記事項
	「人の墜落防止策」、「物体の落下対策」の観点で規定しているが、「働きやすい安心感のある足場」の基準において、「人の墜落防止策」として、「幅木を設けたもの又はこれと同等以上の措置を講じたもの」とされているため、ex. 物体落下防止策（α）でネット状養生シートを設置している場合、「人の墜落防止策」として、幅木と同等以上の措置を講じた場合は幅木の設置は不要。
3 節 仮設物	
・監督員事務所等 （ 木仕 2.3.1 ）	（1）監督員事務所の規模（別途設備工事監督員と共用する。） ※（ ）㎡程度（会議室（ ）㎡を含む） 標準仕様 ・出入口：鍵付き ・床：タイルカーペット敷き ・窓：ブラインド又はカーテン付 ・更衣スペース：カーテン等で囲う ・ミニキッチン ・ （2）監督員事務所の設備 ※電灯 ※給排水 ・ 監督員事務所の電話 ※専用電話 ・兼用ファックス 監督員事務所の備品 ※机、いす、書棚、白板、掛時計、更衣ロッカー、冷暖房機器、検査用具、ゴム長靴、軍手、雨合羽 ・その他（ ）
・洗車設備	・洗車ピット（幅 3m×長さ 5m、厚さ 20cm 程度の土間コンクリート、給排水設備共） ・洗車装置（高压洗浄装置程度） 工事現場出入口に設け、泥土等が場外に飛散することがないようにする。
・快適トイレの設置促進	※建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、下記に示す、快適トイレの設置に努めること。 国土交通省では、以下の仕様を満たすトイレを快適トイレとしている。 神戸市では、「1. 快適トイレに求める標準仕様」と「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品（(8)を除く）」を装備した快適トイレの設置を推奨する。
	国土交通省「快適トイレ」標準仕様 1. 快適トイレに求める仕様 （1） 洋式便座 （2） 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む） （3） 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）〔必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること〕 （4） 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） 〔二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの〕 （5） 照明設備（電源がなくても良いもの） （6） 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上） 2. 快適トイレとして活用するために備える付属品 （7） 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 （8） 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） （9） サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） （10） 鏡付きの洗面台 （11） 便座除菌シート等の衛生用品 3. 推奨する仕様、付属品 （12） 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上） （13） 擬音装置 （14） フィッティングボード （15） フラッパー機能の多重化 （16） 窓など室内温度の調整が可能な設備 （17） 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）
・その他	※工事関係車両は、本工事関係車両であることを表示すること。 ・既存部分の養生は十分に行う。万一損傷を与えた場合は監督員の指示により現況復旧のこと。 ・仮設用地及び車両進入路廻りは、工事完了後速やかに整地し現況復旧のこと。

3 章 2 節 土工事【標準仕様書 3 章[土工事]による】

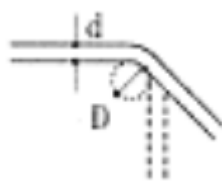
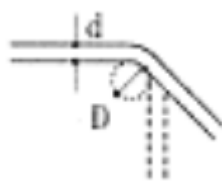
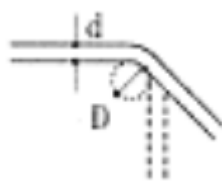
項目		特記事項																					
1 節 共通事項																							
※設計地盤高さ等		・配置図による ・現状平均地盤を設計地盤高さとする ・現状地盤高さ（ ）m ・設計地盤高さ（ ）m																					
2 節 根切り等																							
・敷地内障害物の整理 （ 標仕 3.2.1 ）		・																					
・排水 （ 標仕 3.2.2 ）		※既設排水溝や排水管、会所等の撤去時には、仮設の排水設備を設け、排水上支障のないようにする。																					
・埋戻し及び盛土 （ 標仕 3.2.3 ）		種別及び工法（ 標仕 表 3.2.1 ） ・A 種 施工箇所（ ） ・B 種 施工箇所（ ） ・C 種 施工箇所（ ） 土質（ ） 受渡場所（ ） ・D 種 施工箇所（ ） ・搬入まさ土（砂れき等の混入のない良質なものとし、水締め、機器による締固めとする） ※B 種または C 種は、良質土として認められない場合は監督員と協議による。 ※埋戻しの際、地中梁等の鉄筋及びコンクリートを損傷する恐れのある場合は適切な養生を行う。																					
・地均し （ 標仕 3.2.4 ）		地均しの範囲 ・建物周囲（・2m ・5m） ・敷地全面 ・図示範囲																					
・建設発生土の処理 （ 標仕 3.2.5 ）		○処理方法は下記のとおりとする ※構外 <table><tr><th>指定処分地</th><th>問合せ先</th><th>電話</th><th>備考</th></tr><tr><td>・ポートアイランド沖（神戸空港島）</td><td>神戸空港島料金所</td><td>302-6322</td><td></td></tr><tr><td>・布施畑環境センター</td><td>布施畑環境センター管理事務所</td><td>974-2411</td><td></td></tr><tr><td>・淡河環境センター</td><td>淡河環境センター管理事務所</td><td>959-0715</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・構内再利用（ ） ・他現場に搬入（ ） 詳細は監督員の指示による。 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者（搬出先が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等）に受領書（電磁的記録も可）の交付を求め、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が再生資源利用計画と一致することを確認するとともに、受領書又はその写しを保存（建設工事の完了日から5年を経過する日まで）すること。 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は、当該工事現場の元請業者等）に対し、速やかに受領書を交付すること。 ○搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面（土砂搬出及び受領証明書）を作成し受領書と見なす。 ○搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、請負人は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくこと。また、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくこと ○請負人が建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して作成した再生資源利用計画および確認結果を通知すること。なお、搬出先側がトラック運送事業者に委託し搬出する場合には、請負人からの通知は要しない。 ○請負人は、建設発生土を計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該地の搬出先への搬出に関する書面（受領書と同じ事項）を作成し、建設工事の完了日から5年を経過する日まで保存すること。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とする。（神戸市管理の処分地（※）または国土交通省のストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤードを除く。） （※）神戸市管理の処分地：ポートアイランド沖（神戸空港島）、淡河環境センター、布施畑環境センター ※土砂受領書の様式（市 HP）		指定処分地	問合せ先	電話	備考	・ポートアイランド沖（神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322		・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411		・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715					
指定処分地	問合せ先	電話	備考																				
・ポートアイランド沖（神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322																					
・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411																					
・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715																					
3 節 山留め																							
・地盤の設計用支持力		長期（ ） kN/m2 ・地盤調査報告書による																					
・山留め （ 標仕 3.3.1～3 ）		※地盤の掘削する箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが 1.5m を超える場合には、山留めを行うものとする。 構造その他：・図示 ・																					

項目	特記事項
	・構造図による ・水平方向のずれ D/4（D は杭径）かつ 100 mm以下 鉛直精度 1/100 以内 上記の値を超えたものについては、監督員の指示により杭の増打ち、構造体の補強など適切な処置をする。 (2)根固め液及び杭周固定液の管理試験 ・構造図による
・特定埋込杭工法 (標仕 4.3.5)	国交省告示第 1113 号（H13.7.2）第 6 に基づく埋込杭工法 (3)支持層の位置及び土質 ※構造図による (4)杭の支持層への根入れ長さ及び杭の水平方向の位置ずれの精度 ・構造図による ・水平方向のずれ D/4（D は杭径）かつ 100 mm以下 鉛直精度 1/100 以内 上記の値を超えたものについては、監督員の指示により杭の増打ち、構造体の補強など適切な処置をする。
・継手 (標仕 4.3.6)	(1)継手の工法： ※構造図による ・溶接継手 ・機械式継手
・杭頭の処理等 (標仕 4.3.8)	(1)杭頭を切断する方法 ・構造図による ・外圧方式 ・ダイヤモンドカッター方式 ※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 S 4 基礎(3) ・A 型 ※B 型 ・配筋標準図に図示
4 節 鋼杭地業	
・材料 (標仕 4.4.3)	(1)鋼杭の材料 [JIS A 5525 （鋼管ぐい）、 JIS A 5526 （H 形鋼ぐい）] ・構造図による (2)溶接材料 (標仕 7.2.5(3)) ・構造図による
・工法 (標仕 4.4.4)	(3)支持層の位置及び土質 ※構造図による (4)杭の支持層への根入れ長さ及び杭の水平方向の位置ずれの精度 ・構造図による ・水平方向のずれ D/4（D は杭径）かつ 100 mm以下 鉛直精度 1/100 以内 上記の値を超えたものについては、監督員の指示により杭の増打ち、構造体の補強など適切な処置をする。
・継手 (標仕 4.4.5)	(1)継手の工法： ※構造図による ・溶接継手 ・機械式継手
・杭頭の処理等 (標仕 4.4.6)	(1)杭頭を切断する方法 ・構造図による ・ガス切断工法
5 節 場所打ちコンクリート杭地業	
・一般事項 (標仕 4.5.1)	(2)工法 ・オールケーシング<ベノト>工法 ・表層ケーシング（ ）m ・アースドリル工法 ・リバース工法 ・場所打ち鋼管コンクリート杭 建築基準法に基づき国土交通大臣が認定した工法 ・拡底杭 建築基準法に基づき国土交通大臣が認定した工法
・材料その他 (標仕 4.5.4)	(1)鉄筋 (ア)※ 標仕 表 5.2.1 による 鉄筋の種類等： ※構造図による (1)(a)帯筋の加工及び組立： ※構造図による ※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 （Ⅰ）図 6・4④による帯筋の組立ての割付け ※構造図による (b)鉄筋の最小かぶり厚さ： ※構造図による ・100 mm (c)鉄筋かごの補強： ※杭径 1.5m 以下の場合は鋼板 9～12×50(mm)、1.5m を超える場合は鋼板 9～12×75(mm)の補強リングを 3 m以下の間隔で、かつ、1 節につき 3 箇所以上入れ、リングと主筋との接触部を溶接にする（溶接長さは補強材の幅） ※構造図による (g)組み立てた鉄筋の節ごとの継手： ※構造図による ・重ね継手 (2)コンクリート (ア) セメントの種類 ： ※構造図による ・高炉セメント B 種

項目	特記事項
	(1)混和剤： ※構造図による (ウ)設計基準強度(Fc)： ※構造図による (I)コンクリートの種別 (標仕 表 4.5.1)： ・A 種 ・B 種 (オ)スランプ： ※構造図による ・21 cm (キ)構造体強度補正値（S）： ※構造図による ・3N/mm² (3)鋼管 鋼管部分の材料： ※構造図による
・アースドリル工法、リバース工法及びオールケーシング工法 (標仕 4.5.5)	(1)支持層の位置及び土質 ※構造図による (3)(ア) 杭の支持層への根入れ長さ及び杭の水平方向の位置ずれの精度 ・構造図による ・水平方向ずれ： ・100 mm以下 ・鉛直性： ※1/100 以下 上記の値を超えたものについては、監督員の指示により杭の増打ち、構造体の補強など適切な処置をする。 ・超音波測定器による杭壁の確認： ・行う ・行わない
・場所打ち鋼管コンクリート杭工法及び拡底杭工法 (標仕 4.5.6)	(1)支持層の位置及び土質 ※構造図による (2)試験杭の位置、本数及び載荷荷重 ※構造図による (3)(ア) 杭の支持層への根入れ長さ及び杭の水平方向の位置ずれの精度 ・構造図による ・水平方向ずれ： ・100 mm以下 ・鉛直性： ※1/100 以下 上記の値を超えたものについては、監督員の指示により杭の増打ち、構造体の補強など適切な処置をする。 ・超音波測定器による杭壁の確認： ・行う ・行わない
6 節 砂利、砂、捨コンクリート地業等	
・材料 (標仕 4.6.2)	(1)砂利地業の砂利 ・再生クラッシュラン ・切込砂利 ・切込碎石 (2)砂地業の砂 ・山砂 ・川砂 ・砕砂 (3)捨コンクリート地業のコンクリート (標仕 表 6.2.1) ・Ⅰ類 ・Ⅱ類 ・図示 (4)床下防湿層の材料 ※ポリエチレンフィルム（厚 0.15 mm以上）
・砂利及び砂地業 (標仕 4.6.3)	(1)範囲及び厚さ 範囲：※図示 厚さ：・図示 ・60 mm
・捨コンクリート地業 (標仕 4.6.4)	(1)範囲及び厚さ 範囲：※図示 厚さ：・図示 ・50 mm (2) 標仕 6 章 14 節 [無筋コンクリート] (2)コンクリートの種類： ・図示 ・普通コンクリート (3)設計基準強度： ・18 N/mm ² スランプ： ・15 cm ・18 cm
・床下防湿層 (標仕 4.6.5)	(1)防湿層の適用及び範囲： 適用：・適用する 範囲：・図示
7 節 地盤改良（深層混合処理工法）	
・材料 (標仕 4.7.2)	固化材の種類 JIS 規格品（・普通セメント ・高炉セメント B 種） セメント系固化材（JIS 規格外品）（・特殊土用 ・一般軟弱土用 ・高有機質土用）
・工法 (標仕 4.7.3)	(1)方式：・図示 ・機械攪拌方式 (2)改良体の設計基準強度（Fc）、改良体長さ、改良率、改良体幅 ※図示 (3)室内配合試験の対象の試料を採取する地層： ※図示 (4)室内配合試験 (ア)一軸圧縮試験（ JIS A 1216 ）の供試体数： ※図示

項目	特記事項
	(1)六価クロム溶出試験は、「 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」の一部変更について 」（平成13年4月20日 国官技第16号、国営建第1号）により実施する。試験結果を監督員に提出する。 (5)試験施工： ※図示 ・行う (7)改良工事完了後の試験 (7)一軸圧縮試験（ JIS A 1216 ） 検査対象： ※図示 ・ コア採取方法： ※図示 ・ 供試体数： ※図示 ・ 検査方法： ※図示 ・ (1)六価クロム溶出試験： ※図示 ・行う ・行わない
8 節 地盤改良（浅層混合処理工法）	
・材料 （ 標仕 4.8.2 ）	固化材の種類 JIS 規格品（ ・普通セメント ・高炉セメント B 種） セメント系固化材（JIS 規格外品） ・特殊土用 ・一般軟弱土用 ・高有機質土用 ・発塵抑制型固化材
・工法 （ 標仕 4.8.3 ）	(1)方式： ・図示 ・原位置混合方式 ・ (2)改良体の設計基準強度（Fc）、改良対象土、改良範囲、改良厚さ ※図示 ・ (3)室内配合試験の対象の試料を採取する地層 ※図示 ・ (4)室内配合試験 (7)一軸圧縮試験（ JIS A 1216 ）の供試体数： ※図示 ・ (1)六価クロム溶出試験は、「 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」の一部変更について 」（平成13年4月20日 国官技第16号、国営建第1号）により実施する。試験結果を監督員に提出する。 (5)改良工事完了後の試験 (7)一軸圧縮試験（ JIS A 1216 ） 検査対象： ※図示 ・ コア採取方法： ※図示 ・ 供試体数： ※図示 ・ 検査方法： ※図示 ・ (1)六価クロム溶出試験： ※図示 ・行う ・行わない
その他	
・ラップルコンクリート地業	※ 標仕 3 章 2 節 [根切り等] による。なお、所定の位置まで掘削した後、監督員に支持地盤の確認を受ける。 コンクリートの調合等 ※ 標仕 6 章 14 節 [無筋コンクリート] による ・ ※上記以外は、構造図による。
・その他の地業	

3 章 4 節 基礎工事（鉄筋）【標準仕様書 5 章[鉄筋工事]による】

項目		特記事項																					
2 節 材料																							
・鉄筋 (標仕 5.2.1)		鉄筋の種類等 ・ JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) <table><tr><th>区分</th><th>種別</th><th>呼び名・鉄筋径等</th></tr><tr><td rowspan="3">丸鋼</td><td>・ SR235</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・ SR295</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">異形鉄筋</td><td>・ SD295</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・ SD345</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・ SD390</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・</td><td></td></tr></table> ・ 標仕 表 5.2.1 掲載の「建築基準法第 37 条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋」 ※構造図による ・ 490N/mm 2 を超える高強度鉄筋 ・ エポキシ樹脂塗装鉄筋 ・ 垂鉛めっき鉄筋 ・ 標仕 表 5.2.1 に記載された鉄筋以外のもの ※構造図による ・			区分	種別	呼び名・鉄筋径等	丸鋼	・ SR235	※構造図による ・	・ SR295	※構造図による ・	・		異形鉄筋	・ SD295	※構造図による ・	・ SD345	※構造図による ・	・ SD390	※構造図による ・	・	
区分	種別	呼び名・鉄筋径等																					
丸鋼	・ SR235	※構造図による ・																					
	・ SR295	※構造図による ・																					
	・																						
異形鉄筋	・ SD295	※構造図による ・																					
	・ SD345	※構造図による ・																					
	・ SD390	※構造図による ・																					
	・																						
・溶接金網 (標仕 5.2.2)		溶接金網 [JIS G 3551] (溶接金網及び鉄筋格子) の鉄線の形状、網目寸法及び鉄線の径 ※構造図による ・																					
3 節 加工及び組立																							
・加工及び組立一般 (標仕 5.3.1)		※ 標仕 5 章 3 節 「加工及び組立て」に関し、記載のない項目の特記事項は、構造図及び 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 による。 ※柱の帯筋組み立ての形の種別 (鉄筋コンクリート構造配筋標準図 § 6 柱(C)) ・ ①H 形 ・ ②W-I 形 ・ 図示) ※壁の開口部補強の種別 (鉄筋コンクリート構造配筋標準図 § 9 壁(C)) ・ A 形 ※B 形 ・ 図示 配筋種別																					
・加工 (標仕 5.3.2)		(3)鉄筋の折曲げ形状及び寸法 標仕 表 5.3.1 (注)2. 90° 未満の折曲げの内法直径 ※下表による ・ 構造図による <table><tr><th rowspan="3">折曲げ角度</th><th rowspan="3">折曲げ図</th><th colspan="3">折曲げ内法直径 (D)</th></tr><tr><th colspan="3">SD295、SD345、SD390</th></tr><tr><th>D16 以下</th><th>D19～D25</th><th>D29～D38</th></tr><tr><td>90° 未満</td><td></td><td>4d 以上 (5d 以上)</td><td>6d 以上 (6d 以上)</td><td>8d 以上 (8d 以上)</td></tr></table>			折曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径 (D)			SD295、SD345、SD390			D16 以下	D19～D25	D29～D38	90° 未満		4d 以上 (5d 以上)	6d 以上 (6d 以上)	8d 以上 (8d 以上)			
折曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径 (D)																					
		SD295、SD345、SD390																					
		D16 以下	D19～D25	D29～D38																			
90° 未満		4d 以上 (5d 以上)	6d 以上 (6d 以上)	8d 以上 (8d 以上)																			
※(注)SD390 は () 内を適用する。																							
・継手及び定着 (標仕 5.3.4)		※(1)継手の種類 <table><tr><th>接合方法</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>・ ガス圧接継手</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・ 重ね継手</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・ 機械式継手</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・ 溶接継手</td><td>※構造図による ・</td></tr></table> ※(2)鉄筋の継手位置：構造図及び 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 による ※(3)(7)柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ ※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 § 2 総則(e)重ね継手及び定着、§ 5 基礎梁、§ 6 柱、§ 7 大梁、§ 8 小梁及び片持ち梁、§ 9 壁 による ・ (4)隣り合う継手の位置 先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所にはける場合 ・ 構造図による ・ ※(5)(7)鉄筋の定着の長さ： ※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 による ・ (5)(1)仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さLが、表 5.3.4 のフックありの定着の長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法： ・ 構造図による ・ 標仕 図 5.3.3 による ・ (5)(7)機械式定着工法 ②適用箇所： ・ 構造図による ・ 種類： ・ 構造図による ・			接合方法	施工箇所	・ ガス圧接継手	※構造図による ・	・ 重ね継手	※構造図による ・	・ 機械式継手	※構造図による ・	・ 溶接継手	※構造図による ・									
接合方法	施工箇所																						
・ ガス圧接継手	※構造図による ・																						
・ 重ね継手	※構造図による ・																						
・ 機械式継手	※構造図による ・																						
・ 溶接継手	※構造図による ・																						

項目	特記事項
・鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (標仕 5.3.5)	(1)鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 § 3.鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 及び構造図による
・各部配筋 (標仕 5.3.7)	※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 による
4 節 ガス圧接	
・圧接完了後の圧接部の試験 (標仕 5.4.10)	※(1)試験方法： ※超音波探傷試験 ・引張試験 ・(1)(b)引張試験の方法は下記による ※1ロットは、1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする ※試験片の採取数は1ロットに対して3本とする ※試験片の形状、寸法及び試験方法は JIS Z 3120 （鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接継手の試験方法及び判定基準）による
5 節 機械式継手	
・工法 (標仕 5.5.3)	※(2)機械式継手 適用箇所： ※構造図による 性能： ※構造図による 種類： ※構造図による ・ねじ節鉄筋継手（グラウト方式） ・モルタル充填継手 ・端部ねじ加工継手 鉄筋相互のあき等： ※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 による ・構造図による
・施工完了後の継手部の試験 (標仕 5.5.5)	・(7)(b)外観試験の試験項目及び可否判定 ・構造図による ・ 標仕 表 5.5.1～3 による ・(1)超音波探傷試験： ・実施する ・(1)(a)試験対象： ※構造図による ・
・不合格となった場合の措置 (標仕 5.5.6)	・(1)外観試験の不合格の場合の措置 ・構造図による ・ 標仕 5.5.6(1)(7)～(7) による ・(2)超音波探傷試験の不合格の場合の措置 ※グラウト施工前などで取り外せる場合を除き、鉄筋を切断して継手を除去した後に再施工する
6 節 溶接継手	
・工法 (標仕 5.6.3)	※(2)溶接継手 適用箇所： ※構造図による 性能： ※構造図による 工法： ※構造図による ・突合せ溶接（ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 § 2 総則(g)フレア溶接） ・重ねアーク溶接 鉄筋相互のあき等： ※構造図による
その他	
・はり貫通孔の補強	※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 による ・H 形（ ） ・M 形（ ） ・MH 形（ ） ・図示 ・既製の梁貫通孔補強筋等 ※（財）日本建築センターの評定（評価）品 ※（財）日本建築総合試験所の建築技術性能証明品 評定（評価）書又は性能証明書を提出し、使用部位の確認を行うこと。
・機械つり上げ用フック	種別： ・図示 ・
・鉄骨鉄筋コンクリート造の配筋	※図示及び仕様書等以外の部分は、（社）日本建築学会「鉄骨鉄筋コンクリート配筋指針・同解説」（最新版）による。

3 章 4 節 基礎工事（コンクリート）【標準仕様書 6 章[コンクリート工事]による】

項目		特記事項	
2 節 コンクリートの種類及び品質			
・コンクリートの種類 (標仕 6.2.1)		※(1)コンクリートの種別 標仕 表 6.2.1 ※Ⅰ類〔配合設計及び品質管理等を適切に施工できる工場（ 全国品質管理監査会議 の策定した統一監査基準に基づく 監査に合格した工場等 ）から選定する。〕 ※(2)コンクリートの気乾単位容積質量による種類 ・普通コンクリート ・軽量コンクリート ・(3)建築基準法第 37 条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたコンクリート ・適用する（使用部位：	

項目	特記事項																																																																																																																																												
	・(7)(a) 普通エコセメントを使用するコンクリートにおける再生骨材Hの使用 ・使用する（適用部位） ・構造図による ・(イ) アルカリシリカ反応性による区分（JIS A 5308 附属書 J A） ※A（アルカリシリカ反応性試験の結果が“無害”と判定されたもの） ※B の場合は、監督員の承諾を受ける。 (4)混和材料 ・混和剤 JIS A 6204 による ・AE 剤 ・AE 減水剤 ・高性能 AE 減水剤 ・混和材： ・フライアッシュ（・I 種 ・II 種 ・IV 種）[JIS A 6201（コンクリート用フライアッシュ）] ・高炉スラグ微粉末 [JIS A 6206（コンクリート用高炉スラグ微粉末）] ・シリカフェーム [JIS A 6207（コンクリート用シリカフェーム）] ・膨張材 [JIS A 6202（コンクリート用膨張材）]																																																																																																																																												
・コンクリートの調合 (標仕 6.3.2)	※(7)(b)構造体強度補正值（S）は標仕 表 6.3.2 による 標仕 表 6.3.2 <table><tr><th>セメントの種類</th><th colspan="2">コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ の範囲（℃）</th></tr><tr><td>普通ポルトランドセメント</td><td rowspan="3">0 ≦ θ < 8</td><td rowspan="3">8 ≦ θ</td></tr><tr><td>高炉セメント A 種</td></tr><tr><td>シリカセメント A 種</td></tr><tr><td>早強ポルトランドセメント</td><td>0 ≦ θ < 5</td><td>5 ≦ θ</td></tr><tr><td>中庸熱ポルトランドセメント</td><td>0 ≦ θ < 11</td><td>11 ≦ θ</td></tr><tr><td>低熱ポルトランドセメント</td><td>0 ≦ θ < 14</td><td>14 ≦ θ</td></tr><tr><td>高炉セメント B 種</td><td>0 ≦ θ < 13</td><td>13 ≦ θ</td></tr><tr><td>フライアッシュセメント A 種</td><td rowspan="2">0 ≦ θ < 9</td><td rowspan="2">9 ≦ θ</td></tr><tr><td>フライアッシュセメント B 種</td></tr><tr><td>普通エコセメント</td><td>0 ≦ θ < 6</td><td>6 ≦ θ</td></tr><tr><td>構造体強度補正值（S）（N/mm²）</td><td>6</td><td>3</td></tr></table> ※下表は、寒候期における各旬の初めから 28 日間の平年値の平均気温を示しており、コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ（℃）として取り扱う。 ※表中にない値は、直線補間して求める。なお、青の網掛けは θ < 8℃を示している。 ※高度差による補正は、工事場所に近い地域の数値に基づき、100m 高くなる毎に 0.75℃低くなるものとして算定する。 表－各旬の初めから 28 日間の平年値の平均気温 <table><tr><th>観測地</th><th>神戸（気象台）</th><th>明石（垂水）</th><th>三田（北神）</th><th>三木（西神）</th></tr><tr><td>標高</td><td>5.3m</td><td>3.0m</td><td>150m</td><td>145m</td></tr><tr><td>10 月 1 日</td><td>19.2</td><td>18.1</td><td>15.5</td><td>16.7</td></tr><tr><td>10 月 11 日</td><td>17.4</td><td>16.2</td><td>13.4</td><td>14.8</td></tr><tr><td>10 月 21 日</td><td>15.5</td><td>14.3</td><td>11.4</td><td>12.9</td></tr><tr><td>11 月 1 日</td><td>13.5</td><td>12.3</td><td>9.3</td><td>10.9</td></tr><tr><td>11 月 11 日</td><td>11.6</td><td>10.4</td><td>7.4</td><td>8.9</td></tr><tr><td>11 月 21 日</td><td>9.8</td><td>8.7</td><td>5.7</td><td>7.2</td></tr><tr><td>12 月 1 日</td><td>8.4</td><td>7.3</td><td>4.3</td><td>5.8</td></tr><tr><td>12 月 11 日</td><td>7.3</td><td>6.4</td><td>3.3</td><td>4.8</td></tr><tr><td>12 月 21 日</td><td>6.6</td><td>5.7</td><td>2.8</td><td>4.2</td></tr><tr><td>1 月 1 日</td><td>6.1</td><td>5.2</td><td>2.5</td><td>3.7</td></tr><tr><td>1 月 11 日</td><td>5.9</td><td>5.0</td><td>2.4</td><td>3.6</td></tr><tr><td>1 月 21 日</td><td>6.2</td><td>5.2</td><td>2.8</td><td>4.0</td></tr><tr><td>2 月 1 日</td><td>7.0</td><td>6.0</td><td>3.8</td><td>4.9</td></tr><tr><td>2 月 11 日</td><td>8.0</td><td>6.9</td><td>4.9</td><td>5.9</td></tr><tr><td>2 月 21 日</td><td>9.2</td><td>7.9</td><td>6.2</td><td>7.1</td></tr><tr><td>3 月 1 日</td><td>10.2</td><td>8.8</td><td>7.3</td><td>8.2</td></tr><tr><td>3 月 11 日</td><td>11.8</td><td>10.3</td><td>9.0</td><td>9.9</td></tr><tr><td>3 月 21 日</td><td>13.7</td><td>12.0</td><td>10.9</td><td>11.8</td></tr><tr><td>4 月 1 日</td><td>15.7</td><td>14.0</td><td>13.1</td><td>14.0</td></tr><tr><td>4 月 11 日</td><td>17.4</td><td>15.7</td><td>14.9</td><td>15.7</td></tr></table> ・(イ)(f)④調査条件、混和材料の使用、①～③以外の混和材料の使用方法及び使用量 ・使用方法： ・使用する（種類、適用箇所） ・構造図による ・使用量： ・製造所の仕様による ・構造図による	セメントの種類	コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ の範囲（℃）		普通ポルトランドセメント	0 ≦ θ < 8	8 ≦ θ	高炉セメント A 種	シリカセメント A 種	早強ポルトランドセメント	0 ≦ θ < 5	5 ≦ θ	中庸熱ポルトランドセメント	0 ≦ θ < 11	11 ≦ θ	低熱ポルトランドセメント	0 ≦ θ < 14	14 ≦ θ	高炉セメント B 種	0 ≦ θ < 13	13 ≦ θ	フライアッシュセメント A 種	0 ≦ θ < 9	9 ≦ θ	フライアッシュセメント B 種	普通エコセメント	0 ≦ θ < 6	6 ≦ θ	構造体強度補正值（S）（N/mm ² ）	6	3	観測地	神戸（気象台）	明石（垂水）	三田（北神）	三木（西神）	標高	5.3m	3.0m	150m	145m	10 月 1 日	19.2	18.1	15.5	16.7	10 月 11 日	17.4	16.2	13.4	14.8	10 月 21 日	15.5	14.3	11.4	12.9	11 月 1 日	13.5	12.3	9.3	10.9	11 月 11 日	11.6	10.4	7.4	8.9	11 月 21 日	9.8	8.7	5.7	7.2	12 月 1 日	8.4	7.3	4.3	5.8	12 月 11 日	7.3	6.4	3.3	4.8	12 月 21 日	6.6	5.7	2.8	4.2	1 月 1 日	6.1	5.2	2.5	3.7	1 月 11 日	5.9	5.0	2.4	3.6	1 月 21 日	6.2	5.2	2.8	4.0	2 月 1 日	7.0	6.0	3.8	4.9	2 月 11 日	8.0	6.9	4.9	5.9	2 月 21 日	9.2	7.9	6.2	7.1	3 月 1 日	10.2	8.8	7.3	8.2	3 月 11 日	11.8	10.3	9.0	9.9	3 月 21 日	13.7	12.0	10.9	11.8	4 月 1 日	15.7	14.0	13.1	14.0	4 月 11 日	17.4	15.7	14.9	15.7
セメントの種類	コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ の範囲（℃）																																																																																																																																												
普通ポルトランドセメント	0 ≦ θ < 8	8 ≦ θ																																																																																																																																											
高炉セメント A 種																																																																																																																																													
シリカセメント A 種																																																																																																																																													
早強ポルトランドセメント	0 ≦ θ < 5	5 ≦ θ																																																																																																																																											
中庸熱ポルトランドセメント	0 ≦ θ < 11	11 ≦ θ																																																																																																																																											
低熱ポルトランドセメント	0 ≦ θ < 14	14 ≦ θ																																																																																																																																											
高炉セメント B 種	0 ≦ θ < 13	13 ≦ θ																																																																																																																																											
フライアッシュセメント A 種	0 ≦ θ < 9	9 ≦ θ																																																																																																																																											
フライアッシュセメント B 種																																																																																																																																													
普通エコセメント	0 ≦ θ < 6	6 ≦ θ																																																																																																																																											
構造体強度補正值（S）（N/mm ² ）	6	3																																																																																																																																											
観測地	神戸（気象台）	明石（垂水）	三田（北神）	三木（西神）																																																																																																																																									
標高	5.3m	3.0m	150m	145m																																																																																																																																									
10 月 1 日	19.2	18.1	15.5	16.7																																																																																																																																									
10 月 11 日	17.4	16.2	13.4	14.8																																																																																																																																									
10 月 21 日	15.5	14.3	11.4	12.9																																																																																																																																									
11 月 1 日	13.5	12.3	9.3	10.9																																																																																																																																									
11 月 11 日	11.6	10.4	7.4	8.9																																																																																																																																									
11 月 21 日	9.8	8.7	5.7	7.2																																																																																																																																									
12 月 1 日	8.4	7.3	4.3	5.8																																																																																																																																									
12 月 11 日	7.3	6.4	3.3	4.8																																																																																																																																									
12 月 21 日	6.6	5.7	2.8	4.2																																																																																																																																									
1 月 1 日	6.1	5.2	2.5	3.7																																																																																																																																									
1 月 11 日	5.9	5.0	2.4	3.6																																																																																																																																									
1 月 21 日	6.2	5.2	2.8	4.0																																																																																																																																									
2 月 1 日	7.0	6.0	3.8	4.9																																																																																																																																									
2 月 11 日	8.0	6.9	4.9	5.9																																																																																																																																									
2 月 21 日	9.2	7.9	6.2	7.1																																																																																																																																									
3 月 1 日	10.2	8.8	7.3	8.2																																																																																																																																									
3 月 11 日	11.8	10.3	9.0	9.9																																																																																																																																									
3 月 21 日	13.7	12.0	10.9	11.8																																																																																																																																									
4 月 1 日	15.7	14.0	13.1	14.0																																																																																																																																									
4 月 11 日	17.4	15.7	14.9	15.7																																																																																																																																									
4 節 レディーミクストコンクリート工場の選定、コンクリートの製造及び運搬																																																																																																																																													
・レディーミクストコンクリート工場の選定 (標仕 6.4.1)	※配合設計及び品質管理等を適切に施工できる工場（ 全国品質管理監査会議 の策定した統一監査基準に基づく 監査に合格した工場等 ）から選定する。																																																																																																																																												

項目		特記事項																																																
6 節 コンクリートの工事現場内運搬、打込み及び締固め																																																		
・打継ぎ (標仕 6.6.4)		・(1)打継ぎの位置： ・構造図による ※(2)外部に面する打継ぎ面の目地の寸法： ※図示 ・ ・止水板： ※塩化ビニル (JIS K 6773 規格品フラット型) ・スチール ・ステンレス																																																
8 節 型枠																																																		
・型枠一般 (標仕 6.8.1)		・(4)外部に面するコンクリートの打増し厚さ： ・図示 ・ ・(5)ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法 位置： ・図示 ・ 標仕 表 11.1.1 による 形状： ・図示 ・ 標仕 9.7.3(1)(7) による 深さ： ・図示 ・ 標仕 表 11.1.3(3) による																																																
・材料 (標仕 6.8.2)		・(1)せき板の種類 ・合板 ・床型枠用鋼製デッキプレート ・(2)合板のせき板の厚さ： ※12 mm ・図示 ・ ・(4)断熱材を兼用した型枠材の使用： ※図示 ・ ・(5)MC R 工法用シートの使用 ※図示 ・一般タイプ ・両端フラットタイプ ・粘着剤付きタイプ ・(9)(イ)型枠に設けるスリーブ（配管用等）の材種、規格等 (標仕 表 6.8.1) <table><tr><th>材種</th><th>使用箇所</th></tr><tr><td>・鋼管</td><td></td></tr><tr><td>・硬質ポリ塩化ビニル管</td><td></td></tr><tr><td>・熔融亜鉛めっき鋼板</td><td></td></tr><tr><td>・つば付き鋼管</td><td></td></tr><tr><td>・紙チューブ</td><td></td></tr></table> ※硬質ポリ塩化ビニル管は防火区画を貫通する場合には使用しない。 ※つば付き鋼管は地中部分、ピットを除く居室部分等の土に接した外壁の地中水位より下に位置する水密性を要する部分に使用するスリーブを施工する場合などに使用 ※紙チューブは柱及び梁以外の箇所、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が 200mm 以下の部分に使用 ・耐震スリットの位置、形状及び寸法： ※図示 ・		材種	使用箇所	・鋼管		・硬質ポリ塩化ビニル管		・熔融亜鉛めっき鋼板		・つば付き鋼管		・紙チューブ																																				
材種	使用箇所																																																	
・鋼管																																																		
・硬質ポリ塩化ビニル管																																																		
・熔融亜鉛めっき鋼板																																																		
・つば付き鋼管																																																		
・紙チューブ																																																		
・型枠の存置期間及び取外し (標仕 6.8.4)		(2)(ア)普通エコセメントの場合の最小存置期間 ・普通ポルトランドセメントと同じ ・平均気温 20℃以上で 5 日、20℃未満 10℃以上 8 日																																																
10 節 軽量コンクリート																																																		
・一般事項 (標仕 6.10.1)		(2)軽量コンクリートの適用及び適用箇所 ※本特記の「 6.2.2 コンクリートの強度 」による																																																
・種類及び品質 (標仕 6.10.2)		・(1)軽量コンクリートの種類及び気乾単位容積質量(t/m ³) 種類： ・1 種 ・2 種 気乾単位容積質量(t/m ³)： ・図示 ・1.85 ・ ・(2)スランプ： ・図示 ・21 cm																																																
11 節 寒中コンクリート																																																		
・一般事項 (標仕 6.11.1)		※(2)寒中コンクリートの適用期間 ※寒中コンクリートの適用は、打込み日を含む旬の日予想平均気温が 4.0℃以下となる期間とする。 <table><tr><th rowspan="2">観測地</th><th rowspan="2">観測地の標高</th><th colspan="2">寒中コンクリート工事適用期間</th></tr><tr><th>始まり</th><th>終わり</th></tr><tr><td>・神戸（気象台）</td><td>5,3m</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>・明石（垂水）</td><td>3.0m</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>・三田（北神）</td><td>150m</td><td>12 月 21 日</td><td>2 月 20 日</td></tr><tr><td>・三木（西神戸）</td><td>145m</td><td>1 月 11 日</td><td>2 月 10 日</td></tr></table> ※標高による補正は、下表による。下表は神戸（気象台）の旬平均気温を基に 100m 高くなる毎に 0.75℃低くなるものとして算定している。 <table><tr><th rowspan="2">観測地</th><th rowspan="2">補正した標高</th><th colspan="2">寒中コンクリート工事適用期間</th></tr><tr><th>始まり</th><th>終わり</th></tr><tr><td rowspan="6">神戸（気象台）</td><td>・200m</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>・300m</td><td>1 月 11 日</td><td>2 月 10 日</td></tr><tr><td>・400m</td><td>1 月 1 日</td><td>2 月 20 日</td></tr><tr><td>・500m</td><td>12 月 21 日</td><td>2 月 28 日</td></tr><tr><td>・600m</td><td>12 月 21 日</td><td>3 月 10 日</td></tr><tr><td>・700m</td><td>12 月 11 日</td><td>3 月 10 日</td></tr></table>		観測地	観測地の標高	寒中コンクリート工事適用期間		始まり	終わり	・神戸（気象台）	5,3m	－	－	・明石（垂水）	3.0m	－	－	・三田（北神）	150m	12 月 21 日	2 月 20 日	・三木（西神戸）	145m	1 月 11 日	2 月 10 日	観測地	補正した標高	寒中コンクリート工事適用期間		始まり	終わり	神戸（気象台）	・200m	－	－	・300m	1 月 11 日	2 月 10 日	・400m	1 月 1 日	2 月 20 日	・500m	12 月 21 日	2 月 28 日	・600m	12 月 21 日	3 月 10 日	・700m	12 月 11 日	3 月 10 日
観測地	観測地の標高	寒中コンクリート工事適用期間																																																
		始まり	終わり																																															
・神戸（気象台）	5,3m	－	－																																															
・明石（垂水）	3.0m	－	－																																															
・三田（北神）	150m	12 月 21 日	2 月 20 日																																															
・三木（西神戸）	145m	1 月 11 日	2 月 10 日																																															
観測地	補正した標高	寒中コンクリート工事適用期間																																																
		始まり	終わり																																															
神戸（気象台）	・200m	－	－																																															
	・300m	1 月 11 日	2 月 10 日																																															
	・400m	1 月 1 日	2 月 20 日																																															
	・500m	12 月 21 日	2 月 28 日																																															
	・600m	12 月 21 日	3 月 10 日																																															
	・700m	12 月 11 日	3 月 10 日																																															

項目		特記事項					
		・ 800m	12 月 11 日	3 月 20 日			
		・ 900m	12 月 1 日	3 月 20 日			
・材料及び調合 (標仕 6.11.2)	※(3)調合管理強度 構造体強度補正值(S)は、本特記の「6.3.2 コンクリートの調合」による						
12 節 暑中コンクリート							
・一般事項 (標仕 6.12.1)	※(1)10 年間（2016～2025）の日平均気温の日別平滑値による暑中期と酷暑期の算定結果						
	観測地	日別平滑値が 25℃を超える期間（暑中期）			日別平滑値が 28℃を超える期間（酷暑期）		
		開始日	終了日	日数	開始日	終了日	日数
	・神戸（气象台）	6 月 25 日	9 月 24 日	92	7 月 19 日	9 月 3 日	47
	・明石（垂水）	7 月 3 日	9 月 19 日	79	7 月 27 日	8 月 25 日	30
	・三田（北神）	7 月 2 日	9 月 7 日	68	－	－	0
	・三木（西神）	7 月 1 日	9 月 14 日	76	7 月 29 日	8 月 12 日	15
	※標高による補正は下表により、表中に無い値は直線補完して求める。 下表は神戸（气象台）の気温を基に 100m 高くなる毎に 0.65℃低くなるものとして算定している。						
	観測地の標高	日別平滑値が 25℃を超える期間（暑中期）			日別平滑値が 28℃を超える期間（酷暑期）		
		開始日	終了日	日数	開始日	終了日	日数
	・標高 200m	7 月 3 日	9 月 17 日	77	7 月 29 日	8 月 14 日	17
	・標高 300m	7 月 8 日	9 月 13 日	68	－	－	0
	・標高 400m	7 月 16 日	9 月 6 日	53	－	－	0
	・標高 500m	7 月 21 日	8 月 31 日	42	－	－	0
	・標高 600m	7 月 26 日	8 月 25 日	31	－	－	0
	・標高 700m	8 月 1 日	8 月 10 日	12	－	－	0
	・標高 800m	－	－	0	－	－	0
・材料及び調合 (標仕 6.12.2)	※(2)スランプ： ※21 cm ・図示 ※(3)構造体強度補正值(S)： ※ 標仕 表 6.12.1 による ・						
・製造及び打込み (標仕 6.12.3)	※(1)荷卸し時のコンクリートの温度が 35℃を超える場合の対応 ※荷卸し時のコンクリートの温度が 35℃を超える期間は本特記に示す酷暑期の期間とする。 ※受け入れ時のコンクリート温度の上限値について 35℃を超えて設定する場合は、コンクリートの性能が低下しないような適切な対策を定めて監督員の承諾を受けるとともに、試し練りにより性能を確認する。 ※上記の対応を行った場合でも、受け入れ時のコンクリート温度の上限値は 38℃までとする。 ※参考資料：暑中コンクリートの施工指針・同解説（日本建築学会） 暑中コンクリート工事における対策マニュアル 2013（日本建築学会近畿支部）						
13 節 マスコンクリート							
・一般事項 (標仕 6.13.1)	・(2)マスコンクリートの適用及び適用箇所 ・適用： ・適用する ・適用しない ・適用箇所： ・図示 ・最小断面寸法が壁状部材で 800 mm以上、マット状部材・柱状部材で 1,000 mm以上						
・材料及び調合 (標仕 6.13.2)	・(1)セメントの種類 ・普通ポルトランドセメント ・中庸熱ポルトランドセメント ・低熱ポルトランドセメント ・高炉セメント B 種 ・フライアッシュセメント B 種 ・シリカセメント ・(2)混和材料 ・混和剤 JIS A 6204 による ・AE 剤 ・AE 減水剤 ・高性能 AE 減水剤 ・ ・混和材： ・フライアッシュ（・I 種 ・II 種 ・IV 種）[JIS A 6201 （コンクリート用フライアッシュ）] ・高炉スラグ微粉末 [JIS A 6206 （コンクリート用高炉スラグ微粉末）] ・シリカフェーム [JIS A 6207 （コンクリート用シリカフェーム）] ・膨張材 [JIS A 6202 （コンクリート用膨張材）] ・(5)スランプ： ・図示 ・15 cm ・(6)構造体強度補正值： ※ 標仕 表 6.13.1 による ・ ※ 標仕 表 6.13.1 の” θ ”は本特記 6.3.2「 表－各旬の初めから 28 日間の平年値の平均気温 」による ※ 標仕 表 6.13.1 の” 暑中期 ”は本特記 6.12.1「 16 一般事項 」の表による						
・製造 (標仕 6.13.3)	※荷卸し時のコンクリートの温度が 35℃を超える場合の対応 ※荷卸し時のコンクリートの温度が 35℃を超える期間は本特記に示す酷暑期の期間とする。 ※受け入れ時のコンクリート温度の上限値について 35℃を超えて設定する場合は、コンクリートの性能が低下しないような適切な対策を定めて監督員の承諾を受けるとともに、試し練りにより性能を確認する。 ※上記の対応を行った場合でも、受け入れ時のコンクリート温度の上限値は 38℃までとする。 ※参考資料：暑中コンクリート工事における対策マニュアル 2013（日本建築学会近畿支部）						

項目		特記事項	
14 節 無筋コンクリート			
・ 一般事項 (標仕 6.14.1)	※(2)コンクリートの種類： ※普通コンクリート ※(3)設計基準強度 (Fc)： ※18N/mm ² スランプ： ・ 15 cm ・ 18 cm ・ (4)無筋コンクリートの適用場所： ※ 標仕 6.14.1(4)(7)～(カ) による ・ (5) 標仕 表 6.2.1 以外のコンクリート： ※使用しない ・ 使用する (・ 図示 ・)		
15 節 流動化コンクリート			
・ 一般事項 (標仕 6.15.1)	・ (1)適用部位： ・ 図示 適用部材： ・ 図示 ・ 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート		
・ 材料及び調合 (標仕 6.15.2)	・ (4)流動化コンクリートの空気量： ・ 図示 ・ 4.5% ・ 5.0% 普通コンクリートは 4.5%、軽量コンクリートは 5.0%を標準とする		
16 節 高流動コンクリート			
・ 一般事項 (標仕 6.16.1)	・ (2)適用部位： ・ 図示 適用部材： ・ 図示 ・ 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート		
・ 材料及び調合 (標仕 6.16.2)	・ (2)スランプフロー： ・ 45 cm ・ 50 cm ・ 55 cm ・ 60 cm ・ 65 cm ・ (3)空気量： ※4.5% ・ 図示 ・ (5)単位粗骨材かさ重量： ※0.500m ³ /m ³ 以上 ・ 図示		

項目	特記事項					
	部位	品名	樹種名又は樹種群	MSR 等級	寸法型式名	長さ
	・図示					
	・					
	・					
・(3)(オ)の部材の含水率：() 基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）						
(4) 下地用製材						
・(4)下地用製材 JAS 1083-5（製材－第5部：下地用製材）						
	部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
	・図示					
	・					
	・					
(5)集成材						
・(5)(7)構造用集成材 JAS 1152（集成材）第5条「構造用集成材の規格」 基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）						
	部位	品名	樹種名	強度等級	材面の品質	接着性能
・(5)(1)化粧ばり構造用集成柱 JAS 1152（集成材）第6条「化粧ばり構造用集成材の規格」 基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）						
	部位	品名	樹種名 (芯材・化粧薄板)	化粧薄板の厚さ	見付け材面	寸法（mm）
・(6)構造用単板積層材 JAS 0701（単板積層材）第4条「構造用単板積層材」 基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）						
	部位	品名	樹種名	接着性能	曲げ性能	水平せん断区分
	・図示					
	・					
	・					
・(7)直交集成板 JAS 3079（直交集成板） 基準強度：告示第 1024 号第一第十九号 第二第十八号 第三第九号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）						
	部位	品名	樹種名	強度等級	種別	接着性能
	・図示					
	・					
	・					
・(8)丸太材 基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）						
	部位	樹種名	寸法	含水率	末口径	
	・図示					
	・					
	・					
・縦振動ヤング係数測定対象部材 ・図示 ・						
・(9)木質接着成形軸材料、木質複合軸材料 告示第 1446 号第一 十：木質接着成形軸材料 十一：木質複合軸材料						
	部位	形状	寸法	含水率		
	・図示					
	・					
	・					

項目	特記事項					
	(10) 構造用面材					
	・(7)MDF JIS A 5905（繊維板）					
	部位	普通／構造用	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	難燃性区分
	・図示					
	・					
	・					
	・					
・(1)構造用合板 JAS 0233（合板）第6条「構造用合板の規格」						
	部位	品名	寸法	接着の程度	等級	板面の品質
	・図示					
	・					
	・					
・(ウ)化粧ばり構造用合板 JAS 0233（合板）第7条「化粧ばり構造用合板」						
	部位	品名	厚さ	接着の程度	単板の樹種名	
	・図示					
	・					
	・					
・(I)構造用パネル JAS 0360（構造用パネル）						
	部位	品名	寸法	曲げ性能		
	・図示					
	・					
	・					
・(オ)パーティクルボード JIS A 5908（パーティクルボード）						
	部位	種類の区分	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ
	・図示					
	・					
	・					
・(カ)ハードファイバーボード JIS A 5905（繊維板）						
	部位	油、樹脂など処理の区分	裏面の状態区分	曲げ強さ区分	難燃性区分	厚さ
	・図示					
	・					
	・					
・(キ)硬質木片セメント板 JIS A 5404（木質系セメント板） 部位 ・図示 ・ 厚さ						
・(ク)構造用せっこうボードA種 JIS A 6901（せっこうボード製品） 部位 ・図示 ・ 厚さ						
・(ケ)構造用せっこうボードB種 JIS A 6901（せっこうボード製品） 部位 ・図示 ・ 厚さ						
・(コ)せっこうボード JIS A 6901（せっこうボード製品） 部位 ・図示 ・ 厚さ						
・(カ)強化せっこうボード JIS A 6901（せっこうボード製品） 部位 ・図示 ・ 厚さ						
・(シ) シージングボード JIS A 5905（繊維板）						

項目	特記事項																																																
	部位 ・ 図示 ・ 厚さ ・ (入) <u>せっこうラスボード</u> <u>JIS A 6901 (せっこうボード製品)</u> 部位 ・ 図示 ・ 厚さ ・ (t) <u>ラスシート</u> <u>JIS A 5524 (ラスシート (角波亜鉛鉄板ラス))</u><table><tr><th>部位</th><th>ラス目</th><th>山高</th><th>山ピッチ</th><th>質量</th><th>溶接ピッチ</th></tr><tr><td>・ 図示</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・ (リ) <u>フレキシブル板</u> <u>JIS A 5430 (繊維強化セメント板)</u> 部位 ・ 図示 ・ 厚さ ・ (7) <u>火山性ガラス質複層板</u> <u>JIS A 5440 (火山性ガラス質複層板 (VS ボード))</u> 部位 ・ 図示 ・ 密度による区分 厚さ ・ (テ) <u>木質断熱複合パネル、木質接着複合パネル</u> <u>告示第 1446 号第一 十二：木質断熱複合パネル 十三：木質接着複合パネル</u><table><tr><th>部位</th><th>形状</th><th>寸法</th><th>含水率</th></tr><tr><td>・ 図示</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	部位	ラス目	山高	山ピッチ	質量	溶接ピッチ	・ 図示						・						・						部位	形状	寸法	含水率	・ 図示				・				・											
部位	ラス目	山高	山ピッチ	質量	溶接ピッチ																																												
・ 図示																																																	
・																																																	
・																																																	
部位	形状	寸法	含水率																																														
・ 図示																																																	
・																																																	
・																																																	
・ 鋼材 (<u>木仕 4.2.5</u>)	鋼材の種類、形状及び寸法： ※図示																																																
・ 鋼材の表面処理 (<u>木仕 4.2.6</u>)	鋼材の表面処理： ※図示																																																
・ 接合金物・接合具等 (<u>木仕 4.2.7</u>)	(1) <u>接合金物</u> ・ (1)(7)Z (軸組工法用)、C (枠組工法用)、M (丸太組工法用)、x (CLT 工法用) <u>接合金物規格</u> (1)D (<u>同等認定金物</u>)、S (<u>性能認定金物</u>) マーク表示金物 <u>木造建築物用接合金物承認・認定制度</u><table><tr><th>種類</th><th>記号</th><th>短期許容耐力(kN)</th><th>その他</th></tr><tr><td>・ 火打金物</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 筋交いプレート</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 引き寄せ金物</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 梁受け金物</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> Z、C、x、D、S マーク表示金物に付属する接合具等も含む。 ・ (1)(ウ)(b)Z、C、M、x、D、S マーク以外の接合金物<table><tr><th>種類</th><th>材質</th><th>寸法・形状等</th><th>備考</th></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・ (1)(ウ)(b)直接雨にさらされる屋外環境で使用する場合の鋼材の材質 ・ 溶融亜鉛めっき鋼板製 ・ ステンレス製 ・ (1)(ウ)(d)表面処理 (<u>木仕 4.2.6</u>) ・ (7)溶融亜鉛めっき ・ (1)電気亜鉛めっき ・ (ウ)錆止め塗装 ・ (1)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・ (1)(ウ)(e)溶接接合 (<u>標仕 7 章 6 節 [溶接接合]</u>)： ※図示 (2) <u>接合具</u> ・ (2)(1)③木質構造用ねじ<table><tr><th>種類</th><th>性能</th><th>材質</th><th>表面処理</th></tr><tr><td>・ 皿頭 ・ シリンダ頭</td><td></td><td>※鉄製</td><td></td></tr></table>	種類	記号	短期許容耐力(kN)	その他	・ 火打金物				・ 筋交いプレート				・ 引き寄せ金物				・ 梁受け金物												種類	材質	寸法・形状等	備考	・				・				種類	性能	材質	表面処理	・ 皿頭 ・ シリンダ頭		※鉄製	
種類	記号	短期許容耐力(kN)	その他																																														
・ 火打金物																																																	
・ 筋交いプレート																																																	
・ 引き寄せ金物																																																	
・ 梁受け金物																																																	
種類	材質	寸法・形状等	備考																																														
・																																																	
・																																																	
種類	性能	材質	表面処理																																														
・ 皿頭 ・ シリンダ頭		※鉄製																																															

項目	特記事項																	
	<table><tr><td>・六角頭</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・(2)(1)④釘・木ねじ・木質構造用ねじ以外の接合具、接合金物用接合具 材質、寸法、形状： ・図示 ・(2)(1)(b)①ボルト及びナット 材料： ※木仕 表 4.2.2 による ・図示 ・ 表面処理 (木仕 4.2.6)： ・(7)溶融亜鉛めっき ・(1)電気亜鉛めっき ・(ウ)錆止め塗装 ・(エ)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(b)②アンカーボルト 材質、寸法等 ・図示 ・ ・(2)(1)(b)③座金 ⑦材質： ・図示 ・ ⑧厚さ、寸法、形状： ・図示 ・ ・引張応力を受けるボルトの座金： 木仕 表 4.2.3 (・A 種 ・B 種 ・C 種 ・) ・せん断応力を受けるボルトの座金： 木仕 表 4.2.4 (・H 種 ・I 種 ・J 種 ・) 表面処理 (木仕 4.2.6)： ・(7)溶融亜鉛めっき ・(1)電気亜鉛めっき ・(ウ)錆止め塗装 ・(エ)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(c)ラグスクリュー 材質、形状、寸法等： ・図示 ・ 表面処理 (木仕 4.2.6)： ・(7)溶融亜鉛めっき ・(1)電気亜鉛めっき ・(ウ)錆止め塗装 ・(エ)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(d)ドリフトピン 材質： ※SS400 ・ 径・寸法等： ・図示 ・ 表面処理 (木仕 4.2.6)： ・(7)溶融亜鉛めっき ・(1)電気亜鉛めっき ・(ウ)錆止め塗装 ・(エ)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(e)木栓及び木だば 材種名、形状、長さ等： ・図示 ・ ・(2)(1)(f)接着剤 ・①床鳴り防止用接着剤 JIS A 5550 (床根太用接着剤) 種類 (・図示 ・) ・②接着剤による接合の接着剤の種類： (・図示 ・) ・②接着剤を併用した接合の接着剤の種類 (・図示 ・) ・(2)(1)(g)ジベル接合 ・①輪型ジベルの種類、材質、形状、寸法等： ・図示 ・ ・②圧入型ジベルの種類、材質、形状、寸法等： ・図示 ・	・六角頭				・												
・六角頭																		
・																		
3 節 防腐・防蟻処理																		
・防腐・防蟻処理 (木仕 4.3.1)	(1)(7)工場における薬剤の加圧注入 ・(1)(7)(a)JAS 1083 (製材)、JAS 0600 (枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 (公財)日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証制度 を受けたもの <table><tr><th>適用部材 (部位)</th><th>保存処理の性能区分</th></tr><tr><td></td><td>・K2 ・K3 ・K4 ・AQ3 ・AQ2 ・AQ1</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> ・木仕 4.3.1(1)(7)(b)に基づく加圧式保存処理の場合 JIS K 1570 (木材保存剤)、JIS A 9002 (木質材料の加圧式保存処理方法) 保存処理の性能： ・図示 ・ インサイジング： ・適用する ・適用しない ・(1)(1) 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 <table><tr><th>処理</th><th>薬剤の種類と適用部位</th></tr><tr><td>※木仕 4.3.1(1)(1)(a)による [JIS K 1571 (木材保存剤―性能基準及びその試験方法)]</td><td>—</td></tr><tr><td>・JIS K 1571 附属書 A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による場合</td><td>薬剤の種類： ・図示 ・ 適用部位： ・図示 ・</td></tr></table>				適用部材 (部位)	保存処理の性能区分		・K2 ・K3 ・K4 ・AQ3 ・AQ2 ・AQ1					処理	薬剤の種類と適用部位	※木仕 4.3.1(1)(1)(a)による [JIS K 1571 (木材保存剤―性能基準及びその試験方法)]	—	・JIS K 1571 附属書 A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による場合	薬剤の種類： ・図示 ・ 適用部位： ・図示 ・
適用部材 (部位)	保存処理の性能区分																	
	・K2 ・K3 ・K4 ・AQ3 ・AQ2 ・AQ1																	
処理	薬剤の種類と適用部位																	
※木仕 4.3.1(1)(1)(a)による [JIS K 1571 (木材保存剤―性能基準及びその試験方法)]	—																	
・JIS K 1571 附属書 A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による場合	薬剤の種類： ・図示 ・ 適用部位： ・図示 ・																	

項目	特記事項
	・(1)(ウ)薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ※図示 ・(1)(イ)合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等による防腐・防蟻処理 保存処理の性能区分 ・K3 ・AQ4 適用部材（部位） ・図示 ・(2)防蟻性能のある断熱材 仕様： ・図示 適用箇所： ・図示
・地盤に接する鉄筋コンクリート等による床下の防蟻処理 (木仕 4.3.2)	最下階の床下に床組を行う場合の防蟻処理 ・(ア)による〔鉄筋コンクリート造のべた基礎〕 ・(イ)による〔基礎梁と配筋により一体とした、厚さ100mm以上の土間コンクリート〕 配筋：※構造図による
・土壌の防蟻処理 (木仕 4.3.3)	(ア)土壌の防蟻処理に使用する薬剤 使用薬剤： ・図示 ・ 使用量： ・図示 ・
・防腐措置 (木仕 4.3.4)	(2)床下換気 ・ねこ土台 ・換気孔 (3)小屋裏換気の種類 (木仕 4.3.4(3)) ・(a) ・(b) ・(c) ・(d) ・(e) 換気孔の大きさ： ・図示 ・
4 節 防耐火処理等	
・一般事項 (木仕 4.4.1)	・国土交通大臣の認定を受けた材料又は工法の使用 （名称： ）
・防火被覆の材料及び工法 (木仕 4.4.2)	・(ア)防火被覆材の材料 ・図示 ・ ・(ア)防火被覆材の厚さ ・図示 ・ ・(イ)防火被覆材の留付け材 種類 ・図示 ・ 間隔 ・図示 ・ 下地材への留付け長さ ・図示 ・ 端あき距離 ・図示 ・ 接着剤の使用 ・する ・しない その他 ・図示 ・ ・(ウ)防火被覆材の目地等の処理 ・図示 ・ ・(イ)柱又は梁の継手及び仕口の接合金物の防火処理 ・図示 ・ ・(オ)(a)防火被覆処理部の設備配管等の貫通部処理 ・図示 ・ ・(オ)(b)防火被覆処理部に取り付ける建具・設備機器等の取付方法及び金物の防火被覆処理 ・図示 ・
・燃えしろ層の工法 (木仕 4.4.3)	・(ア)燃えしろ層の厚さ ・図示 ・ ・(イ)柱又は梁の継手及び仕口の接合金物の防火被覆処理 ・図示 ・ ・(ウ)接合具にボルト、ドリフトピン等を用いる場合の防火被覆処理 ・図示 ・ ・(イ)(a)燃えしろ層の配管等の貫通部処理 ・図示 ・ ・(イ)(b)燃えしろ層への建具、設備機器の取付け方法及び取付け金物の防火被覆処理 ・図示 ・
7 不燃処理木材等 (木仕 4.4.4)	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料の使用 使用材料と使用部位： ・図示 ・
5 節 鋼材等の接合	
・鋼材と木材の接合 (木仕 4.5.1)	構造耐力上主要な部分の木材と鋼材の接する部分： ・図示 ・

5 章 軸組構法（壁構造系）工事

項目

特記事項

2節材料

・施工一般
(木仕 5.2.1)
(木仕 4.2.1)

(2)材料のホルムアルデヒド放散量
※木仕 4.2.1(2)による（適用材料：
・

・材料
(木仕 5.2.2)
(木仕 4.2.2)

※木材は原則として県産材を使用する。
(1)製材
・(1)(7)目視等級区分構造用製材 JAS 1083-3（製材－第3部：目視等級区分構造用製材）
基準強度：告示第 1452 号第一号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	構造材の種類・等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
(記入例)梁	スギ	甲種 2 級		SD15	K3
・図示					
・					
・					

・(1)(1)機械等級区分構造用製材 JAS 1083-4（製材－第4部：機械等級区分構造用製材）
基準強度：告示第 1452 号第二号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
(記入例)柱	スギ	E90	120×120×3000	SD15	K3
・図示					
・					
・					

・(1)(ウ)(a)広葉樹製材 JAS 1083-6（製材－第6部：広葉樹製材）
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
・図示					
・					
・					

・(1)(ウ)(b)縦振動ヤング係数測定対象部材
・図示
・
・(1)(イ)無等級材
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	寸法（mm）	含水率	保存処理	材面の品質
・図示					
・					
・					

・(1)(c)縦振動ヤング係数測定対象部材
・図示
・
・(1)(オ)国土交通大臣の指定を受けたもので基準強度の数値を指定された製材
基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）
含水率：
・図示
・
・
(2)枠組壁工法構造用製材
・(2)(7)甲種枠組材
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第4条「甲種枠組材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・図示					
・					
・					

・(2)(1)乙種枠組材
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第5条「乙種枠組材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

項目	特記事項					
	部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
	・図示					
	・					
	・					
・(2)(ウ)MSR 枠組材 JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第6条「MSR 枠組材の規格」 基準強度：告示第 1452 号第四号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）						
	部位	品名	樹種名又は樹種群	MSR 等級	寸法型式名	長さ
	・図示					未乾燥材又は乾燥材の別
	・					
	・					
・(2)(エ)の部材の含水率：（ ） 基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）						
(3) 枠組壁工法構造用たて継ぎ材						
・(3)(ア)たて枠用たて継ぎ材 JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第7条「たて枠用たて継ぎ材の規格」 基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）						
	部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ	
	・図示					
	・					
	・					
・(3)(イ)甲種たて継ぎ材 JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第8条「甲種たて継ぎ材の規格」 基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）						
	部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ	
	・図示					
	・					
	・					
・(3)(ウ)乙種たて継ぎ材 JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第9条「乙種たて継ぎ材の規格」 基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）						
	部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ	
	・図示					
	・					
	・					
・(3)(イ)MSR たて継ぎ材 JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第10条「MSR たて継ぎ材の規格」 基準強度：告示第 1452 号第四号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）						
	部位	品名	樹種名又は樹種群	MSR 等級	寸法型式名	長さ
	・図示					
	・					
	・					
・(3)(ウ)の部材の含水率：（ ） 基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）						
(4) 下地用製材						
・(4)下地用製材 JAS 1083-5（製材－第5部：下地用製材）						
	部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
	・図示					
	・					

項目	特記事項									
	・									
(5)集成材										
・(5)(ア)構造用集成材 JAS 1152（集成材）第5条「構造用集成材の規格」 基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）										
	部位	品名	樹種名	強度等級	材面の品質	接着性能	寸法(mm)	保存処理		
・(5)(イ)化粧張り構造用集成柱 JAS 1152（集成材）第6条「化粧張り構造用集成材の規格」 基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）										
	部位	品名	樹種名 (芯材・化粧薄板)	化粧薄板の厚さ	見付け材面	寸法（mm）				
・(6)構造用単板積層材 JAS 0701（単板積層材）第4条「構造用単板積層材」 基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）										
	部位	品名	樹種名	接着性能	曲げ性能	水平せん断区分	寸法(mm)	保存処理		
	・図示									
	・									
	・									
・(7)直交集成板 JAS 3079（直交集成板） 基準強度：告示第 1024 号第一第十九号 第二第十八号 第三第九号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）										
	部位	品名	樹種名	強度等級	種別	接着性能	寸法			
	・図示									
	・									
	・									
・(8)丸太材 基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）										
	部位	樹種名	寸法	含水率	末口径					
	・図示									
	・									
	・									
・縦振動ヤング係数測定対象部材 ・図示 ・										
・(9)木質接着成形軸材料、木質複合軸材料 告示第 1446 号第一 十：木質接着成形軸材料 十一：木質複合軸材料										
	部位	形状	寸法	含水率						
	・図示									
	・									
	・									
(10) 構造用面材										
・(ア)MDF JIS A 5905（繊維板）										
	部位	普通／構造用	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	難燃性区分	厚さ			
	・図示									
	・									
	・									
・(イ)構造用合板 JAS 0233（合板）第6条「構造用合板の規格」										
	部位	品名	寸法	接着の程度	等級	板面の品質	曲げ性能	保存処理	防虫処理	単板の樹種名

項目

特記事項

・図示

・

・

・(ウ)化粧ばり構造用合板

JAS 0233（合板）

第7条「化粧ばり構造用合板」

部位

品名

厚さ

接着の程度

単板の樹種名

・図示

・

・

・(エ)構造用パネル

JAS 0360（構造用パネル）

部位

品名

寸法

曲げ性能

・図示

・

・

・(オ)パーティクルボード

JIS A 5908（パーティクルボード）

部位

種類の区分

表裏面の状態区分

曲げ強さ区分

耐水性区分

厚さ

・図示

・

・

・(カ)ハードファイバーボード

JIS A 5905（繊維板）

部位

油、樹脂など
処理の区分

裏面の状態区分

曲げ強さ区分

難燃性区分

厚さ

・図示

・

・

・(キ)硬質木片セメント板

JIS A 5404（木質系セメント板）

部位

・図示

・

厚さ

・(ク)構造用せっこうボードA種

JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位

・図示

・

厚さ

・(ケ)構造用せっこうボードB種

JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位

・図示

・

厚さ

・(コ)せっこうボード

JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位

・図示

・

厚さ

・(サ)強化せっこうボード

JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位

・図示

・

厚さ

・(シ)シーシングボード

JIS A 5905（繊維板）

部位

・図示

・

厚さ

・(ス)せっこうラスボード

JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位

・図示

・

厚さ

・(セ)ラスシート

JIS A 5524（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））

部位

ラス目

山高

山ピッチ

質量

溶接ピッチ

・図示

・

・

項目	特記事項			
	・(リ)フレキシブル板 JIS A 5430（繊維強化セメント板） 部位 ・図示 ・ 厚さ			
	・(ヲ)火山性ガラス質複層板 JIS A 5440（火山性ガラス質複層板（VSボード）） 部位 ・図示 ・ 密度による区分 厚さ			
	・(ヰ)木質断熱複合パネル、木質接着複合パネル 告示第1446号第一 十二：木質断熱複合パネル 十三：木質接着複合パネル			
	部位	形状	寸法	含水率
	・図示			
	・			
	・			
	・接合金物・接合具等 (木仕 5.2.3) (木仕 4.2.7)			
	(1)接合金物 ・(1)(ア)Z（軸組工法用）、C（桝組工法用）、M（丸太組工法用）、x（CLT工法用） 接合金物規格 (1)D（同等認定金物）、S（性能認定金物）マーク表示金物 木造建築物用接合金物承認・認定制度			
	種類	記号	短期許容耐力(kN)	その他
	・火打金物			
	・筋交いプレート			
	・引き寄せ金物			
	・梁受け金物			
	Z、C、x、D、S マーク表示金物に付属する接合具等も含む。			
	・(1)(ウ)(b)Z、C、M、x、D、S マーク以外の接合金物			
	種類	材質	寸法・形状等	備考
	・			
	・			
	・(1)(ウ)(b)直接雨にさらされる屋外環境で使用する場合の鋼材の材質 ・熔融亜鉛めっき鋼板製 ・ステンレス製			
	・(1)(ウ)(d)表面処理（木仕 4.2.6） ・(ア)熔融亜鉛めっき ・(イ)電気亜鉛めっき ・(ウ)錆止め塗装 ・(エ)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理			
	・(1)(ウ)(e)溶接接合（標仕 7 章 6 節 [溶接接合]）： ※図示			
	(2)接合具 ・(2)(1)③木質構造用ねじ			
	種類	性能	材質	表面処理
	・皿頭 ・シリング頭 ・六角頭		※鉄製	
	・			
	・(2)(1)④釘・木ねじ・木質構造用ねじ以外の接合具、接合金物用接合具 材質、寸法、形状： ・図示			
	・(2)(1)(b)①ボルト及びナット 材料： ※木仕 表 4.2.2 による ・図示 ・ 表面処理（木仕 4.2.6）： ・(ア)熔融亜鉛めっき ・(イ)電気亜鉛めっき ・(ウ)錆止め塗装 ・(エ)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理			
	・(2)(1)(b)②アンカーボルト 材質、寸法等 ・図示 ・			
	・(2)(1)(b)③座金 ⑦材質： ・図示 ・ ⑧厚さ、寸法、形状： ・図示 ・ ・引張応力を受けるボルトの座金： 木仕 表 4.2.3（・A種 ・B種 ・C種 ・ ）			

項目	特記事項														
	・せん断応力を受けるボルトの座金：木仕 表 4.2.4（・H種　・I種　・J種　・ 表面処理（木仕 4.2.6）： ・(7)熔融亜鉛めっき　・(1)電気亜鉛めっき　・(ウ)錆止め塗装 ・(I)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(c)ラグスクリュー 材質、形状、寸法等：　・図示　・ 表面処理（木仕 4.2.6）： ・(7)熔融亜鉛めっき　・(1)電気亜鉛めっき　・(ウ)錆止め塗装 ・(I)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(d)ドリフトピン 材質：　※SS400　・ 径・寸法等：　・図示　・ 表面処理（木仕 4.2.6）： ・(7)熔融亜鉛めっき　・(1)電気亜鉛めっき　・(ウ)錆止め塗装 ・(I)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(e)木栓及び木だば 材種名、形状、長さ等：　・図示　・ ・(2)(1)(f)接着剤 ・①床鳴り防止用接着剤　JIS A 5550（床根太用接着剤） 種類（・図示　・ ・②接着剤による接合の接着剤の種類：（・図示　・ ・②接着剤を併用した接合の接着剤の種類（・図示　・ ・(2)(1)(g)ジベル接合 ・①輪型ジベルの種類、材質、形状、寸法等：　・図示　・ ・②圧入型ジベルの種類、材質、形状、寸法等：　・図示　・														
3節　防腐・防蟻処理															
・防腐・防蟻処理 （ 木仕 5.3.1 ） （ 木仕 4.3.1 ）	(1)(7)工場における薬剤の加圧注入 ・(1)(7)(a)JAS 1083（製材）、JAS 0600（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 （公財）日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証制度　を受けたもの <table><tr><th>適用部材（部位）</th><th>保存処理の性能区分</th></tr><tr><td></td><td>・K2　・K3　・K4　・AQ3　・AQ 2　・AQ I</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> ・木仕 4.3.1(1)(7)(b)に基づく加圧式保存処理の場合 JIS K 1570（木材保存剤）、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法） 保存処理の性能：　・図示　・ インサイジング：　・適用する　・適用しない ・(1)(1) 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 <table><tr><th>処理</th><th>薬剤の種類と適用部位</th></tr><tr><td>※木仕 4.3.1(1)(1)(a)による〔JIS K 1571 （木材保存剤—性能基準及びその試験方法）〕</td><td>—</td></tr><tr><td>・JIS K 1571 附属書 A(規定)に基づく表面処 理用木材保存剤による場合</td><td>薬剤の種類：　・図示　・ 適用部位：　・図示　・</td></tr></table> ・(1)(ウ)薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ※図示　・ ・(1)(I)合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等による防腐・防蟻処理 保存処理の性能区分　・K3　・AQ4 適用部材（部位）　・図示 ・(2)防蟻性能のある断熱材 仕様：　・図示 適用箇所：　・図示	適用部材（部位）	保存処理の性能区分		・K2　・K3　・K4　・AQ3　・AQ 2　・AQ I					処理	薬剤の種類と適用部位	※木仕 4.3.1(1)(1)(a)による〔 JIS K 1571 （木材保存剤—性能基準及びその試験方法）〕	—	・ JIS K 1571 附属書 A(規定) に基づく表面処 理用木材保存剤による場合	薬剤の種類：　・図示　・ 適用部位：　・図示　・
適用部材（部位）	保存処理の性能区分														
	・K2　・K3　・K4　・AQ3　・AQ 2　・AQ I														
処理	薬剤の種類と適用部位														
※木仕 4.3.1(1)(1)(a)による〔 JIS K 1571 （木材保存剤—性能基準及びその試験方法）〕	—														
・ JIS K 1571 附属書 A(規定) に基づく表面処 理用木材保存剤による場合	薬剤の種類：　・図示　・ 適用部位：　・図示　・														
・地盤に接する鉄筋 コンクリート等に よる床下の防蟻処 理 （ 木仕 5.3.2 ） （ 木仕 4.3.2 ）	最下階の床下に床組を行う場合の防蟻処理 ・(7)による〔鉄筋コンクリート造のべた基礎〕 ・(1)による〔基礎梁と配筋により一体とした、厚さ 100mm 以上の土間コンクリート〕 配筋：※構造図による														

項目	特記事項
・土壌の防蟻処理 （ 木仕 5.3.3 ） （ 木仕 4.3.3 ）	(7)土壌の防蟻処理に使用する薬剤 使用薬剤：　・図示　・ 使用量：　・図示　・
・防腐措置 （ 木仕 5.3.4 ） （ 木仕 4.3.4 ）	(2)床下換気 ・ねこ土台 ・換気孔 (3)小屋裏換気の種類（ 木仕 4.3.4(3) ） ・(a)　・(b)　・(c)　・(d)　・(e) 換気孔の大きさ：　・図示　・
4節　木材の加工	
・原寸図 （ 木仕 5.4.2 ）	(2)床書き原寸図：　・作成する　・作成しない
・仕口及び継手の形 状加工 （ 木仕 5.4.5 ）	(1) 仕口及び継手の工法 ※図示 ・
・孔あけ加工 （ 木仕 5.4.6 ）	(1)ボルト孔の径 ※ 木仕 表 5.4.2 による　・図示　・ (3)ドリフトピンの穴径 ※ピン径と同径　・図示　・
・表面の仕上げ （ 木仕 5.4.7 ） （ 標仕 18.12.2 ）	(1)見え掛り面の表面の仕上げ程度 ※プレーナー加工仕上げ ・超自動機械かなな仕上げ ・サンダー仕上げ (2)工事現場搬入前の木材保護塗料塗（JASS 18 M-307）は 標仕 表 18.12.1 による 施工箇所：　・図示による　・ 種別：　・A種　※B種
5節　搬入及び建方	
・アンカーボルトの 設置等 （ 木仕 5.5.3 ）	(1)埋め込み深さ：　・図示　・ (2)(1)保持及び埋込工法（ 木仕 表 5.5.1 ）：　・A種　・B種 (2)(ウ)埋め込み位置の許容誤差 ※±5mm（JASS6　付則 6「鉄骨精度検査基準」付表 5「工事現場」（3）による） ・
・基礎天端均しモル タルの仕上げ （ 木仕 5.5.4 ） （ 標仕 15.3.2 ）	(ウ)無収縮モルタル：　・使用する (I)モルタルの厚さ：　・図示　・ (4)柱底均しモルタルの工法（ 木仕 表 5.5.2 ）：　・A種　※B種
・建方精度 （ 木仕 5.5.7 ）	(1)建入れ直し後の建方精度の許容値 ※水平垂直の誤差の範囲 1/1,000 以下　・図示　・
・接合部の工法 （ 木仕 5.5.8 ）	(4)構造材を接合する釘及び木ねじの種類、本数及び間隔 ※図示　・
・接合金物の工法 （ 木仕 5.5.9 ）	(1)面材の取付けに必要な場合の木材への彫り込み ・図示　※彫り込みは行わない (3)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用する接合金物の取付け方法 ※図示　・
・釘、木ねじ、木質 構造用ねじ等の工 法 （ 木仕 5.5.10 ）	(1)部位ごとの釘、木ねじ等の種類及び間隔 ※図示　・ (3)構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち ※図示　・隠し釘打ち　・釘頭埋め木　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し
・各種ボルトの工法 （ 木仕 5.5.11 ）	(1)ボルトの種類、径、本数及び間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示　・ (8)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示　・
・ラグスクリューの 工法 （ 木仕 5.5.12 ）	(1)ラグスクリューの形状及び寸法：　※図示　・ (7)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するラグスクリューの取付け方法 ※図示　・
・ドリフトピンの工 法	(1)ドリフトピンの径：　※図示　・ (6)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するドリフトピンの取付け方法

項目特記事項	
(木仕 5.5.13)	※図示
・木だばの工法 (木仕 5.5.14)	(2)木だば径： ※図示
6 節 軸組	
・土台 (木仕 5.6.1)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)仕口及び継手の形状及び位置： ※図示
・火打土台 (木仕 5.6.2)	(7)(1)火打土台の種別： ・木製の火打土台 ・鋼製の火打土台 (7)(a)樹種名、断面寸法： ※図示 (7)(b)土台との仕口の形状、留付け釘の種類及び留付け方法： ※図示
・柱 (木仕 5.6.3)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)隅柱の樹種名、断面寸法： ※図示 (3)通し柱の樹種名、断面寸法： ※図示 (4)仕口の形状： ※図示
・間柱 (木仕 5.6.4)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)横架材との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類： ※図示 (3)筋かいの当たる箇所への切り欠き、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示 (4)通し貫が当たる箇所の間柱の添え付け、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示
・胴差 (木仕 5.6.5)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)通し柱との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類： ※図示 (3)継手の形状及び位置： ※図示
・軒桁 (木仕 5.6.6)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)継手の形状及び位置： ※図示
・間仕切桁（頭つなぎ） (木仕 5.6.7)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)主要な間仕切桁と桁又は胴差とのＴ字取合い部の仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接 合具の種類 ※図示 (3)継手の形状及び位置： ※図示
・まぐさ・窓台 (木仕 5.6.8)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)柱及び間柱との仕口形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示
・木製筋かい (木仕 5.6.9)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)上下端部の仕口形状： ※図示 (3)断面寸法が幅 90 mm以上、厚さ 90 mm以上の筋かい仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示
・貫 (木仕 5.6.10)	(1)樹種名、断面寸法、留付け方法、留付け釘の種類 ※図示
・木ずり (木仕 5.6.11)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (3)留付け釘の種類： ※図示
7 節 小屋組	
・小屋梁（平陸梁） (木仕 5.7.1)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 丸太を用いる場合の末口寸法： ※図示 (2)仕口及び継手の形状、位置及び接合金物・接合具の種類： ※図示 (3)軒桁又は数桁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示
・小屋束 (木仕 5.7.2)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示
・登り梁（合掌） (木仕 5.7.3)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示
・トラスの斜材 (木仕 5.7.4)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示
・棟木・母屋 (木仕 5.7.5)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (3)継手の形状、位置及び接合金物・接合具の種類： ※図示 (4)Ｔ字部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示
・桁行筋かい・振れ止め	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)設置位置、束への留付け釘の種類及び留付け方法： ※図示

項目特記事項	
(木仕 5.7.6)	
・垂木 (木仕 5.7.7)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 丸太を用いる場合の末口寸法：※図示 (2)軒先部以外の留付け方法及び留付け釘の種類： ※図示 (3)軒先部の留付け方法及び接合金物・接合具の種類： ※図示
・火打梁 (木仕 5.7.8)	(7)(1)小屋組の火打梁の種類： ・木製 ・鋼製 ・(7)(a)樹種名、断面寸法： ※図示 ・(7)(b)梁、胴差、桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示
・屋根野地 (木仕 5.7.9)	材料： ※図示 ・(7)ひき板野地板 ・(1)構造用合板野地板 ・(7)構造用パネル野地板 ・(1)パーティクルボード野地板 厚さ： ※図示 ・(7)(a)ひき板の樹種名： ※図示 (b)継手の形状： ※図示 (c)取付方法： ※図示 ・(1)(b)構造用合板野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 ・(7)(b)構造用パネル野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 ・(1)(b)パーティクルボード野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示
8 節 床組	
・大引 (木仕 5.8.1)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)継手の形状及び留付け釘の種類： ※図示 (3)大引と土台、柱との仕口の形状及び留付け釘の種類： ※図示
・床束 (木仕 5.8.2)	床束の種類： ・(7)木製床束 ・(1)鋼製床束 ・(1)樹脂製床束 (7)木製床束 ・(a)樹種名、断面寸法： ※図示 ・(b)上部仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類： ※図示 (1)鋼製床束の仕様及び設置方法： ※図示 (1)樹脂製床束の仕様及び設置方法： ※図示
・根太掛 (木仕 5.8.3)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)継手の形状、留付け釘の種類及び留付け方法： ※図示
・根太 (木仕 5.8.4)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)間隔： ※図示 (3)継手の形状及び留付け釘の種類： ※図示 (4)梁又は大引との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 (5)床組に根太を用いない場合の工法等： ※図示
・床梁 (木仕 5.8.5)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 (2)仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示
・火打梁 (木仕 5.8.6) (木仕 5.7.8)	(7)(1)床組の火打梁の種類： ・木製 ・鋼製 ・(7)(a)樹種名、断面寸法： ※図示 ・(7)(b)梁、胴差、桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示
・構造用面材による床組 (木仕 5.8.7)	(7)床梁の樹種名、断面寸法： ※図示 (1)根太の樹種名、断面寸法： ※図示 (7)構造用面材の種類 ※図示 ・(a)構造用合板 ・(b)化粧ばり構造用合板 ・(c)構造用パネル ・(d)パーティクルボード ・(7)根太を設けた床組みで、根太と床梁の上端高さが同じ場合の取合い (a)根太の間隔： ※図示 (b)床梁又は胴差との接合部の根太の仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示 (d)留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔： ※図示 ・(7)根太を設けた床組みで、根太と床梁の上端高さが異なる場合の取合い (a)根太の間隔： ※図示 (b)床梁等に直交する根太の仕口の形状並びに受材又は際根太の寸法、留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔： ※図示 ・(7)根太を設けない床組とし、構造用面材を直接、床梁又は受材に留め付ける場合 (a)留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 (b)さね加工を施した構造用合板への留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔： ※図示
9 節 壁	
・非耐力壁	(1)材料等 柱の端部と横架材との仕口の形状、留付け釘の種類、留付け方法及び接合金物・接合具の種類

項目	特記事項
(木仕 5.9.1)	※図示 (2)工法 隅柱と土台との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示
・軸組耐力壁 (木仕 5.9.2)	(1)(ア)筋かいの樹種名、断面寸法及び形状： ※図示 (イ)木ずりの樹種名、断面寸法及び取付け位置： ※図示 (ウ)鉄筋筋かいの材料： ※図示 (エ)留付け方法及び接合金物・接合具の種類： ※図示 (2)(ア)筋かいの端部における仕口の形状： ※図示 (イ)軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口の形状： ※図示 (エ)鉄筋筋かいの工法： ※図示
・大壁造の面材耐力壁 (木仕 5.9.3)	(1)(ア)構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 (イ)(a)構造用面材の下地の胴縁及び受材の樹種名及び断面寸法： ※図示 (b)留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 (2)(カ)(d)ラスシートのドリリングタッピングねじの留付け間隔： ※図示
・床勝ち大壁造の面材耐力壁 (木仕 5.9.4)	(1)(ア)構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類 及び釘打ち間隔： ※図示 (イ)構造用面材の下地に用いる受材の樹種名、断面寸法、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示
・真壁造の面材耐力壁 (木仕 5.9.5)	(1)(ア)構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 (イ)構造用面材の下地に用いる受材、貫の樹種名及び断面寸法： ※図示 (2)(ア)(a)構造用面材の下地の受材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 (d)構造用面材を受材以外で継ぐ場合の間柱及び胴つなぎの樹種名及び断面寸法： ※図示 (イ)(a)構造用面材の下地の貫の本数： ※図示 (b)最上段の貫とその直上の横架材との間隔及び最下段の貫とその直下の横架材との間隔 ※図示 (c)貫を柱に差し通す場合の留付け方法： ※図示 (d)柱との仕口の形状及び留付け釘の種類： ※図示
・床勝ち真壁造の面材耐力壁 (木仕 5.9.6)	(1)(ア)構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 (イ)構造用面材の下地に用いる受材の樹種名、断面寸法、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示
・真壁造土塗り壁耐力壁 (木仕 5.9.7)	(1)(ア)貫の樹種名及び断面寸法： ※図示 (イ)間渡し竹： ※図示 ・ 割り竹 ・ 丸竹 ・ マダケ ・ シノチク (2)(ア)貫の本数： ※図示 (イ)横貫と柱の接合又は縦貫と横架材の接合方法： ※図示 (ウ)間渡し竹と柱及び横架材との接合方法： ※図示 (オ)土塗り壁の塗り厚さ： ※図示
・面格子壁耐力壁 (木仕 5.9.8)	(1)(ア)樹種名、断面寸法及び格子の間隔： ※図示 (2)(イ)留付け釘の種類及び木ねじの種類： ※図示 (ウ)面格子と柱、横架材との仕口の形状及び留付け方法： ※図示
・落とし込み板壁耐力壁 (木仕 5.9.9)	(1)(ア)樹種名及び断面寸法： ※図示 (ウ)木だば 木仕 4.2.7(2)(イ)(e) ※図示 (エ)鋼製だば JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) ※図示 ・ SR235 ・ SD295 表面処理 (木仕 4.2.6): ・ (ア)熔融亜鉛めっき ・ (イ)電気亜鉛めっき ・ (ウ)錆止め塗装 ・ (エ)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理
・大臣認定耐力壁 (木仕 5.9.10)	・ 国土交通大臣が認定した耐力壁の材料・工法 ※図示

6 章 軸組構法（軸構造系）工事

項目

特記事項

2 節 材料

・ 施工一般
(木仕 6.2.1)
(木仕 4.2.1)

(2)材料のホルムアルデヒド放散量
※木仕 4.2.1(2)による（適用材料：
・

・ 材料
(木仕 6.2.2)
(木仕 4.2.2)

※木材は原則として県産材を使用する。
(1)製材
・ (1)(7)目視等級区分構造用製材 JAS 1083-3（製材－第 3 部：目視等級区分構造用製材）
基準強度：告示第 1452 号第一号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	構造材の種類・等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
（記入例）梁	スギ	甲種 2 級		SD15	K3
・ 図示					
・					
・					

・ (1)(1)機械等級区分構造用製材 JAS 1083-4（製材－第 4 部：機械等級区分構造用製材）
基準強度：告示第 1452 号第二号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
（記入例）柱	スギ	E90	120×120×3000	SD15	K3
・ 図示					
・					
・					

・ (1)(7)(a)広葉樹製材 JAS 1083-6（製材－第 6 部：広葉樹製材）
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
・ 図示					
・					
・					

・ (1)(7)(b)縦振動ヤング係数測定対象部材
・ 図示
・

・ (1)(1)無等級材
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	寸法（mm）	含水率	保存処理	材面の品質
・ 図示					
・					
・					

・ (1)（c）縦振動ヤング係数測定対象部材
・ 図示
・

・ (1)(4)国土交通大臣の指定を受けたもので基準強度の数値を指定された製材
基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）
含水率：
・ 図示
・
・

(2) 枠組壁工法構造用製材
・ (2)(7)甲種枠組材
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第 4 条「甲種枠組材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・ 図示					
・					
・					

・ (2)(1)乙種枠組材
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第 5 条「乙種枠組材の規格」

項目	特記事項									
	部位	品名	寸法	接着の 程度	等級	板面の 品質	曲げ性能	保存処理	防虫処理	単板の 樹種名
	・図示									
	・									
	・									
	・(ウ)化粧ばり構造用合板 JAS 0233（合板） 第7条「化粧ばり構造用合板」									
	部位	品名	厚さ	接着の程度		単板の樹種名				
	・図示									
	・									
	・									
	・(イ)構造用パネル JAS 0360（構造用パネル）									
	部位	品名	寸法	曲げ性能						
	・図示									
	・									
	・									
	・(オ)パーティクルボード JIS A 5908（パーティクルボード）									
部位	種類の区分	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ					
・図示										
・										
・										
・(カ)ハードファイバーボード JIS A 5905（繊維板）										
部位	油、樹脂など 処理の区分	裏面の状態区分	曲げ強さ区分	難燃性区分	厚さ					
・図示										
・										
・										
・(キ)硬質木片セメント板 JIS A 5404（木質系セメント板）										
部位	・図示	・								
厚さ										
・(ク)構造用せっこうボードA種 JIS A 6901（せっこうボード製品）										
部位	・図示	・								
厚さ										
・(ケ)構造用せっこうボードB種 JIS A 6901（せっこうボード製品）										
部位	・図示	・								
厚さ										
・(コ)せっこうボード JIS A 6901（せっこうボード製品）										
部位	・図示	・								
厚さ										
・(カ)強化せっこうボード JIS A 6901（せっこうボード製品）										
部位	・図示	・								
厚さ										
・(シ)シージングボード JIS A 5905（繊維板）										
部位	・図示	・								
厚さ										
・(ス)せっこうラスボード JIS A 6901（せっこうボード製品）										
部位	・図示	・								
厚さ										
・(セ)ラスシート JIS A 5524（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））										
部位	ラス目	山高	山ピッチ	質量	溶接ピッチ					
・図示										

項目	特記事項					
	・					
	・					
	・(リ)フレキシブル板 JIS A 5430（繊維強化セメント板）					
	部位	・図示	・			
	厚さ					
	・(タ)火山性ガラス質複層板 JIS A 5440（火山性ガラス質複層板（VSボード））					
	部位	・図示	・			
	密度による区分					
	厚さ					
	・(テ)木質断熱複合パネル、木質接着複合パネル					
	告示第1446号第一 十二： 木質断熱複合パネル 十三： 木質接着複合パネル					
	部位	形状	寸法	含水率		
	・図示					
	・					
	・					
・接合金物・接合具等	(1)接合金物					
(木仕6.2.3)	・(1)(ア)Z（軸組工法用）、C（桝組工法用）、M（丸太組工法用）、x（CLT工法用）					
(木仕4.2.7)	接合金物規格					
	(1)D（ 同等認定金物 ）、S（ 性能認定金物 ）マーク表示金物					
	木造建築物用接合金物承認・認定制度					
	種類	記号	短期許容耐力(kN)	その他		
	・火打金物					
	・筋交いプレート					
	・引き寄せ金物					
	・梁受け金物					
Z、C、x、D、Sマーク表示金物に付属する接合具等も含む。						
	・(1)(ウ)(b)Z、C、M、x、D、Sマーク以外の接合金物					
	種類	材質	寸法・形状等	備考		
	・					
	・					
	・(1)(ウ)(b)直接雨にさらされる屋外環境で使用する場合は鋼材の材質					
	・溶融亜鉛めっき鋼板製 ・ステンレス製					
	・(1)(ウ)(d)表面処理（ 木仕4.2.6 ）					
	・(ア)溶融亜鉛めっき ・(イ)電気亜鉛めっき ・(ウ)錆止め塗装					
	・(エ)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理					
	・(1)(ウ)(e)溶接接合（ 標仕7章6節〔溶接接合〕 ）： ※図示					
	(2)接合具					
	・(2)(1)③木質構造用ねじ					
	種類	性能	材質	表面処理		
	・皿頭		※鉄製			
	・シリンダ頭					
	・六角頭					
	・					
	・(2)(1)④釘・木ねじ・木質構造用ねじ以外の接合具、接合金物用接合具					
	材質、寸法、形状： ・図示					
	・(2)(1)(b)①ボルト及びナット					
	材料： ※ 木仕表4.2.2 による ・図示 ・					
	表面処理（ 木仕4.2.6 ）：					
	・(ア)溶融亜鉛めっき ・(イ)電気亜鉛めっき ・(ウ)錆止め塗装					
	・(エ)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理					
	・(2)(1)(b)②アンカーボルト					
	材質、寸法等 ・図示 ・					
	・(2)(1)(b)③座金					
	⑦材質： ・図示 ・					

項目	特記事項														
	①厚さ、寸法、形状： ・図示 ・ ・引張応力を受けるボルトの座金： 木仕 表 4.2.3（ ・A種 ・B種 ・C種 ・ ） ・せん断応力を受けるボルトの座金： 木仕 表 4.2.4（ ・H種 ・I種 ・J種 ・ ） 表面処理（木仕 4.2.6）： ・(ｱ)溶融亜鉛めっき ・(ｲ)電気亜鉛めっき ・(ｳ)錆止め塗装 ・(ｲ)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(c)ラグスクリュー 材質、形状、寸法等： ・図示 ・ 表面処理（木仕 4.2.6）： ・(ｱ)溶融亜鉛めっき ・(ｲ)電気亜鉛めっき ・(ｳ)錆止め塗装 ・(ｲ)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(d)ドリフトピン 材質： ※SS400 ・ 径・寸法等： ・図示 ・ 表面処理（木仕 4.2.6）： ・(ｱ)溶融亜鉛めっき ・(ｲ)電気亜鉛めっき ・(ｳ)錆止め塗装 ・(ｲ)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(e)木栓及び木だば 材種名、形状、長さ等： ・図示 ・ ・(2)(1)(f)接着剤 ・①床鳴り防止用接着剤 JIS A 5550（床根太用接着剤） 種類（ ・図示 ・ ） ・②接着剤による接合の接着剤の種類：（ ・図示 ・ ） ・②接着剤を併用した接合の接着剤の種類（ ・図示 ・ ） ・(2)(1)(g)ジベル接合 ・①輪型ジベルの種類、材質、形状、寸法等： ・図示 ・ ・②圧入型ジベルの種類、材質、形状、寸法等： ・図示 ・														
3節 防腐・防蟻処理															
・防腐・防蟻処理 (木仕 6.3.1) (木仕 4.3.1)	(1)(ｱ)工場における薬剤の加圧注入 ・(1)(ｱ)(a)JAS 1083（製材）、JAS 0600（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（公財）日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証制度）を受けたもの <table><tr><th>適用部材（部位）</th><th>保存処理の性能区分</th></tr><tr><td></td><td>・K2 ・K3 ・K4 ・AQ3 ・AQ 2 ・AQ I</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> ・木仕 4.3.1(1)(ｱ)(b)に基づく加圧式保存処理の場合 JIS K 1570（木材保存剤）、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法） 保存処理の性能： ・図示 ・ インサイジング： ・適用する ・適用しない ・(1)(ｲ) 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 <table><tr><th>処理</th><th>薬剤の種類と適用部位</th></tr><tr><td>※木仕 4.3.1(1)(ｲ)(a)による〔JIS K 1571（木材保存剤—性能基準及びその試験方法）〕</td><td>—</td></tr><tr><td>・JIS K 1571 附属書 A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による場合</td><td>薬剤の種類： ・図示 ・ 適用部位： ・図示 ・</td></tr></table> ・(1)(ｳ)薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ※図示 ・ ・(1)(ｲ)合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等による防腐・防蟻処理 保存処理の性能区分 ・K3 ・AQ4 適用部材（部位） ・図示 ・(2)防蟻性能のある断熱材 仕様： ・図示 適用箇所： ・図示	適用部材（部位）	保存処理の性能区分		・K2 ・K3 ・K4 ・AQ3 ・AQ 2 ・AQ I					処理	薬剤の種類と適用部位	※木仕 4.3.1(1)(ｲ)(a)による〔 JIS K 1571 （木材保存剤—性能基準及びその試験方法）〕	—	・ JIS K 1571 附属書 A(規定) に基づく表面処理用木材保存剤による場合	薬剤の種類： ・図示 ・ 適用部位： ・図示 ・
適用部材（部位）	保存処理の性能区分														
	・K2 ・K3 ・K4 ・AQ3 ・AQ 2 ・AQ I														
処理	薬剤の種類と適用部位														
※木仕 4.3.1(1)(ｲ)(a)による〔 JIS K 1571 （木材保存剤—性能基準及びその試験方法）〕	—														
・ JIS K 1571 附属書 A(規定) に基づく表面処理用木材保存剤による場合	薬剤の種類： ・図示 ・ 適用部位： ・図示 ・														
・地盤に接する鉄筋コンクリート等による床下の防蟻処理	最下階の床下に床組を行う場合の防蟻処理 ・(ｱ)による〔鉄筋コンクリート造のべた基礎〕 ・(ｲ)による〔基礎梁と配筋により一体とした、厚さ 100mm 以上の土間コンクリート〕 配筋：※構造図による														

項目	特記事項
(木仕 6.3.2) (木仕 4.3.2)	
・土壌の防蟻処理 (木仕 6.3.3) (木仕 4.3.3)	(7)土壌の防蟻処理に使用する薬剤 使用薬剤： ・ 図示 ・ 使用量： ・ 図示 ・
・防腐措置 (木仕 6.3.4) (木仕 4.3.4)	(2)床下換気 ・ねこ土台 ・換気孔 (3)小屋裏換気の種類 (木仕 4.3.4(3)) ・ (a) ・ (b) ・ (c) ・ (d) ・ (e) 換気孔の大きさ： ・ 図示 ・
4 節 木材の加工	
・原寸図 (木仕 6.4.2)	(2)床書き原寸図； ・ 作成する ・ 作成しない
・仕口及び継手の形状加工 (木仕 6.4.5)	(1) 仕口及び継手の工法 ※図示 ・
・孔あけ加工 (木仕 6.4.6)	(1)ボルト孔の径 ※木仕 表 6.4.2 による ・ 図示 ・ (3)ドリフトピンの穴径 ※ピン径と同径 ・ 図示 ・
・表面の仕上げ (木仕 6.4.7) (標仕 18.12.2)	(1)見え掛り面の表面の仕上げ程度 ※プレーナー加工仕上げ ・超自動機械かな仕上げ ・サンダー仕上げ (2)工事現場搬入前の木材保護塗料塗（JASS 18 M-307）は標仕 表 18.12.1 による 施工箇所： ・ 図示による ・ 種別： ・ A種 ※B種
5 節 搬入及び建方	
・アンカーボルトの設置等 (木仕 6.5.3)	(1)埋め込み深さ： ・ 図示 ・ (2)(1)保持及び埋込工法 (木仕 表 6.5.1)： ・ A種 ・ B種 (2)(ウ)埋め込み位置の許容誤差 ※±5mm（JASS6 付則 6「鉄骨精度検査基準」付表 5「工事現場」（3）による） ・
・基礎天端均しモルタルの仕上げ (木仕 6.5.4) (標仕 15.3.2)	(ウ)無収縮モルタル： ・ 使用する (イ)モルタルの厚さ： ・ 図示 ・ (ウ)柱底均しモルタルの工法 (木仕 表 6.5.2)： ・ A種 ※B種
・建方精度 (木仕 6.5.7)	(1)建入れ直し後の建方精度の許容値 ※水平垂直の誤差の範囲 1/1,000 以下 ・ 図示 ・
・接合部の工法 (木仕 6.5.8)	(4)構造材を接合する釘及び木ねじの種類、本数及び間隔 ※図示 ・
・接合金物の工法 (木仕 6.5.9)	(1)面材の取付けに必要な場合の木材への彫り込み ・ 図示 ※彫り込みは行わない (3)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用する接合金物の取付け方法 ※図示 ・
・釘、木ねじ、木質構造用ねじ等の工法 (木仕 6.5.10)	(1)部位ごとの釘、木ねじ等の種類及び間隔 ※図示 ・ (3)構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち ※図示 ・ 隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 ・ つぶし頭釘打ち ・ 釘頭現し
・各種ボルトの工法 (木仕 6.5.11)	(1)ボルトの種類、径、本数及び間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示 ・ (8)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示 ・
・ラグスクリューの工法 (木仕 6.5.12)	(1)ラグスクリューの形状及び寸法： ※図示 ・ (7)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するラグスクリューの取付け方法 ※図示 ・

項目	特記事項
・ドリフトピンの工法 (木仕6.5.13)	(1)ドリフトピンの径： ※図示 ・ (6)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するドリフトピンの取付け方法 ※図示 ・
・木だばの工法 (木仕6.5.14)	(2)木だば径： ※図示 ・
6 節 軸組	
・土台 (木仕6.6.1)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)仕口及び継手の形状及び位置： ※図示 ・
・火打土台 (木仕6.6.2)	(7)(イ)火打土台の種類： ・木製の火打土台 ・鋼製の火打土台 (7)(α)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (7)(b)土台との仕口の形状、留付け釘の種類及び留付け方法： ※図示 ・
・柱 (木仕6.6.3)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)隅柱の樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (3)通し柱の樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (4)仕口の形状： ※図示 ・
・間柱 (木仕6.6.4)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)横架材との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・ (3)筋かいの当たる箇所への切り欠き、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示 ・ (4)通し貫が当たる箇所の間柱の添え付け、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示 ・
・胴差 (木仕6.6.5)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)通し柱との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・ (3)継手の形状及び位置： ※図示 ・
・軒桁 (木仕6.6.6)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)継手の形状及び位置： ※図示 ・
・間仕切桁（頭つなぎ） (木仕6.6.7)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)主要な間仕切桁と桁又は胴差とのT字取合い部の仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接 合具の種類 ※図示 ・ (3)継手の形状及び位置： ※図示 ・
・まぐさ・窓台 (木仕6.6.8)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)柱及び間柱との仕口形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示 ・
・木製筋かい (木仕6.6.9)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)上下端部の仕口形状： ※図示 ・ (3)断面寸法が幅 90 mm以上、厚さ 90 mm以上の筋かい仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示 ・
・貫 (木仕6.6.10)	(1)樹種名、断面寸法、留付け方法、留付け釘の種類 ※図示 ・
・木ずり (木仕6.6.11)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (3)留付け釘の種類： ※図示 ・
7 節 小屋組	
・小屋梁（平陸梁） (木仕6.7.1)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)仕口及び継手の形状、位置及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・ (3)軒桁又は数桁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・小屋束 (木仕6.7.2)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・登り梁（合掌） (木仕6.7.3)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・トラスの斜材 (木仕6.7.4)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・棟木・母屋 (木仕6.7.5)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (3)継手の形状、位置及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・ (4)T字部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・

項目	特記事項
・桁行筋かい・振れ止め (木仕6.7.6)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)設置位置、束への留付け釘の種類及び留付け方法： ※図示 ・
・垂木 (木仕6.7.7)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ 丸太を用いる場合の末口寸法：※図示 ・ (2)軒先部以外の留付け方法及び留付け釘の種類： ※図示 ・ (3)軒先部の留付け方法及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・火打梁 (木仕6.7.8)	(7)(イ)小屋組の火打梁の種類： ・木製 ・鋼製 ・ (7)(α)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ ・ (7)(b)梁、胴差、桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・屋根野地 (木仕6.7.9)	材料： ※図示 ・ (7)ひき板野地板 ・ (イ)構造用合板野地板 ・ (ウ)構造用パネル野地板 ・ (イ)パーティクルボード野地板 厚さ： ※図示 ・ ・ (7)(α)ひき板の樹種名： ※図示 ・ (b)継手の形状： ※図示 ・ (c)取付方法： ※図示 ・ ・ (イ)(b)構造用合板野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 ・ ・ (ウ)(b)構造用パネル野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 ・ ・ (イ)(b)パーティクルボード野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 ・
8 節 床組	
・大引 (木仕6.8.1)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)継手の形状及び留付け釘の種類： ※図示 ・ (3)大引と土台、柱との仕口の形状及び留付け釘の種類： ※図示 ・
・床束 (木仕6.8.2)	床束の種類： ・ (7)木製床束 ・ (イ)鋼製床束 ・ (イ)樹脂製床束 (7)木製床束 ・ (α)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ ・ (b)上部仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・ (イ)鋼製床束の仕様及び設置方法： ※図示 ・ (イ)樹脂製床束の仕様及び設置方法： ※図示 ・
・根太掛 (木仕6.8.3)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)継手の形状、留付け釘の種類及び留付け方法： ※図示 ・
・根太 (木仕6.8.4)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)間隔： ※図示 ・ (3)継手の形状及び留付け釘の種類： ※図示 ・ (4)梁又は大引との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・ (5)床組に根太を用いない場合の工法等： ※図示 ・
・床梁 (木仕6.8.5)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・火打梁 (木仕6.8.6) (木仕6.7.8)	(7)(イ)床組の火打梁の種類： ・木製 ・鋼製 ・ (7)(α)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ ・ (7)(b)梁、胴差、桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・構造用面材による床組 (木仕6.8.7)	(7)床梁の樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (イ)根太の樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (7)構造用面材の種類 ※図示 ・ (α)構造用合板 ・ (b)化粧ばり構造用合板 ・ (c)構造用パネル ・ (d)パーティクルボード (イ)(α)根太の間隔： ※図示 ・ (b) 床梁又は胴差との接合部の根太の仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示 ・ (d)留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔： ※図示 ・ (イ)(α)根太の間隔： ※図示 ・ (b)床梁等に直交する根太の仕口の形状並びに受材又は際根太の寸法、留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔： ※図示 ・ (イ)(α)留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 ・ (b)さね加工を施した構造用合板への留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔： ※図示 ・
9 節 壁	
・非耐力壁 (木仕6.9.1)	(1)材料等 柱の端部と横架材との仕口の形状、留付け釘の種類、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示 ・ (2)工法 隅柱と土台との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類

項目	特記事項
	※図示
・軸組耐力壁 (木仕 6.9.2)	(1)(7)筋かいの樹種名、断面寸法及び形状： ※図示 (4)木ずりの樹種名、断面寸法及び取付け位置： ※図示 (7)鉄筋筋かいの材料： ※図示 (I)留付け方法及び接合金物・接合具の種類： ※図示 (2)(7)筋かいの端部における仕口の形状： ※図示 (4)軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口の形状： ※図示 (I)鉄筋筋かいの工法： ※図示
・大壁造の面材耐力壁 (木仕 6.9.3)	(1)(7)構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 (4)(a)構造用面材の下地の胴縁及び受材の樹種名及び断面寸法： ※図示 (b)留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 (2)(7)(d)ラスシートのドリリングタッピングねじの留付け間隔： ※図示
・床勝ち大壁造の面材耐力壁 (木仕 6.9.4)	(1)(7)構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類 及び釘打ち間隔： ※図示 (4)構造用面材の下地に用いる受材の樹種名、断面寸法、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示
・真壁造の面材耐力壁 (木仕 6.9.5)	(1)(7)構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 (4)構造用面材の下地に用いる受材、貫の樹種名及び断面寸法： ※図示 (2)(7)(a)構造用面材の下地の受材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 (d)構造用面材を受材以外で継ぐ場合の間柱及び胴つなぎの樹種名及び断面寸法： ※図示 (4)(a)構造用面材の下地の貫の本数： ※図示 (b)最上段の貫とその直上の横架材との間隔及び最下段の貫とその直下の横架材との間隔 ※図示 (c)貫を柱に差し通す場合の留付け方法： ※図示 (d)柱との仕口の形状及び留付け釘の種類： ※図示
・床勝ち真壁造の面材耐力壁 (木仕 6.9.6)	(1)(7)構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 (4)構造用面材の下地に用いる受材の樹種名、断面寸法、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示
・真壁造土塗り壁耐力壁 (木仕 6.9.7)	(1)(7)貫の樹種名及び断面寸法： ※図示 (4)間渡し竹： ※図示 ・ 割り竹 ・ 丸竹 ・ マダケ ・ シノチク (2)(7)貫の本数： ※図示 (4)横貫と柱の接合又は縦貫と横架材の接合方法： ※図示 (7)間渡し竹と柱及び横架材との接合方法： ※図示 (4)土塗り壁の塗り厚さ： ※図示
・面格子壁耐力壁 (木仕 6.9.8)	(1)(7)樹種名、断面寸法及び格子の間隔： ※図示 (2)(4)留付け釘の種類及び木ねじの種類： ※図示 (7)面格子と柱、横架材との仕口の形状及び留付け方法： ※図示
・落とし込み板壁耐力壁 (木仕 6.9.9)	(1)(7)樹種名及び断面寸法： ※図示 (7)木だば 木仕 4.2.7(2)(4)(e) ※図示 (I)鋼製だば JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) ※図示 ・ SR235 ・ SD295 表面処理 (木仕 4.2.6): ・ (7)溶融亜鉛めっき ・ (4)電気亜鉛めっき ・ (7)錆止め塗装 ・ (I)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理
・大臣認定耐力壁 (木仕 6.9.10)	・ 国土交通大臣が認定した耐力壁の材料・工法 ※図示

7 章 枠組壁構法工事

項目

特記事項

2 節 材料

・ 施工一般
(木仕 7.2.1)
(木仕 4.2.1)

(2)材料のホルムアルデヒド放散量
※木仕 4.2.1(2)による（適用材料：
・

・ 材料
(木仕 7.2.2)
(木仕 4.2.2)

※木材は原則として県産材を使用する。
(1)製材
・ (1)(7)目視等級区分構造用製材 JAS 1083-3（製材－第 3 部：目視等級区分構造用製材）
基準強度：告示第 1452 号第一号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	構造材の種類・等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
（記入例）梁	スギ	甲種 2 級		SD15	K3
・ 図示					
・					
・					

・ (1)(1)機械等級区分構造用製材 JAS 1083-4（製材－第 4 部：機械等級区分構造用製材）
基準強度：告示第 1452 号第二号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
（記入例）柱	スギ	E90	120×120×3000	SD15	K3
・ 図示					
・					
・					

・ (1)(7)(a)広葉樹製材 JAS 1083-6（製材－第 6 部：広葉樹製材）
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
・ 図示					
・					
・					

・ (1)(7)(b)縦振動ヤング係数測定対象部材
・ 図示
・

・ (1)(I)無等級材
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	寸法（mm）	含水率	保存処理	材面の品質
・ 図示					
・					
・					

・ (1)（c）縦振動ヤング係数測定対象部材
・ 図示
・

・ (1)(4)国土交通大臣の指定を受けたもので基準強度の数値を指定された製材
基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）
含水率：
・ 図示
・
・

(2) 枠組壁工法構造用製材
・ (2)(7)甲種枠組材
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第 4 条「甲種枠組材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・ 図示					
・					
・					

・ (2)(1)乙種枠組材
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第 5 条「乙種枠組材の規格」

項目

特記事項

基準強度：[告示第 1452 号第三号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・ 図示					
・					
・					

・ (2)(ウ)[MSR 枠組材](#)
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 [第 6 条「MSR 枠組材の規格」](#)
基準強度：[告示第 1452 号第四号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	MSR 等級	寸法型式名	長さ	未乾燥材又は乾燥材の別
・ 図示						
・						
・						

・ (2)(イ)の部材の含水率：（ ）
基準強度：[告示第 1452 号第六号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

(3) 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

・ (3)(ア)[たて枠用たて継ぎ材](#)
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 [第 7 条「たて枠用たて継ぎ材の規格」](#)
基準強度：[告示第 1452 号第三号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ
・ 図示				
・				
・				

・ (3)(1)[甲種たて継ぎ材](#)
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 [第 8 条「甲種たて継ぎ材の規格」](#)
基準強度：[告示第 1452 号第三号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ
・ 図示				
・				
・				

・ (3)(ウ)[乙種たて継ぎ材](#)
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 [第 9 条「乙種たて継ぎ材の規格」](#)
基準強度：[告示第 1452 号第三号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ
・ 図示				
・				
・				

・ (3)(イ)[MSR たて継ぎ材](#)
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 [第 10 条「MSR たて継ぎ材の規格」](#)
基準強度：[告示第 1452 号第四号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	MSR 等級	寸法型式名	長さ
・ 図示					
・					
・					

・ (3)(ウ)の部材の含水率：（ ）
基準強度：[告示第 1452 号第六号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

(4) 下地用製材

・ (4)[下地用製材](#) [JAS 1083-5](#)（製材－第 5 部：下地用製材）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
・ 図示					

項目

特記事項

・					
・					

(5)集成材

・ (5)(7)構造用集成材 JAS 1152（集成材）[第5条「構造用集成材の規格」](#)
基準強度：[告示第1024号第三第二号](#)（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	樹種名	強度等級	材面の品質	接着性能	寸法(mm)	保存処理

・ (5)(1)化粧ばり構造用集成柱 JAS 1152（集成材）[第6条「化粧ばり構造用集成材の規格」](#)
基準強度：[告示第1024号第三第二号](#)（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	樹種名 (芯材・化粧薄板)	化粧薄板の厚さ	見付け材面	寸法（mm）

・ (6)構造用単板積層材 JAS 0701（単板積層材）[第4条「構造用単板積層材」](#)
基準強度：[告示第1024号第三第二号](#)（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	樹種名	接着性能	曲げ性能	水平せん断 区分	寸法(mm)	保存処理
・ 図示							
・							
・							

・ (7)直交集成板 JAS 3079（直交集成板）
基準強度：[告示第1024号第一第十九号](#) [第二第十八号](#) [第三第九号](#)（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	樹種名	強度等級	種別	接着性能	寸法
・ 図示						
・						
・						

・ (8)丸太材
基準強度：[告示第1452号第五号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	寸法	含水率	末口径
・ 図示				
・				
・				

・ [縦振動ヤング係数](#)測定対象部材 ・ 図示 ・

・ (9)木質接着成形軸材料、木質複合軸材料
[告示第1446号第一](#) 十：木質接着成形軸材料 十一：木質複合軸材料

部位	形状	寸法	含水率
・ 図示			
・			
・			

(10) 構造用面材

・ (7)MDF JIS A 5905（繊維板）

部位	普通／構造用	表裏面の状態 区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	難燃性区分	厚さ
・ 図示						
・						
・						

・ (1)構造用合板 JAS 0233（合板）[第6条「構造用合板の規格」](#)

項目

特記事項

部位	品名	寸法	接着の程度	等級	板面の品質	曲げ性能	保存処理	防虫処理	単板の樹種名
・図示									
・									
・									

・(ウ)化粧ばり構造用合板 JAS 0233（合板）[第7条「化粧ばり構造用合板」](#)

部位	品名	厚さ	接着の程度	単板の樹種名
・図示				
・				
・				

・(イ)構造用パネル JAS 0360（構造用パネル）

部位	品名	寸法	曲げ性能
・図示			
・			
・			

・(オ)パーティクルボード JIS A 5908（パーティクルボード）

部位	種類の区分	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ
・図示					
・					
・					

・(カ)ハードファイバーボード JIS A 5905（繊維板）

部位	油、樹脂など処理の区分	裏面の状態区分	曲げ強さ区分	難燃性区分	厚さ
・図示					
・					
・					

・(キ)硬質木片セメント板 JIS A 5404（木質系セメント板）

部位 ・図示 ・

厚さ

・(ク)構造用せっこうボード A 種 JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位 ・図示 ・

厚さ

・(ケ)構造用せっこうボード B 種 JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位 ・図示 ・

厚さ

・(コ)せっこうボード JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位 ・図示 ・

厚さ

・(サ)強化せっこうボード JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位 ・図示 ・

厚さ

・(シ)シーリングボード JIS A 5905（繊維板）

部位 ・図示 ・

厚さ

・(ス)せっこうラスボード JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位 ・図示 ・

厚さ

・(セ)ラスシート JIS A 5524（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））

部位	ラス目	山高	山ピッチ	質量	溶接ピッチ
・図示					

項目

特記事項

</

項目	特記事項
・ラグスクリューの工法 (木仕 7.5.10)	(1)ラグスクリューの形状及び寸法： ※図示 ・ (7)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するラグスクリューの取付け方法 ※図示 ・
・ドリフトピンの工法 (木仕 7.5.11)	(1)ドリフトピンの径： ※図示 ・ (6)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するドリフトピンの取付け方法 ※図示 ・
6 節 土台	
・土台 (木仕 7.6.1)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)仕口及び継手の形状及び位置： ※図示 ・
7 節 床版	
・床パネル (木仕 7.7.1)	(7)床パネルの構成 (a)床根太の材料、断面寸法 ※図示 ・ (b)床根太相互の間隔 ※図示 ・ (c)床根太の転び止めの材料、断面寸法、取り付け方法 ※図示 ・ (d)床版に設ける開口部、セットバック、オーバーハング又は上下階の耐力壁線がずれる場合等の補強方法 ※図示 ・ (e)床版の各部材相互及び床版の桟組材と土台又は頭つなぎとの緊結方法 ※図示 ・ (g)床根太に、軽量 H 形鋼、薄板軽量形鋼を使用する場合の桟組材及び床材との接合具及び緊結方法 ※図示 ・ (h)根太の木質複合軸材料のウェブの穴あけ位置並びに桟組材及び床材との緊結方法 ※図示 ・ (i)床根太のトラスの使用 ・使用する ・使用しない ・図示 (j)床パネルと同時に、下階の吊り天井根太を施工する場合の材料、断面及び取付け方法 ※図示 ・ (1)床版の直交集成材、木質断熱複合パネル又は木質接着複合パネルの使用 ※図示 ・ (ウ)床材の取り付け (b)床材を留め付ける釘又はねじの種類及び間隔 ※図示 ・
・大引又は床束を用いる用いる場合 (木仕 7.7.2)	(7)大引及び床束の材料 ※木仕 表 7.2.1(1)による ・ 図示 ・ 樹種名及び断面寸法 ※図示 ・ (1)大引及び床束の間隔 ※図示 ・ (ウ)大引の継手の形状及び緊結方法 ※図示 ・ (I)根がらみ貫の樹種名及び断面寸法 ※図示 ・ (オ)鋼製又は樹脂製の床束の仕様及び設置方法 ※図示 ・
8 節 壁パネル	
・壁パネル (木仕 7.8.1)	(1)壁桟組の構成 (7)耐力壁のたて桟、下桟及び上桟の断面寸法 ※図示 ・ (1)たて桟相互の間隔 ※図示 ・ (ウ)各耐力壁の隅角部及び交差部のたて桟の構成及び緊結方法 ※図示 ・ (I)外壁の耐力壁線相互の交差する部分の補強の有無及び補強方法 ※図示 ・ (オ)耐力壁の上部に設ける頭つなぎの有無、断面寸法及び緊結方法 ※図示 ・ (カ)幅 90cm 以上の開口部の上部に設けるまぐさの有無、材料、断面寸法及び取付け方法

項目	特記事項
	※図示 ・ (キ)屋外に面する隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁のたて桟の緊結方法 ※図示 ・ (ク)壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとの緊結方法 ※図示 ・ (コ)たて桟の欠き込み及び穴あけの許容範囲 ※図示 ・ (サ)支持柱を用いる場合の材料及び取付け方法 ※図示 ・ (シ)間仕切り壁(耐力壁以外)のたて桟、上桟及び下桟に薄板軽量形鋼を使用する場合の材料及び緊結方法 ※図示 ・ (2)壁材の取り付け (7)壁材の継手に受材を設ける場合の取付け方法 ※図示 ・ (1)壁材を留め付ける釘又は木ねじの種類及び間隔 ※図示 ・ (ウ)壁材の張り方 ※たて張り ・ 図示 ・
9 節 小屋組等	
・小屋組及び屋根パネル (木仕 7.9.1)	(1)小屋組の構成 (7)材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示 ・ (1)屋根等に設ける幅 90cm 以上の開口部の上部に設けるまぐさの有無、材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示 ・ (ウ)小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎとの緊結方法 ※図示 ・ (I)垂木又はトラスの緊結金物の種類及び緊結方法 ※図示 ・ (カ)天井根太に薄板軽量形鋼を使用する場合の材料及び緊結方法 ※図示 ・ (キ)小屋組の直交集成材、木質断熱複合パネル又は木質接着複合パネルの使用 ※図示 ・ (2)垂木方式 (a)垂木及び天井根太の断面寸法 ※図示 ・ (b)垂木相互の間隔 ※図示 ・ (c)垂木つなぎの断面寸法及び取付け方法 ※図示 ・ (d)外壁の頭つなぎの上で、垂木を欠き込んで納める場合 ※図示 ・ (3)トラス方式の仕様及び取付け方法 ※図示 ・ (4)屋根梁方式及び束立て方式 (a)垂木の断面寸法 ※図示 ・ (b)小屋組みの材料及び取付け方法 ※図示 ・ (c)屋根梁に薄板軽量形鋼を使用する場合の材料及び緊結方法 ※図示 ・ (5)屋根下地材の取付け (1)屋根下地材を留め付ける釘又は木ねじの種類及び間隔 ※図示 ・

項目	特記事項				
	部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ
	・図示				
	・				
	・				
	・(3)(イ)MSR たて継ぎ材 JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第10条「MSR たて継ぎ材の規格」 基準強度：告示第1452号第四号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）				
	部位	品名	樹種名又は樹種群	MSR 等級	寸法型式名
	・図示				
	・				
	・				
	・(3)(ウ)の部材の含水率：（ ） 基準強度：告示第1452号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）				
	(4) 下地用製材				
	・(4)下地用製材 JAS 1083-5（製材－第5部：下地用製材）				
	部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率
	・図示				
	・				
	・				
	(5)集成材				
	・(5)(7)構造用集成材 JAS 1152（集成材）第5条「構造用集成材の規格」 基準強度：告示第1024号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）				
	部位	品名	樹種名	強度等級	材面の品質
	・(5)(イ)化粧ばり構造用集成柱 JAS 1152（集成材）第6条「化粧ばり構造用集成材の規格」 基準強度：告示第1024号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）				
	部位	品名	樹種名 (芯材・化粧薄板)	化粧薄板の厚さ	見付け材面
	・(6)構造用単板積層材 JAS 0701（単板積層材）第4条「構造用単板積層材」 基準強度：告示第1024号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）				
	部位	品名	樹種名	接着性能	曲げ性能
	・図示				
	・				
	・				
	・(7)直交集成板 JAS 3079（直交集成板） 基準強度：告示第1024号第一第十九号 第二第十八号 第三第九号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）				
	部位	品名	樹種名	強度等級	種別
	・図示				
	・				
	・				
	・(8)丸太材 基準強度：告示第1452号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）				
	部位	樹種名	寸法	含水率	末口径
	・図示				
	・				

項目

特記事項

</

項目

特記事項

・(コ) [せっこうボード](#) [JIS A 690I \(せっこうボード製品\)](#)
部位 ・図示
厚さ

・(サ) [強化せっこうボード](#) [JIS A 690I \(せっこうボード製品\)](#)
部位 ・図示
厚さ

・(シ) [シージングボード](#) [JIS A 5905 \(繊維板\)](#)
部位 ・図示
厚さ

・(ス) [せっこうラスボード](#) [JIS A 690I \(せっこうボード製品\)](#)
部位 ・図示
厚さ

・(セ) [ラスシート](#) [JIS A 5524 \(ラスシート \(角波亜鉛鉄板ラス\)\)](#)

部位	ラス目	山高	山ピッチ	質量	溶接ピッチ
・図示					
・					
・					

・(ソ) [フレキシブル板](#) [JIS A 5430 \(繊維強化セメント板\)](#)
部位 ・図示
厚さ

・(タ) [火山性ガラス質複層板](#) [JIS A 5440 \(火山性ガラス質複層板 \(VS ボード\)\)](#)
部位 ・図示
密度による区分
厚さ

・(テ) [木質断熱複合パネル、木質接着複合パネル](#)
[告示第1446号第一](#) 十二：[木質断熱複合パネル](#) 十三：[木質接着複合パネル](#)

部位	形状	寸法	含水率
・図示			
・			
・			

【[木仕 8.2.3](#)】

(2)柱に用いる丸太材

部位	樹種名	寸法	含水率	末口径
・図示				
・				
・				

・接合金物・接合具等
([木仕 8.2.4](#))
([木仕 4.2.7](#))

【[木仕 4.2.7](#)】

・(1)(ア) [釘](#) [JIS A 5508 \(くぎ\)](#)

種類	材質	その他
・鉄丸くぎ	・表面処理された鉄 ・ステンレス	
・太め鉄丸くぎ	・表面処理された鉄 ・ステンレス	
・		

・(1)(イ) [木ねじ](#) [JIS B 1112 \(十字穴付き木ねじ\)](#) 又は [JIS B 1135 \(すりわり付き木ねじ\)](#)

種類	材質	その他
・十字穴付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1112
・すりわり付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1135
・		

・(1)(ウ) [木質構造用ねじ](#) [JIS A 5559](#)

種類	性能	材質	表面処理
・皿頭		※鉄製	

項目

特記事項

・ シリンダ頭

・ 六角頭

・

・ (1)(I)建築基準法施行規則第8条の3の認定を受けた耐力壁に用いるもの

種類

材質

その他

・

・

・

(2)木仕 4.2.7 接合金物

・ (1)(7)Z（軸組工法用）、C（桝組工法用）、M（丸太組工法用）、x（CLT 工法用）

接合金物規格

(1)D（同等認定金物）、S（性能認定金物）マーク表示金物

木造建築物用接合金物承認・認定制度

種類

記号

短期許容耐力(kN)

その他

・ 火打金物

・ 筋交いプレート

・ 引き寄せ金物

・ 梁受け金物

Z、C、x、D、S マーク表示金物に付属する接合具等も含む。

・ (1)(ウ)(b)Z、C、M、x、D、S マーク以外の接合金物

種類

材質

寸法・形状等

備考

・

・

・ (1)(ウ)(b)直接雨にさらされる屋外環境で使用する場合は鋼材の材質

・ 溶融亜鉛めっき鋼板製

・ ステンレス製

・ (1)(ウ)(d)表面処理（木仕 4.2.6）

・ (7)溶融亜鉛めっき

・ (1)電気亜鉛めっき

・ (ウ)錆止め塗装

・ (I)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理

・ (1)(ウ)(e)溶接接合（標仕 7 章 6 節 [溶接接合]）：

※図示

木仕 4.2.7(2)接合具

・ (2)(1)④釘・木ねじ・木質構造用ねじ以外の接合具、接合金物用接合具

材質、寸法、形状：

・ 図示

・ (2)(1)(b)①ボルト及びナット

材料：

※木仕 表 4.2.2 による

・ 図示

・

表面処理（木仕 4.2.6）：

・ (7)溶融亜鉛めっき

・ (1)電気亜鉛めっき

・ (ウ)錆止め塗装

・ (I)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理

・ (2)(1)(b)②アンカーボルト

材質、寸法等

・ 図示

・

・ (2)(1)(b)③座金

①材質：

・ 図示

・

①厚さ、寸法、形状：

・ 図示

・

・ 引張応力を受けるボルトの座金：

木仕 表 4.2.3（・ A 種

・ B 種

・ C 種

・

）

・ せん断応力を受けるボルトの座金：

木仕 表 4.2.4（・ H 種

・ I 種

・ J 種

・

）

表面処理（木仕 4.2.6）：

・ (7)溶融亜鉛めっき

・ (1)電気亜鉛めっき

・ (ウ)錆止め塗装

・ (I)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理

・ (2)(1)(c)ラグスクリュー

材質、形状、寸法等：

・ 図示

・

表面処理（木仕 4.2.6）：

・ (7)溶融亜鉛めっき

・ (1)電気亜鉛めっき

・ (ウ)錆止め塗装

・ (I)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理

・ (2)(1)(d)ドリフトピン

材質：

※SS400

・

径・寸法等：

・ 図示

・

表面処理（木仕 4.2.6）：

項目	特記事項														
	・(ｱ)溶融亜鉛めっき ・(ｲ)電気亜鉛めっき ・(ｳ)錆止め塗装 ・(ｲ)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(e)木栓及び木だば（木仕 8.2.4(ｱ)(a)①） 材種名、形状、長さ等： ・図示 ・ ・(2)(1)(f)接着剤 ・①床鳴り防止用接着剤 JIS A 5550（床根太用接着剤） 種類（ ・図示 ・ ） ・②接着剤による接合の接着剤の種類：（ ・図示 ・ ） ・②接着剤を併用した接合の接着剤の種類（ ・図示 ・ ） ・(2)(1)(g)ジベル接合 ・①輪型ジベルの種類、材質、形状、寸法等： ・図示 ・ ・②圧入型ジベルの種類、材質、形状、寸法等： ・図示 ・ 【木仕 8.2.4】 ・(ｱ)(a)①木だば 樹種名及び長さ： ・図示 ・ ・(ｱ)(b)③鋼製だば 常時湿潤状態となるおそれのある範囲： ※図示 ・ ・(ｱ)(b)③ラグスクリューだば 材質、寸法及び形状： ※図示 ・ ・(ｲ)ジャッキボルト ・寸法及び形状： ※図示 ・ ・②ボルトの径： ※図示 ・ ・③座金の大きさ及び厚さ： ※図示 ・ ・(ｳ)垂木用スライド金物 ・寸法及び形状： ※図示 ・ ・①⑦垂木及び桁との釘接合の接合方法： ※図示 ・ ・(ｲ)通しボルト、高ナット及び座金 ・(b)①通しボルトの呼び径： ※図示 ・ ・(b)③通しボルトに用いる座金の種類： ※図示 ・														
3 節 防腐・防蟻処理															
・防腐・防蟻処理 （ 木仕 8.3.1 ） （ 木仕 4.3.1 ）	(1)(ｱ)工場における薬剤の加圧注入 ・(1)(ｱ)(a)JAS 1083（製材）、JAS 0600（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（公財）日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証制度）を受けたもの <table><tr><th>適用部材（部位）</th><th>保存処理の性能区分</th></tr><tr><td></td><td>・K2 ・K3 ・K4 ・AQ3 ・AQ 2 ・AQ I</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> ・木仕 4.3.1(1)(ｱ)(b)に基づく加圧式保存処理の場合 JIS K 1570（木材保存剤）、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法） 保存処理の性能： ・図示 ・ インサイジング： ・適用する ・適用しない ・(1)(1) 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 <table><tr><th>処理</th><th>薬剤の種類と適用部位</th></tr><tr><td>※木仕 4.3.1(1)(1)(a)による〔JIS K 1571（木材保存剤—性能基準及びその試験方法）〕</td><td>—</td></tr><tr><td>・JIS K 1571 附属書 A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による場合</td><td>薬剤の種類： ・図示 ・ 適用部位： ・図示 ・</td></tr></table> ・(1)(ｳ)薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ※図示 ・ ・(1)(ｲ)合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等による防腐・防蟻処理 保存処理の性能区分 ・K3 ・AQ4 適用部材（部位） ・図示 ・(2)防蟻性能のある断熱材 仕様： ・図示 適用箇所： ・図示	適用部材（部位）	保存処理の性能区分		・K2 ・K3 ・K4 ・AQ3 ・AQ 2 ・AQ I					処理	薬剤の種類と適用部位	※木仕 4.3.1(1)(1)(a)による〔 JIS K 1571 （木材保存剤—性能基準及びその試験方法）〕	—	・ JIS K 1571 附属書 A(規定) に基づく表面処理用木材保存剤による場合	薬剤の種類： ・図示 ・ 適用部位： ・図示 ・
適用部材（部位）	保存処理の性能区分														
	・K2 ・K3 ・K4 ・AQ3 ・AQ 2 ・AQ I														
処理	薬剤の種類と適用部位														
※木仕 4.3.1(1)(1)(a)による〔 JIS K 1571 （木材保存剤—性能基準及びその試験方法）〕	—														
・ JIS K 1571 附属書 A(規定) に基づく表面処理用木材保存剤による場合	薬剤の種類： ・図示 ・ 適用部位： ・図示 ・														

項目	特記事項
・地盤に接する鉄筋コンクリート等による床下の防蟻処理 （ 木仕 8.3.2 ） （ 木仕 4.3.2 ）	最下階の床下に床組を行う場合の防蟻処理 ・(ｱ)による〔鉄筋コンクリート造のべた基礎〕 ・(ｲ)による〔基礎梁と配筋により一体とした、厚さ 100mm 以上の土間コンクリート〕 配筋：※構造図による
・土壌の防蟻処理 （ 木仕 8.3.3 ） （ 木仕 4.3.3 ）	(ｱ)土壌の防蟻処理に使用する薬剤 使用薬剤： ・図示 ・ 使用量： ・図示 ・
・防腐措置 （ 木仕 8.3.4 ） （ 木仕 4.3.4 ）	(2)床下換気 ・ねこ土台 ・換気孔 (3)小屋裏換気の種類（ 木仕 4.3.4(3) ） ・(a) ・(b) ・(c) ・(d) ・(e) 換気孔の大きさ： ・図示 ・
4 節 木材の加工	
・丸太組壁用木材の断面加工 （ 木仕 8.4.2 ）	・(1)機械加工（ 木仕 図 8.4.1 ） ※図示 ・断面形状： ・(ｲ) ・(ロ) ・(ハ) ・(ニ) ・さね形状： ※図示 ・ ・見付高さ、重なり幅、部材幅： ※図示 ・ ・(2)手加工による断面加工 ※図示
・丸太組壁用木材の交差部形状加工 （ 木仕 8.4.3 ）	・(1)交差部の位置及び形状 ※図示 ・ ・(2)交差部が壁面から 200 mm未満の場合の補強方法 ※図示 ・ ・(5)手加工の場合の交差部のかみ合せの程度 ※図示 ・
・丸太組壁用木材の孔あけ加工 （ 木仕 8.4.4 ）	・(1)丸太組壁用木材の孔あけ加工（孔あけ位置及び孔径） ※図示 ・
・丸太組壁用木材の表面仕上げ （ 木仕 8.4.5 ） （ 標仕 18.12.2 ）	・(1)見え掛り面の表面仕上げ程度 ・(ｱ)機械加工： ・プレーナー加工仕上 ・超自動機械かな仕上 ・サンダー仕上 ・(1)手加工： ※図示 ・ ・(2)見え掛り面の木材保護塗料塗（ 標仕 表 18.12.1 ） ・A 種 ※B 種
・丸太組壁以外に用いる木材の加工及び表面仕上げ （ 木仕 8.4.6 ）	・(ｱ)仕口及び継手の形状加工 ・(a)仕口及び継手の工法： ※図示 ・ ・(1)孔あけ加工 ・(a)ボルトの孔あけ加工： ※図示 ・ 木仕 表 8.4.4 による ・(c)ドリフトピンの孔径： ※図示 ・ピン径と同径
・丸太組壁用木材の継手加工及び継手の補強方法 （ 木仕 8.4.7 ）	・(2)丸太組壁用木材に設ける継手の方法 ・図示 ・目違い継ぎ、ひら金物釘打ち ・腰掛あり継ぎ、ボルト締め ・突付け継ぎ、雇いざね及びだば（又はボルト）の挿入
・丸太組壁の端部及び開口部周囲の補強方法 （ 木仕 8.4.8 ）	・(2)耐力壁の端部及び開口部周囲の補強材を入れての補強 樹種名：※図示 ・ 断面寸法：※図示 ・ 取付け方法：※図示 ・
・仮組立 （ 木仕 8.4.9 ）	・図示 ・行う ・行わない
5 節 搬入及び建方	
・アンカーボルトの設置等 （ 木仕 8.5.3 ）	(1)埋め込み深さ： ・図示 ・ (2)(1)保持及び埋込工法（ 木仕 表 8.5.1 ）： ・A 種 ・B 種 (2)(ｳ)埋め込み位置の許容誤差

項目	特記事項
	※±5mm（JASS6 付則6「鉄骨精度検査基準」付表5「工事現場」(3)による） ・
・基礎天端均しモルタルの仕上げ (木仕 8.5.4) (標仕 15.3.2)	・(イ)モルタルの材料（ 標仕 15.3.2 (1) ） JIS A 6916 （建築用下地調整塗材） ・図示 ・現場調査材料 ・既調合材料（ ） ・(ウ)無収縮モルタル： ・使用する ・(エ)モルタルの厚さ： ・図示 ・
・だばの工法 (木仕 8.5.6)	・(1)木だばの工法 (ア)だばの本数及び間隔： ※図示 ・ ・(2)鋼製だばの工法 (ア)だばの本数及び間隔： ※図示 ・ ・(3)ラグスクリューだばの工法 (ア)ラグスクリューの形状、寸法、本数、間隔及び下孔に応じた座金の大きさ等： ※図示 ・
・通しボルトの工法 (木仕 8.5.7)	・(2)通しボルトの種類、径、本数、間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示 ・ ・(8)通しボルトの締付け及び増締め (イ)通しボルトを耐力壁の上端部及び中間部で締付け及び増締めする場合の工法 ※図示 ・ (ウ) 木仕 8.5.7(8)(ウ)(a,b,c) 以外の時期の増締め ※図示 ・
・ジャッキボルトの工法 (木仕 8.5.8)	・(2) 木仕 8.5.8(2)(7,1,ウ) 以外の時期の増締め ※図示 ・
・垂木用スライド金物の工法 (木仕 8.5.9)	・(2)取付け釘、木ねじ及び木質構造用ねじの径、長さ及び本数 ※図示 ・
・釘、木ねじ、木質構造用ねじ等の工法 (木仕 8.5.11)	・(1)部位ごとの釘、木ねじ及び木質構造用ねじの種類及び間隔 ※図示 ・ ・(3)構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち ・図示 ・隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し
・各種ボルトの工法 (木仕 8.5.12)	・(1)ボルトの種類、径、本数及び間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示 ・
6 節 土台及び丸太組壁	
・土台 (木仕 8.6.1)	・(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ ・(2)仕口及び継手の形状及び位置： ※図示 ・
・火打土台 (木仕 8.6.2)	(7)(イ)火打土台の種類： ・木製の火打土台 ・鋼製の火打土台 (7)(a)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (b)土台との仕口の形状、留付け釘の種類及び留付け方法： ※図示 ・
・丸太組壁 (木仕 8.6.3)	・(2)丸太組壁の梁間方向と桁行方向の交差部 出隅の突出しが 200 mm未満の場合の補強方法： ※図示 ・ ・(3)耐力壁内に設けるだば及び通しボルトの本数及び位置： ※図示 ・
7 節 小屋組	
・施工一般 (木仕 8.7.1)	・(1)小屋組の工法 ・図示 ・垂木方式 ・束立方式 ・トラス方式 ・(2)小屋組と耐力壁等との接合 接合金物の寸法： ※図示 ・ 締め付ける壁材（ 木仕 表 8.7.1 ）： ※図示 ・
・小屋梁 (木仕 8.7.2)	・(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ ・(2)仕口及び継手の形状及び接合金物・接合具の種類 ・(3)丸太材の樹種名、末口寸法並びに仕口及び継手の形状及び接合金物・接合具の種類
・小屋束 (木仕 8.7.3)	・(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ ・(2)上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・登り梁 (木仕 8.7.4)	・(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ ・(2)上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・斜材 (木仕 8.7.5)	・(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ ・(2)上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・棟木・母屋	・(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・

項目	特記事項
(木仕 8.7.6)	・(3)継手位置、継手の形状び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・ ・(4)Ｔ字部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・桁行筋かい・振れ止め (木仕 8.7.7)	・(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ ・(2)設置位置、束への留付け釘の種類及び留付け方法： ※図示 ・
・垂木 (木仕 8.7.8)	・(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ ・(2)軒先部以外の留付け方法及び留付け釘の種類： ※図示 ・ ・(3)軒先部の留付け方法及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・ ・(4)継手の形状、留付け方法及び留付け釘の種類： ※図示 ・
・火打梁 (木仕 8.7.9)	(7)(イ)小屋組の火打梁の種類： ・木製 ・鋼製 (7)(a)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (b)梁と丸太組壁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・屋根野地 (木仕 8.7.10)	材料： ※図示 ・(7)ひき板野地板 ・(イ) 構造用合板野地板 ・(ウ) 構造用パネル野地板 ・(エ) パーティクルボード野地板 厚さ： ※図示 ・ ・(7)(a)ひき板の樹種名： ※図示 ・ (b)継手の形状： ※図示 ・ (c)取付方法： ※図示 ・ ・(イ)(b)構造用合板野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 ・ ・(ウ)(b)構造用パネル野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 ・ ・(エ)(b)パーティクルボード野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 ・
8 節 床組	
・大引 (木仕 8.8.1)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)継手の形状及び留付け釘の種類： ※図示 ・ (3)大引と土台、柱との仕口の形状及び留付け釘の種類： ※図示 ・
・床束 (木仕 8.8.2)	床束の種類： ・(7)木製床束 ・(イ)鋼製床束 ・(イ)樹脂製床束 (7)木製床束 ・(a)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ ・(b)上部仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・ (イ)鋼製床束の仕様及び設置方法： ※図示 ・ (イ)樹脂製床束の仕様及び設置方法： ※図示 ・
・根太掛 (木仕 8.8.3)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)継手の形状、留付け釘の種類及び留付け方法： ※図示 ・
・根太 (木仕 8.8.4)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)間隔： ※図示 ・ (3)継手の形状及び留付け釘の種類： ※図示 ・ (4)梁又は大引との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・ (5)床組に根太を用いない場合の工法等： ※図示 ・
・床梁 (木仕 8.8.5)	(1)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (2)仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・火打梁 (木仕 8.8.6) (木仕 8.7.9)	(7)(イ)小屋組の火打梁の種類： ・木製 ・鋼製 (7)(a)樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (b)梁と丸太組壁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類： ※図示 ・
・構造用面材による床組 (木仕 8.8.7)	(7)床梁の樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (イ)根太の樹種名、断面寸法： ※図示 ・ (ウ)構造用面材の種類 ※図示 ・(a)構造用合板 ・(b)化粧ばり構造用合板 ・(c)構造用パネル ・(d)パーティクルボード ・(ウ)根太を設けた床組みで、根太と床梁の上端高さが同じ場合の取合い (a)根太の間隔： ※図示 ・ (b)床梁又は胴差との接合部の根太の仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示 ・ (d)留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔： ※図示 ・ ・(カ)根太を設けた床組みで、根太と床梁の上端高さが異なる場合の取合い (a)根太の間隔： ※図示 ・ (b)床梁等に直交する根太の仕口の形状並びに受材又は際根太の寸法、留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔： ※図示 ・ ・(キ)根太を設けない床組とし、構造用面材を直接、床梁又は受材に留め付ける場合 (a)留付け釘の種類及び釘打ち間隔： ※図示 ・

項目	特記事項
	(b)さね加工を施した構造用合板への留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔： ※図示 ・
9 節 丸太組壁と取合う造作工事	
・ 一般事項 (木仕 8.9.1)	内装及び造作工事に用いる木材の樹種名及び寸法： ※図示 ・
・ 支柱 (木仕 8.9.2)	(3)支柱の上端部又は下端部のジャッキボルト (木仕 図 8.9.1) の金物の寸法、形状及び材質 ※図示 ・
・ 間仕切壁 (木仕 8.9.3)	(4)間仕切壁に使用する木材の種別、樹種名及び寸法 ※図示 ・
・ 内壁下地 (木仕 8.9.4)	(4)胴縁受及び間柱の間隔 ・ 図示 ・ 450 mm程度 ・
・ 階段 (木仕 8.9.7)	(1)階段の取付け (木仕 図 8.9.5) ・ 図示 ・ (4)下部固定 ・ (5)上部固定 ・ (6)上部固定（下部調整材）
・ 建具回り (木仕 8.9.9)	(2)屋外建具の取付け (7)断熱材及び防水テープの工法、種類及び形状： ※図示 ・

9 章 CLT パネル構法工事

項目

特記事項

2 節 材料

・ 施工一般
(木仕 9.2.1)
(木仕 4.2.1)

(2)材料のホルムアルデヒド放散量
※木仕 4.2.1(2)による（適用材料：
・

・ 材料
(木仕 9.2.2)
(木仕 4.2.2)

※木材は原則として県産材を使用する。
(1)製材
・ (1)(7)目視等級区分構造用製材 JAS 1083-3（製材－第3部：目視等級区分構造用製材）
基準強度：告示第 1452 号第一号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	構造材の種類・等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
(記入例)梁	スギ	甲種 2 級		SD15	K3
・ 図示					
・					
・					

・ (1)(7)機械等級区分構造用製材 JAS 1083-4（製材－第4部：機械等級区分構造用製材）
基準強度：告示第 1452 号第二号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
(記入例)柱	スギ	E90	120×120×3000	SD15	K3
・ 図示					
・					
・					

・ (1)(7)(a)広葉樹製材 JAS 1083-6（製材－第6部：広葉樹製材）
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
・ 図示					
・					
・					

・ (1)(7)(b)縦振動ヤング係数測定対象部材
・ 図示
・
・ (1)(7)無等級材
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	寸法（mm）	含水率	保存処理	材面の品質
・ 図示					
・					
・					

・ (1)（c）縦振動ヤング係数測定対象部材
・ 図示
・
・ (1)(7)国土交通大臣の指定を受けたもので基準強度の数値を指定された製材
基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）
含水率：
・ 図示
・
・
(2) 枠組壁工法構造用製材
・ (2)(7)甲種枠組材
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第 4 条「甲種枠組材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・ 図示					
・					
・					

・ (2)(1)乙種枠組材
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第 5 条「乙種枠組材の規格」

項目

特記事項

基準強度：[告示第 1452 号第三号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・ 図示					
・					
・					

・ (2)(ウ)[MSR 枠組材](#)
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 [第 6 条「MSR 枠組材の規格」](#)
基準強度：[告示第 1452 号第四号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	MSR 等級	寸法型式名	長さ	未乾燥材又は乾燥材の別
・ 図示						
・						
・						

・ [\(2\)\(イ\)の部材](#)の含水率：（ ）
基準強度：[告示第 1452 号第六号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

(3) 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

・ (3)(7)[たて枠用たて継ぎ材](#)
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 [第 7 条「たて枠用たて継ぎ材の規格」](#)
基準強度：[告示第 1452 号第三号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ
・ 図示				
・				
・				

・ (3)(1)[甲種たて継ぎ材](#)
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 [第 8 条「甲種たて継ぎ材の規格」](#)
基準強度：[告示第 1452 号第三号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ
・ 図示				
・				
・				

・ (3)(ウ)[乙種たて継ぎ材](#)
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 [第 9 条「乙種たて継ぎ材の規格」](#)
基準強度：[告示第 1452 号第三号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	長さ
・ 図示				
・				
・				

・ (3)(イ)[MSR たて継ぎ材](#)
JAS 0600 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 [第 10 条「MSR たて継ぎ材の規格」](#)
基準強度：[告示第 1452 号第四号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	MSR 等級	寸法型式名	長さ
・ 図示					
・					
・					

・ [\(3\)\(オ\)の部材](#)の含水率：（ ）
基準強度：[告示第 1452 号第六号](#)（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

(4) 下地用製材

・ (4)[下地用製材](#) [JAS 1083-5](#)（製材－第 5 部：下地用製材）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
・ 図示					

項目

特記事項

・					
・					

(5)集成材

・ (5)(7)構造用集成材 JAS 1152（集成材）第 5 条「構造用集成材の規格」
基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	樹種名	強度等級	材面の品質	接着性能	寸法(mm)	保存処理

・ (5)(1)化粧ばり構造用集成柱 JAS 1152（集成材）第 6 条「化粧ばり構造用集成材の規格」
基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	樹種名 (芯材・化粧薄板)	化粧薄板の厚さ	見付け材面	寸法（mm）

・ (6)構造用単板積層材 JAS 0701（単板積層材）第 4 条「構造用単板積層材」
基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	樹種名	接着性能	曲げ性能	水平せん断 区分	寸法(mm)	保存処理
・ 図示							
・							
・							

・ (7)直交集成板 JAS 3079（直交集成板）
基準強度：告示第 1024 号第一第十九号 第二第十八号 第三第九号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	樹種名	強度等級	種別	接着性能	寸法
・ 図示						
・						
・						

・ (8)丸太材
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	寸法	含水率	末口径
・ 図示				
・				
・				

・ 縦振動ヤング係数測定対象部材 ・ 図示 ・

・ (9)木質接着成形軸材料、木質複合軸材料
告示第 1446 号第一 十：木質接着成形軸材料 十一：木質複合軸材料

部位	形状	寸法	含水率
・ 図示			
・			
・			

(10) 構造用面材

・ (7)MDF JIS A 5905（繊維板）

部位	普通／構造用	表裏面の状態 区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	難燃性区分	厚さ
・ 図示						
・						
・						

・ (1)構造用合板 JAS 0233（合板）第 6 条「構造用合板の規格」

項目

特記事項

部位	品名	寸法	接着の 程度	等級	板面の 品質	曲げ性能	保存処理	防虫処理	単板の 樹種名
・ 図示									
・									
・									

・ (ウ)化粧ばり構造用合板 JAS 0233（合板）[第7条「化粧ばり構造用合板」](#)

部位	品名	厚さ	接着の程度	単板の樹種名
・ 図示				
・				
・				

・ (イ)構造用パネル JAS 0360（構造用パネル）

部位	品名	寸法	曲げ性能
・ 図示			
・			
・			

・ (オ)パーティクルボード JIS A 5908（パーティクルボード）

部位	種類の区分	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ
・ 図示					
・					
・					

・ (カ)ハードファイバーボード JIS A 5905（繊維板）

部位	油、樹脂など 処理の区分	裏面の状態区分	曲げ強さ区分	難燃性区分	厚さ
・ 図示					
・					
・					

・ (キ)硬質木片セメント板 JIS A 5404（木質系セメント板）

部位 ・ 図示 ・

厚さ

・ (ク)構造用せっこうボード A 種 JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位 ・ 図示 ・

厚さ

・ (ケ)構造用せっこうボード B 種 JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位 ・ 図示 ・

厚さ

・ (コ)せっこうボード JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位 ・ 図示 ・

厚さ

・ (サ)強化せっこうボード JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位 ・ 図示 ・

厚さ

・ (シ)シージングボード JIS A 5905（繊維板）

部位 ・ 図示 ・

厚さ

・ (ス)せっこうラスボード JIS A 6901（せっこうボード製品）

部位 ・ 図示 ・

厚さ

・ (セ)ラスシート JIS A 5524（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））

部位	ラス目	山高	山ピッチ	質量	溶接ピッチ
・ 図示					

項目

特記事項

<

項目	特記事項														
	④厚さ、寸法、形状： ・図示 ・ ・引張応力を受けるボルトの座金： 木仕 表 4.2.3（ ・A種 ・B種 ・C種 ・ ） ・せん断応力を受けるボルトの座金： 木仕 表 4.2.4（ ・H種 ・I種 ・J種 ・ ） 表面処理（木仕 4.2.6）： ・(7)溶融亜鉛めっき ・(1)電気亜鉛めっき ・(ウ)錆止め塗装 ・(I)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(c)ラグスクリュー 材質、形状、寸法等： ・図示 ・ 表面処理（木仕 4.2.6）： ・(7)溶融亜鉛めっき ・(1)電気亜鉛めっき ・(ウ)錆止め塗装 ・(I)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(d)ドリフトピン 材質： ※SS400 ・ 径・寸法等： ・図示 ・ 表面処理（木仕 4.2.6）： ・(7)溶融亜鉛めっき ・(1)電気亜鉛めっき ・(ウ)錆止め塗装 ・(I)防腐・防蟻処理剤により腐食が起きない表面処理 ・(2)(1)(e)木栓及び木だば 材種名、形状、長さ等： ・図示 ・ ・(2)(1)(f)接着剤 ・①床鳴り防止用接着剤 JIS A 5550（床根太用接着剤） 種類（ ・図示 ・ ） ・②接着剤による接合の接着剤の種類：（ ・図示 ・ ） ・②接着剤を併用した接合の接着剤の種類（ ・図示 ・ ） ・(2)(1)(g)ジベル接合 ・①輪型ジベルの種類、材質、形状、寸法等： ・図示 ・ ・②圧入型ジベルの種類、材質、形状、寸法等： ・図示 ・														
3 節 防腐・防蟻処理															
・防腐・防蟻処理（木仕 9.3.1）（木仕 4.3.1）	(1)(7)工場における薬剤の加圧注入 ・(1)(7)(a)JAS 1083（製材）、JAS 0600（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（公財）日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証制度）を受けたもの <table><tr><th>適用部材（部位）</th><th>保存処理の性能区分</th></tr><tr><td></td><td>・K2　・K3　・K4　・AQ3　・AQ2　・AQ1</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> ・木仕 4.3.1(1)(7)(b)に基づく加圧式保存処理の場合 JIS K 1570（木材保存剤）、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法） 保存処理の性能： ・図示 ・ インサイジング： ・適用する ・適用しない ・(1)(1) 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 <table><tr><th>処理</th><th>薬剤の種類と適用部位</th></tr><tr><td>※木仕 4.3.1(1)(1)(a)による〔JIS K 1571（木材保存剤―性能基準及びその試験方法）〕</td><td>—</td></tr><tr><td>・JIS K 1571 附属書 A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による場合</td><td>薬剤の種類： ・図示 ・ 適用部位： ・図示 ・ </td></tr></table> ・(1)(ウ)薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ※図示 ・ ・(1)(I)合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等による防腐・防蟻処理 保存処理の性能区分 ・K3 ・AQ4 適用部材（部位） ・図示 ・(2)防蟻性能のある断熱材 仕様： ・図示 ・ 適用箇所： ・図示 ・	適用部材（部位）	保存処理の性能区分		・K2　・K3　・K4　・AQ3　・AQ2　・AQ1					処理	薬剤の種類と適用部位	※木仕 4.3.1(1)(1)(a)による〔 JIS K 1571 （木材保存剤―性能基準及びその試験方法）〕	—	・ JIS K 1571 附属書 A(規定) に基づく表面処理用木材保存剤による場合	薬剤の種類： ・図示 ・ 適用部位： ・図示 ・
適用部材（部位）	保存処理の性能区分														
	・K2　・K3　・K4　・AQ3　・AQ2　・AQ1														
処理	薬剤の種類と適用部位														
※木仕 4.3.1(1)(1)(a)による〔 JIS K 1571 （木材保存剤―性能基準及びその試験方法）〕	—														
・ JIS K 1571 附属書 A(規定) に基づく表面処理用木材保存剤による場合	薬剤の種類： ・図示 ・ 適用部位： ・図示 ・														
・地盤に接する鉄筋コンクリート等による床下の防蟻処理	最下階の床下に床組を行う場合の防蟻処理 ・(7)による〔鉄筋コンクリート造のべた基礎〕 ・(1)による〔基礎梁と配筋により一体とした、厚さ 100mm 以上の土間コンクリート〕 配筋：※構造図による														

項目	特記事項
（木仕 9.3.2）（木仕 4.3.2）	
・土壌の防蟻処理（木仕 9.3.3）（木仕 4.3.3）	(7)土壌の防蟻処理に使用する薬剤 使用薬剤： ・図示 ・ 使用量： ・図示 ・
・防腐措置（木仕 9.3.4）（木仕 4.3.4）	(2)床下換気 ・ねこ土台 ・換気孔 (3)小屋裏換気の種類（木仕 4.3.4(3)） ・(a) ・(b) ・(c) ・(d) ・(e) 換気孔の大きさ： ・図示 ・
4 節 木材の加工	
・孔あけ加工（木仕 9.4.4）	・(1)ボルト孔の径 ※木仕 表 9.4.1による ・図示 ・ ・(3)ドリフトピンの孔径 ※軸径と同径 ・図示 ・ ・(4)引きボルトの孔径 ※軸径＋5～10 mm ・図示 ・
・表面の仕上げ（木仕 9.4.5）（標仕 18.12.2）	・(1)CLT パネルの見え係り面の仕上げ ※プレーナー加工仕上げ ・サンダー掛け加工仕上げ ・自動機械かんな掛け仕上げ ・(2)見え係り面の表面保護 木材保護塗料塗（JASS 18 M-307）標仕 表 18.12.1による 施工箇所 ・図示による ・ 種別 ・A種 ※B種
5 節 搬入及び建方	
・アンカーボルトの設置等（木仕 9.5.3）	・(1)埋め込み深さ ※図示 ・ ・(2)保持及び埋込 ・(7)木仕 表 9.5.1 ・A種 ・B種 ・(1)埋込み位置の許容誤差 ・図示 ・
・基礎天端均しモルタル（木仕 9.5.4）（標仕 15.3.2）	・(ウ)無収縮モルタル ・使用する ・使用しない ・(I)モルタルの厚さ ・図示 ・ mm
・建方精度（木仕 9.5.7）	(1)建入れ直し後の建方精度の許容値 ※水平、垂直の誤差の範囲 1/1,000 以下、床の天端及び壁の天端の平坦さ± 3 mm 以下 ・図示 ・
・接合部の工法（木仕 9.5.8）	(4)構造材を接合する釘及び木ねじの種類、本数及び間隔 ※図示 ・
・接合金物の工法（木仕 9.5.9）	(2)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用する接合金物の取付け方法 ※図示 ・
・釘、木ねじ等の工法（木仕 9.5.10）	※(1)部位ごとの釘、木ねじ等の種類及び間隔 ※図示 ・ ・(2)構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち ※図示 ・隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し
・各種ボルトの工法（木仕 9.5.11）	※(1)ボルトの種類、径、本数及び間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示 ・ ・(8)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示 ・
・ラグスクリューの工法（木仕 9.5.12）	※(1)ラグスクリューの形状及び寸法 ※図示 ・ ・(7)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するラグスクリューの取付け方法 ※図示 ・
・ドリフトピンの工法（木仕 9.5.13）	※(1)ドリフトピンの径 ※図示 ・ ・(6)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するドリフトピンの取付け方法

項目	特記事項
	※図示　・
6 節　土台	
・土台 (木仕 9.6.1)	・(7)樹種名：　※図示　・ ・(7)断面寸法：※図示　・ ・(1)仕口の形状及び位置；　※図示　・ ・(1)継手の形状及び位置：　※図示　・
7 節　小屋組	
・CLT パネルによる 小屋組 (木仕 9.7.1)	・(7)樹種名：　※図示　・ ・(7)断面寸法：※図示　・ ・(7)構成：　　※図示　・ ・(7)仕様：　　※図示　・ ・(1)小屋組と壁組との緊結方法：　※図示　・
8 節　床組	
・CLT パネルによる 床組 (木仕 9.8.1)	・(7)樹種名：　※図示　・ ・(7)断面寸法：※図示　・ ・(7)構成：　　※図示　・ ・(7)仕様：　　※図示　・ ・(1)CLT 床パネルと CLT 壁パネルとの緊結方法：　※図示　・
9 節　壁組	
・CLT パネルによる 壁組 (木仕 9.9.1)	・(7)樹種名：　※図示　・ ・(7)断面寸法：※図示　・ ・(7)構成：　　※図示　・ ・(7)仕様：　　※図示　・ ・(1)CLT 壁パネルと CLT 床パネルとの緊結方法：　※図示　・ ・(7)CLT 壁パネルの接合部の処理：　※図示　・

10 章　木工事

項目		特記事項																															
1 節 共通事項																																	
・ 一般事項 (木仕 10.1.1)		※木材の利用にあたっては、「神戸市の建築物等における建築物等における木材利用の促進に関する方針」及び同方針に基づき定める「神戸市公共建築物等における木材利用の促進に関する指針」に配慮し、地域産木材の積極的な活用に努めること。 ※木材利用を指定されている部分について、現場条件等により維持管理上、指定された条件以上の配慮が必要な場合は、監督員と協議を行うこと。 「地域産木材」とは、兵庫県内の森林等から搬出された原木を原材料として加工された木材をいい、加工にかかる輸送過程で排出される二酸化炭素量を考慮し、可能な限り神戸市及びその近隣で加工されたものをいう。 「県産木材」とは、兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（平成 29 年 6 月 12 日兵庫県条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。 「神戸市産木材」とは、神戸市内の森林等から搬出された原木を原材料として加工された木材をいう。なお、加工にかかる輸送過程で排出される二酸化炭素量を考慮し、可能な限り神戸市及びその近隣で加工されたものとする。 ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。																															
・ 表面仕上げ (木仕 10.1.4)		見え掛り面の表面仕上程度 ・ 機械加工 ・ 超自動機械かんな仕上げ ※自動機械かんな仕上げ ・ サンダー掛け仕上げ ・ 手加工 <table><tr><th>造作材</th><th>下地材</th><th>仕上げ</th></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td>さか目、かんなまくれがないもの</td></tr><tr><td>※</td><td>・</td><td>さか目、かんなまくれがほとんどないもの</td></tr><tr><td>・</td><td>※</td><td>多少のさか目、かんなまくれがあるが、のこめが見えないもの</td></tr></table>		造作材	下地材	仕上げ	・	・	さか目、かんなまくれがないもの	※	・	さか目、かんなまくれがほとんどないもの	・	※	多少のさか目、かんなまくれがあるが、のこめが見えないもの																		
造作材	下地材	仕上げ																															
・	・	さか目、かんなまくれがないもの																															
※	・	さか目、かんなまくれがほとんどないもの																															
・	※	多少のさか目、かんなまくれがあるが、のこめが見えないもの																															
2 節 材料																																	
・ 木材の産地		下表使用箇所について、杉・桧は県産木材を原則とし、その他の樹種は国産木材（地域産木材が望ましい。）を使用すること。※WTO 政府調達協定に係る建設工事には適用しない。 <table><tr><th>使用箇所</th><th>樹種</th><th>産地</th></tr><tr><td>・</td><td>・ 杉 ・ 桧 ・</td><td>※県産木材 ・ 国産材</td></tr><tr><td>・</td><td></td><td>・ 県産木材 ・ 国産材</td></tr></table> 神戸市産木材の活用 木材の利用において JAS 材等の品質や性能等の指定のある部分を除き、神戸市産木材の調達が可能な場合は、神戸市産木材への代替について監督員と協議を行うものとする。協議の結果、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。		使用箇所	樹種	産地	・	・ 杉 ・ 桧 ・	※県産木材 ・ 国産材	・		・ 県産木材 ・ 国産材																					
使用箇所	樹種	産地																															
・	・ 杉 ・ 桧 ・	※県産木材 ・ 国産材																															
・		・ 県産木材 ・ 国産材																															
・ 木材 (木仕 10.2.1)		(1)施工一般 (1)木材の含水率 木仕 表 10.2.1 下地材： ※A 種（15%以下） ・ B 種（20%以下） 造作材： ※A 種（15%以下） ・ B 種（18%以下） ※製材・集成材その他において含水率が規定されているものはその規定による (7)ホルムアルデヒド放散量 木仕 10.2.1 による ・ (a) F ☆☆☆☆ (b)ホルムアルデヒド放散量表示がない場合 ・ ①塗装していないものは、非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ・ ②塗装したものは、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 ・ ③化粧加工したものは、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 (2)製材 (7) JAS 1083（製材）による製材 ・ (a)下地用製材 JAS 1083-5（製材 - 第 5 部：下地用製材） <table><tr><th>部位</th><th>樹種名</th><th>等級</th><th>寸法（mm）</th><th>含水率</th><th>保存処理</th></tr><tr><td>（記入例） 胴縁</td><td>スギ</td><td>※2 級</td><td></td><td>D15</td><td>K3</td></tr><tr><td>・ 図示</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・ (b)造作用製材		部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理	（記入例） 胴縁	スギ	※2 級		D15	K3	・ 図示						・						・					
部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理																												
（記入例） 胴縁	スギ	※2 級		D15	K3																												
・ 図示																																	
・																																	
・																																	

項目

特記事項

JAS 1083-2（製材 第2部：造作用製材）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
枠、額縁、敷居、かもい、かまちの類	スギ	※上小節		SD15	K3
・上記以外		※小節			
・					
・					

・(c)広葉樹製材

JAS 1083-6（製材－第6部：広葉樹製材）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
（記入例）床	ナラ	※Ⅰ級		※10%以下	
・図示					
・					
・					

(1)JAS 1083(製材) 以外の製材

・(a)下地、造作、仕上げ用製材

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
・図示					
・					
・					

・(c)造作材の材面の品質基準 標仕 表12.2.2

使用箇所	部材の名称	A 種	B 種
生地のまま又は透明塗料塗り	枠、額縁、敷居、かもい、かまちの類	※上小節（見え掛り面）	・小節
	押入、戸棚等の内面造作の類	※小節	・小節
不透明塗料塗		※小節	・小節
・			

(3)造作集成材等

(7)JAS 1152（集成材）に基づく造作用集成材等

・(a)造作用集成材

JAS 1152 4品質 Ⅰ造作用集成材の規格

部位	品名	樹種名	見付け材面	寸法（mm）	見付け材面の品質
・手摺				・10～15mm	※Ⅰ等 ・2等
・図示					※Ⅰ等 ・2等
・					

・(b)化粧ばり造作用集成材

JAS 1152 4品質 2化粧ばり造作用集成材

部位	品名	樹種名	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ	見付け材面	見付け材面の品質
柱				・1.2 mm以上		※Ⅰ等 ・2等
敷居、かまち及び階段板の上面				・1.5 mm以上 ・3.0 mm以上		※Ⅰ等 ・2等
・						

(1) (7)以外の造作用集成材等

・(a)造作用集成材

部位	樹種名	寸法（mm）	見付け材面の品質	含水率
・図示				※15%以下・
・				

・(b)化粧ばり造作用集成材

部位	樹種名 (芯材・化粧薄板)	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ	見付け材面の品質	含水率
					※15%以下・
・					

・(4)(7)造作用単板積層材 JAS 0701(単板積層材)に規定する「造作用単板積層材」

部位	品名	寸法（mm）	表面の品質	防虫処理
・図示			・表面の化粧加工無し (等級：) ・表面の化粧加工あり	

項目	特記事項				
			(・天然木化粧加工加工)	・塗装	
・					
・(4)(1) (7)以外の造作用単板積層材					
部位	寸法 (mm)	表面の品質		含水率	防虫処理
・図示				※14%以下・	
・					
・(5)直交集成材 JAS 3079 (直交集成板)					
部位	品名	強度等級	種別	接着性能	樹種名 寸法
・図示			・A 種構成 ・B 種構成	・使用環境 A ・使用環境 B ・使用環境 C	
・					
・(6)合板等					
・(7)(a)下地用合板 (普通合板) JAS 0233 (合板) 5 品質 I 普通合板					
部位	品名	厚さ	接着の程度	板面の品質	単板の樹種名 防虫処理
・図示		※5.5mm	※I 類	※広葉樹 2 等以上 ※針葉樹 C-D 以上	
・					
・					
・(7)(b)下地用合板 (構造用合板) JAS 0233 (合板) 5 品質 3 構造用合板					
部位	品名	厚さ	接着の程度	等級	板面の品質 単板の樹種名 防虫処理 強度の等級
・図示		※12mm	※I 類 ・特類	※2 級以上	C-D 以上
・					
・					
・(1)化粧ばり構造用合板 JAS 0233 (合板) 5 品質 4 化粧ばり構造用合板					
部位	品名	厚さ	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
・図示				※特類 (常時湿潤状態となる場合) ・	
・					
・					
・(ウ)天然木化粧合板 JAS 0233 (合板) 5 品質 5 天然木化粧合板					
部位	厚さ	接着の程度	化粧板に使用する単板の樹種名		防虫処理
・図示			厚さ ※0.3 mm未満 そば包み・行う ※行わない		
・					
・					
(I)特殊加工化粧合板 JAS 0233 (合板) 5 品質 6 特殊加工化粧合板					
部位	品名	厚さ	接着の程度	化粧単板	化粧加工の方法
・図示	・特殊加工化粧合板 ・特殊加工化粧合板 (防虫処理)	・4.0 mm ・	・I 類 ・2 類	樹種名	・オーバーレイ ・メラミン ・ポリエステル ・プリント ・塩化ビニル ・塗装
・(オ)パーティクルボード JIS A 5908 (パーティクルボード)					
部位	表裏面の状態区分		曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ
・	・素地パーティクルボード研磨板 ・単板張りパーティクルボード研磨板 ・化粧パーティクルボード単板オーバーレイ		※I3 タイプ	・MRI (M)タイプ ・MR2(P)タイプ	※15mm

項目	特記事項																																																
	(2)構造用合板の上に、二重張り用合板を設ける場合の普通合板（ 木仕 10.2.1(6)(7)(a) ）の厚さ ※図示																																																
・ 内部床板張り （ 木仕 10.7.2 ） （ 標仕 19 章 5 節 ）	・ (1)床板に使用する製材 樹種名、寸法及び厚さ： ※図示 ・ (2)フローリング（ 標仕 19 章 5 節 ） ・ 材料（ 標仕 19.5.2 ） (1)※ JAS1073 （フローリング）による工場塗装品 (2)フローリングのホルムアルデヒド放散量 ・ (7)F☆☆☆☆ ・ (4)「接着剤等不使用」（単層フローリングに限る。） ・ (ウ)「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」（単層フローリングに限る。） ・ (エ)「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」 ・ (オ)「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」 (3)フローリングの品名、種類 ・ (7)(a)フローリングボードⅠ等 部位（・図示） ・ (7)(b)フローリングブロックⅠ等 部位（・図示） ・ (4)複合フローリング 部位（・図示） ・ 工法一般（ 標仕 19.5.3 ） (1)適用する工法 <table><tr><th rowspan="2">種類</th><th colspan="2">釘留め工法</th><th rowspan="2">接着工法</th></tr><tr><th>根太張り工法</th><th>直張り工法</th></tr><tr><td>・ フローリングボード</td><td>・ 適用</td><td>・ 適用</td><td>・ 適用</td></tr><tr><td>・ フローリングブロック</td><td>・ 適用</td><td>・ 適用</td><td>・ 適用</td></tr><tr><td>・ 複合フローリング</td><td>・ 適用</td><td>・ 適用</td><td>・ 適用</td></tr></table> ・ 釘止め工法（ 標仕 19.5.4 ） (1)根太張り工法 <table><tr><th>材料</th><th>厚さ・幅・長さ</th><th>樹種</th></tr><tr><td>・ フローリングボード</td><td>標仕 表 19.5.1 による</td><td>・ 図示</td></tr><tr><td>・ 複合フローリング</td><td>標仕 表 19.5.2 の種別・A種 ・B種 ・C種</td><td>・ 図示</td></tr></table> (1)(a)⑤接着剤（ JIS A 5536 ）のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2)直張り工法 <table><tr><th>材料</th><th>厚さ・幅・長さ</th><th>樹種</th></tr><tr><td>・ フローリングボード</td><td>標仕 表 19.5.3 による</td><td>・ 図示</td></tr><tr><td>・ 複合フローリング</td><td>標仕 表 19.5.4 の種別・A種 ・B種 ・C種</td><td>・ 図示</td></tr></table> (2)(a)⑤接着剤（ JIS A 5536 ）のホルムアルデヒド放散量 ※根太張り工法の接着剤と同じ ・ 接着工法（ 標仕 19.5.5 ） (7)材料 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ・幅・長さ</th><th>樹種</th></tr><tr><td>・ (b)フローリングボード</td><td>標仕 表 19.5.5 による</td><td>・ 図示</td></tr><tr><td>・ (c)複合フローリング</td><td>標仕 表 19.5.6 の種別・A種 ・B種 ・C種</td><td>・ 図示</td></tr><tr><td>・ (d)フローリングブロック</td><td>・ 図示</td><td>・ 図示</td></tr></table> (e)フローリング裏面の不陸緩和材： ※合成樹脂発泡シート ・ 図示 (f)接着剤（ JIS A 5536 ）のホルムアルデヒド放散量 ※根太張り工法の接着剤と同じ	種類	釘留め工法		接着工法	根太張り工法	直張り工法	・ フローリングボード	・ 適用	・ 適用	・ 適用	・ フローリングブロック	・ 適用	・ 適用	・ 適用	・ 複合フローリング	・ 適用	・ 適用	・ 適用	材料	厚さ・幅・長さ	樹種	・ フローリングボード	標仕 表 19.5.1 による	・ 図示	・ 複合フローリング	標仕 表 19.5.2 の種別 ・A種 ・B種 ・C種	・ 図示	材料	厚さ・幅・長さ	樹種	・ フローリングボード	標仕 表 19.5.3 による	・ 図示	・ 複合フローリング	標仕 表 19.5.4 の種別 ・A種 ・B種 ・C種	・ 図示	種類	厚さ・幅・長さ	樹種	・ (b)フローリングボード	標仕 表 19.5.5 による	・ 図示	・ (c)複合フローリング	標仕 表 19.5.6 の種別 ・A種 ・B種 ・C種	・ 図示	・ (d)フローリングブロック	・ 図示	・ 図示
種類	釘留め工法		接着工法																																														
	根太張り工法	直張り工法																																															
・ フローリングボード	・ 適用	・ 適用	・ 適用																																														
・ フローリングブロック	・ 適用	・ 適用	・ 適用																																														
・ 複合フローリング	・ 適用	・ 適用	・ 適用																																														
材料	厚さ・幅・長さ	樹種																																															
・ フローリングボード	標仕 表 19.5.1 による	・ 図示																																															
・ 複合フローリング	標仕 表 19.5.2 の種別 ・A種 ・B種 ・C種	・ 図示																																															
材料	厚さ・幅・長さ	樹種																																															
・ フローリングボード	標仕 表 19.5.3 による	・ 図示																																															
・ 複合フローリング	標仕 表 19.5.4 の種別 ・A種 ・B種 ・C種	・ 図示																																															
種類	厚さ・幅・長さ	樹種																																															
・ (b)フローリングボード	標仕 表 19.5.5 による	・ 図示																																															
・ (c)複合フローリング	標仕 表 19.5.6 の種別 ・A種 ・B種 ・C種	・ 図示																																															
・ (d)フローリングブロック	・ 図示	・ 図示																																															
・ 上がりがまち （ 木仕 10.7.3 ）	・ (1)上がりがまち材 樹種名、寸法及び厚さ：※図示																																																
8 節 外壁回り																																																	
・ 外壁下地材料 （ 木仕 10.8.1 ） （ 木仕 10.3.1 ） （ 木仕 10.2.1 ）	・ (1)胴縁 (7)樹種名、寸法及び間隔： ※図示 (ウ)防腐・防蟻処理 ※ 木仕 10.3.1 による																																																

項目

特記事項

(7)工場における薬剤の加圧注入

・(a)[JAS 1083](#)（製材）、[JAS 0600](#)（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材
[（公財）日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証制度](#)）を受けたもの

適用部材（部位）	保存処理の性能区分
	・ K2 ・ K3 ・ K4 ・ AQ3 ・ AQ 2 ・ AQ I

・ 木仕 10.3.1(7)(b)に基づく加圧式保存処理の場合
[JIS K 1570](#)（木材保存剤）、[JIS A 9002](#)（木質材料の加圧式保存処理方法）
保存処理の性能： ・ 図示 ・
[インサイジング](#)： ・ 適用する ・ 適用しない

・ (1)薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

処理	薬剤の種類と適用部位
※木仕 10.3.1(1)(a)による〔 JIS K 1571 （木材保存剤—性能基準及びその試験方法）〕	—
・ JIS K 1571 附属書 A(規定) に基づく表面処理用木材保存剤による場合	薬剤の種類： ・ 図示 ・ 適用部位： ・ 図示 ・

・ (ウ)薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
※図示 ・

・ (I)合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等による防腐・防蟻処理
保存処理の性能区分 ・ K3 ・ AQ4
適用部材（部位） ・ 図示

・ (2)(7)ラス下地板

(a)樹種名： ※図示 ・

(a)寸法： ※厚さ 12 mm、幅 75 mm ・ 図示 ・

(b)防腐・防蟻処理 ※[木仕 10.3.1](#) による

(7)工場における薬剤の加圧注入

・(a)[JAS 1083](#)（製材）、[JAS 0600](#)（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材
[（公財）日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証制度](#)）を受けたもの

適用部材（部位）	保存処理の性能区分
	・ K2 ・ K3 ・ K4 ・ AQ3 ・ AQ 2 ・ AQ I

・ 木仕 10.3.1(7)(b)に基づく加圧式保存処理の場合
[JIS K 1570](#)（木材保存剤）、[JIS A 9002](#)（木質材料の加圧式保存処理方法）
保存処理の性能： ・ 図示 ・
[インサイジング](#)： ・ 適用する ・ 適用しない

・ (1)薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

処理	薬剤の種類と適用部位
※木仕 10.3.1(1)(a)による〔 JIS K 1571 （木材保存剤—性能基準及びその試験方法）〕	—
・ JIS K 1571 附属書 A(規定) に基づく表面処理用木材保存剤による場合	薬剤の種類： ・ 図示 ・ 適用部位： ・ 図示 ・

・ (ウ)薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
※図示 ・

・ (I)合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等による防腐・防蟻処理
保存処理の性能区分 ・ K3 ・ AQ4
適用部材（部位） ・ 図示

(c)釘の種類と寸法： ※図示 ・ [木仕 10.8.1\(2\)\(7\)\(c\)③](#)による

・ (2)(1)下地用合板

※(a)下地用合板は[木仕 10.2.1\(6\)\(7\)](#)による

・ (a)下地用合板（普通合板） [JAS 0233（合板）5 品質 I 普通合板](#)

部位	品名	厚さ	接着の程度	板面の品質	単板の樹種名	防虫処理
・ 図示		※5.5mm	※Ⅰ 類	※広葉樹 2 等以上		

項目

特記事項

					※針葉樹 C-D 以上		
・							
・							

・ (b)下地用合板（構造用合板） [JAS 0233（合板）5 品質 3 構造用合板](#)

部位	品名	厚さ	接着の程度	等級	板面の品質	単板の樹種名	防虫処理	強度の等級
・ 図示		※12mm	※Ⅰ 類 ・ 特類	※2 級以上	C-D 以上			
・								
・								

・ (b)防腐・防蟻処理 ※[木仕 10.3.1](#) による

(7)工場における薬剤の加圧注入

・ (a)[JAS 1083](#)（製材）、[JAS 0600](#)（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材
[（公財）日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証制度](#) を受けたもの

適用部材（部位）	保存処理の性能区分
	・ K2 ・ K3 ・ K4 ・ AQ3 ・ AQ 2 ・ AQ I

・ 木仕 10.3.1(7)(b)に基づく加圧式保存処理の場合
[JIS K 1570](#)（木材保存剤）、[JIS A 9002](#)（木質材料の加圧式保存処理方法）
保存処理の性能： ・ 図示 ・
[インサイジング](#)： ・ 適用する ・ 適用しない

・ (1)薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

処理	薬剤の種類と適用部位
※木仕 10.3.1(1)(a)による [JIS K 1571 （木材保存剤—性能基準及びその試験方法）]	—
・ JIS K 1571 附属書 A(規定) に基づく表面処理用木材保存剤による場合	薬剤の種類： ・ 図示 ・ 適用部位： ・ 図示 ・

・ (ウ)薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
※図示 ・

・ (I)合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等による防腐・防蟻処理
保存処理の性能区分 ・ K3 ・ AQ4
適用部材（部位） ・ 図示

・ (c)下地用合板の留付け
釘の種類、寸法及び留付け間隔： ※図示 ・

・ (2)(ウ)通気胴縁

・ (a)樹種名及び寸法
・ 図示 ・ [木仕 10.8.1\(2\)\(ウ\)\(c\)](#) による

・ (b)防腐・防蟻処理 ※[木仕 10.3.1](#) による

(7)工場における薬剤の加圧注入

・ (a)[JAS 1083](#)（製材）、[JAS 0600](#)（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材
[（公財）日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証制度](#) を受けたもの

適用部材（部位）	保存処理の性能区分
	・ K2 ・ K3 ・ K4 ・ AQ3 ・ AQ 2 ・ AQ I

・ 木仕 10.3.1(7)(b)に基づく加圧式保存処理の場合
[JIS K 1570](#)（木材保存剤）、[JIS A 9002](#)（木質材料の加圧式保存処理方法）
保存処理の性能： ・ 図示 ・
[インサイジング](#)： ・ 適用する ・ 適用しない

・ (1)薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

処理	薬剤の種類と適用部位
※木仕 10.3.1(1)(a)による [JIS K 1571 （木材保存剤—性能基準及びその試験方法）]	—
・ JIS K 1571 附属書 A(規定) に基づく表面処理用木材保存剤による場合	薬剤の種類： ・ 図示 ・ 適用部位： ・ 図示 ・

項目	特記事項
	・ (ウ)薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ※図示 ・ ・ (I)合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等による防腐・防蟻処理 保存処理の性能区分 ・ K3 ・ AQ4 適用部材（部位） ・ 図示
	・ (2)(I)通気金物 通気金物の材質、形状及び寸法： ※図示 ・
・ 外壁通気構法下地 （ 木仕 10.8.2 ）	(ウ)通気胴縁工法 ・ (c)通気胴縁の外壁荷重が大きい場合の接合具と留付け間隔： ※図示 ・ ・ (i)横通気胴縁工法 ①胴縁の間隔： ※図示 ・ ・ (オ)通気胴縁以降の下地 ※図示 ・
・ 外壁板張り （ 木仕 10.8.3 ）	・ (1)押縁下見板張り（ささら子下見板張り） 下見板の樹種名、寸法： ※図示 ・ 押縁の樹種名、寸法： ※図示 ・ ・ (2)南京下見板張り（よろい下見板張り） 下見板の樹種名、寸法： ※図示 ・ ・ (3)横羽目板張り及び縦羽目板張り 羽目板の樹種名及び寸法：※図示 ・ ・ (4)目板付縦羽目板張り 目板の樹種名及び寸法： ※図示 ・ 羽目板の樹種名及び寸法：※図示 ・ ・ (5)敷目板張り 敷目板の樹種名及び寸法：※図示 ・
・ 外壁造作 （ 木仕 10.8.4 ）	・ (1)付け土台 樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・ (2)雨押え 樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・ (3)見切り縁、笠木、外部回り縁 樹種名及び寸法： ※図示 ・
・ ひさし （ 木仕 10.8.5 ）	・ (1)陸ひさし 樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・ (2)霜除けひさし 樹種名及び寸法： ※図示 ・ 持送り板の形 ： ※図示 ・ ・ (3)腕木ひさし（しころひさし） 樹種名及び寸法： ※図示 ・ えぶり板の操型： ※図示 ・
9 節 内部壁	
・ 内壁下地 （ 木仕 10.9.1 ）	・ (1)木下地を設ける場合の胴縁 樹種名、寸法及び間隔： ※図示 ・
・ 内壁板張り （ 木仕 10.9.2 ）	・ (1)横羽目板張り及び縦羽目板張り 羽目板の樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・ (2)目板付縦羽目板張り 目板の樹種名及び寸法： ※図示 ・ 羽目板の樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・ (3)敷目板張り 敷目板の樹種名及び寸法： ※図示 ・
・ 内部造作 （ 木仕 10.9.3 ）	・ (1)幅木 樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・ (2)廻り縁 樹種名及び寸法： ※図示 ・
・ 天井下地 （ 木仕 10.9.4 ）	・ (1)吊木受け及び吊木 樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・ (2)野縁、野縁受け及び板野縁 樹種名及び寸法： ※図示 ・

項目		特記事項	
・天井板張り (木仕 10.9.5)	・(1)敷目天井板張り 敷目板の樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・(2)打上げ天井板張り 天井板の樹種名及び寸法： ※図示 ・		
10 節 和室の造作			
・柱 (木仕 10.10.1)	・(1)柱の樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・(2)背割不要処理の製材の使用： ※図示 ・		
・開口部回り (木仕 10.10.2)	・(1)敷居、かもい等 樹種名及び寸法： ※図示 ・		
・壁回り (木仕 10.10.3)	・(7)塗込め貫 樹種名及び寸法： ※図示 ・		
・床回り (木仕 10.10.4)	・(1)畳下地板 樹種名、寸法及び厚さ： ※図示 ・ ・(2)畳寄せ 樹種名、寸法及び厚さ： ※図示 ・		
・天井回り (木仕 10.10.5)	・(7)竿縁天井板張り 樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・(1)格縁天井板張り (a)樹種名及び寸法： ※図示 ・ (b)格縁天井板張りの工法 (木仕 表 10.10.6) 格縁の面： ・図示 ※大面取り ・天井吊木の特殊吊り金具： ※図示 ・		
・押し入れ回り (木仕 10.10.6)	・敷居、天袋敷居、中かもい、かもい (木仕 10.10.2) による 樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・壁下地 (木仕 10.9.1) による 樹種名、寸法及び間隔： ※図示 ・ ・天井下地 (木仕 10.9.4) による ・(1)吊木受け及び吊木 樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・(2)野縁、野縁受け及び板野縁 樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・床下地 (木仕 10.10.4) による ・(1)畳下地板 樹種名、寸法及び厚さ： ※図示 ・ ・(2)畳寄せ 樹種名、寸法及び厚さ： ※図示 ・		
・床の間回り (木仕 10.10.7)	・(1)床の間 樹種名及び寸法： ※図示 ・ ・(2)床脇棚 樹種名及び寸法： ※図示 ・		
標準仕様書に記載のない項目			
・堅木	樹種 ・なら ・けやき ・ぶな ・さくら ・しおじ ・ 使用箇所 ・		
・銘木	・真物 ・貼物 樹種 ・ 使用箇所 ・		

11 章 防水工事

項目		特記事項																																	
2 節 FRP 系塗膜防水																																			
・ 一般事項		・ 保証書の提出と保証年限 <table><tr><th></th><th>保証書提出工事</th><th>保証箇所</th><th>保証年限</th></tr><tr><td>・</td><td>FRP 系塗膜防水</td><td></td><td>・ 10 年 ・ 5 年 ・ 年</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 保証書（請負人、材料製造所、防水施工者の連帯保証）は各 2 通提出すること。 防水施工者は、防水材料製造所指定の施工者とし、監督員の承諾を受ける。			保証書提出工事	保証箇所	保証年限	・	FRP 系塗膜防水		・ 10 年 ・ 5 年 ・ 年																								
	保証書提出工事	保証箇所	保証年限																																
・	FRP 系塗膜防水		・ 10 年 ・ 5 年 ・ 年																																
・ 材料 (木仕 11.2.2)		・ (5)ルーフトレン ※図示 ・ F R P 系塗膜防水用ルーフトレン ・ 鋳鉄製																																	
・ 施工 (木仕 11.2.4)		・ (2)下地の構造 ・ (1)根太掛、(ウ)根太 防腐・防蟻及び防虫処理 (JAS1083 製材 保存処理) <table><tr><th>部位</th><th>樹種名</th><th>寸法</th><th>保存処理</th></tr><tr><td>・ 図示</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ (1)根太掛</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ (ウ)根太</td><td></td><td></td><td>K2</td></tr></table> ・ (1)下地合板 JAS0233 (合板) <table><tr><th>部位</th><th>厚さ</th><th>保存処理</th><th>表板の樹種</th></tr><tr><td>・ 図示</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 構造用合板</td><td>※12 mm ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 下地用合板</td><td>※12 mm ・</td><td></td><td></td></tr></table> ・ (イ)釘 JIS A 5508 (くぎ) ・ (カ)木ねじ JIS B 1112 (十字穴付き木ねじ) 留付け間隔 ・ 釘 : ※150 mm程度 ・ 図示 ・ ・ 木ねじ: ※150 mm程度 ・ 図示 ・ ・ (キ)下地合板の上の防火板 防火板の種類 ※ケイ酸カルシウム板厚さ 10mm ・ 図示 ・ ・ (3)防水層の下地 (ウ)平場の勾配 ※1/100 以上 ・ 図示 ・ ・ (8)防水端部の処理 (1)水切り金物、外壁材及び透湿防水シートと防水層との取合い ※図示 ・ ・ (9)水張り試験: ・ 行う ※行わない 試験箇所: ※図示 試験方法 ※ドレイン廻りをルーフィング類やウエス類で仮のふたをして、防水層の立上り端部を越えない様に水を張り、24 時間以上そのままにしておいた後、周辺や階下への漏れの有無を確認する。		部位	樹種名	寸法	保存処理	・ 図示				・ (1)根太掛				・ (ウ)根太			K2	部位	厚さ	保存処理	表板の樹種	・ 図示				・ 構造用合板	※12 mm ・			・ 下地用合板	※12 mm ・		
部位	樹種名	寸法	保存処理																																
・ 図示																																			
・ (1)根太掛																																			
・ (ウ)根太			K2																																
部位	厚さ	保存処理	表板の樹種																																
・ 図示																																			
・ 構造用合板	※12 mm ・																																		
・ 下地用合板	※12 mm ・																																		
3 節 シーリング																																			
・ 材料 (木仕 11.3.2) ・ 目地寸法 (木仕 11.3.3)		※(1)シーリング材 JIS A 5758 (建築用シーリング材) ・ (2)種類 (木仕 表 11.3.1) 及び施工箇所 ・ 目地寸法 (木仕 11.3.3) (1) <table><tr><th>施工箇所</th><th>シーリング材の種類</th><th>目地寸法【幅×深さ】(mm)</th><th>保証年限</th></tr><tr><td>・ コンクリート打継ぎ目地</td><td>・ PS-2 ・ PU-2</td><td>・ 図示 ・ 20 以上×10 以上</td><td>年</td></tr><tr><td>・ ひび割れ誘発目地</td><td>・ PS-2 ・ PU-2</td><td>・ 図示 ・ 20 以上×10 以上</td><td>年</td></tr><tr><td>・ ガラス回り</td><td>・ SR-1</td><td>・ 図示 ・ 5 以上×5 以上</td><td>年</td></tr><tr><td>・ サッシ廻り</td><td>・ MS-2</td><td>・ 図示 ・ 10 以上×10 以上</td><td>年</td></tr><tr><td>・ 金属製パネル</td><td>・ MS-2</td><td>・ 図示 ・ 10 以上×10 以上</td><td>年</td></tr><tr><td>・ 水回り</td><td>・ SR-1</td><td>・ 図示 ・ 10 以上×10 以上</td><td>年</td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td>年</td></tr></table>		施工箇所	シーリング材の種類	目地寸法【幅×深さ】(mm)	保証年限	・ コンクリート打継ぎ目地	・ PS-2 ・ PU-2	・ 図示 ・ 20 以上×10 以上	年	・ ひび割れ誘発目地	・ PS-2 ・ PU-2	・ 図示 ・ 20 以上×10 以上	年	・ ガラス回り	・ SR-1	・ 図示 ・ 5 以上×5 以上	年	・ サッシ廻り	・ MS-2	・ 図示 ・ 10 以上×10 以上	年	・ 金属製パネル	・ MS-2	・ 図示 ・ 10 以上×10 以上	年	・ 水回り	・ SR-1	・ 図示 ・ 10 以上×10 以上	年	・			年
施工箇所	シーリング材の種類	目地寸法【幅×深さ】(mm)	保証年限																																
・ コンクリート打継ぎ目地	・ PS-2 ・ PU-2	・ 図示 ・ 20 以上×10 以上	年																																
・ ひび割れ誘発目地	・ PS-2 ・ PU-2	・ 図示 ・ 20 以上×10 以上	年																																
・ ガラス回り	・ SR-1	・ 図示 ・ 5 以上×5 以上	年																																
・ サッシ廻り	・ MS-2	・ 図示 ・ 10 以上×10 以上	年																																
・ 金属製パネル	・ MS-2	・ 図示 ・ 10 以上×10 以上	年																																
・ 水回り	・ SR-1	・ 図示 ・ 10 以上×10 以上	年																																
・			年																																
・ シーリング材の試験 (木仕 11.3.5)		・ (2)シーリング材の試験 ※簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 JIS A 1439 (建築用シーリング材の試験方法)																																	
4 節 透湿防水シート、防水テープ及び改質アスファルトフェルト工事																																			
・ 材料		(2)防水テープ																																	

項目	特記事項
(木仕 11.4.2)	(ア)両面粘着防水テープの幅： ※50 mm以上 ・
・ 施工 (木仕 11.4.3)	・ (2)(ウ)バルコニー手摺の工法 ※図示 ・ ・ (2)(ウ)⑤手すり壁に設ける笠木の固定方法、形状及び仕上げ ※図示 ・
5 節 ケイ酸質系塗布防水	
・ 一般事項 (標仕 9.6.1)	※JASS 8 M-30Ⅰ に適合するものとする。 ※下記の部位に適用する 現場打ち鉄筋コンクリートを下地とする地下外壁（外部側、内部側）、ドライエリア、室内駐車場、便所・機械室等、雑排水槽、消防用水槽、受水槽、プール、人工池、ピット及び外構に適用する
・ 施工 (標仕 9.6.4)	(1)(イ) 壁及び天井部の防水層の下地 ※コンクリート打放し仕上げ 標仕 表 6.2.4 [打放し仕上げの種別] のB種 (2)下地処理 ・ (ア)防水層下地のコンクリートの打継ぎ箇所の処理 ・ 図示 ・ (イ)その他の下地処理 ・ 図示

12 章 石工事

項目		特記事項				
1 節 共通事項						
※施工一般 (標仕 10.1.3)		(1)石材の割付 ※図示 ・				
2 節 材料						
・ 石材 (標仕 10.2.1)		(1)天然石 (ア)岩石の種類 (イ)寸法 (ウ)表面仕上げ (標仕 表 10.2.1 及び標仕 表 10.2.2 による)				
		施工箇所	(ア)種類	(ア)産地・名称	(イ)寸法 (mm)	(ウ)表面仕上げ
			・ 花こう岩 ・ 大理石 ・ 凝灰岩 ・			・ 本磨き ・ ジェットバーナー ・
(注) 1.ジェットバーナー仕上げの場合のパフ仕上げ： ・あり ・なし						
		(2)テラゾ JIS A 5411 (テラゾ)による ・ (イ)種石の種類と大きさ ・ (ウ)(a)テラゾブロックの形状、仕上げ、寸法 ・ (ウ)(b)テラゾタイルの寸法 ・ (エ)表面仕上げ (標仕 表 10.2.2)				
		施工箇所	(イ)種石の種類	(イ)種石の大きさ	(ウ)形状寸法 (mm)	(エ)表面仕上げ
			・ 大理石の類 ・ 花こう岩の類	・ 1.5～12 mm ・		・ 本磨き ・ 水磨き
・ 取付金物 (標仕 10.2.2)		・ (1)外壁湿式工法及び内壁空積工法用金物 (イ)受金物の材質、形状及び寸法 ※SUS304 製、寸法 L＝75×75×6(mm)、長さ 100 mm又は 150 mm程度 ・ 図示 ・ ・ (2)外壁乾式工法用金物 金物の種類、形状、寸法等 ※標仕 表 10.2.4 (・スライド方式 ・ロッキング方式) ・ 図示 ・ ・ (3)特殊部位用金物 (ア)引金物、だば、かすがい ※SUS304 製、寸法は標仕 表 10.2.3 による ・ 図示 ・ (イ)特殊部位に使用するファスナー ※図示 ・ ・ (4)アンカー (ア)外壁湿式工法及び内壁空積工法 材質： ※SS400 ・ 図示 ・ 寸法： ※図示 ・ (イ)外壁乾式工法及び特殊部位 材質： ※SUS304 ・ 図示 ・ 寸法： ※図示 ・ ・ (5)あと施工アンカー： 標仕 14.1.3 [工法] (1) による 材質： ※図示 ・ 寸法： ※図示 ・ ・ (6)(1)～(5)以外のアンカー 形状： ※図示 ・ 寸法： ※図示 ・				
・ その他の材料 (標仕 10.2.3)		・ (1)セメントモルタル (イ)取付け用モルタル ※専門工事業者の指定する製品 ・ 止水用セメント ・ 図示 ・ (ウ)既調合の目地用モルタル ※専門工事業者の指定する製品 ・ 図示 ・ ・ (2)浸透性吸水防止剤 ※専門工事業者の指定する製品 ・ 図示 ・				

項目	特記事項																				
	・(3)石裏面処理材 ※専門工事業者の指定する製品 ・図示 ・ ・(4)裏打ち処理材 ※専門工事業者の指定する製品 ・図示 ・ ・(6)外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質 ※図示 ・ ・(7)金物の固定に使用する充填材料等 ※専門工事業者の指定する製品 ・図示 ・セメントペースト ・エポキシ樹脂 ・ゴムチューブ																				
3 節 外壁湿式工法																					
・材料 (標仕 10.3.2) ・施工 (標仕 10.3.3)	材料 (標仕 10.3.2) (1)石材の厚さ(25 mm以上) ※図示 ・ (2)(ウ)石裏面処理、裏打ち処理 ※下表 ・図示 ・ 施工 (標仕 10.3.3) (2)(ア)下地ごしらえ ※下表 ・図示 <table><tr><th>施工箇所</th><th>石裏面処理</th><th>裏打ち処理</th><th>下地ごしらえ</th></tr><tr><td></td><td>・行わない ・行う</td><td>・行わない ・行う</td><td>※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 施工 (標仕 10.3.3) (5)(ア)一般目地 ※下表 ・図示 <table><tr><th>施工箇所</th><th>種類</th><th>(a,d)目地の寸法</th><th>材料</th></tr><tr><td></td><td>・一般目地</td><td>幅 : 深さ:</td><td>・セメントモルタル ・シーリング材</td></tr></table> (5)(1)伸縮調整目地 (a)伸縮調整目地の位置: ・図示 ※標仕 表 11.1.1 による (c)シーリング材の目地寸法: ・※標仕 9.7.3 [目地寸法] (1)(ウ) 幅・深さとも 10 mm以上	施工箇所	石裏面処理	裏打ち処理	下地ごしらえ		・行わない ・行う	・行わない ・行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法					施工箇所	種類	(a,d)目地の寸法	材料		・一般目地	幅 : 深さ:	・セメントモルタル ・シーリング材
施工箇所	石裏面処理	裏打ち処理	下地ごしらえ																		
	・行わない ・行う	・行わない ・行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法																		
施工箇所	種類	(a,d)目地の寸法	材料																		
	・一般目地	幅 : 深さ:	・セメントモルタル ・シーリング材																		
4 節 内壁空積工法																					
・材料 (標仕 10.4.2) ・施工 (標仕 10.4.3)	材料 (標仕 10.4.2) (1)石材の厚さ (20 mm以上) ※図示 ・ (2)(ウ)石裏面処理、裏打ち処理 ※下表 ・図示 ・ 施工 (標仕 10.4.3) (2)(ア)下地ごしらえ ※下表 ・図示 ・ <table><tr><th>施工箇所</th><th>石裏面処理</th><th>裏打ち処理</th><th>下地ごしらえ</th></tr><tr><td></td><td>・行わない ・行う</td><td>・行わない ・行う</td><td>※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 施工 (標仕 10.4.3) (5)(ア)一般目地 ※下表 ・図示 <table><tr><th>施工箇所</th><th>種類</th><th>(a,d)目地の寸法</th><th>材料</th></tr><tr><td></td><td>・一般目地</td><td>幅 : 深さ:</td><td>・セメントモルタル ・シーリング材</td></tr></table> (5)(1)伸縮調整目地 (a)伸縮調整目地の位置: ・図示 ※標仕 表 11.1.1 による (c)シーリング材の目地寸法: ・※標仕 9.7.3 [目地寸法] (1)(ウ) 幅・深さとも 10 mm以上	施工箇所	石裏面処理	裏打ち処理	下地ごしらえ		・行わない ・行う	・行わない ・行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法					施工箇所	種類	(a,d)目地の寸法	材料		・一般目地	幅 : 深さ:	・セメントモルタル ・シーリング材
施工箇所	石裏面処理	裏打ち処理	下地ごしらえ																		
	・行わない ・行う	・行わない ・行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法																		
施工箇所	種類	(a,d)目地の寸法	材料																		
	・一般目地	幅 : 深さ:	・セメントモルタル ・シーリング材																		
5 節 外壁乾式工法																					
・材料 (標仕 10.5.2) ・施工 (標仕 10.5.3)	材料 (標仕 10.5.2) (1)石材の厚さ (30 mm以上) ※図示 ・ (2)石材の加工 (ア)だば用の穴位置 ※下表 ・図示 ・ (イ)裏打ち処理 ※下表 ・図示 ・ 施工 (標仕 10.5.3) (1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること																				

項目		特記事項													
		・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること													
		<table><tr><th>施工箇所</th><th>だば穴位置</th><th>裏打ち処理</th><th>風圧力に対応した工法</th></tr><tr><td></td><td>※標仕 10.5.2(2)(ア) ・ 図示</td><td>・ 行わない ・ 行う</td><td>・ 図示 ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	だば穴位置	裏打ち処理	風圧力に対応した工法		※標仕 10.5.2(2)(ア) ・ 図示	・ 行わない ・ 行う	・ 図示 ・					
施工箇所	だば穴位置	裏打ち処理	風圧力に対応した工法												
	※標仕 10.5.2(2)(ア) ・ 図示	・ 行わない ・ 行う	・ 図示 ・												
		施工（ 標仕 10.5.3 ）（6）目地													
		<table><tr><th>施工箇所</th><th>寸法</th><th>材料</th></tr><tr><td></td><td>幅　：※8 mm以上　・ 深さ：※8 mm以上　・</td><td>※シーリング材 ・</td></tr><tr><td></td><td>幅　：※8 mm以上　・ 深さ：※8 mm以上　・</td><td>※シーリング材 ・</td></tr></table>	施工箇所	寸法	材料		幅　：※8 mm以上　・ 深さ：※8 mm以上　・	※ シーリング材 ・		幅　：※8 mm以上　・ 深さ：※8 mm以上　・	※ シーリング材 ・				
施工箇所	寸法	材料													
	幅　：※8 mm以上　・ 深さ：※8 mm以上　・	※ シーリング材 ・													
	幅　：※8 mm以上　・ 深さ：※8 mm以上　・	※ シーリング材 ・													
6 節　床及び階段の石張り															
・床の石張り （ 標仕 10.6.2 ）	(1)材料 (ア)石材の厚さ　　※図示　　・ (1)浸透性吸水防止剤：　※図示　　・ 行わない　　・ 行う 石裏面処理：　※図示　　・ 行わない　　・ 行う 裏打ち処理：　※図示　　・ 行わない　　・ 行う (5)目地 (ア)一般目地の目地幅 屋外：　※図示　　・　　mm 屋内：　※図示　　・　　mm ・目地にシーリングを用いる場合の目地の幅と深さ ※ 標仕 10.3.3(5)(ア)(d) (1)伸縮調整目地の位置 ※ 標仕 10.6.2(5)(1)(a) による ・ 図示　　・ (c)シーリング材の目地寸法 ※ 標仕 9.7.3 [目地寸法] (1)(ウ) 幅・深さとも 10 mm以上														
・階段の石張り （ 標仕 10.6.3 ）	(1)材料 (ア)石材の厚さ：　※図示　　・ (ウ)石裏面処理：　※図示　　・ 行わない　　・ 行う (5)目地 (ア)一般目地の目地幅 屋外：　※図示　　・　　mm 屋内：　※図示　　・　　mm ・目地にシーリングを用いる場合の目地の幅と深さ ※ 標仕 10.3.3(5)(ア)(d) (1)伸縮調整目地の位置 ※ 標仕 10.6.2(5)(1)(a) による ・ 図示　　・ (c)シーリング材の目地寸法 ※ 標仕 9.7.3 [目地寸法] (1)(ウ) 幅・深さとも 10 mm以上														
7 節　特殊部位の石張り															
・笠木、甲板等の石張り （ 標仕 10.7.2 ）	(1)取付け工法 ・ 図示　　・ 湿式工法　　・ 乾式工法 (2)材料 (ア)石材の厚さ：　・ 図示　　・　　mm (ウ)石裏面処理：　・ 行う　　・ 行わない (3)(1)乾式工法の取付け代 ※ 標仕 10.5.3(2) による　　・ 図示　　・ (5)石材の取付け (1)乾式工法の取付け：　※図示 (1)乾式工法の場合の石裏面の補強用モルタル ・ 行う　　・ 行わない														
・隔て板 （ 標仕 10.7.3 ）	(1) 材料 (ア)石材の厚さ　　※40 mm　　・ 図示　　・														

13 章 タイル工事

項目		特記事項																																																																																																																								
1 節 共通事項																																																																																																																										
・ 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 (標仕 11.1.3)		(1)伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ・ 図示 ※表 11.1.1 による ※下地のひび割れ誘発目地の位置には伸縮調整目地を設ける。																																																																																																																								
・ 見本焼、試験施工 (標仕 11.1.4)		(1)タイルの見本焼 ・ 行う ・ 行わない (2)試験張り ・ 行う ・ 行わない																																																																																																																								
2 節 セメントモルタルによるタイル張り																																																																																																																										
・ 材料 (標仕 11.2.2)		(1)タイルの品質 (ア)JIS A 5209(セラミックタイル) (イ)標準色・特注色																																																																																																																								
		<table><tr><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">形状寸法 (mm)</th><th rowspan="2">用途による区分</th><th colspan="2">うわぐすり</th><th colspan="3">吸水率</th><th colspan="2">耐凍害性</th><th colspan="2">耐滑り性</th><th colspan="2">色</th></tr><tr><th>施ゆう</th><th>無ゆう</th><th>I 類</th><th>II 類</th><th>III 類</th><th>有</th><th>無</th><th>有</th><th>無</th><th>標準</th><th>特注</th></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr></table>												施工箇所	形状寸法 (mm)	用途による区分	うわぐすり		吸水率			耐凍害性		耐滑り性		色		施ゆう	無ゆう	I 類	II 類	III 類	有	無	有	無	標準	特注			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
施工箇所	形状寸法 (mm)	用途による区分	うわぐすり		吸水率			耐凍害性		耐滑り性		色																																																																																																														
			施ゆう	無ゆう	I 類	II 類	III 類	有	無	有	無	標準	特注																																																																																																													
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																													
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																													
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																													
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																													
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																													
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																													
		(2)役物 使用箇所 ・ 出隅 ・ 入隅 ・ 幅木 ・ まぐさ ・ 窓台 製造方法 ・ 接着成型品 ・ 一体成型品 ※内装タイルは、面取りしたものを使用する。 (3)スロープタイル ※図示 ・ 既製品 ・ 特注品																																																																																																																								
・ 張付け用材料等 (標仕 11.2.3)		(3)既調合モルタル ・ 使用する (・ 既製品 ・ 特注品)																																																																																																																								
・ 施工 (標仕 11.2.6)		(1)下地及びタイルごしらえ (ア)下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理の方法 ・ (a) 目荒し工法（高圧水洗）(標仕 15.3.4(4)[下地処理]) ・ (b) MCR 工法(標仕 6 章 8 節[型枠]) (3)壁タイル張り (ア)タイル張りの工法、張付けモルタルの塗厚 表 11.2.3																																																																																																																								
		<table><tr><th colspan="2">タイルの種類</th><th colspan="2">タイルの大きさ</th><th colspan="10">工法</th></tr><tr><td rowspan="4">内外装タイル</td><td>小口平</td><td colspan="12">・ 密着張り ・ 改良圧着張り</td></tr><tr><td>二丁掛</td><td colspan="12">・ 密着張り ・ 改良圧着張り</td></tr><tr><td>100 角</td><td colspan="12">・ 密着張り ・ 改良圧着張り</td></tr><tr><td></td><td colspan="12"></td></tr><tr><td colspan="2">ユニットタイル（内装タイル以外）</td><td>50 二丁以下</td><td colspan="12">・ マスク張り ・ モザイクタイル張り</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="12"></td></tr></table> ※密着張りの張付けモルタルは 2 層に分けて塗り付ける。 ※化粧目地は目地深さに関わらず、目地詰め後に仕上げる。												タイルの種類		タイルの大きさ		工法										内外装タイル	小口平	・ 密着張り ・ 改良圧着張り												二丁掛	・ 密着張り ・ 改良圧着張り												100 角	・ 密着張り ・ 改良圧着張り																									ユニットタイル（内装タイル以外）		50 二丁以下	・ マスク張り ・ モザイクタイル張り																																						
タイルの種類		タイルの大きさ		工法																																																																																																																						
内外装タイル	小口平	・ 密着張り ・ 改良圧着張り																																																																																																																								
	二丁掛	・ 密着張り ・ 改良圧着張り																																																																																																																								
	100 角	・ 密着張り ・ 改良圧着張り																																																																																																																								
ユニットタイル（内装タイル以外）		50 二丁以下	・ マスク張り ・ モザイクタイル張り																																																																																																																							
3 節 有機系接着剤によるタイル張り																																																																																																																										
・ 材料 (標仕 11.3.2)		(1)タイルの品質 (ア)JIS A 5209(セラミックタイル) (イ)標準色・特注色																																																																																																																								
		<table><tr><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">形状寸法 (mm)</th><th rowspan="2">用途による区分</th><th colspan="2">うわぐすり</th><th colspan="3">吸水率</th><th colspan="2">耐凍害性</th><th colspan="2">耐滑り性</th><th colspan="2">色</th></tr><tr><th>施ゆう</th><th>無ゆう</th><th>I 類</th><th>II 類</th><th>III 類</th><th>有</th><th>無</th><th>有</th><th>無</th><th>標準</th><th>特注</th></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr></table>												施工箇所	形状寸法 (mm)	用途による区分	うわぐすり		吸水率			耐凍害性		耐滑り性		色		施ゆう	無ゆう	I 類	II 類	III 類	有	無	有	無	標準	特注			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
施工箇所	形状寸法 (mm)	用途による区分	うわぐすり		吸水率			耐凍害性		耐滑り性		色																																																																																																														
			施ゆう	無ゆう	I 類	II 類	III 類	有	無	有	無	標準	特注																																																																																																													
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																													
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																													
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																													
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																													
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																													
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																													
		(2)役物																																																																																																																								

項目	特記事項								
	使用箇所 ・出隅 ・入隅 ・幅木 ・まぐさ ・窓台 製造方法 ・接着成型品 ※一体成型品 ※内装タイルは、面取りしたものを使用する。 (3) スロープタイル ※図示 ・既製品 ・特注品								
・張付け用材料等 (標仕 11.3.3)	(1)内装タイル接着剤張りに使用する有機系接着剤 JIS A 5548 (セラミックタイル張り内装用 有機系接着剤) 種類 ・ 標仕 表 11.3.1 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2)屋外に使用する有機系接着剤 JIS A 5557(外装タイル張り用有機系接着剤) 目地詰め ※行う ・行わない								
・シーリング材 (標仕 11.3.4)	(1)シーリング材 JIS A 5758(建築用シーリング材) シーリング材の種類 ・図示 ※打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地： ポリウレタン系シーリング材 伸縮調整目地その他の目地： 変形シリコン系シーリング材								
・施工 (標仕 11.3.5)	(1)下地及びタイルごしらえ (ア)下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下処理の方法 ・MCR 工法(標仕 15.3.4) ・目荒し工法(高圧水洗)(標仕 6.8) (2)壁タイル張り (ア)タイル張りの工法と張付け用材料の使用量 表 11.3.2 タイルの種類等 <table><tr><th>タイルの種類</th><th>工法</th></tr><tr><td>内装タイル</td><td>・内装壁タイル接着剤張り</td></tr><tr><td>外装タイル</td><td>・外装壁タイル接着剤張り</td></tr><tr><td>内装タイル以外の ユニットタイル</td><td>・外装壁タイル接着剤張り</td></tr></table> ※外壁に用いるタイルは、原則として、屋外壁用の外装壁タイル接着剤張り専用タイルとする。 (ウ)外装タイル接着剤張り (b)目地詰め ※行う ・行わない（図示）	タイルの種類	工法	内装タイル	・内装壁タイル接着剤張り	外装タイル	・外装壁タイル接着剤張り	内装タイル以外の ユニットタイル	・外装壁タイル接着剤張り
タイルの種類	工法								
内装タイル	・内装壁タイル接着剤張り								
外装タイル	・外装壁タイル接着剤張り								
内装タイル以外の ユニットタイル	・外装壁タイル接着剤張り								

14 章 屋根及びとい工事

項目特記事項	
1 節 共通事項	
※一般事項	※金属板による葺板、軒先包み板の類の端部、小口及び切断面等の防錆処理は十分に行うこと。
2 節 下地及び下葺	
・材料 (木仕 14.2.2)	・(2)下葺材料 JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト) ・図示 ・アスファルトルーフィング 940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 (※一般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ)
・工法 (木仕 14.2.3)	・(2)下葺きの工法 (イ)壁面との取り合い部の壁面に設ける下葺材張りに必要な下地材の種類、形状 ※図示 ・
3 節 金属板葺	
・材料 (木仕 14.3.2)	・(1)金属板の種類 木仕 表 14.3.1 屋根に用いる金属板の種類 材種 ※JIS G 3322 (塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) に基づく屋根用コイル ・ 板厚 (mm) ※0.4 ・0.6 塗膜 種類： 厚さ： (2)留付け用部材 ・(イ)固定釘等 木仕 表 14.3.2 固定釘等の材質 (c)固定釘の等の材質： ※図示 ・ ・(ウ)固定釘の形状・寸法 木仕 表 14.3.3 固定釘の形状及び寸法 形状： ※図示 ・ 寸法： ※図示 ・ ・(エ)心木あり瓦棒葺に用いる心木 (高さ 40mm 以上、幅 45mm 以上) 樹種名： ※図示 ・ 防腐・防蟻処理： ※図示 ・
・加工 (木仕 14.3.3)	(3)金属板の留付け ・(イ)通し吊子 各部分の寸法： ※図示 ・ ・(ウ)通し付け子 釘止め間隔 ： ※図示 ・
・平葺（一文字葺）の加工 (木仕 14.3.4)	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： ※図示 ・ ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること ・(2)加工 はぜのつくり方： ※図示 ・ ・(3)一般部の葺き方 吊子の間隔： ※図示 ・ ・(4)各部工法 (ア)吊子及び釘の留付け間隔： ※図示 ・ (ウ)軒先及びけらばの屋根端部の唐草の釘止め間隔： ※図示 ・
・心木あり瓦棒葺の工法 (木仕 14.3.5)	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： ※図示 ・ ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること ・(3)一般部の葺き方 (ア)銅板以外の板による屋根一般部分 ・(α)瓦棒及び釘の留付け間隔： ※図示 ・ ・(c)溝板及びキャップの留付け間隔： ※図示 ・ (イ)銅板による屋根一般部分 ・(α)瓦棒、吊子及び釘の留付け間隔： ※図示 ・ ・(4)各部工法 (ア)棟覆い ・(α)②棟板の材質： ※図示 ・ ・(α)③棟覆いの釘打ち間隔： ※図示 ・ ・(b)③通し付け子の留付け釘の間隔： ※図示 ・ (イ)軒先 ・(α)軒先 唐草の留付け間隔： ※図示 ・ (キ)雪止め： ※設けない ・設ける

項目	特記事項
	・(5)特殊工法 (各製造所の仕様による) ※図示 ・
・心木なし瓦棒葺の工法 (木仕 14.3.6)	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： ※図示 ・ ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること ・(3)一般部の葺き方 釘打ちの間隔： ※図示 ・ (4)各部工法 ・(ア)棟覆いの溝板 留付け釘の間隔： ※図示 ・ ・(イ)軒先 唐草の留付け間隔： ※図示 ・ (ウ)屋根の流れ方向に平行な壁との取合い部 ・(α)雨押えを付ける場合 留め付け釘の間隔： ※図示 ・ ・(b)雨押えを用いない場合 吊子の間隔： ※図示 ・ (キ)雪止め： ※設けない ・設ける ・(5)特殊工法 (各製造所の仕様による) ※図示 ・
8 横葺の工法 (木仕 14.3.7)	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： ※図示 ・ ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること ・(4)各部工法 (キ)雪止め： ※設けない ・設ける ・(5)特殊工法 (各製造所の仕様による) ※図示 ・
9 立て平葺の工法 (木仕 14.3.8)	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： ※図示 ・ ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること ・(4)各部工法 (ア)吊子の工法： ※図示 ・ (キ)雪止め： ※設けない ・設ける ・(5)特殊工法 (各製造所の仕様による) ※図示 ・
3 節 折板葺	
・材料 (木仕 14.4.2)	・(1)折版 JIS A 6514 (金属製折版屋根構成材) 形式 ※重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形 山高の記号： ・図示 ・09 ・11 ・13 ・15 ・17 ・19 山ピッチの記号： ・図示 ・20 ・25 ・30 ・33 ・35 ・40 ・45 ・50 耐力： ・図示 ・1種 ・2種 ・3種 ・4種 ・5種 材料による区分： ・図示 ・銅板製 ・アルミニウム合金板製 板厚(mm) ・ ・(2)折版材料 木仕 表 14.3.1 ※JIS G 3322 (塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) ・図示 ・(5)軒先面戸板 ※有 ・無 ・(6)断熱材： ・無 ・有 (種別： 、厚さ： 、防火性能：)
・工法 (木仕 14.4.3)	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること ・(2)耐雪性能に対応した工法： ※適用しない ・(3)(イ)折板のけらば包み ・図示 ・けらば包み (標仕 13.3.3(3)(イ)α,b による)
4 節 粘土瓦葺	
・材料 (木仕 14.5.2)	・(1)粘土瓦 JIS A 5208 (粘土がわら) (ア)製法 (・ゆう葉がわら・いぶしがわら ・無ゆうがわら ・塩焼がわら) 形状・寸法： ※S 形 (・49A ・49B) ・J 形 (・49A ・49B ・) ・F 形 (・40 ・) 産地： ・ (イ)役物瓦： ・軒がわら ・そでがわら ・のしがわら ・かんむりがわら 雪止め瓦： ・使用する ・使用しない

項目	特記事項
	(ウ)凍害試験： ・行う ・行わない ・(2)瓦棧木： 材質 ※杉 ・ 、寸法： 幅・高さ(mm) ※21×15 以上 ・(3)棟補強用心材： 材質 ※杉 ・ 、寸法 幅・高さ(mm) ※40×30 以上 ・(4)(7)瓦緊結用釘、ねじ： 種類： ・ 、径： ・ 、長さ： (1)棟補強等の金物 材質、形状、寸法、留付け方法 ※図示
・工法 (木仕 14.5.3)	※昭和46年建設省告示第109号（R4.1.1 施行）により、 2021年改定版 瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（全日本瓦工事業連盟） の仕様に適合すること。 ・(1)建築基準法に基づく風圧力又は地震力に対応した緊結方法等の工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること ・瓦緊結用釘又はねじ 有効長さの最小値： ※図示 ・ mm ・(3)瓦棧木留付け工法 ※図示 ・(4)棟の工法 ・(7)冠瓦伏せ棟 ・(α)冠瓦： ・7寸丸伏せ棟 ・F型用冠瓦伏せ棟 ・のし積み棟 ・(f)露出する瓦接合部の仕上げ： ・行う（・モルタル ・瓦葺き用しっくい） ・行わない ・(5)その他 ・谷縁の瓦は1枚毎になじみモルタルを飼い、釘又は緊結線2条ずつで止め付ける。 ・棟瓦はモルタルを飼い、なじみよく伏せわたし、1枚毎に地棟に取り付けた緊結線2条ずつで締結し、モルタル詰めとする。 ・下葺、谷葺を行った後、平瓦は1枚毎に釘又は緊結線で止め、縦横をよく引通す。 ・強風地域、高所、急勾配屋根の特殊工法 ・図示
6節 スレート葺	
・材料 (木仕 14.6.2)	JIS A 5423 (住宅屋根用化粧スレート) ・(1)下葺材料 JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト) ・図示 ・アスファルトルーフィング 940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材（※一般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ） ・(2)屋根スレートの種類、寸法、形状、棟・けらば等の役物、色彩等 ※図示 ・
・工法 (木仕 14.6.3)	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： ※図示 ・ ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること 【参考： （一社）日本窯業外装材協会 耐風圧性能関係の書類 】 ・(7)雪止め： ※設けない ・設ける
7節 アスファルトシングル葺	
・材料 (木仕 14.7.2)	アスファルトシングルは製造所の仕様による ・(1)下葺材料 JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト) ・図示 ・アスファルトルーフィング 940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材（※一般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ） ・(2)アスファルトシングルの品質、形状、色調、寸法 ※図示 ・
・工法 (木仕 14.7.3)	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※図示 ・釘打ち工法 ・接着工法 R1 ・接着工法 R2 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること ・(4)軒先、けらば等の曲面： ※図示 ・ ・(7)雪止め： ※設けない ・設ける
8節 とい	
・材料 (木仕 14.8.2)	・(1)といその他 木仕 表 14.8.1 縦どい：・図示 ・ JIS G 3452 (配管用鋼管) （※白管 ・ ） ※ JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管) （※VP（カラー） ・ ） ・ JIS A 5706 (硬質塩化ビニル雨どい) 軒どい：・図示 ・耐酸被覆鋼板 ・ ・ JIS G 3322 (塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) ・ JIS A 5706 (硬質塩化ビニル雨どい) ルーフトレイン (JCW301) ・ステンレス製（・プレス製 ・鋳鋼製） ・鋳鉄製 掃除口： ・有 ・無 飾ります： ※塩ビ ・銅板 ・

項目	特記事項
	とい受け金物： ※ステンレス製 ・亜鉛めっき鋼板製 ・ ・(2)とい受け金物及び取付間隔 ※ 標仕 表 13.5.2 ・ ・軒どいの取付間隔（多雪地域） ※0.5m以下 ・ (3)防露材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
・といの加工及び取付け (木仕 14.8.3)	・(3)集水器及びあんこう (ウ)形等の指定： ※図示 ・

15 章 金属工事

項目		特記事項																																																												
1 節 共通事項																																																														
※共通事項		※見切縁、水切等のステンレス、鉄及びアルミの切断面部分は、サンダー掛けにより丸面に仕上げる。 ・ あと施工アンカーの施工後の確認の「引張試験」 ※行う ・省略する（軽易な場合）																																																												
2 節 表面処理																																																														
・ステンレスの材質及び表面仕上げ		※SUS304 ・ <table><tr><td></td><td>種別</td><td colspan="2">施工箇所</td></tr><tr><td>・</td><td>No.2B</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>・</td><td>HL</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>※</td><td>バフ（＃400）</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>				種別	施工箇所		・	No.2B			・	HL			※	バフ（＃400）			・																																									
	種別	施工箇所																																																												
・	No.2B																																																													
・	HL																																																													
※	バフ（＃400）																																																													
・																																																														
・アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 （ 標仕 14.2.1 ）		・（1）表面処理 <table><tr><td></td><td>種別</td><td>表面処理</td><td>施工箇所</td><td>備考</td></tr><tr><td>・</td><td>AB－1 種</td><td>無着色陽極酸化被膜</td><td>笠木</td><td rowspan="4">JIS H 8601（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）</td></tr><tr><td>・</td><td>AB－2 種</td><td>着色陽極酸化被膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>AC－1 種</td><td>無着色陽極酸化被膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>AC－2 種</td><td>着色陽極酸化被膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>BA－1 種</td><td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td><td rowspan="4">JIS H 8602（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）</td></tr><tr><td>・</td><td>BA－2 種</td><td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>BB－1 種</td><td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td>笠木</td></tr><tr><td>・</td><td>BB－2 種</td><td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>BC－1 種</td><td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td><td rowspan="2">JIS H 4001（アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）</td></tr><tr><td>・</td><td>BC－2 種</td><td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>C 種</td><td>化成皮膜の上に塗装（注）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注）常温乾燥形の塗装 ・行う ・行わない ※アルカリ樹脂焼付塗装、フッ素樹脂焼付塗装は 2 コート、2 ベークとする ・（2）陽極酸化皮膜の着色方法 ※二次電解着色 ・ 色合い： ・図示 ・				種別	表面処理	施工箇所	備考	・	AB－1 種	無着色陽極酸化被膜	笠木	JIS H 8601 （アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）	・	AB－2 種	着色陽極酸化被膜		・	AC－1 種	無着色陽極酸化被膜		・	AC－2 種	着色陽極酸化被膜		・	BA－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		JIS H 8602 （アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）	・	BA－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BB－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜	笠木	・	BB－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BC－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		JIS H 4001 （アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）	・	BC－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	C 種	化成皮膜の上に塗装（注）			・				
	種別	表面処理	施工箇所	備考																																																										
・	AB－1 種	無着色陽極酸化被膜	笠木	JIS H 8601 （アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）																																																										
・	AB－2 種	着色陽極酸化被膜																																																												
・	AC－1 種	無着色陽極酸化被膜																																																												
・	AC－2 種	着色陽極酸化被膜																																																												
・	BA－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		JIS H 8602 （アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）																																																										
・	BA－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																												
・	BB－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜	笠木																																																											
・	BB－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																												
・	BC－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		JIS H 4001 （アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）																																																										
・	BC－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																												
・	C 種	化成皮膜の上に塗装（注）																																																												
・																																																														
・鉄鋼の亜鉛めっき （ 標仕 14.2.2 ）		（1）亜鉛めっきの種別 <table><tr><td>表面処理方法</td><td>種別</td><td>板厚（mm）</td><td>施工箇所</td></tr><tr><td rowspan="3">熔融亜鉛めっき （JIS H 8641）</td><td>・ A 種</td><td>6 以上</td><td></td></tr><tr><td>・ B 種</td><td>3.2 以上</td><td></td></tr><tr><td>・ C 種</td><td>1.6 以上</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">電気亜鉛めっき （JIS H 8610）</td><td>・ D 種</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>・ E 種</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>・ F 種</td><td>－</td><td></td></tr></table>			表面処理方法	種別	板厚（mm）	施工箇所	熔融亜鉛めっき （ JIS H 8641 ）	・ A 種	6 以上		・ B 種	3.2 以上		・ C 種	1.6 以上		電気亜鉛めっき （ JIS H 8610 ）	・ D 種	－		・ E 種	－		・ F 種	－																																			
表面処理方法	種別	板厚（mm）	施工箇所																																																											
熔融亜鉛めっき （ JIS H 8641 ）	・ A 種	6 以上																																																												
	・ B 種	3.2 以上																																																												
	・ C 種	1.6 以上																																																												
電気亜鉛めっき （ JIS H 8610 ）	・ D 種	－																																																												
	・ E 種	－																																																												
	・ F 種	－																																																												

16 章 左官工事

項目		特記事項																																	
2 節 下地																																			
・ラス系下地 (標仕 15.2.4)	(2)(ア)施工一般 ・通気構法の場合 ・二層下地 ・単層下地 ・直張り工法の場合 ・ラスモルタル下地 ・ラスシートモルタル下地 ・外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気構法 ・行わない ・行う (3)材料 JIS A 5505 (メタルラス) ・ラス及び補強用平ラス ・二層下地通気構法の場合 ・波型ラス (W700) ・こぶラス (K800) ・カ骨付きラス (BP700) ・図示 ・単層下地通気構法の場合 ・リプラス C (RC800) に裏打ち材と一体化したラス ・図示 ・ラスシート JIS A 5524 (ラスシート (角波亜鉛鉄板ラス)) ・山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ・LS1 ・LS2 ・LS3 ・LS4 (建築基準法に基づく耐力壁) ・ステープル JIS A 5556 (工業用ステープル) 部位 () ・L925TS 以上(RC800 の場合) ・L1019JS 以上 (W700 の場合) 建築工事監理指針 表 15.2.1 ラス、ラスシートと下地の組み合わせ及び適合する接合具 <table><tr><th rowspan="3">ラス、ラスシート</th><th rowspan="3">躯体 部位 下地</th><th colspan="2">木下地</th></tr><tr><th colspan="2">外壁</th></tr><tr><th>通気構法二層下地 又は 非通気構法直張り工事</th><th>通気構法単層下地</th></tr><tr><td>波型ラス (W700)</td><td></td><td>①</td><td>—</td></tr><tr><td>こぶラス (K800)</td><td></td><td>②</td><td>—</td></tr><tr><td>カ骨付きラス (BP700)</td><td></td><td>③</td><td>—</td></tr><tr><td>リプラス C (RC800)</td><td></td><td>—</td><td>④</td></tr><tr><td>ラスシート LS1</td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>ラスシート LS2、LS4 鋼板の板厚 0.4 mm、防錆処理 Z12</td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ①：線径 J 線、足の長さ 19 mm のステープルを用い、縦横 100 mm 以内に留め付けてあること ②：線形 M 線、足の長さ 19 mm のステープルを用い、全てのこぶの谷部を留め付けてあること ③：線形 M 線、足の長さ 19 mm のステープルを用い、カ骨の交点を留め付けてあること ④：ステープルは、線径 T 線、足の長さ 25 mm 以上、かつ、通気胴縁を貫通し構造躯体に留め付けられる長さものを用い、縦 155 mm 以内にリブと通気胴縁の交点を留め付けてあること —：対象外 (4)施工 ・(ア)③④ 二層下地通気構法 ラスの施工 換気口部の措置 ※ (木仕 11.4.3) [施工] (2)(ク)による ・図示 ・ ・(イ)直張り工法のラスシートモルタル下地 建築基準法に基づく耐力壁として使用する場合： ※図示 ・			ラス、ラスシート	躯体 部位 下地	木下地		外壁		通気構法二層下地 又は 非通気構法直張り工事	通気構法単層下地	波型ラス (W700)		①	—	こぶラス (K800)		②	—	カ骨付きラス (BP700)		③	—	リプラス C (RC800)		—	④	ラスシート LS1		—	—	ラスシート LS2、LS4 鋼板の板厚 0.4 mm、防錆処理 Z12		—	—
ラス、ラスシート	躯体 部位 下地	木下地																																	
		外壁																																	
		通気構法二層下地 又は 非通気構法直張り工事	通気構法単層下地																																
波型ラス (W700)		①	—																																
こぶラス (K800)		②	—																																
カ骨付きラス (BP700)		③	—																																
リプラス C (RC800)		—	④																																
ラスシート LS1		—	—																																
ラスシート LS2、LS4 鋼板の板厚 0.4 mm、防錆処理 Z12		—	—																																
・せっこうボードその他のボード下地 (標仕 15.2.5)	(2)材料 ・(ア)せっこうボード及びせっこうラスボード JIS A 6901 (せっこうボード製品) 種類・厚さ： ※図示 ・ ・(イ)木質系セメント板 JIS A 5404 (木質系セメント板) 種類・厚さ： ※図示 ・																																		
・こまい下地 (標仕 15.2.6)	(1)建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合 ※図示 ・ ((公社) 日本住宅・木材技術センター 発行「土塗壁・面格子壁・落とし込み板壁の壁倍率に係る技術解説書」を参照)																																		
・木ずり下地 (標仕 15.2.7)	(2)(ア)木ずり用小幅板の樹種 ※杉 (心去り材) ・図示 ・																																		
3 節 モルタル塗り																																			
・材料 (標仕 15.3.2)	(1)モルタル JIS A 6916 (建築用下地調整塗材) 部位 () ・現場調合材料 ・既調合材料 () (6)既製目地材																																		

項目		特記事項															
		・用いない ・用いる（形状：※図示 ・ ）															
・工法 （ 標仕 15.3.5 ）		(2)(ウ)床の目地の目地割り及び種類 目地割り： ※2 m程度（最大目地間隔 3m 程度） ・図示 種類： ※押し目地 ・目地棒伏せ込みモルタル ・ (4)タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗り (c)(3)接着力試験： ・行う ・行わない															
・モルタルポンプ工 法		※ 材料 (1) セメント、砂及び水は、標仕 15.3.2 [モルタル塗り 材料] による。 (2) パーライト、パーミキュライト及び混和剤を使用する場合は監督員の承諾を受ける。 ※ 調合 (1) モルタルの場合は標仕表 15.3.3 [調合（容積比）及び塗厚の標準] を標準とする。 (2) スランプはモルタルが圧送可能な範囲で、できるだけ小さくなるよう水量を定める。 (3) レディーミクストモルタルを使う場合は、調合及びスランプの指定は、監督員の指示による。 (4) ひび割れの発生をさせないよう調合において配慮すること。 ※ 工法 ・こて押え仕上げ ・吹付け仕上げ（ 回吹付 mm厚） (1) 建築物の規模、立地条件、施工面積、工事工程等を考慮し、モルタルポンプの機種（型式、最大吐出量）、 台数及び関連機械を定める。 (2) 輸送管は、使用するモルタルポンプの最大吐出圧力を上まわる耐力のものを使用する。 (3) 圧送開始時は運転速度を小さくし、圧送が順調に行われてから正常な運転速度とし、中断しないで行う。 ※仕上げ (1) こて押え仕上げの場合は、標仕書 15.4.3 により平滑に仕上げる。 吹付け仕上げの場合は吹付け厚さ及び吹付け回数は特記による。なお、吹付けは、下地表面処理を行っ て、吹きむらのないよう均一に表面仕上げを行い、下吹付けの放置期間は14日以上とする。ただし、気 象条件等により監督員の承諾を受けてその期間を短縮することができる。															
6 節 仕上げ塗材仕上げ																	
・材料 （ 標仕 15.6.2 ）		(1)仕上塗材 JIS A 6909 （建築用仕上塗材） ・(ア)ホルムアルデヒド放散量： ※F☆☆☆☆ ・図示 ・ ・(1)種類（呼び名）、仕上げの形状及び工法 ・薄付け仕上塗材の種類（呼び名）、仕上げの形状及び工法 標仕 表 15.6.1（その1） <table border="1"><thead><tr><th>呼び名</th><th>仕上げの形状</th><th>工法</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 外装薄塗材 Si ・ 可とう形外装薄塗材 Si ・ 外装薄塗材 E ・ 可とう形外装薄塗材 E ・ 防水形外装薄塗材 E ・ 外装薄塗材 S ・ 内装薄塗材 C ・ 内装薄塗材 L ・ 内装薄塗材 Si ・ 内装薄塗材 E ・ 内装薄塗材 W</td><td>・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ 着色骨材砂壁状 ・ 砂壁状じゅらく ・ 京壁状じゅらく</td><td>・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り</td></tr></tbody></table> → ・ (I)内装に吸放湿性を有する塗材を用いる ・ 厚付け仕上塗材の種類（呼び名）、仕上げの形状及び工法 標仕 表 15.6.1（その2） <table border="1"><thead><tr><th>呼び名</th><th>仕上げの形状</th><th>工法</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 外装厚塗材 C （注3） ・ 外装厚塗材 Si （注2） ・ 外装厚塗材 E （注2） ・ 内装厚塗材 C ・ 内装厚塗材 L ・ 内装厚塗材 G ・ 内装厚塗材 Si ・ 内装厚塗材 E</td><td>・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし ・ かき落し</td><td>・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り</td></tr></tbody></table> → ・ (I)内装に吸放湿性を有する塗材を用いる 注2：上塗材の適用： ・する ・しない 注3：上塗材：※セメントスタッコ ・ ・複層仕上塗材の種類（呼び名）、仕上げの形状及び工法 標仕 表 15.6.1（その3） <table border="1"><thead><tr><th>呼び名</th><th>仕上げの形状等</th></tr></thead></table>		呼び名	仕上げの形状	工法	・ 外装薄塗材 Si ・ 可とう形外装薄塗材 Si ・ 外装薄塗材 E ・ 可とう形外装薄塗材 E ・ 防水形外装薄塗材 E ・ 外装薄塗材 S ・ 内装薄塗材 C ・ 内装薄塗材 L ・ 内装薄塗材 Si ・ 内装薄塗材 E ・ 内装薄塗材 W	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ 着色骨材砂壁状 ・ 砂壁状じゅらく ・ 京壁状じゅらく	・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り	呼び名	仕上げの形状	工法	・ 外装厚塗材 C （注3） ・ 外装厚塗材 Si （注2） ・ 外装厚塗材 E （注2） ・ 内装厚塗材 C ・ 内装厚塗材 L ・ 内装厚塗材 G ・ 内装厚塗材 Si ・ 内装厚塗材 E	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし ・ かき落し	・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り	呼び名	仕上げの形状等
呼び名	仕上げの形状	工法															
・ 外装薄塗材 Si ・ 可とう形外装薄塗材 Si ・ 外装薄塗材 E ・ 可とう形外装薄塗材 E ・ 防水形外装薄塗材 E ・ 外装薄塗材 S ・ 内装薄塗材 C ・ 内装薄塗材 L ・ 内装薄塗材 Si ・ 内装薄塗材 E ・ 内装薄塗材 W	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ 着色骨材砂壁状 ・ 砂壁状じゅらく ・ 京壁状じゅらく	・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り															
呼び名	仕上げの形状	工法															
・ 外装厚塗材 C （注3） ・ 外装厚塗材 Si （注2） ・ 外装厚塗材 E （注2） ・ 内装厚塗材 C ・ 内装厚塗材 L ・ 内装厚塗材 G ・ 内装厚塗材 Si ・ 内装厚塗材 E	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし ・ かき落し	・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り															
呼び名	仕上げの形状等																

項目	特記事項						
	・複層塗材 CE ・複層塗材 RE ・複層塗材 Si ・複層塗材 E ・可とう形複層塗材 CE ・防水形複層塗材 CE ・防水形複層塗材 RE ・防水形複層塗材 E 仕上げの形状 ・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状 仕上げの工法 ・吹付け　・ローラー塗り (キ)耐候性　※耐候形3種　・ (ク)上塗材（ 標仕 表 15.6.2 による） 溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系 樹脂　※アクリル系　・アクリルシリコン系 ・シリカ系　・ポリウレタン系　・ふっ素系 外観　※つやあり　・つやなし　・メタリック ・軽量骨材仕上塗材の種類（呼び名）、仕上げの形状及び工法 標仕 表 15.6.1（その3） <table><tr><th>呼び名</th><th>仕上の形状</th></tr><tr><td>・吹付用軽量塗材</td><td>砂壁状</td></tr><tr><td>・こて塗用軽量塗材</td><td>平たん状</td></tr></table>	呼び名	仕上の形状	・吹付用軽量塗材	砂壁状	・こて塗用軽量塗材	平たん状
呼び名	仕上の形状						
・吹付用軽量塗材	砂壁状						
・こて塗用軽量塗材	平たん状						
10 節　しっくい塗り							
・一般事項 （ 標仕 15.10.1 ）	※下地 ・せっこうボード　・せっこうラスボード　・モルタル塗り　・木ずり ・こまい土壁塗り　・せっこうプラスター塗り（下塗り）　・図示　・						
・材料 （ 標仕 15.10.2 ）	(1)(ア)既調合しっくい材料 ・色しっくい：・用いない　・用いる						
・調合及び塗厚 （ 標仕 15.10.3 ）	(1)既調合しっくいの調合、塗厚等 ・(ア)せっこうボード下地：　・図示　・ 標仕 表 15.10.1 による ・(イ)モルタル塗り下地：　・図示　・ 標仕 表 15.10.2 による (2)現場調合しっくいの調合及び各層の塗厚 ・木ずり下地：　・図示　・ 標仕 表 15.10.3 による ・せっこうプラスター下地及びこまい土壁下地：　・図示　・ 標仕 表 15.10.4 による						
・工法 （ 標仕 15.10.4 ）	(2)(イ)既調合しっくいの上塗りの仕上げ工法 標仕 表 15.10.5 ・抑え仕上げ　・なで切り仕上げ　・パターン仕上げ						
11 節　こまい壁塗り							
・材料 （ 標仕 15.11.2 ）	(5)のり ・土壁用 ・ふのり　※つのまた　・ぎんなんそう　・粉末海藻 ・砂壁用 ※ふのり　・つのまた　・こんにゃくのり　・にかわ　・合成高分子系混和材 (6)色土 ・(ア)土物仕上に用いる色土：　※図示　・ ・(イ)大津仕上に用いる色土：　※図示　・ (8)色砂 ・種類：　※図示　・						
・調合 （ 標仕 15.11.3 ）	・(1)下塗りの調合 ※ 標仕 表 15.11.2 による　・図示						
・塗厚 （ 標仕 15.11.4 ）	・(1)塗厚 ※ 標仕 表 15.11.8 による　・図示 ・建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合 ※図示　・ （（公社）日本住宅・木材技術センター発行「土塗壁・面格子壁・落とし込み板壁の壁倍率に係る技術解説書」を参照）						
・工程 （ 標仕 15.11.5 ）	(1)こまい壁の工程 標仕 表 15.11.9 ※A 種　・B 種						
・土物仕上げ （ 標仕 15.11.7 ）	(1)工法の種類 ・(ア)土物仕上げ工法 ・(a)水ごね土物1工法　・(b)水ごね土物2工法 ・(c)のりさし土物工法　・(d)のりごね土物工法 ・(イ)砂壁仕上げ工法 ・(ウ)切返し仕上げ工法 (3)ちりじゃくり ※図示　・						

項目	特記事項
・ 大津仕上げ (標仕 15.11.8)	(1)工法の種類 ・ (7)普通大津仕上げ工法 ・ (1)大津みがき仕上げ工法
12 節 ロックウール吹付け（半乾式工法及び乾式工法によるロックウール吹付け）	
・ 材料 (標仕 15.12.2)	材料： JIS A 9504 （人造鉱物繊維保温材） (1)ロックウールのホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (4)合成樹脂系接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆規格品又は同等以上とし、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
・ 配合及び密度等 (標仕 15.12.3)	・ (2)仕上げ吹付け厚さ ※図示

17 章 建具工事

項目	特記事項
1 節 共通事項	
※一般事項	※本章で用いるステンレス鋼は特記なき限り材質は、SUS304 とし、表面仕上げは「建具のくつずり： 2B、その他：＃400」とする。 ※防音・断熱・耐震ドアセット・サッシは、性能による種類が定められていない場合、同等以上の性能を有する製品を採用する。 ※電気配管などは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）による。 ※引違い建具落下防止機構 ・ 神戸市型 ・ 建具製造所の仕様による ※上部と下部にメーカー仕様の落下防止機構があるものとし、下部の落下防止機構は金属製のフック状のものとする。上部の落下防止機構は素手では簡単に解除できないもので、ドライバー等を用いて解除できるものとする。 (a) 神戸市型の障子の落下防止機構を設ける場合は特記による。特記がなければ建具製造所の仕様による。 (b) 神戸市型の障子の落下防止機構は、下記の機能を備えた特記製造所の製品とし、外側の障子の上かまちに内蔵する。 (1) バネ等の弾性にたよらず、はずれ止めが作動すること。 (2) 素手では簡単に解除できないもので、ドライバー等を用いて解除できるもの。 (3) 障子を閉めることによって自動的にロックできるもの。
・ 防火戸、防火シャッター及び防煙シャッター (標仕 16.1.3)	(1)防火戸の適用： ※建具表及び建具キープランによる ・ (3)連動機能 ※建具表及び建具キープランによる ・ 煙感知器 ・ 熱感知器 ・ ヒューズ装置 防火戸等の自動閉鎖装置は、国土交通大臣が定めた構造方法又は、認定品とする。
・ 建具見本の制作 (標仕 16.1.4)	(1)建具見本の製作 ・ 不要 ・ 要（ ） (2)(7)特殊な建具の仮組： ・ 不要 ・ 要（※図示 ）
・ 防犯建物部品の適用 (標仕 16.1.6)	(2)防犯建物部品の適用 指定建物錠の 防犯性能 の適用 ※する（建具表による） ・ しない 耐ピッキング性能 ・ 5 分未満 ・ 5 分以上 ※10 分以上 耐鍵穴壊し性能 ・ 5 分未満 ・ 5 分以上 ※10 分以上 耐サムターン回し性能・なし（5 分未満） ※あり（5 分以上） 耐カム送り解錠性能 ・なし（5 分未満） ※あり（5 分以上） 耐こじ破り性能 ・なし（5 分未満） ※あり（5 分以上） 指定建物錠とは、建物の外部出入口用に用いるシリンダー錠・シリンダー・サムターンが該当
2 節 アルミニウム製建具	
・ 性能及び構造 (標仕 16.2.2)	(1)性能及び構造 ※JIS 規格による JIS A 4706 （サッシ） JIS A 4702 （ドアセット） (2)性能値等 ※(7)耐風圧性、気密性及び水密性並びに枠の見込み寸法 種別 コンクリート系下地及び鉄骨下地標仕（標仕 表 16.2.1） ： ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 木下地（標仕 表 16.2.2） ： ・ D 種 ・ E 種 枠の見込み寸法： ※建具表による ・ 70 mm ・ 100 mm ・ (1)防音ドア、防音サッシ（ 遮音性の等級 ） 等級 ・ T－1 ・ T－2 ・ T－3 ・ T－4 ・ (7)断熱ドア、断熱サッシ（ 断熱性の等級 ） 等級 ・ H－1 ・ H－2 ・ H－3 ・ H－4 ・ H－5
・ 材料 (標仕 16.2.3)	(5)(1) 網戸等の防虫網 形式： ・ 外面納まり可動式 ・ 外面納まり固定式 網の材質： ※合成樹脂製 ・ ステンレス製（SUS316） ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 線径： ※0.25 mm以上 ・ 網目： ※16～18 メッシュ ・
・ 形状及び仕上げ (標仕 16.2.4)	(3) 表面処理 (標仕 14.2.1 [アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理]) 標仕 14.2.1(1)表面処理 色 ： ・ 標準色（色合い：※図示 ） ・ 特注色（色合い：※図示 ） 種別： ・ 図示 ・ AB－1 種 ・ AB－2 種 ・ AC－1 種 ・ AC－2 種 ・ C 種 ・ 過酷な環境の屋外： ・ BA－1 種 ・ BA－2 種 ・ 一般的な環境の屋外：※BB－1 種 ・ BB－2 種 ・ 屋内：※BC－1 種 ・ BC－2 種 ・ 常温乾燥型の塗装： ・ 図示 ・

項目	特記事項
	(4)ステンレス製くつずりの仕上げ： ※2B ・HL ・図示 (6)結露水の処理方法 ※製造所の指定とする
・工法 (標仕 16.2.5)	(1)加工及び組立 (ウ)水切り板 ・取付ける ・取付けない ぜん板 ・取付ける ・取付けない (2)取付け (ウ)(b)木下地の場合の外部に面する建具回りの止水処理 ④内付け建具の場合： ・図示
3 節 樹脂製建具	
・性能及び構造 (標仕 16.3.2)	(1)性能及び構造 ※JIS 規格による JIS A 4706 (サッシ) JIS A 4702 (ドアセット) (2)性能値等 ※(7)耐風圧性、気密性及び水密性並びに枠の見込み寸法 種別 コンクリート系下地及び鉄骨下地 (標仕 表 16.3.1) ： ・A 種 ・B 種 ・C 種 木下地 (標仕 表 16.3.1) ： ・D 種 ・E 種 枠の見込み寸法 ※図示 ・ ・(1)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級) 等級 ・T-1 種 ・T-2 種 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級) 等級 ・H-4 種 ・H-5 種 ・H-6 種 ・H-7 種 ・H-8 種 ・(1)外部に面する建具の日射熱取得性の等級 等級 ・N-1 ・N-2 ・N-3
・材料 (標仕 16.3.3)	・(5)(1) 網戸等の防虫網 形式： ・外面納まり可動式 ・外面納まり固定式 網の材質： ※合成樹脂製 ・ステンレス製 (SUS316) ・ガラス繊維入り合成樹脂製 線径： ※0.25 mm以上 ・ 網目： ※16～18 メッシュ ・ ※(8)ガラス 材料は 標仕 16.14.2(1) による ※複層ガラス (ガラスの種類、厚さの組合せ等は建具表による)
・形状及び仕上げ (標仕 16.3.4)	(5)表面色： ・標準色 ・特注色 色合い：※建具表による
・工法 (標仕 16.3.5)	(1)加工及び組立 (1) 標仕 16.2.5(1) (アルミニウム製建具 工法) (ウ)水切り板 ・取付ける ・取付けない ぜん板 ・取付ける ・取付けない (2)取付け (ウ)(b)木下地の場合の外部に面する建具回りの止水処理 ④内付け建具の場合： ・図示
4 節 鋼製建具	
・性能及び構造 (標仕 16.4.2)	(1)性能及び構造 ※JIS 規格による JIS A 4706 (サッシ) JIS A 4702 (ドアセット) (2)性能値 ・(7)簡易気密型ドアセット (標仕 表 16.4.1) ・ 気密性 ： ※A-3 ・ ・ 水密性 ・ ※W-1 ・ ・外部に面する鋼製建具の耐風圧性能 (標仕 表 16.2.1) 等級 ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・(1)耐震ドアセット (面内変形追随性の等級) 等級 ・D-1 ・D-2 ・D-3 (ウ) 標仕 16.2.2(2) による ・(1)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級) 等級 ・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級) 等級 ・H-1 ・H-2 ・H-3 ・H-4 ・H-5
・材料 (標仕 16.4.3)	(2)ステンレス製くつずりの仕上げ： ※2B ・HL ・図示 点検口類のくつずり： ・建具表による ・2B ・HL
・形状及び仕上げ (標仕 16.4.4)	(1)鋼板の厚さ： ※ 標仕 表 16.4.2 による ・図示 (4)塗装： ※建具表による
・標準型鋼製建具 (標仕 16.4.6)	(7)形式・寸法 有効内法寸法 標仕 表 16.4.5 形式： ・図示 ・片開き ・親子開き ・両開き 寸法： ・図示 ・幅 (mm)、高さ (mm) (ウ)標仕 16.5.2～5 までによる 標仕 16.5.2 [性能及び構造] (2)性能値 ・(7)簡易気密型ドアセット ・ 気密性 ※A-3 ・ ・(1)耐震ドアセット (面内変形追随性の等級) ・D-1 ・D-2 ・D-3 (ウ) 標仕 16.2.2(2) による ・(1)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級) ・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級)

項目	特記事項
	寸法： ・図示 ・幅 (mm)、高さ (mm) (ウ)標仕 16.4.2～5 までによる 標仕 16.4.2(2) [性能値] ・(7)簡易気密型ドアセット (標仕 表 16.4.1) ・ 気密性 ： ※A-3 ・ ・ 水密性 ・ ※W-1 ・ ・外部に面する鋼製建具の耐風圧性能 (標仕 表 16.2.1) ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・(1)耐震ドアセット (面内変形追随性の等級) ・D-1 ・D-2 ・D-3 (ウ) 標仕 16.2.2(2) による ・(1)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級) ・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級) ・H-1 ・H-2 ・H-3 ・H-4 ・H-5 標仕 16.4.3 [材料] (2)ステンレス製くつずりの仕上げ： ※2B ・HL ・図示 標仕 16.4.4 [形状及び仕上げ] (1)鋼板の厚さ： ・ 標仕 表 16.4.2 による ・図示 (4)塗装： ※建具表による
5 節 鋼製軽量建具	
・性能及び構造 (標仕 16.5.2)	(1)性能及び構造 ※JIS 規格による JIS A 4706 (サッシ) JIS A 4702 (ドアセット) (2)性能値 ・(7)簡易気密型ドアセット ・ 気密性 ※A-3 ・ ・(1)耐震ドアセット (面内変形追随性の等級) ・D-1 ・D-2 ・D-3 (ウ) 標仕 16.2.2(2) による ・(1)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級) ・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級) ・H-1 ・H-2 ・H-3 ・H-4 ・H-5
・材料 (標仕 16.5.3)	(1)鋼板の種類 ・(7)溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 ・(7)電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 ・(1)ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 (5)召合わせ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金押出型材 (6)防音性能を求める場合の充填材 ・グラスウール ・ロックウール
・形状及び仕上げ (標仕 16.5.4)	(1)鋼板類の厚さ ※ 標仕 表 16.5.1 による ・図示 ・ (6) 建具のくつずり： ※ステンレス製 No.2B 仕上げ ・図示
・標準型鋼製軽量建具 (標仕 16.5.6)	(7)形式・寸法 有効内法寸法 標仕 表 16.4.5 形式： ・図示 ・片開き ・親子開き ・両開き 寸法： ・図示 ・幅 (mm)、高さ (mm) (ウ)標仕 16.5.2～5 までによる 標仕 16.5.2 [性能及び構造] (2)性能値 ・(7)簡易気密型ドアセット ・ 気密性 ※A-3 ・ ・(1)耐震ドアセット (面内変形追随性の等級) ・D-1 ・D-2 ・D-3 (ウ) 標仕 16.2.2(2) による ・(1)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級) ・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級)

項目	特記事項
	・H-1　・H-2　・H-3　・H-4　・H-5 標仕 16.5.3 [材料] (1)鋼板の種別 ・図示 ・(ア)溶融亜鉛めっき鋼板 ・(ア)電気亜鉛めっき鋼板 ・(イ)ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板（・塗装溶融亜鉛めっき鋼板　　・(ア)の鋼板に塗装は建具製造所の仕様） ・ステンレス鋼板 (5)召合わせ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板　・ステンレス鋼板　・アルミニウム押出型材 標仕 16.5.4 [形状及び仕上げ] (1)鋼板類の厚さ ※ 標仕 表 16.5.1 による　・図示 (6)建具のくつずり：　※ステンレス製 No.2B 仕上げ　・HL　・図示
6 節　ステンレス製建具	
・性能及び構造 (標仕 16.6.2)	(1)性能及び構造　※JIS 規格による JIS A 4706 （サッシ） JIS A 4702 （ドアセット） (2)性能値 ・(ア)簡易気密型ドアセット（ 標仕 表 16.4.1 ） ・ 気密性 A-3　・ ・ 水密性 W-1　・ 外部に面するステンレス製鋼製建具の耐風圧性能（ 標仕 表 16.2.1 ） 等級　・S-4　・S-5　・S-6 ・(イ)耐震ドアの面内変形追随性（ 面内変形追随性の等級 ） 等級　・D-1　・D-2　・D-3 (ウ) 標仕 16.2.2(2) (イ)及び(ウ)による ・(イ)防音ドア、防音サッシ（ 遮音性の等級 ） ・T-1　・T-2　・T-3　・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ（ 断熱性の等級 ） ・H-1　・H-2　・H-3　・H-4　・H-5
・材料 (標仕 16.6.3)	(1)ステンレス鋼板 JIS G 4305 （冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）による ・図示　・SUS304　・SUS430J1L　・SUS443J1
・形状及び仕上げ (標仕 16.6.4)	(4)表面仕上げ　・図示　・鏡面　・パフ（　）　※HL (6)建具のくつずり：　※ステンレス製 No.2B 仕上げ　・HL　・図示
・工法 (標仕 16.6.5)	(1)曲げ加工　・図示　※普通曲げ　・角出し曲げ
7 節　木製建具	
・材料 (標仕 16.7.2)	(1)建具材の加工、組立て時の含水率の種別（ 標仕 表 16.7.1 ） ※A 種　・B 種 (2) フラッシュ戸の材料 (ア)表面材の種類 ・図示 ・合板〔 JAS A 0233（合板） 〕（・普通合板　・天然木化粧合板　・特殊加工化粧合板） ・MDF〔 JIS A 5905（繊維板） 〕 (イ)表面材の品質 (d)MDF の品質（ JIS A 5905（繊維板） ） 表裏面状態：　・図示 ・素地 MDF（・無研磨板（RN）　・研磨板（RS）） ・化粧 MDF（・単板オーバーレイ（DV）・プラスチックオーバーレイ（DO）・塗装（DC）） ・構造用 MDF（・無研磨板（RN）　・研磨板（RS）） 曲げ強さ（N/mm ² ）：　・図示　・30 以上　25 以上　・15 以上　・5 以上 耐水性：・図示　・普通（U）　・耐水Ⅰ（M）　・耐水Ⅱ（P） 難燃性：・図示　・難燃Ⅱ級　・難燃Ⅲ級 (3) かまち戸の材料（樹種） かまち：　・ 鏡板　：　・ (4) ふすまの種別 ・Ⅰ型　・Ⅱ型 ふすま紙の上張りの種類　※図示　・鳥の子　・新鳥の子　・ビニル紙　・雲花紙 (7) 接着剤

項目	特記事項
	※F☆☆☆☆規格品又は同等以上とし、フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (9)枠、くつずりの材料　※図示　・
・形状及び仕上げ (標仕 16.7.3)	(1)(イ) フラッシュ戸の表面板の厚さ ・図示　・ 標仕 表 16.7.6 による (2)木製建具の見込み寸法 ・図示　・ 標仕 表 16.7.7 による (3)塗装 ※図示
・工法 (標仕 16.7.4)	(1)定規縁 ・引戸の召合せかまちをいんろう付きとする (3)ふすまの縁の仕上げ ※図示　・うるし塗　・カシュー樹脂塗料 2 回塗り　・白木仕上げ
8 節　建具用金物	
・材質、形状及び寸法 (標仕 16.8.2)	(3)金物の種類及び見え掛り部の材質 ※ 標仕 表 16.8.1 の「特記による」と記載のある金物の適用は建具表による (9)(ア)金属製建具の丁番の枚数・大きさ ・建具表による　・ 標仕 表 16.8.2 による (10)(ア)樹脂製建具の丁番の枚数・大きさ ・建具表による　・ 標仕 表 16.8.3 による (11)(ア)木製建具の丁番の枚数・大きさ ・建具表による　・ 標仕 表 16.8.4 による (ウ)戸車及びレール ・建具表による　・ 標仕 表 16.8.5 による 参考 JIS A 5545 （サッシ用金物）
・取付け施工 (標仕 16.8.3)	(1) 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ※建具表による
・鍵 (標仕 16.8.4)	(1) マスターキー ・製作する　・製作しない ・マスターキーの系統（　系統） ※マスターキーの製作については施設管理者及び監督員と協議する。 (3)鍵の製作本数 出荷時の子鍵本数　※3 本　・　本 鍵箱：　※必要　・不要
9 節　自動ドア開閉装置	
・性能・機構 (標仕 16.9.2)	(2)戸の開閉方式：　※建具表による　・片引き　・引き分け (3)開閉装置の性能 ※(ア)駆動装置の性能 標仕 表 16.9.1 ※建具表による　・SSLD-Ⅰ　・SSLD-2　・DSL D-Ⅰ　・DSL D-2 ・防錆の適用 ・(イ)車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能 ・図示　・ 標仕 表 16.9.2 による ・防錆の適用 ・(ウ)引き戸用検出装置の性能 ・図示　・ 標仕 表 16.9.3 による ・防錆の適用 (4)引き戸用検出装置の種類 標仕 表 16.9.4 ・光線（反射）センサー　・熱線センサー　・音波センサー　・光電センサー　・電波センサー ・タッチスイッチ：（・無線式　・光線式） ・押しボタンスイッチ ・車椅子使用者用便房用操作スイッチ：（・押しボタンスイッチ　・非接触スイッチ） (9)凍結防止措置　・有り　・無し
10 節　自動式上吊り引戸装置	
・性能等 (標仕 16.10.3)	(2)性能　・図示 ※ 標仕 表 16.10.1 （適用戸の総質量：　・40kg 以下　・40kg 超）
11 節　重量シャッター	
・一般事項	※ JIS A 4705 （重量シャッター構成部材）

項目	特記事項
(標仕 16.11.1)	※ 防煙シャッターは、国土交通大臣認定品とする。 平成 17 年 12 月 1 日国土交通省告示第 1392 号 に適合するもの
・形式及び機構 (標仕 16.11.2)	(1)種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター (2) 外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度 ・図示 ・50kgf/㎡ (490Pa) ・80kgf/㎡ (785Pa) ・120kgf/㎡ (1177Pa) (3)開閉方式 標仕 表 16.11.1 による ※電動式（手動併用） ・手動式 (4)安全装置 ※(7)電動式シャッターの不測の落下に備えた安全装置 ・急降下制動装置 ・急降下停止装置 等 設置個所 ・図示 ※(1)電動式シャッターの 障害物感知装置 設置個所 ・図示 ※(7)屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの 危害防止機構 設置個所 ・図示 (6)管理用シャッターのシャッターケース ※設ける ・設けない
・材料 (標仕 16.11.3)	(1)スラット及びシャッターケース用鋼板の種類 ・JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・図示 ・ めっきの付着量 ・図示 ・Z12 ・F12
12 節 軽量シャッター	
・一般事項 (標仕 16.12.1)	※ JIS A 4704 （軽量シャッター構成部材）及び軽量シャッターの製造所の仕様による
・形式及び機構 (標仕 16.12.2)	(1)(7)開閉形式 ※手動式 ・電動式（手動併用） (2)耐風圧性能 ・図示 ・50kgf/㎡ (490Pa) ・65kgf/㎡ (637Pa) ・80kgf/㎡ (785Pa)
・材料 (標仕 16.12.3)	スラットの材質 ・(7) 塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3312) めっきの付着量 ： ・図示 ・Z06 ・F06 ・ 塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322) めっきの付着量 ： ・図示 ・AZ90
・形状及び仕上げ (標仕 16.12.4)	(2) スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形
・パイプシャッター	開閉機能 ※手動式 ・上部電動式（手動併用） 材質 ・ステンレス ・スチール 機構・工法 ※ 標仕 16 章 12 節 軽量シャッター を準用（スラット部分を除く） パイプ間隔 70 mm 格子間隔 500 mm パイプ外径 (シャッター内法<3m) 13 mm (3m≦内法<6m) 16 mm (6m≦内法) 19 mm
13 節 オーバーヘッドドア	
・一般事項 (標仕 16.13.1)	(2) JIS A 4715 （オーバーヘッドドア構成部材）及びオーバーヘッドドア製造所の仕様による
・形式及び機構 (標仕 16.13.2)	(1)セクション材料による区別 ※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ (2) 耐風圧性能 ・建具表による ・50 (500Pa) ・75 (750Pa) ・100 (1000Pa) ・125kgf/㎡ (1250Pa) ・ (3) 開閉方式による種類 ※バランス式 ・チェーン式 ・電動式 (4) 収納形式による区分

項目	特記事項										
	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パーチカル形										
・材料 (標仕 16.13.3)	(2) ガイドレールの材料 ※溶融亜鉛めっき鋼板（めっき付着量 Z27） ・ステンレス鋼板 (標仕 16.6.3(1))										
14 節 ガラス											
・材料 (標仕 16.14.2)	(1)板ガラス ※(7)～(7)の各種板ガラスの種類・厚さ・性能等は建具表による (2)ガラス留め材 <table><tr><th>建具の種類</th><th>材質</th></tr><tr><td>アルミニウム製</td><td>・シーリング材 ※ガスケット（※グレイジングチャンネル・グレイジングビード・図示 ・） ・パテ（・1 種 ※2 種） ・建具表による</td></tr><tr><td>鋼製</td><td>※シーリング材 ・パテ（・1 種 ※2 種）・建具表による</td></tr><tr><td>ステンレス製</td><td>※シーリング材 ・パテ（・1 種 ※2 種）・建具表による</td></tr><tr><td>木製</td><td>※パテ（木製用）・建具表による</td></tr></table> ※はめ殺し、アルミプレート及び網入りガラス留め材はシーリング材とする。 ※ガラス留めに用いるシーリング材は、 標仕 9 章 7 節 による。 ※ガスケットは JIS A 5756 （建築用ガスケット）による ※金属製建具用パテは JIS A 5752 による。	建具の種類	材質	アルミニウム製	・シーリング材 ※ガスケット（※グレイジングチャンネル・グレイジングビード・図示 ・ ） ・パテ（ ・1 種 ※2 種 ） ・建具表による	鋼製	※シーリング材 ・パテ（ ・1 種 ※2 種 ） ・建具表による	ステンレス製	※シーリング材 ・パテ（ ・1 種 ※2 種 ） ・建具表による	木製	※パテ（木製用） ・建具表による
建具の種類	材質										
アルミニウム製	・シーリング材 ※ガスケット（※グレイジングチャンネル・グレイジングビード・図示 ・ ） ・パテ（ ・1 種 ※2 種 ） ・建具表による										
鋼製	※シーリング材 ・パテ（ ・1 種 ※2 種 ） ・建具表による										
ステンレス製	※シーリング材 ・パテ（ ・1 種 ※2 種 ） ・建具表による										
木製	※パテ（木製用） ・建具表による										
・ガラス溝の寸法、形状等 (標仕 16.14.3)	(1)ガラス溝の寸法、形状等 ※建具の製造所の仕様による ・図示 ・										
・工法 (標仕 16.14.4)	※外部に面する網入りガラス等の小口全周はサンダー掛けによりワイヤーをカットした上で防錆塗料等により防錆処理をし、下側ガラス溝に排水用水抜き穴を設ける。										
・ガラスブロック積み (標仕 16.14.5)	(1)材料 JIS A 5212 （ガラスブロック（中空）） (7)表面形状： ※図示 ・正方形 ・長方形 呼び寸法： ※図示 ・ 厚さ： ※図示 ・80 mm ・95 mm ・125 mm ガラスの色： ※図示 ・無色 ・着色 模様による種類： ※図示 ・拡散ガラスブロック ・指向ガラスブロック (1)壁用金属枠及び補強材 ※図示 ・ (1)力骨： ※SUS304、φ5.5 mmのはしご形状複筋及び単筋 ・図示 (1)シーリング材の種類： ※図示 ・ (標仕 9 章 7 節 による) (1)金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状： ※図示 ・ (2)工法 (7)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること (1)壁用金属枠の取付け： ※図示 ・ (1)ガラスブロック積みの工法 (1)目地幅 ・平積み ： ・図示 ・8 mm以上 15 mm以下 ・ ・曲面積み ： ・図示 ・曲率半径をガラスブロックの幅寸法の 10 倍以上とし、外側 15 mm以下、内側 6 mm以上 (1)伸縮調整目地： ※6m 以下ごとに 10～25 mm ・ (1)伸縮調整目地部の横力骨の納まり： ・図示 ・ガラスブロック製造所の仕様による										

18章 塗装工事

項目		特記事項	
1 節 共通事項			
※材料 (標仕 18.1.3)	(1)屋内に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆規格品とする。また、トルエンやキシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2)防火材料 ※図示		
2 節 素地ごしらえ			
・各面の素地ごしらえ (標仕 18.2.2～)	塗装面の種類		種別
	木部 (標仕 表 18.2.1)		※A 種(不透明塗料塗り) ※B 種(透明塗料塗り)
	鉄鋼面 (標仕 表 18.2.2)		・ A 種 ・ B 種 ※C 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種
	亜鉛めっき鋼面 (標仕 表 18.2.3)		・ A 種 ・ B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※A 種 鋼製建具等 ※B 種
	モルタル、せっこうプラスター面 (標仕 表 18.2.4)		・ A 種 ※B 種
	コンクリート、ALCパネル面 (標仕 表 18.2.5)		・ A 種 ※B 種 耐候性塗料塗りの場合 (表 18.2.6) ※A 種
	押出成形セメント板面 (標仕 表 18.2.6)		・ A 種 ・ B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種
	せっこうその他のボード面 (標仕 表 18.2.7)		継目処理工法の場合 ※A 種 ・ B 種 その他の場合 ・ A 種 ※B 種
3 節 錆止め塗料塗り			
・塗料種別 (標仕 18.3.2)	(1)鉄鋼面 標仕 表 18.3.1 (ア)4 節(SOP 塗り)、錆止め塗装のままの場合：※As 種 (イ)7 節(DP 塗り)の場合：※1 回目 Cs 種、2・3 回目 Ds 種 (ウ)8 節(EP-G 塗り)の場合：・ As 種 ※Bs 種 (2)亜鉛めっき鋼面 標仕 表 18.3.2 (ア)4 節(SOP 塗り)の場合： 鋼製建具等 ※Az 種 ・ Bz 種 ・ Cz 種 その他 ・ Az 種 ※Bz 種 ・ Cz 種 (イ)7 節(DP 塗り)の場合：※Bz 種 (ウ)8 節(EP-G 塗り)の場合：※Cz 種		
	・錆止め塗料塗り (標仕 18.3.3) (1)鉄鋼面 (ア)4 節(SOP 塗り)、8 節(EP-G 塗り)、錆止め塗装のままの場合 標仕 表 18.3.3 による 見え掛り ※A 種 ・ B 種 見え隠れ ・ A 種 ※B 種 (イ)7 節(DP 塗り)の場合 標仕 表 18.3.4 による (3)亜鉛めっき鋼面 (ア)4 節(SOP 塗り)、8 節(EP-G 塗り)の場合 標仕 表 18.3.5 鋼製建具等 ※A 種 ・ B 種 その他 ・ A 種 ※B 種 (イ)7 節(DP 塗り)の場合 標仕 表 18.3.6 による		
4 節 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)			
・木部の合成樹脂調合ペイント塗り (標仕 18.4.2)	JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) [略号：SOP] ※1 種 ・ 2 種 標仕 表 18.4.1 による 屋外 ※A 種 ・ B 種 屋内 ・ A 種 ※B 種 ※多孔質広葉樹の場合は下塗り後に目止めを行う		
・鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り (標仕 18.4.3)	JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) [略号：SOP] ※1 種 ・ 2 種 標仕 表 18.4.2 による ・ A 種 ※B 種		
5 節 クリヤラッカー塗り (CL)			
・クリヤラッカー塗り (標仕 18.5.2)	JIS K 5533 (ラッカー系シーラー)、 JIS K 5531 (ニトロセルロースラッカー) [略号：CL] 標仕 表 18.5.1 による 種別：・ A 種 ※B 種		

項目		特記事項
	(注 2)A 種の場合 工程 2 の適用： ・あり ・なし 着色に用いる塗料の種類： ・図示 ・	
6 節 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)		
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (標仕 18.6.2)	JIS K 5670 (アクリル樹脂系非水分散形塗料) [略号：NAD] 標仕 表 18.6.1 による ・A 種 ※B 種	
7 節 耐候性塗料塗り (DP)		
・鉄鋼面の DP 塗り (標仕 18.7.2)	JIS K 5659 (鋼構造物用耐候性塗料) [略号：DP] 標仕 表 18.7.1 による 上塗り塗料の等級： ・1 級 ・2 級 ・3 級 種類： ・ふっ素樹脂塗料：1 級 ・シリコン樹脂塗料：1, 2 級 ・ポリウレタン樹脂塗料：2, 3 級	
・亜鉛メッキ鋼面の DP 塗り (標仕 18.7.3)	JIS K 5659 (鋼構造物用耐候性塗料) [略号：DP] 標仕 表 18.7.2 による 上塗り塗料の等級： ・1 級 ・2 級 ・3 級 種類： ・ふっ素樹脂塗料：1 級 ・シリコン樹脂塗料：1, 2 級 ・ポリウレタン樹脂塗料：2, 3 級	
・コンクリート面及び押出成形セメント板面の DP 塗り (標仕 18.7.4)	JIS K 5658 (建築用耐候性上塗り塗料) [略号：DP] ・A 種 ・B 種 ・C 種 上塗り塗料の等級： ・1 級 ・2 級 ・3 級 種類： ・ふっ素樹脂塗料：1 級 ・シリコン樹脂塗料：1, 2 級 ・ポリウレタン樹脂塗料：2, 3 級	
8 節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)		
・コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等の EP-G 塗り (標仕 18.8.2)	JIS K 5660 (つや有合成樹脂エマルジョンペイント) [略号：EP-G] 標仕 表 18.8.1 による ・A 種 ※B 種	
・木部の EP-G 塗り (標仕 18.8.3)	※多孔質広葉樹の場合は下塗り後に目止めを行う	
・鉄鋼面の EP-G 塗り (標仕 18.8.4)	JIS K 5660 (つや有合成樹脂エマルジョンペイント) [略号：EP-G] 屋内の鉄鋼面 標仕 表 18.8.3 による ・A 種 ※B 種	
9 節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)		
・合成樹脂エマルジョンペイント塗り (標仕 18.9.2)	JIS K 5663 (合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラー) [略号：EP] 標仕 表 18.9.1 による ・A 種 ※B 種	
10 節 ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		
・ウレタン樹脂ワニス塗り (標仕 18.10.2)	JASS 18 M-301,502 [略号：UC] 標仕 表 18.10.1 による ・A 種 ※B 種 (注 3) 工程 1 の着色の適用： ・あり ・なし	
11 節 ピグメントステイン塗り		
・ピグメントステイン塗り (標仕 18.11.2)	・ピグメントステイン塗り JASS 18 M-306 標仕 表 18.11.1 による ・オイルステイン塗り (OS)： ※図示 ・ (使用する場合は 平成 31 年度版 標仕 18 章 12 節【オイルステイン塗り (OS)】 を参考にすること)	
12 節 木材保護塗料塗り (WP)		
・屋外の木材保護塗料塗り (標仕 18.12.2)	JASS 18 M-307 [略号：WP] 標仕 表 18.12.1 による ・A 種 ※B 種	

19 章 内装工事

項目		特記事項																				
1 節 共通事項																						
※一般事項	※内装材（接着剤共）で、「告示対象建材」（1 章 各章共通事項 5 節施工 室内空気汚染対策による。）は、F☆☆☆☆規格品とする。 ※ビニル床シート・床タイル張り及びビニル幅木の接着剤は水性形とする。但し湿気及び水の影響を受けやすい箇所及びゴムタイル張りはウレタン樹脂系接着剤とする。 ※上記に使用する接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。																					
2 節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り																						
・材料 (標仕 19.2.2)	・(1)ビニル床シート JIS A 5705 (ビニル系床材)																					
	<table><tr><th>種類</th><th>記号</th><th>色柄</th><th>厚さ (mm)</th></tr><tr><td>※複層ビニル床シート</td><td>※FS</td><td>・ 無地 ・ マーブル</td><td>※2.0 2.5 ・</td></tr><tr><td>・ クッションフロア</td><td>KS</td><td>・</td><td>・ 1.8 2.3 3.5 ・</td></tr></table>		種類	記号	色柄	厚さ (mm)	※複層ビニル床シート	※FS	・ 無地 ・ マーブル	※2.0 2.5 ・	・ クッションフロア	KS	・	・ 1.8 2.3 3.5 ・								
	種類	記号	色柄	厚さ (mm)																		
	※複層ビニル床シート	※FS	・ 無地 ・ マーブル	※2.0 2.5 ・																		
	・ クッションフロア	KS	・	・ 1.8 2.3 3.5 ・																		
	・(2)ビニル床タイル JIS A 5705 (ビニル系床材)																					
	<table><tr><th>種類</th><th>記号</th><th>色柄</th><th>寸法</th><th>厚さ (mm)</th></tr><tr><td>※コンポジションビニル床タイル (・半硬質 軟質)</td><td>※KT</td><td>・ 無地 ・ マーブル</td><td></td><td>※2.0 ・</td></tr><tr><td>・ 複層ビニル床タイル</td><td>FT</td><td>・ 無地 ・ マーブル</td><td></td><td>※2.0 ・</td></tr><tr><td>・ ゴム床タイル</td><td></td><td>・</td><td></td><td>・ 4 ・</td></tr></table>		種類	記号	色柄	寸法	厚さ (mm)	※コンポジションビニル床タイル (・半硬質 軟質)	※KT	・ 無地 ・ マーブル		※2.0 ・	・ 複層ビニル床タイル	FT	・ 無地 ・ マーブル		※2.0 ・	・ ゴム床タイル		・		・ 4 ・
	種類	記号	色柄	寸法	厚さ (mm)																	
	※コンポジションビニル床タイル (・半硬質 軟質)	※KT	・ 無地 ・ マーブル		※2.0 ・																	
	・ 複層ビニル床タイル	FT	・ 無地 ・ マーブル		※2.0 ・																	
・ ゴム床タイル		・		・ 4 ・																		
(3) 特殊機能床材																						
・(ア)帯電防止床シート 種類： (施工箇所) 性能： 帯電防止性 (10 ⁷ ～10 ¹⁰ Ω) 導電性 (10 ⁴ ～10 ⁶ Ω) 厚さ： ・																						
・(イ)帯電防止床タイル 種類： ※コンポジションビニル床タイル (施工箇所) 																						

項目		特記事項																							
		※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ・ 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の主成分による区分 ・ 図示 ・ (イ)ゴム床タイル用接着剤 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ・ 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の主成分による区分 ・ 図示																							
・ 施工 (標仕 19.2.3)		(1)(エ)下地の工法（モルタル塗り、セルフレベリング材塗り、木下地 以外） ・ 図示 (2)(ウ)ビニル床シート張りの接合部の処理 ・ 熱溶接工法 ・ 継ぎ目処理剤（溶接液又は接着液）																							
3 節 カーペット敷き																									
・ 材料 (標仕 19.3.2)		・ (1)織じゅうたん (JIS L 4404) (ア)織り方： ・ ウィルトンカーペット ・ フェイストゥフェイスカーペット ・ アキスミンスターカーペット パイル形状： ・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用 (イ)種別 標仕 表 19.3.1 による ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 色柄 ※無地 ・ 柄物 (ウ)帯電性（人体耐電圧 3kV 以下） ※適用する ・ 適用しない ・ (2)タフテッドカーペット (JIS L 4405) <table><tr><th>(ア)パイル形状</th><th>(イ)パイル長（mm）</th><th>(ウ)帯電性</th></tr><tr><td>・ カットパイル</td><td>※5～7</td><td rowspan="3">人体帯電圧 3kV 以下 ※適用する ・ 適用しない</td></tr><tr><td>・ ループパイル</td><td>※4～5</td></tr><tr><td>・ カット、ループ併用</td><td></td></tr></table> ・ (3)タイルカーペット (JIS L 4406) <table><tr><th>(ア)種類</th><th>(ア)パイル形状</th><th>(イ)寸法</th><th>(イ)総厚さ</th></tr><tr><td>※第一種</td><td>・ カットパイル</td><td rowspan="3">※500 mm角 ・</td><td rowspan="3">※6.5 mm ・</td></tr><tr><td>・ 第二種</td><td>※ループパイル</td></tr><tr><td></td><td>・ カット、ループ併用</td></tr></table> (4)下敷き材 ※反毛フェルト第2種2号（厚8mm） JIS L 3204 （反毛フェルト） (5)取付け用付属品 (ウ)見切り、押え金物の材質、種類及び形状： ・ 図示 (6)(ア,イ)カーペット用の接着剤 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。		(ア)パイル形状	(イ)パイル長（mm）	(ウ)帯電性	・ カットパイル	※5～7	人体帯電圧 3kV 以下 ※適用する ・ 適用しない	・ ループパイル	※4～5	・ カット、ループ併用		(ア)種類	(ア)パイル形状	(イ)寸法	(イ)総厚さ	※第一種	・ カットパイル	※500 mm角 ・	※6.5 mm ・	・ 第二種	※ループパイル		・ カット、ループ併用
(ア)パイル形状	(イ)パイル長（mm）	(ウ)帯電性																							
・ カットパイル	※5～7	人体帯電圧 3kV 以下 ※適用する ・ 適用しない																							
・ ループパイル	※4～5																								
・ カット、ループ併用																									
(ア)種類	(ア)パイル形状	(イ)寸法	(イ)総厚さ																						
※第一種	・ カットパイル	※500 mm角 ・	※6.5 mm ・																						
・ 第二種	※ループパイル																								
	・ カット、ループ併用																								
・ 工法 (標仕 19.3.3)		・ (1) タフテッドカーペットの工法 ： ・ グリッパー工法 ・ 全面接着工法 ・ (3)(カ)織じゅうたんの接合方法：※ヒートボンド工法 ・ 手縫いのつづれ縫い ・ (4)(イ)タイルカーペットの敷き方 平場 ※市松敷き 階段部分 ※模様流し																							
4 節 合成樹脂塗床																									
・ 材料 (標仕 19.4.2)		(1)(ア)(a)弾性ウレタン樹脂系塗床材 (イ)(a)エポキシ樹脂系塗床材 (2)(イ)薄膜型塗床材																							
		} ※ホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆																							
・ 工法 (標仕 19.4.3)		(2)厚膜型塗床材 <table><tr><th>種類</th><th>工法及び仕上げ種類</th></tr><tr><td>・ (ア)弾性ウレタン樹脂系塗床材 F☆☆☆☆</td><td>(ア)(a) ※平滑 ・ 防滑 ・ つや消し (標仕 表 19.4.4 による)</td></tr><tr><td>・ (イ)エポキシ樹脂系塗床材</td><td>・ (イ)(a)①薄膜流しのベ工法 (標仕 表 19.4.5) ・ 平滑 ・ 防滑</td></tr></table>		種類	工法及び仕上げ種類	・ (ア)弾性ウレタン樹脂系塗床材 F☆☆☆☆	(ア)(a) ※平滑 ・ 防滑 ・ つや消し (標仕 表 19.4.4 による)	・ (イ)エポキシ樹脂系塗床材	・ (イ)(a)①薄膜流しのベ工法 (標仕 表 19.4.5) ・ 平滑 ・ 防滑																
種類	工法及び仕上げ種類																								
・ (ア)弾性ウレタン樹脂系塗床材 F☆☆☆☆	(ア)(a) ※平滑 ・ 防滑 ・ つや消し (標仕 表 19.4.4 による)																								
・ (イ)エポキシ樹脂系塗床材	・ (イ)(a)①薄膜流しのベ工法 (標仕 表 19.4.5) ・ 平滑 ・ 防滑																								

項目		特記事項																				
	F☆☆☆☆	・(1)(a)②厚膜流しのべ工法（ 標仕 表 19.4.6 ） ・(1)(a)③樹脂モルタル工法（ 標仕 表 19.4.7 ）	・平滑 ・防滑	・平滑 ・防滑																		
5 節 フローリング張り																						
・材料 （ 標仕 19.5.2 ）	(1)※ JAS I073 （フローリング）による工場塗装品 (2)フローリングのホルムアルデヒド放散量 ・(ア)F☆☆☆☆ ・(イ)「接着剤等不使用」（単層フローリングに限る。） ・(ウ)「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」（単層フローリングに限る。） ・(エ)「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」 ・(オ)「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」 (3)フローリングの品名、種類 ・(ア)(a)フローリングボードⅠ等 部位（・図示 ・ ） ・(ア)(b)フローリングブロックⅠ等 部位（・図示 ・ ） ・(イ)複合フローリング 部位（・図示 ・ ）																					
・工法一般 （ 標仕 19.5.3 ）	(1)適用する工法 <table><tr><th rowspan="2">種類</th><th colspan="2">釘留め工法</th><th rowspan="2">接着工法</th></tr><tr><th>根太張り工法</th><th>直張り工法</th></tr><tr><td>・フローリングボード</td><td>・適用</td><td>・適用</td><td>・適用</td></tr><tr><td>・フローリングブロック</td><td>・適用</td><td>・適用</td><td>・適用</td></tr><tr><td>・複合フローリング</td><td>・適用</td><td>・適用</td><td>・適用</td></tr></table>				種類	釘留め工法		接着工法	根太張り工法	直張り工法	・フローリングボード	・適用	・適用	・適用	・フローリングブロック	・適用	・適用	・適用	・複合フローリング	・適用	・適用	・適用
種類	釘留め工法		接着工法																			
	根太張り工法	直張り工法																				
・フローリングボード	・適用	・適用	・適用																			
・フローリングブロック	・適用	・適用	・適用																			
・複合フローリング	・適用	・適用	・適用																			
・釘止め工法 （ 標仕 19.5.4 ）	(1)根太張り工法 <table><tr><th>材料</th><th>厚さ・幅・長さ</th><th>樹種</th></tr><tr><td>・フローリングボード</td><td>標仕 表 19.5.1 による</td><td>・図示 ・</td></tr><tr><td>・複合フローリング</td><td>標仕 表 19.5.2 の種別・A種 ・B種 ・C種</td><td>・図示 ・</td></tr></table> (1)(a)⑤接着剤（ JIS A 5536 ）のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆及び本特記 19 章 1 節一般事項による (2)直張り工法 <table><tr><th>材料</th><th>厚さ・幅・長さ</th><th>樹種</th></tr><tr><td>・フローリングボード</td><td>標仕 表 19.5.3 による</td><td>・図示 ・</td></tr><tr><td>・複合フローリング</td><td>標仕 表 19.5.4 の種別・A種 ・B種 ・C種</td><td>・図示 ・</td></tr></table> (2)(a)⑤接着剤（ JIS A 5536 ）のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆及び本特記 19 章 1 節一般事項による				材料	厚さ・幅・長さ	樹種	・フローリングボード	標仕 表 19.5.1 による	・図示 ・	・複合フローリング	標仕 表 19.5.2 の種別 ・A種 ・B種 ・C種	・図示 ・	材料	厚さ・幅・長さ	樹種	・フローリングボード	標仕 表 19.5.3 による	・図示 ・	・複合フローリング	標仕 表 19.5.4 の種別 ・A種 ・B種 ・C種	・図示 ・
材料	厚さ・幅・長さ	樹種																				
・フローリングボード	標仕 表 19.5.1 による	・図示 ・																				
・複合フローリング	標仕 表 19.5.2 の種別 ・A種 ・B種 ・C種	・図示 ・																				
材料	厚さ・幅・長さ	樹種																				
・フローリングボード	標仕 表 19.5.3 による	・図示 ・																				
・複合フローリング	標仕 表 19.5.4 の種別 ・A種 ・B種 ・C種	・図示 ・																				
・接着工法 （ 標仕 19.5.5 ）	(ア)材料 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ・幅・長さ</th><th>樹種</th></tr><tr><td>・(b)フローリングボード</td><td>標仕 表 19.5.5 による</td><td>・図示 ・</td></tr><tr><td>・(c)複合フローリング</td><td>標仕 表 19.5.6 の種別・A種 ・B種 ・C種</td><td>・図示 ・</td></tr><tr><td>・(d)フローリングブロック</td><td>・図示 ・</td><td>・図示 ・</td></tr></table> (e)フローリング裏面の不陸緩和材： ※合成樹脂発泡シート ・図示 ・ (f)接着剤（ JIS A 5536 ）のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆及び本特記 19 章 1 節一般事項による				種類	厚さ・幅・長さ	樹種	・(b)フローリングボード	標仕 表 19.5.5 による	・図示 ・	・(c)複合フローリング	標仕 表 19.5.6 の種別 ・A種 ・B種 ・C種	・図示 ・	・(d)フローリングブロック	・図示 ・	・図示 ・						
種類	厚さ・幅・長さ	樹種																				
・(b)フローリングボード	標仕 表 19.5.5 による	・図示 ・																				
・(c)複合フローリング	標仕 表 19.5.6 の種別 ・A種 ・B種 ・C種	・図示 ・																				
・(d)フローリングブロック	・図示 ・	・図示 ・																				
6 節 畳敷き																						
・材料 （ 標仕 19.6.2 ）	(1)種別（ 標仕 表 19.6.1 ） JIS A 5902 （畳）による区分 ・A種（畳表：・JS ・JⅠ） ・B種 ・C種（畳床：・PS-C20 ・PS-C25 ・PS-C30） JIS A 5901 （稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床） ・D種（畳床：・KT-I ・KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N） JIS A 5914 （断熱建材畳床） ・E種（神戸市型） ※畳表（ JAS I017 ）の JAS シールを監督員に提出し確認を受ける事。 ※E種（神戸市型） E種畳のへり下紙及び針足はA種と同等とする。ただし、へり下紙は防虫処理されたものを用いる。 (a) 畳床は、防虫処理を行ったものとし、防虫処理方法は特記による。防虫加工紙を畳床に取付ける場合は JIS A 5901 により、1層目は化粧ばえ下に、2層目は裏ごもの内側に取付ける。なお、畳の縁下紙は JIS A 5901 の防虫処理を施したものとし、紙幅は、75mm 以上のものを使用する。 ・防虫処理：※防虫加工紙 ・高周波処理（日本高周波畳協会会員による）																					

項目

特記事項

畳表（JAS3 種表 2 等又は同等品以上）

緩衝材（丸網式緩衝紙厚 2mm または新聞、ダンボール再生紙厚 2mm 以上）

タタミボード T-IB（JIS A5905 品）厚 20mm×1 枚
または厚 10mm×2 枚

フォームポリスチレンボード（JIS A9521 B 類 1 種）厚 25mm

防湿シート：ポリエチレンクロス（10 本×10 本／inch）と
クラフト紙（75 g／㎡）のラミネートクロス

55 mm

(b) 特殊畳神戸市型は下記による。

(1) 畳床は、[タタミボード T-IB](#)、フォームポリスチレンボードの 2 層形とし、図 18.7.1 及び（2）～（7）により製造する。

(2) 各畳床素材は、畳床用下系（ヨリ系以上）で機械縫着により一体化する。縫着は畳縦方向に標準 11～12 本とする。

(3) 畳床には、合成樹脂製又は畳縫糸による手掛けを付ける。

(4) 畳表は、綿糸立引通しとし、織傷がなく赤蘭、枯蘭の無い良質品とする。

(5) 畳べりは、純綿光輝べり、混紡べり又は化学繊維べりとする。

(6) 畳へり返しは、フォームポリスチレンシートを使用必要量入れる。

(7) 畳には、畳の種類及び等級、製造業者名、製造年月日並びに畳床に防虫処理を施した場合、その防虫処理方法を標示する。

・(2)衝撃緩和型畳の畳表

[JIS A 5902](#)（畳）に基づく ・CⅠ ・C2

7 節 せっこうボード、その他ボード及び

・材料
（[標仕 19.7.2](#)）

(1)ボードの種類・厚さ等

規格名称	種類	記号	厚さ（mm）
木質系セメント板 （ JIS A5404 ）	・木毛セメント板	・HW ・NW	・25 ・50
	・木片セメント板	・HF ・NF	・
せっこうボード製品 （ JIS A6901 ）	・せっこうボード	GB-R	・9.5 ・12.5 ・
	・シージングせっこうボード	GB-S	・9.5 ・12.5 ・
	・強化せっこうボード	GB-F	・12.5 ・ 15.0 ・
	・せっこうラスボード	GB-L	※9.5
	・化粧せっこうボード	・トラバーチン ・	GB-D
	・不燃積層せっこうボード		
繊維強化セメント板 （ JIS A5430 ）	・ケイ酸カルシウム板（タイプ 2）	・0.8FK ・1.0FK	・6 ・8 ・10 ・ ・6 ・8 ・10 ・
	・化粧ボード	・	・
パーティクルボード （ JIS A5908 ） 繊維板 （ JIS A5905 ）	・素地パーティクルボード研磨板 ・単板張りパーティクルボード研磨板 ・化粧パーティクルボード単板オーバーレイ ・化粧 MDF プラスティックオーバーレイ ・化粧 MDF 塗装	・RS ・VS ・DV ・DO ・DC	・
	火山性ガラス質複層板（VS ボード） （ JIS A5440 ）	・	・

※パーティクルボード、MDF のホルムアルデヒド放散量：※F☆☆☆☆

※木質系セメント板・繊維板・パーティクルボードは、再生木質ボード（再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配割合が 1/2 以上である事）を使用する。

・吸音板

規格名称	種類	記号	厚さ（mm）
吸音材料 （ JISA6301 ）	・吸音用あなあきせっこうボード	GB-P	・9.5 ・12.5
	・ロックウール化粧 吸音板	・普 通 ・立体模様	DR

・吸音材 [JIS A 6301](#)（吸音材料）

材種	記号	厚さ（mm）
----	----	--------

項目

特記事項

ロックウール吸音材

・ロックウール吸音ベルトⅠ号

RW－BE

・25　・30

グラスウール吸音材

・グラスウール吸音ボード
・
(・32K　・)

GW－B

・25　・50

・特殊木毛セメント版　種類：・図示　・
厚さ（mm）：　・25　・30　・
・メラミン樹脂化粧板　表面仕上げ厚さ(mm)：　※1.2　・

(2)合板　合板の日本農林規格（JAS0233）

・(7)(a)普通合板

部位	品名	厚さ(mm)	板面の品質	単板の樹種名
・図示	・普通合板 ・普通合板（防虫処理）	・4.0 ※5.5 ・6.0 ・	・広葉樹：・Ⅰ等　・Ⅱ等 ・針葉樹 表面：・A　・B　・C 裏面：・A　・B　・C　・D	・

・(7)(b)天然木化粧合板

部位	厚さ	接着の程度	化粧板に使用する単板の樹種名	防虫処理
・図示				
・				
・				

・(7)(c)特殊加工化粧合板

部位	品名	厚さ(mm)	接着の程度	化粧単板	化粧加工の方法
・図示	・特殊加工化粧合板 ・特殊加工化粧合板（防虫処理）	・4.0 ・	・Ⅰ類 ・Ⅱ類		・オーバーレイ ・メラミン ・ポリエステル ・プリント ・塩化ビニル ・塗装

※(2)(イ)ホルムアルデヒド放散量：　※F☆☆☆☆
・(ウ)防虫処理
　・ラワン材及びなら　　※KⅠ
※(4)接着剤のホルムアルデヒド放散量：F☆☆☆☆及び本特記19章1節一般事項による

・工法
(標仕19.7.3)

・(4)(イ)天井のボードの重ね張りを行う場合
※下地に直接留めつけ　・
・(4)(ウ)合板の張付けの種別（標仕表19.7.3）：　・A種　　・B種
・(6)(7,イ)石こうボードの目地工法等　標仕表19.7.5

目地工法の種類	せっこうボードのエッジの処理
・継目処理工法	・テーパーエッジ ・ベベルエッジ
・突付け工法	・ベベルエッジ
・目透かし工法	・スクエアエッジ

・合板類の造作材化粧面の釘打ち
　　※隠し釘打ち　・釘頭埋め木　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し
・諸金物　形状　・
　　寸法　・
　　材質　・

8節　壁紙張り

・材料
(標仕19.8.2)

※(1)壁紙は、JIS A6921（壁紙）により、ISM（生活環境の安全に配慮したインテリア材料に関するガイドライン）又はSV規格品とする。

品質	摩擦色落ち度	隠蔽性	施工箇所
・塩化ビニル樹脂製系	・Ⅰ級・Ⅱ級・Ⅲ級・Ⅳ級	・Ⅰ級・Ⅱ級・Ⅲ級	
・オレフィン系			
・紙系			
・織物系			
・不織布			

※防火性能：　・不燃　　・準不燃　　・難燃
※ホルムアルデヒド放散量：　※F☆☆☆☆

項目

特記事項

※接着剤

※JIS A 6922 による 2 種 1 号又は 2 種 2 号
※F☆☆☆☆
※接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする

・施工
(標仕 19.8.3)

・(1)モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえ 標仕 表 19.8.1
※B 種 ・A 種

・(2)コンクリート面の素地ごしらえ 標仕 表 19.8.2
※B 種 ・A 種

・(3)せっこうボード面の素地ごしらえ及びびけい酸カルシウム板面の素地ごしらえ 標仕 表 19.8.3
※B 種 ・A 種

9 節 断熱・防露

・断熱材打込み工法
(標仕 19.9.3)

・(1)材料
(a)発泡プラスチック断熱材 JIS A 9521 (建築用断熱材)

種類	種別				厚さ (mm)
・ビーズ法ポリスチレンフォーム	・1 号	・2 号	・3 号	・4 号	・25 ・
・押出法ポリスチレンフォーム	・1 種 ・2 種 ・3 種	・a ・b	・A ・B ・C ・D		・25 ・
・硬質ウレタンフォーム	・1 種 ・2 種 ・3 種	・1 号 ・2 号 ・3 号 ・4 号	・A ・B ・C ・D ・E ・F	・I ・II	・25 ・
・フェノールフォーム (※F☆☆☆☆とする)	・1 種 ・2 種 ・3 種	・1 号 ・2 号 ・3 号	・A ・B ・C ・D ・E	・I ・II	・25 ・

(1)接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆及び本特記 19 章 1 節一般事項による

・断熱材現場発泡工法
(標仕 19.9.3)

(1)材料： ※建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (JIS A 9526)
種類 ・A 種 I (難燃材料適合品) ・A 種 IH
(2)吹付け厚さ (mm)：・図示 ・

・後付け断熱・防露材

材料 ・
厚さ (mm) ・
施工箇所 ・天井 ・壁 ・床 ・

部位	材料	工法
天井	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート素地天井面に直張り
	・	
壁	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート及びモルタル壁面に直張り
	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち石こうボード	あと張り工法
	・ロックウールフェルト及び保温板	壁面の胴縁内に断熱材を張る。
	・グラスウール保温板	
	・	
床	・ロックウールマット	床、根太間にロックウールマット及び住宅用グラスウール断熱材を敷き込む。
	・住宅用グラスウール断熱材	
	・	

20 章 ユニット及びその他工事

項目		特記事項															
1 節 共通事項																	
・ 基本要求品質 (標仕 20.1.2)		※造付家具やユニット製品等で「 告示対象建材 」を使用する場合は、F☆☆☆☆規格品又は同等以上とする。 ※上記に使用する接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル(DBP)及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシル(DEHP)を含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ※木材を原材料とした造付家具等において、神戸市産木材の調達が可能な場合は、神戸市産木材への代替について監督員と協議を行うものとする。協議の結果、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。															
2 節 ユニット工事等																	
・ フリーアクセスフロア (標仕 20.2.2)		(2)材料等 (ア)寸法・仕様等 <table><tr><th>使用箇所</th><th>寸法</th><th>高さ</th><th>耐震性能</th><th>所定荷重</th><th>帯電防止性能</th><th>漏えい抵抗</th></tr><tr><td>・ 事務室 ・ 電子計算機室 ・</td><td>・ 450 角 ・ 500 角 ・</td><td>・ ・ ・</td><td>設計用標準水平震度 (Ks) ・ 0.6G ・ 1.0G</td><td>・ 3,000N ・ 5,000N</td><td>・ 0.6 以上 (事務室) ・ 1.2 以上 (電子計算機室)</td><td>※漏えい抵抗 (R)が1×10⁶Ωより大きいこと</td></tr></table> (イ)性能 JIS A 1450 (フリーアクセスフロア試験方法) (a)耐荷重性能 : ※ 標仕 20.2.2(2)(イ)(a) による ・ 図示 (b)耐衝撃性能 : ※ 標仕 20.2.2(2)(イ)(b) による ・ 図示 (c)ローリングロード性能 : ※ 標仕 20.2.2(2)(イ)(c) による ・ 図示 (d)耐燃焼性能 : ※ 標仕 20.2.2(2)(イ)(d) による ・ 図示 (e)寸法精度 : ※ 標仕 20.2.2(2)(イ)(a～c) による ・ 図示		使用箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗	・ 事務室 ・ 電子計算機室 ・	・ 450 角 ・ 500 角 ・	・ ・ ・	設計用標準水平震度 (Ks) ・ 0.6G ・ 1.0G	・ 3,000N ・ 5,000N	・ 0.6 以上 (事務室) ・ 1.2 以上 (電子計算機室)	※漏えい抵抗 (R)が1×10 ⁶ Ωより大きいこと
使用箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗											
・ 事務室 ・ 電子計算機室 ・	・ 450 角 ・ 500 角 ・	・ ・ ・	設計用標準水平震度 (Ks) ・ 0.6G ・ 1.0G	・ 3,000N ・ 5,000N	・ 0.6 以上 (事務室) ・ 1.2 以上 (電子計算機室)	※漏えい抵抗 (R)が1×10 ⁶ Ωより大きいこと											
・ 可動間仕切 (標仕 20.2.3)		(2)材料等 JISA6512 (可動間仕切) (ア)仕様・性能等 <table><tr><th>使用箇所</th><th>構造形式</th><th>空間の仕切り</th><th>構成基材</th><th>遮音性 (透過損失)</th></tr><tr><td>・ ・</td><td>・ SI：スタッド式 (内蔵) ・ SE：スタッド式 (露出) ・ PP：パネル式 ・ SP：スタッドパネル式</td><td>・ 密閉型 ・ 開放型 ・ 自立型</td><td>【スタッド部】 ・ アルミ製 ・ スチール製 【パネル部】 ・ 木質系 ・ スチール系 ・ ガラス系 ・ アルミ合金系</td><td>・ 15dB 程度 ・ 30dB 程度 ・ 36dB 以上</td></tr></table> ※パネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする (イ)パネルの表面仕上げ： ・ 図示 ・ (イ)(a)パネル内に取り付ける建具の寸法・形状： ・ 図示 ・		使用箇所	構造形式	空間の仕切り	構成基材	遮音性 (透過損失)	・ ・	・ SI：スタッド式 (内蔵) ・ SE：スタッド式 (露出) ・ PP：パネル式 ・ SP：スタッドパネル式	・ 密閉型 ・ 開放型 ・ 自立型	【スタッド部】 ・ アルミ製 ・ スチール製 【パネル部】 ・ 木質系 ・ スチール系 ・ ガラス系 ・ アルミ合金系	・ 15dB 程度 ・ 30dB 程度 ・ 36dB 以上				
使用箇所	構造形式	空間の仕切り	構成基材	遮音性 (透過損失)													
・ ・	・ SI：スタッド式 (内蔵) ・ SE：スタッド式 (露出) ・ PP：パネル式 ・ SP：スタッドパネル式	・ 密閉型 ・ 開放型 ・ 自立型	【スタッド部】 ・ アルミ製 ・ スチール製 【パネル部】 ・ 木質系 ・ スチール系 ・ ガラス系 ・ アルミ合金系	・ 15dB 程度 ・ 30dB 程度 ・ 36dB 以上													
・ 移動間仕切 (標仕 20.2.4)		(2)(ア)材料等 <table><tr><th>使用箇所</th><th>操作方法</th><th>パネル表面材の材質・仕上げ</th></tr><tr><td>・ ・</td><td>・ 手動式 ・ 電動式 ・ 部分電動式</td><td>・ 図示 ・</td></tr></table> (3)性能等 (ア)パネルの圧接装置の操作方法 : ※製造所の仕様による ・ (イ)遮音性 : ・ 36dB 未満 ・ 36dB 以上 (ウ)ハンガーレール取付下地 : ※ 標仕 20.2.4.(3)(ウ) による ・ 図示 (エ)ハンガーレール : ※ 標仕 20.2.4.(3)(エ) による ・ 図示 (オ)ランナー : ※ 標仕 20.2.4.(3)(オ) による ・ 図示 (カ)パネルをランナーに取り付ける部品 : ※ 標仕 20.2.4.(3)(カ) による ・ 図示 (4)工法 (イ)ハンガーレールの取付けに用いるあと施工アンカーの材質・寸法等 : ※図示 ・		使用箇所	操作方法	パネル表面材の材質・仕上げ	・ ・	・ 手動式 ・ 電動式 ・ 部分電動式	・ 図示 ・								
使用箇所	操作方法	パネル表面材の材質・仕上げ															
・ ・	・ 手動式 ・ 電動式 ・ 部分電動式	・ 図示 ・															
・ トイレブース (標仕 20.2.5)		(2)材料 パネルの主要構成機材は JISA6512 (可動間仕切) による (ア)パネル表面材： ・ 図示 ・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 (イ)パネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする (ウ)脚部の種類： ※幅木タイプ ・足金物型 ・図示 (エ)ドアエッジの材質： ※製造所の仕様による ・図示															
・ 手すり (標仕 20.2.6)		(1)材料の種類及び仕上げ： ※図示 ・ (2)塗装：鋼製品の塗装 (錆止め及び上塗り)： ※図示 ・															

項目	特記事項																																																
	・階段手すり 笠木 ・ビニール製 ・造作用集成材 ・ 受け材 ・スチール ・ステンレス ・																																																
・階段滑り止め (標仕 20.2.7)	(1)材質： ※ステンレス製タイヤ入り ・ 形状： ※図示 ・ 寸法： ※図示 ・幅 35 mm (2)工法： ※接着工法 ・埋込み工法																																																
・黒板及びホワイト ボード (標仕 20.2.9)	(1)材料 : ※ JIS S 6007 (黒板) による ・ 種類 : ・図示 ・鋼製黒板 ・ほうろう黒板 (2)ホワイトボード: ・図示 ・ 全国黒板工業連盟 による ほうろう白板連盟基準 の適合製品																																																
・鏡 (標仕 20.2.10)	鏡のガラスは JIS R 3220 (鏡材) による 厚さ： ※5 mm ・図示																																																
・表示 (標仕 20.2.11)	(1)衝突防止表示 (2)法令に基づく表示 <table><tr><th>種類</th><th>使用箇所</th><th>形状・寸法</th><th>材質</th></tr><tr><td>・衝突防止表示</td><td></td><td>※図示 ・</td><td>・ステンレス ・</td></tr><tr><td>・非常用進入口</td><td></td><td>※図示 ・</td><td>・ ・</td></tr></table> (3)室名札等 <table><tr><th>種類</th><th>形状・寸法</th><th>材質</th><th>色彩・書体</th><th>印刷等の種別</th><th>取付け形式</th></tr><tr><td>・室名札</td><td>・既製品 (≒80×250) ・図示</td><td>・アクリル板 ・図示</td><td>・図示</td><td>・シルクスクリーン ・カッティングシート ・</td><td>・図示</td></tr><tr><td>・ピクトグラム</td><td>・既製品 (≒200×200) ・図示</td><td>・アクリル板 ・図示</td><td>・図示</td><td>・シルクスクリーン ・</td><td>・図示</td></tr><tr><td>・階数表示板</td><td>・既製品 (≒250×250) ・図示</td><td>・アクリル板 ・図示</td><td>・図示</td><td>・シルクスクリーン ・カッティングシート ・</td><td>・図示</td></tr></table> ※見本品・カタログ等を提出の上、監督員の承諾を受ける ・案内板 枠材 ・ステンレス製 ・ 形状 ※図示 ・掲示板 枠材 ※アルミ (厚 1 mm) ・木 (下地ラワン厚 5.5 mm、裏棧 30 mm角杉 1 等材、450 mm間隔取付) 仕上材 ※特殊発泡加工エビニル貼 (周囲押縁) ・ ※色合い、品質は監督員承諾 ・建物銘板 <table><tr><th>種類</th><th>寸法</th><th>材質</th><th>仕上げ</th></tr><tr><td>・館名板</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・融資館名板</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 文字数 (	種類	使用箇所	形状・寸法	材質	・衝突防止表示		※図示 ・	・ステンレス ・	・非常用進入口		※図示 ・	・ ・	種類	形状・寸法	材質	色彩・書体	印刷等の種別	取付け形式	・室名札	・既製品 (≒80×250) ・図示	・アクリル板 ・図示	・図示	・シルクスクリーン ・カッティングシート ・	・図示	・ピクトグラム	・既製品 (≒200×200) ・図示	・アクリル板 ・図示	・図示	・シルクスクリーン ・	・図示	・階数表示板	・既製品 (≒250×250) ・図示	・アクリル板 ・図示	・図示	・シルクスクリーン ・カッティングシート ・	・図示	種類	寸法	材質	仕上げ	・館名板				・融資館名板			
種類	使用箇所	形状・寸法	材質																																														
・衝突防止表示		※図示 ・	・ステンレス ・																																														
・非常用進入口		※図示 ・	・ ・																																														
種類	形状・寸法	材質	色彩・書体	印刷等の種別	取付け形式																																												
・室名札	・既製品 (≒80×250) ・図示	・アクリル板 ・図示	・図示	・シルクスクリーン ・カッティングシート ・	・図示																																												
・ピクトグラム	・既製品 (≒200×200) ・図示	・アクリル板 ・図示	・図示	・シルクスクリーン ・	・図示																																												
・階数表示板	・既製品 (≒250×250) ・図示	・アクリル板 ・図示	・図示	・シルクスクリーン ・カッティングシート ・	・図示																																												
種類	寸法	材質	仕上げ																																														
・館名板																																																	
・融資館名板																																																	

項目		特記事項					
		・	・ 図示 ・	・ 片開き方式 ・ 両開き方式 ・ 図示	※2 本操作コード方式 ・ 1 本操作コード方式	・ アルミスラット ・ クロススラット	・ 100 mm ・ 80 mm ・ 図示
		・ ブラインドボックスの材種： ・ 図示 ・ 木製 ・ スチール製 ・ アルミ製					
・ ロールスクリーン (標仕 20.2.15)	(1)操作方式・幅及び高さ： ※図示 ・ 下表						
	(2)材種、品質等： ※図示 ・ 下表						
	使用箇所	操作方法	幅×高さ		材種		品質（同等品）
	・	・ スプリング式 ・ チェーン式 ・ 電動式	・ 図示 ・ w ×h		・ ガラス繊維製 ・ 合成・天然繊維製 ・ 木製		
	(4)その他の材料 ・ 図示 ・						
	・ ロールスクリーンボックスの材種： ・ 図示 ・ 木製 ・ スチール製 ・ アルミ製						
・ カーテン及びカーテンレール (標仕 20.2.16)	(1)形式、付属金物等 (ア)形式						
	使用箇所	形式上の分類		機構上の分類		機能上の分類	
	・	・ 片引き ・ 両引き		・ 手引き ・ ひも引き ・ 電動		・ 装飾 ・ 遮光 ・ 遮へい（目隠し） ・ 吸音 ・ 断熱	
	(2)材料						
	(ア)カーテン用生地 (a)生地の種別、品質、特殊加工等						
	使用箇所	生地の種類		品質（同等品）		特殊加工等	
	・	ドレープカーテン（厚地） ・ 無地 ・ 柄物 シアーカーテン（薄地） ・ レース ・ プリント ※消防法で定める防火性能の表示があるもの					
	(1)カーテンレール JIS A 4802 （カーテンレール(金属製)）による						
	(a)材料による区分、(b)カーテンレールの仕上げ及び形状						
	使用箇所	強さ区分	材料区分		レール仕上	形 状	
	・	※10－90 ・ 10－60	※AS ・ AP ・ SUS ・ S		・ アルミニウム ・ アルミ合金	※角形 ・ C 形 ・ I 形 ・ H 形	
	(ウ)カーテン用付属金物 (b)フック（ひるかん）						
	使用箇所	フック（ひるかん）					
・	※鋼製 ・ 樹脂製						
(3)工法							
(ア)カーテンの加工仕上 (a)寸法 ②ひだの種類 (標仕 表 20.2.1)							
使用箇所	ひだの種類						
・	・ つまみひだ（・ 三つ山ひだ ・ 二つ山ひだ） ・ 箱ひだ ・ 片ひだ ・ プレーンひだ						
(ア)(a)⑥暗幕用カーテンの重なり（両端、上部、召合せ）： ※300 mm以上 ・ 図示							
・ カーテンボックスの種類： ・ 図示 ・ 木製 ・ スチール製 ・ アルミ製							
3 節 プレキャストコンクリート工事							
・ 材料 (標仕 20.3.2)	(3)補強鉄線 (JIS G 3532 （鉄線））の普通鉄線又は溶接金網（ JIS G 3551 （溶接金網及び鉄筋格子））の溶接金網に基づく 径及び網目寸法： ※図示 ・						
・ 製作 (標仕 20.3.3)	(1)調合 (ア)コンクリートの設計基準強度（Fc）： ※図示 ・ (4)鉄筋の組立 (ア)配筋： ※図示 ・						
・ 取付け方法 (標仕 20.3.4)	取付け方法： ※図示 ・						
4 節 間知石及びコンクリート間知ブロック積み							
・ 材料 (標仕 20.4.2)	(1)間知石の材種： ※花崗岩 ・ 凝灰岩 ・ 安山岩 ・ (3)コンクリート間知ブロック (JIS A 5371 （プレキャスト無筋コンクリート製品）） 種類 ： ・ 長方形【寸法：・ 図示 ・ 幅 mm× 高さ mm】 ・ 正方形【寸法：・ 図示 ・ 幅 mm× 高さ mm】 ・ 正六角形【寸法：・ 図示 ・ 一片の長さ（・ 190 mm ・ 200 mm）】 質量区分 ： ・ 図示 ・ A（350kg/㎡以上） ・ B（350kg/㎡未満）						

項目		特記事項																																																																																	
		(7)水抜き： ※3㎡ごとに径75mm以上の硬質ポリ塩化ビニル管1本以上																																																																																	
・工法 (標仕 20.4.3)		(3)間知石積み (ア)積み方： ※谷積み・布積み (ケ)目塗り： ・図示・行う・行わない (コ)伸縮調整目地 目地の材種： ・図示・エラストイト・瀝青繊維版（アスファルトフェルト） 目地の厚さ： ・図示・10mm・ ・積石のあいかけは、6～9mm以上とする。																																																																																	
木造仕様書 20 章 2 節 断熱・防露工事																																																																																			
・材料 (木仕 20.2.2)		(1)断熱材 ・(ア)断熱材（木仕 表 20.2.1） <table><tr><th>分類</th><th>材料名</th><th>規格</th><th>施工部位</th><th>厚さ(mm)</th><th>密度</th></tr><tr><td rowspan="2">フェルト状断熱材</td><td>・グラスウール</td><td rowspan="10">JIS A 9521</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ロックウール</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">ボード状断熱材</td><td>・グラスウール</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ロックウール</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(発泡プラスチック断熱材)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">・ビーズ法ポリスチレンフォーム</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">・押出法ポリスチレンフォーム</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">・硬質ウレタンフォーム</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">・ポリエチレンフォーム</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">・フェノールフォーム</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">・インシュレーションファイバー</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ばら状断熱材</td><td>・グラスウール ・ロックウール ・セルローズファイバー</td><td>JIS A 9523</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">現場発泡断熱材</td><td>吹付け硬質ウレタンフォーム ・A種Ⅰ ・A種ⅠH（難燃性を有するもの）</td><td rowspan="2">JIS A 9526</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・上記以外の断熱材</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・(イ)上記(ア)以外の断熱材 種類、厚さ、密度等： ・図示・ (2)防湿材 ・種類（ 木仕 20.2.2(2) ）： ・図示・(ア)・(イ)・(ウ) ・防湿材の厚さ(mm)： ・図示・ (3)気密材 ・種類（ 木仕 20.2.2(3) ）： ・図示・(ア)・(イ)・(ウ)・(エ)・(オ)・(カ)・(キ) ・気密材の厚さ(mm)： ・図示・ (4)防風材 ・種類（ 木仕 20.2.2(4) ）： ・図示・(ア)・(イ)・(ウ)・(エ)・(オ) ・防風材の厚さ(mm)： ・図示・						分類	材料名	規格	施工部位	厚さ(mm)	密度	フェルト状断熱材	・グラスウール	JIS A 9521				・ロックウール				ボード状断熱材	・グラスウール				・ロックウール				(発泡プラスチック断熱材)					・ビーズ法ポリスチレンフォーム					・押出法ポリスチレンフォーム					・硬質ウレタンフォーム					・ポリエチレンフォーム					・フェノールフォーム					・インシュレーションファイバー					ばら状断熱材	・グラスウール ・ロックウール ・セルローズファイバー	JIS A 9523				現場発泡断熱材	吹付け硬質ウレタンフォーム ・A種Ⅰ ・A種ⅠH（難燃性を有するもの）	JIS A 9526				・上記以外の断熱材			
分類	材料名	規格	施工部位	厚さ(mm)	密度																																																																														
フェルト状断熱材	・グラスウール	JIS A 9521																																																																																	
	・ロックウール																																																																																		
ボード状断熱材	・グラスウール																																																																																		
	・ロックウール																																																																																		
	(発泡プラスチック断熱材)																																																																																		
	・ビーズ法ポリスチレンフォーム																																																																																		
	・押出法ポリスチレンフォーム																																																																																		
	・硬質ウレタンフォーム																																																																																		
・ポリエチレンフォーム																																																																																			
・フェノールフォーム																																																																																			
・インシュレーションファイバー																																																																																			
ばら状断熱材	・グラスウール ・ロックウール ・セルローズファイバー	JIS A 9523																																																																																	
現場発泡断熱材	吹付け硬質ウレタンフォーム ・A種Ⅰ ・A種ⅠH（難燃性を有するもの）	JIS A 9526																																																																																	
	・上記以外の断熱材																																																																																		
・施工部位 (木仕 20.2.3)		断熱工事の施工部位及び外気等に接する開口部を断熱構造とする部位 ・図示・																																																																																	
・断熱材及び防湿層の施工 (木仕 20.2.4)		(4)断熱材の取付け等 (ア)充填断熱工法 ・(d) (a)～(c)以外の取付け： ・図示・ (イ)外断熱工法 ・(d) (a)～(c)以外の取付け： ・図示・ ・蟻害の顕著な地域における対応： 図示・ (5)防湿層の施工 ・(ア)防湿層の省略： ・図示・ ・(ケ)開口部回りの施工 床下・小屋裏点検口の気密性の高い構造の採用： ・図示・ ・(コ)設備配管回りの施工 コンセント・スイッチボックス回りの気密・防湿対策： 図示・																																																																																	
・各部位の施工		(ア)床の断熱材等の施工																																																																																	

項目	特記事項
(木仕 20.2.5)	・(b)防湿層の省略： ・図示 ・ (ウ)天井の断熱材の施工 ・天井点検口の気密性・断熱性の高い構造の採用： ・図示 ・ (オ)気流止めの施工部位 ・気密材の材料及び工法： ・図示 ・ (カ)気密措置 ・工法： ・図示 ・
木造仕様書 20 章 3 節 サイディング工事	
・窯業系サイディング工事 (木仕 20.3.2)	(1)材料 ・(ア)サイディング材 JIS A 5422 (窯業系サイディング) 種類 ※図示 ・ 形状 ※図示 ・ 働き長さ・働き幅 ※図示 ・ 厚さ ※図示 ・ 表面仕上げ ※図示 ・ 耐凍害性能 ※図示 ・ 防火・耐火性能 ※図示 ・ ・(イ)(a)通気胴縁 樹種 ※杉 ・図示 ・ 寸法 ・(イ)(b)防腐処理 ・行う ・行わない (3)窯業系サイディングの施工 ・(ア)サイディングの張り方： ・縦張り工法 ・横張り工法 ・(ウ)工法 ・(a)⑨金具止めの工法、(b)⑤くぎ留めの工法 建具上部の雨水の搬出路の位置 ※図示 ・ ・(c)換気口部の防水措置 ※ 木仕 20.3.2(3)(ウ)(c)①～④ による ・図示 ④ 換気口、接続パイプ、パイプ受け ※ JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) ・図示 ・(イ)強風地域での補強 ※図示 ・ ・(オ)現場塗装を行う場合の下地処理 ※図示 ・ ・(カ)シーリング材の目地寸法 幅 ※10 mm程度 ・図示 ・ 深さ ※5 mm程度 ・図示 ・
・複合金属サイディング工事 (木仕 20.3.3)	(1)材料 ・(ア)サイディング材 JIS A 6711 (複合金属サイディング) 追補 1 種類 ※図示 ・ 形状 ※図示 ・ 有効幅 ※図示 ・ 長さ ※図示 ・ 厚さ ※図示 ・ 表面材・しん材の種別 ※図示 ・ 防火・耐火性能 ※図示 ・ ・(イ)(a)通気胴縁 樹種 ※杉 ・図示 ・ 寸法 ・(イ)(b)防腐処理 ・行う ・行わない (3)複合金属サイディングの施工 ・(ア)サイディングの張り方 ・縦張り工法 ・横張り工法 ・(ウ)換気口部の防水措置 ※ 木仕 20.3.2(3)(ウ)(c)①～④ による ・図示
木造仕様書 20 章 4 節 ALC パネル（薄型）工事	
・パネル工事 (木仕 20.4.2)	(1)材料 ・(ア)材料 JIS A 5416 (軽量気泡コンクリートパネル) に基づく薄型パネル 種類： ※図示 ・ 形状： ※図示 ・ 寸法： ※図示 ・ ・(ウ)(a)通気胴縁 樹種 ※杉 ・図示 ・

項目	特記事項
	寸法 ・(b)通気胴縁の防腐処理 ・行う ・行わない ・(イ)(b)両面粘着防水テープ及び片面粘着防水テープ (木仕 11.4.2[材料](2)) 両面粘着防水テープの幅： ※50 mm以上 ・
・パネルの施工 (木仕 20.4.3)	・(1)パネルの構法： ・通気構法 ・直張り工法 ・(2)パネルの取付け： ・横張り工法 ・縦張り工法 ・(3)パネル幅の最小限度 ※150 mm ・図示 ・
標準仕様書に記載のないもの	
・コーナービード	材種： ※ステンレス ・アルミニウム合金 ・真鍮 高さ： ・1.8m 程度 ・天井まで
・天井見切り縁	※アルミニウム製 ・塩化ビニール製 ・
・床見切り押さえ金物	材質： ・ステンレス製 ・ 形状： ・への字型（幅 mm） ・ハット型（ mm） ・
・ジョイナー	種別： ・塩化ビニール製 ・
・アコーディオンドア	表面材： ※ビニルレザー張り ・ 形式： ・両開き ・片開き 折りたたみ幅（ ）mm
・点検口	・天井： ※アルミニウム既製品（内外枠共） ・ 寸法（mm） ・450×450 ・600×600 ・床： ※ステンレス既製品（目地材質共） ・ 寸法（mm） ・450×450 ・600×600 ・屋上： ※厚 1.2 mm亜鉛メッキ鋼板製 ・図示 ・ ※天井にあり止め、ストッパー、南京錠取付け
・換気扇取付け枠	・木製 （※米松 ・） ・アルミプレート（厚さ ※3.0 mm ・）
・換気口	・換気パイプ ※硬質塩化ビニール管 50φ（内側ステンレス製防虫網外側井桁付エルボー型） ・ ※取付けは外側へ下り勾配、外壁との取合には弾性シーリング材を充填する。 ※外壁設置時は外部水切り付き固定ガラリ ・床下換気金物 ※鋳鉄（コールドール焼付厚 9 mm）・プラスチック ※ステンレス金網裏打ち ・裏打ちなし ・レジスター、固定ガラリ ※既製品（外部水切り付固定ガラリ 内部ステンレス製防虫網〔外壁取付時〕）
・マンホールカバー	※全面コールドール焼付塗装鋳鉄製 種別： ・図示 ・一般型 ・防水型 ・防臭型 ・防水防臭型（・化粧型 ・一般用） 鍵： ※有 ・無
・くつふきマット	・材種： 塩化ビニール又はゴム／受枠ステンレス鋼 ・材種及び受け枠： 硬質アルミニウム合金 ・材種及び受け枠： ステンレス板 ・水抜パイプ ※有 ・無
・浴槽	・浴槽： ・図示 ・ホーロー製 ・FRP 製 ・ステンレス製 ・ ・ふた： ※ビニール製折りたたみ式 ・ ※設置方法が B 種（埋込み型）の浴槽は JIS 規格品 とする
・すのこ	材種 ・ひのき（ひば、米ひ、台ひ） ・合成樹脂（市場品） ※すのこ板の根太よりのはねだしは 30 mm程度 ※ステンレス木ねじ止め金物は、監督員承諾による
・造付家具	適用家具： ・図示 ・戸棚 ・下足箱 ・本棚 ・ 塗装： ※合成樹脂調合ペイント塗り ・ 防虫処理： ※必要 ・不要 ・ラワン材及びなら ※ JAS 1083-6 （製剤第 6 部：広葉樹製材）に基づく保存処理 （※K1 ・K2 ） 錠： ※差込み錠 ・ 戸車： ※ナイロン ・ レール： ※黄銅又はステンレス ・

項目	特記事項
	製作用材は次による ランバーコア合板 ※表面ラワン単板厚 3 mm、心材は米杉・米杓等の乾燥材 フラッシュ合板 ※表面ラワン単板厚 4 mm、かまち、中桟類は米杉、米杓等 骨組間隔は、タテヨコ共 300 mm以下とする ホルムアルデヒド放散量 合板類（JAS）： ※F☆☆☆☆ ・ MDF 及びパーティクルボード（JIS）： ※F☆☆☆☆ ・ ※接着剤は、水性形のものとする。 ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
・流し台及びコンロ台	※市場品（天板、シンクはステンレス鋼板 SUS304） ・BL 部品（公共住宅型）
・屋上丸環	材種： ※ステンレス鋼 ・図示 ・
・避難ハッチ等	材種： ※ステンレス（アラームはネジ巻き式） ・図示
・他の石積み	・割石積み （材種 ） ・雑割石積み（材種 ） ・野面石積み（材種 ） ・玉石積み （材種 ）
・敷地境界石標	種別： ・図示 ・花こう岩 ・コンクリートブロック製 ・その他（ ）
・門扉	材種： ※鋼製 ・アルミ製 ・鋳物製 開閉方法： ※手動 ・電動 開閉安定器： ・有 ・無 ※鋼材接合は、電気溶接を原則とする。 ※SOP 塗（ 標仕 第 18 章 4 節 ）とする。
・フェンス	形式： ・格子フェンス ・ネットフェンス（・溶接金網 ・菱形金網） ※色合い、金網等は見本品にて監督員の承諾を受ける。 ※角度や勾配の変わる位置には、支柱を設置する

21 章 排水工事

項目

特記事項

2節 屋外雨水排水

・材料
(標仕 21.2.1)

(1)排水管用材料

規格番号	形状	種類・記号		呼び径
JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 (遠心力鉄筋コンクリート管)	外圧管 (I 種)	・ A 型 ・ B 型 ・ NB 型	・ 150・200・250・300 ・ 350・400・450・500 ・ 600
JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	・ VP	・ 100・125・150・200・250・300	
		・ VU	・ 100・125・150・200・250・300 ・ 350・400・450・500・600	
JIS K 9797	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	・ RS-VU	・ 100・150・200・300	
JIS K 6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手	・ DV	・ 100・125・150	
AS 38	屋外排水設備用硬質ポリ塩化ビニル管継手	・ VU 継手	・ 100・125・150	
	有孔排水管	・ VP	・ 100・125・150・200・250・300	
		・ VU	・ 100・125・150・200・250・300 ・ 350・400・450・500	
	透水管	・	・ 100・150・200・300	

(2)排水樹

種別	形状	寸法等 (mm)			
・ 既製品	・ 角型 ・	・ 300×300 450×450 500×500 600×600 ・			
・ 現場打ち	※図示 ・	・ Fc= (※18 N/mm ²)・スランプ (・15 18)			

(3)鋳鉄製マンホールふた SHASE-S209

名称	種類		耐荷重	機能	呼び径
・ マンホール蓋	・ 水封形 ・ 簡易密閉形(パッキン式) ・ 密閉形(テーパー・パッキン式) ・ 密閉形(ボルト・パッキン式)		・ 歩行用 ・ T-2 T-6 ・ T-8 T-20 ・ T-25	・ ノンスリップ ・ ロック機構 ・ 施錠 ・ ハンドル付	・
・ 角形格子ふた	・ ボルト固定 ・		・ 歩行用 ・ T-2 T-6 ・ T-20・T-25	・ くさり付	・
・ 床化粧マンホール蓋	・ 簡易密閉形 ・ 密閉形 ・ 一般用	・ 丸型 ・ 角型	・ T-2 T-4 ・ T-6 T-14 ・ T-20	・ 鋳鉄目地 ・ SUS 目地 ・ ハンドル付	・ 450 ・ 600
・ インターロッキング用化粧マンホール蓋	・ 簡易密閉形 ・ 一般形	・ 丸型 ・ 角型	・ T-2 T-4 ・ T-6 T-14 ・ T-20	・ 鋳鉄目地 ・ SUS 目地 ・ ハンドル付	・ 450 ・ 600

(4)グレーチングふた

材質	耐荷重	メインバーピッチ	機能	呼び径
・ 鋳鉄製 ・ 鋼製 ・ ステンレス製	・ 歩行用 ・ T-2 ・ T-6 ・ T-14 ・ T-20 ・ T-25	・ 普通目 (・ 30 22) ・ 細目 (・ 15 12.5)	・ ボルト固定式 ・ 開閉式 ・ ノンスリップ	・

(5)コンクリート製ふた

名称	形状	呼び名			
会所柵用蓋	・ 角型	・ 300×300 450×450 500×500 600×600			

(6)地業

・ 砂地業 (・ 山砂 川砂 砕砂)

・ 砂利地業 (・ 再生クラッシャラン 切込砂利 切込碎石)

・ 粒度 (※C-40 C-30 C-20)

・施工
(標仕 21.2.2)

・ 現場打ち排水樹の足掛け金物
※図示

項目		特記事項																																																									
		・排水管基床の厚さ、種類 ※図示 ・硬質塩化ビニル管継手 ※接着剤 ・ゴム輪 ・透きよ排水 ※グラウンド等の地表面の排水は、地業地盤を透水路へ排水勾配 1／150 以上にローラー（2ton）にて転圧のうえ、鉋さいクラッシャラン（0～40mm）を所定の厚さに敷込み、監督員承諾の表土をローラー（2ton）にて、転圧し仕上げる。透水路は所要断面にぐり石を入れ、勾配 1／100 以上に排水ますへ連絡する。																																																									
3 節 街きよ、縁石及び側溝																																																											
・材料 (標仕 21.3.1)	街きよ、縁石、側溝の種類																																																										
	<table><tr><th>名称</th><th>規格番号</th><th colspan="2">種類・寸法・形状</th></tr><tr><td>・地先境界ブロック</td><td>JIS A 5371</td><td>・ A 型(120×120×600) ・ B 型(150×120×600) ・ C 型(150×150×600)</td><td></td></tr><tr><td>・歩車道境界ブロック</td><td>JIS A 5371</td><td>・ A 型(150×200×600) ・ B 型(180×250×600) ・ C 型(180×300×600)</td><td>・片面 R ・片面 R（水抜き） ・両面 R ・両面 R（水抜き）</td></tr><tr><td>・現場打ち縁石</td><td></td><td>・ 図示 ・ Fc=（・15 ・18）N/mm²</td><td></td></tr><tr><td>・玉石縁石</td><td></td><td>・ 図示</td><td></td></tr><tr><td>・空洞ブロック縁石</td><td>JIS A 5406</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・れんが縁石</td><td>JIS R 1250</td><td>普通れんが 2 種</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">・L 形側溝</td><td>JIS A 5371 (無筋)</td><td></td><td>・ 250A ・ 250B</td></tr><tr><td rowspan="2">JIS A 5372 (有筋)</td><td>・ 1 種</td><td>・ 250A ・ 250B ・ 300 ・ 350</td></tr><tr><td>・ 2 種</td><td>・ 500A ・ 500B ・ 500C</td></tr><tr><td>・U 形側溝</td><td rowspan="2">JIS A 5372</td><td>上ぶた式</td><td>・ 150 ・ 180 ・ 240</td></tr><tr><td>・U 形側溝ふた</td><td>・ 1 種・2 種</td><td>・ 300A ・ 300B ・ 300C ・</td></tr><tr><td>・鋳鉄製グレーチング</td><td colspan="2" rowspan="4">・歩行用 ・ T2 ・ T6・T14 ・ T20 ・ T25</td><td rowspan="4">・普通目 ・細目（・15 ・12.5）</td><td rowspan="4">・ボルト固定 ・連結クリップ ・ノンスリップ</td></tr><tr><td>・鋼製グレーチング</td></tr><tr><td>・ステンレス製グレーチング</td></tr><tr><td>・FRP 製グレーチング</td></tr><tr><td>・現場打ち側溝</td><td></td><td colspan="2">・ 図示 Fc=（・15 ・18）N/mm²</td></tr></table>			名称	規格番号	種類・寸法・形状		・地先境界ブロック	JIS A 5371	・ A 型(120×120×600) ・ B 型(150×120×600) ・ C 型(150×150×600)		・歩車道境界ブロック	JIS A 5371	・ A 型(150×200×600) ・ B 型(180×250×600) ・ C 型(180×300×600)	・片面 R ・片面 R（水抜き） ・両面 R ・両面 R（水抜き）	・現場打ち縁石		・ 図示 ・ Fc=（・15 ・18）N/mm ²		・玉石縁石		・ 図示		・空洞ブロック縁石	JIS A 5406			・れんが縁石	JIS R 1250	普通れんが 2 種		・L 形側溝	JIS A 5371 (無筋)		・ 250A ・ 250B	JIS A 5372 (有筋)	・ 1 種	・ 250A ・ 250B ・ 300 ・ 350	・ 2 種	・ 500A ・ 500B ・ 500C	・U 形側溝	JIS A 5372	上ぶた式	・ 150 ・ 180 ・ 240	・U 形側溝ふた	・ 1 種・2 種	・ 300A ・ 300B ・ 300C ・	・鋳鉄製グレーチング	・歩行用 ・ T2 ・ T6・T14 ・ T20 ・ T25		・普通目 ・細目（・15 ・12.5）	・ボルト固定 ・連結クリップ ・ノンスリップ	・鋼製グレーチング	・ステンレス製グレーチング	・FRP 製グレーチング	・現場打ち側溝		・ 図示 Fc=（・15 ・18）N/mm ²	
	名称	規格番号	種類・寸法・形状																																																								
	・地先境界ブロック	JIS A 5371	・ A 型(120×120×600) ・ B 型(150×120×600) ・ C 型(150×150×600)																																																								
	・歩車道境界ブロック	JIS A 5371	・ A 型(150×200×600) ・ B 型(180×250×600) ・ C 型(180×300×600)	・片面 R ・片面 R（水抜き） ・両面 R ・両面 R（水抜き）																																																							
	・現場打ち縁石		・ 図示 ・ Fc=（・15 ・18）N/mm ²																																																								
	・玉石縁石		・ 図示																																																								
	・空洞ブロック縁石	JIS A 5406																																																									
	・れんが縁石	JIS R 1250	普通れんが 2 種																																																								
	・L 形側溝	JIS A 5371 (無筋)		・ 250A ・ 250B																																																							
		JIS A 5372 (有筋)	・ 1 種	・ 250A ・ 250B ・ 300 ・ 350																																																							
			・ 2 種	・ 500A ・ 500B ・ 500C																																																							
	・U 形側溝	JIS A 5372	上ぶた式	・ 150 ・ 180 ・ 240																																																							
	・U 形側溝ふた		・ 1 種・2 種	・ 300A ・ 300B ・ 300C ・																																																							
	・鋳鉄製グレーチング	・歩行用 ・ T2 ・ T6・T14 ・ T20 ・ T25		・普通目 ・細目（・15 ・12.5）	・ボルト固定 ・連結クリップ ・ノンスリップ																																																						
	・鋼製グレーチング																																																										
	・ステンレス製グレーチング																																																										
	・FRP 製グレーチング																																																										
	・現場打ち側溝		・ 図示 Fc=（・15 ・18）N/mm ²																																																								
	・施工 (標仕 21.3.2)																																																										
砂利地業 厚さ（mm） ※100																																																											

22 章 舗装工事

項目		特記事項	
2 節 路床			
・ 一般事項 (標仕 22.2.2)	設計 CBR の設定（ 監理指針 表 22.2.1 抜粋）		
	路床土の性質		設計 CBR
	土粒子の大きさによる分類	含水状態による分類	
	砂質土	少ない	
	粘性土	比較的少ない	・ 3
		多い	・ 3 未満
・ 路床の構成及び仕上り (標仕 22.2.2)	(1)路床の厚さ等 (7)凍上抑制層の適用及び厚さ ・ 図示 (1)透水性舗装に用いるフィルター層の厚さ ・ 図示 (ウ)路床安定処理の適用及び方法 ・ 図示		
・ 材料 (標仕 22.2.3)	(1)盛土に用いる材料は 標仕 表 3.2.1 による 種別 ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 (4)路床安定処理工用添加材料は 標仕 表 22.2.1 による 種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメント B 種 ・ 図示		
・ 試験 (標仕 22.2.5)	(1)路床土の支持力比（CBR）試験 JIS A 1211 （CBR 試験方法） ※行わない ・ 行う（・ 乱した土 ・ 乱さない土） (2)路床締固め度の試験 JIS A 1214 （砂置換法による土の密度試験方法） 埋戻し部及び盛土部 ※行う ・ 行わない その他の部分 ・ 行う ※行わない (3)現場 CBR 試験 JIS A 1222 （現場 CBR 試験方法） ・ 行う 行わない		
3 節 路盤			
・ 路盤の厚さ及び仕上り (標仕 22.3.2)	(1)路盤の厚さ ・ 図示		
・ 材料 (標仕 22.3.3)	標仕 表 22.3.1 による ※再生クラッシャラン ・ クラッシャラン鉄鋼スラグ ・		
4 節 アスファルト舗装			
・ 舗装の構成及び仕上り (標仕 22.4.2)	(1)舗装の構成及び厚さ ・ 図示 (4)舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ 図示		
・ 材料 (標仕 22.4.3)	(1)アスファルト JIS K 2207 （石油アスファルト） ※再生アスファルト（※60～80 ・ 80～100） ・ ストレートアスファルト（・ 60～80 ・ ） (4)フィラー 神戸市下水汚泥焼却灰 の使用 ・ しない ※する（石粉全体の 30%以下とする） (6) 表面処理用の乳剤 ・ PK-1 ・ PK-2		
・ 配合その他 (標仕 22.4.4)	(1)表層の加熱アスファルト混合物等の種類 標仕 表 22.4.5 による ・ 密粒度アスファルト混合物（13） ※再生加熱アスファルト混合物 ・ 加熱アスファルト混合物 ・ 細粒度アスファルト混合物（13） ※再生加熱アスファルト混合物 ・ 加熱アスファルト混合物		
・ 試験 (標仕 22.4.6)	(3)アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ※行わない		
5 節 コンクリート舗装			
・ 舗装の構成及び仕上り (標仕 22.5.2)	(1)舗装の構成及び厚さ ・ 車路（・ 150 ・ 200） ・ 歩行用（※70 ・ ） ・ 図示 (3)溶接金網 ※あり ・ なし (4)舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ 図示		
・ 材料 (標仕 22.5.3)	(1)コンクリート 種類 ※普通コンクリート ・ 設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法 ※ 標仕 表 22.5.1 による ・ 図示 (2)早強ポルトランドセメント ・ 使用する ・ 使用しない		

項目		特記事項																
		(4)注入目地材料 標仕 表 22.5.2 による ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ ・図示																
・ 施工 (標仕 22.5.4)		(5)目地 (7)間隔 ※ 標仕 表 22.5.3 による ・図示 (1)構造 ※ 標仕 図 22.5.1 による ・図示																
6 節 カラー舗装																		
・ 舗装の構成及び仕上り (標仕 22.6.2)		(1)種類 ・加熱系 ・常温系 (2)加熱系カラー舗装 (7)構成及び厚さ ・図示 表層に用いる加熱系混合物の結合材 ・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 (1)舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・図示 (3)常温系カラー舗装 工法 ・ニート工法 ・塗布工法 着色部の下部 ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装																
・ 材料 (標仕 22.6.3)		(1)加熱系混合物 (ウ)添加する骨材等 ・着色骨材 ・自然石																
・ 配合その他 (標仕 22.6.4)		(1)加熱系混合物の配合 (1)結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 ・図示 (2)ニート工法及び塗布工法の配合 ・図示																
・ 試験 (標仕 22.6.6)		(1)加熱系混合物の試験 (ウ)抽出試験 ・行う ※行わない																
7 節 透水性アスファルト舗装																		
・ 舗装の構成及び仕上り (標仕 22.7.2)		(1)構成 ・図示 (2)舗装の仕上り (1)舗装の平たん性 ※著しい不陸がないもの ・図示																
・ 試験 (標仕 22.7.6)		(3)開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ※行わない																
8 節 ブロック系舗装																		
・ 舗装の構成及び仕上り (標仕 22.8.2)		(1)舗装の構成及び厚さ (7)コンクリート平板舗装の目地材 ・砂 ・モルタル (1)舗石舗装の基層と基層の厚さ ・アスファルト舗装(※50 ・) ・コンクリート版(※70 ・) (ウ)コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ・砂 ・空練りモルタル (2)仕上り面の平たん性 段差(コンクリート平板間、インターロッキングブロック間、舗石間) ※3mm 以内 ・																
・ 材料 (標仕 22.8.3)		(1)コンクリート平板 JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) 種類 ・普通平板 ・透水性平板 ・保水性平板 寸法 ・300×300 ・300×600 ・図示 厚さ ※60 ・ (2)インターロッキングブロック JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) <table><tr><th>部位</th><th>種類</th><th>曲げ強度(N/mm²)</th><th>厚さ(mm)</th><th>形状・寸法</th></tr><tr><td>車路</td><td>※普通ブロック ・透水性ブロック ・保水性ブロック</td><td>※5.0</td><td>※80 ・</td><td>・図示</td></tr><tr><td>歩行者用通路</td><td>※普通ブロック ・透水性ブロック ・保水性ブロック</td><td>※3.0</td><td>※60 ・</td><td>・図示</td></tr></table> ※透水係数はインターロッキングブロック舗装設計施工要領((社)インターロッキングブロック舗装技術協会)による (3)舗石舗装材 種類、形状、寸法、厚さ ・図示 (4)レンガ舗装材 種類、形状、寸法、厚さ ・図示		部位	種類	曲げ強度(N/mm ²)	厚さ(mm)	形状・寸法	車路	※普通ブロック ・透水性ブロック ・保水性ブロック	※5.0	※80 ・	・図示	歩行者用通路	※普通ブロック ・透水性ブロック ・保水性ブロック	※3.0	※60 ・	・図示
部位	種類	曲げ強度(N/mm ²)	厚さ(mm)	形状・寸法														
車路	※普通ブロック ・透水性ブロック ・保水性ブロック	※5.0	※80 ・	・図示														
歩行者用通路	※普通ブロック ・透水性ブロック ・保水性ブロック	※3.0	※60 ・	・図示														
9 節 砂利敷き																		
・ 材料 (標仕 22.9.2)		標仕 表 22.9.1 による 種別 通路 ※A 種 ・B 種 建物周囲その他 ・A 種 ※B 種																
10 節 その他																		
・ まさ土敷き		(1)まさ土 ※砂れき等の混入しない粒度分布の良いもの ・根切土の中の良質土(監督員の要承諾) ・購入土																

項目		特記事項													
		(2)舗装の構成													
		<table><tr><th>種別</th><th>A 種</th><th>B 種</th><th>工法</th></tr><tr><td>下層</td><td>再生クラッシャーラン、切込砂利又はクラッシャーランで 45mm 以下</td><td>－</td><td>目つぶしの上転圧</td></tr><tr><td>上層</td><td>まさ土 厚 60</td><td>まさ土 厚 60</td><td>転圧</td></tr></table>		種別	A 種	B 種	工法	下層	再生クラッシャーラン、切込砂利又はクラッシャーランで 45mm 以下	－	目つぶしの上転圧	上層	まさ土 厚 60	まさ土 厚 60	転圧
種別	A 種	B 種	工法												
下層	再生クラッシャーラン、切込砂利又はクラッシャーランで 45mm 以下	－	目つぶしの上転圧												
上層	まさ土 厚 60	まさ土 厚 60	転圧												
		通路 ※A 種 ・ B 種 建物周囲その他 ・ A 種 ※B 種													
		(注) 1. 各層の厚さは、転圧後とする。 2. 下地は、水はけよく勾配をとり、地均しのうえ転圧機器で締固める 3. A 種の下層に使用する目つぶしは、きょう雑物を除いた粘質土、碎石ダストなどを 100 m ² 当り 2 m ³ の割合で敷均す。													
・ 視覚障害者誘導用 ブロック舗装		(1)突起の形状・寸法及びその配列 JIS T 9251 (高齢者・障害者配慮設計指針－視覚障害者誘導用 ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列) による (2)材質、厚さ (mm) ・ コンクリート製 (・ 30 ・ 60 ・) ・ 合成ゴム裏面コンクリート製 (・ 30 ・) ・ 合成ゴム製 (のり付) (・ 2 ・) ・ 磁器タイル製 (・ 15 ・ 12 ・) ・ 点字鋏 (・ 合成ゴム ・ ステンレス ・) ・													
・ 車両乗入施設		※図示 (市道、県道、国道の歩道への設置) ・ ※神戸市道の場合『神戸市開発事業に関する技術基準』第 18 条『 乗入れ施設設置基準 』参照 ※施工は、それぞれの道路管理者の定めにより申請手続き等は請負人にて行う。													
・ 区画線		(1)路面表示等の材料 JIS K 5665 (路面標示用塗料) 種類 ※3 種 1 号 ・ 色 ※白 ・ 黄色 (≒JIS Z 8721 に規定する 5.5YR6.5/12) 塗布幅 ・ 図示 ・ 塗布厚さ ※1.0 mm ・													

23 章 植栽及び屋上緑化工事

項目		特記事項																
1 節 共通事項																		
・植栽地の確認等 (標仕 23.1.3)	(1)土壌の水素イオン濃度指数(pH)の試験 電気伝導度(EC)等の試験	・行う ・行う	・行わない ・行わない															
2 節 植栽基盤																		
・植栽基盤一般 (標仕 23.2.2)	(1)植栽基盤の整備 ・緑化計画届対象工事 ※整備する ・芝及び地被類の植栽 ※整備する ・整備しない ・上記以外の植栽 ・整備する ・整備しない (2)有効土層として整備する範囲 面積 ※図示 ・ (㎡) 厚さ ※ 標仕 表 23.2.1 による ・図示 (3)植栽基盤の雨水排水の整備 ※図示 (4)植栽基盤の整備方法 (標仕 表 23.2.2) 樹木 ※A 種 ・B 種 ・C 種 ・D 種 芝及び地被類 ・A 種 ※B 種 ・C 種 ・D 種 (5)土壌改良材 ・使用する ・使用しない																	
・材料 (標仕 23.2.3)	(1)植込み用土 ・緑化計画届対象工事 ※まさ土 ・ ・芝及び地被類の植栽 ※畑土、黒土等植物の成育に適した土（他の土の場合要改良） ・上記以外の植栽 ※客土 ・現場発生の良質土 ・開発時に保全した表土 (2)土壌改良材の種類 ※パーク堆肥 ・下水汚泥コンポスト ・																	
・工法 (標仕 23.2.4)	客土厚 ※「 緑化計画作成の手引き 」(P27) による <table><tr><td>高木 (C=30 cm以下)</td><td>※60 cm</td><td>・</td></tr><tr><td>中木</td><td>※50 cm</td><td>・</td></tr><tr><td>低木</td><td>※40 cm</td><td>・</td></tr><tr><td>地被（草本）</td><td>※20 cm</td><td>・</td></tr><tr><td>ツル植物（計画高さ 6m 以下）</td><td>※40 cm</td><td>・</td></tr></table> (5)土壌改良材の指定量 ・緑化計画届対象工事 ※「 緑化計画作成の手引き 」(P27)標準的な植穴のサイズ、土壌改良資材必要量、支柱の表による ※パーク堆肥と発泡材を容積比率 1 対 2 の割合で混合したもの(混合(B)) 発泡材：真珠岩系パーライト（客土の透水性が良い場合） 黒曜石系パーライト（客土の透水性及び通気性が悪い場合） ※地被やツル植物 ※客土量の 20% ・その他の工事 植栽基盤の面積 1 (㎡) 当たりの使用量 ・パーク堆肥 ※50 リットル ・ ・発酵下水汚泥コンポスト ※10 リットル ・ (7)発生土の処理 3 章土工事 6 建設発生土の処理による			高木 (C=30 cm以下)	※60 cm	・	中木	※50 cm	・	低木	※40 cm	・	地被（草本）	※20 cm	・	ツル植物（計画高さ 6m 以下）	※40 cm	・
高木 (C=30 cm以下)	※60 cm	・																
中木	※50 cm	・																
低木	※40 cm	・																
地被（草本）	※20 cm	・																
ツル植物（計画高さ 6m 以下）	※40 cm	・																
3 節 植樹																		
・材料 (標仕 23.3.2)	(2)樹種、寸法、株立数、刈込みものの適用、数量 ※図示 (3)支柱材 ※丸太（※間伐材 ・杉の焼丸太 ・ ） 防腐剤処理方法 ※加圧式防腐処理 ・ ・竹 (4)幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら ・こも																	
・新植の工法 (標仕 23.3.3)	(4)支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・八つ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋込形 ・緑化計画届対象工事 ※「 緑化計画作成の手引き 」(P27)標準的な植穴のサイズ、土壌改良資材必要量、支柱の表による																	
・新植樹木の枯補償 (標仕 23.3.4)	※引渡しの日から 1 年 ・																	

項目	特記事項
・移植樹木の枯損処 置 (標仕 23.3.6)	※引渡しの日から 1 年 ・
・既存樹木等の処置	※図示
4 節 芝張り、吹付けは種及び地被類	
・材料 (標仕 23.4.2)	(1) 芝 ※コウライシバ ・ノシバ (3) 吹付けは種用種子等 種類 ※洋芝類 ・ 種子量 (g/㎡) ・ (4) 地被類 種類、芽立数、径及び単位面積当たりの株数 ※図示
・芝張りの工法 (標仕 23.4.3)	平地 ※目地張り ・べた張り 法面 ・目地張り ※べた張り
・芝張り、吹付けは 種及び地被類の枯 補償 (標仕 23.4.7)	※引渡しの日から 1 年 ・
5 節 屋上緑化	
・植栽基盤 (標仕 23.5.2)	(1) 屋上緑化システム 土壌層の厚さ ・図示 ・ mm
・材料 (標仕 23.5.3)	(1) 屋上緑化システム (ウ) 排水層の種類 ・軽量骨材 層の厚さ () mm ・透水排水管 ・板状成形品 (オ) 土壌層 ※改良土 ・人工軽量土 (4) 樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数、刈込みものの適用、数量 ・樹木（樹種 ） ・図示 数量 ※図示 ・() 本又は株 寸法 ※図示 ・() m ・芝（種類 ） 数量 ※図示 ・() ㎡ ・地被類（種類 ） 数量 ※図示 ・() ㎡ (5) 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※図示
・工法 (標仕 23.5.4)	(1) 風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること (5) 支柱 ・設置する（形式： ） ・設置しない (6) かん水装置 ・設置する（種類： ） ・設置しない
・新植樹木、芝及び 地被類の枯補償 (標仕 23.5.5)	※引渡しの日から 1 年 ・

24 章 とりこわし工事

3章 解体施工（解体仕様書の章立てによる）

項目		特記事項
1 節 共通事項		
※一般事項 (解仕 3.1.1)	解体対象建築物等 名称（棟名）： ・図示 構造・規模： ・図示 ※特記なき限り建物内部の家具・物置の残置物、コンクリートブロック、花壇植栽等を含む敷地内全ての構造物及び残存物等を撤去処分すること。なお、建物直近の埋設管については、建物あるいは地中構造物とともに撤去するものとする。 ※他の建物等に損害を与えた場合は、請負人の責任において原状回復のこと。 ※特定石綿等（アスベスト）の存在が想定される建築物の解体にあつては、労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。 ※特定石綿等（アスベスト）の除去は、別途「石綿処理特記仕様書」による。	
2 節 事前措置		
・事前措置 (解仕 3.2.1)	・(コ)浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等 ※事前に回収し、洗浄、消毒等の措置を行う ・(カ)オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油 ※事前に回収し、洗浄等の措置を行う ※請負人の責任において処分し、安全を確かめた後、とりこわし作業に着手する	
3 節 建築物の解体順序及び方法		
・解体方法 (解仕 3.3.2)	(イ)解体の方法 建築物 (a)建築設備及び内装材の取外し： ※手作業 ・手作業及び機械による作業 (b)屋根葺材等の取外し： ※手作業 ・手作業及び機械による作業 工作物 (a)さく、照明設備等の附属物の取外し： ※手作業 ・手作業及び機械による作業	
4 節 建築設備		
・建築設備 (解仕 3.4.1)	解体対象建築設備等 電気設備： ・図示 ・内部 ・外部引込柱 ・ 機械設備： ・図示 ・内部 ・埋設配管類（範囲： ） ・電力引き込み部分の切断： 図示 ・ ・電話線の処置： 図示 ・ ・ガス引込部分の処置： 図示 ・ ・給水管の止水： 図示 ・ ・下水管の処置： 図示 ・	
・残存建物に対する 建築設備の切替	・行う ・行わない 切替方法： ・図示 ・ ※切替は設備の供給に支障の無いよう関係者と打合せを十分に行うこと	
・分水栓コマ下げ	・ 行う ・行わない ※手続きは請負人が行い、費用も請負人の負担とする。	
6 節 屋根葺材等		
・屋根葺材 (解仕 3.6.1)	屋根葺材等の種類 ※図示 ・	
・屋根防水 (解仕 3.6.2)	屋根防水材等の種類 ※図示 ・	
7 節 外装材		
・外装材 (解仕 3.7.1)	外装材等の種類 ※図示 ・	
8 節 躯体		
・躯体の解体 (解仕 3.8.2)	躯体の解体工法 ・地上解体工法 ・階上解体構法 ・工法を指定しない ※躯体解体時は騒音、振動を最小限にとどめ、事故防止や火災予防に留意し、散水やシート張り等の養生を十分に行うこと。	
9 節 基礎及び杭		

項目		特記事項																					
・基礎等 (解仕 3.9.1)	基礎等の種類 ・杭基礎 ・独立基礎 ・布基礎 ・べた基礎 ※地中埋設物があった場合は監督員に報告し、指示を受けること。残置する場合は残置位置、寸法、深さのわかる内容を CAD データで作成し、提出すること。 ・地業部分を含む基礎、ラップルコンクリートは撤去すること。 ・調査試掘すること。（位置、仕様に関しては図示の通り） ・調査試掘の結果を CAD データで作成し、提出すること。																						
・杭 (解仕 3.9.2)	杭の解体 ※解体する ・残置する 杭の解体方法： ・引抜き工法（ ） ・破碎工法																						
Ⅹ節 工作物（建築物以外のもの）																							
・さく、照明設備等の付属物 (解仕 3.10.1)																							
Ⅺ節 構内舗装、樹木等																							
・構内舗装、樹木等 (解仕 3.11.1)	舗装材等の種類 ※図示 ・ 樹木 伐採： ※行う（本数・位置： ※図示） ・残す 伐根： ※行う（本数・位置： ※図示） ・残す 移植木： ・有り（移植先： ・図示 ・ ） ・無し 伐採した場合の再資源化： ・行う																						
Ⅻ節 地下埋設物及び埋設配管																							
・地下埋設物及び埋設配管 (解仕 3.12.1)	地下埋設物 ・有り（埋設物： ※図示 ・ ） ・無し ※地中埋設物があった場合は監督員に報告し、指示を受けること。残置する場合は残置位置、寸法、深さのわかる内容を CAD データで作成し、提出すること。																						
Ⅼ節 解体後の整地																							
・埋戻し、盛土及び地均し (解仕 3.13.1)	・解体撤去後は、次により設計 G L に整地すること。 転圧工法 ※在来地盤まで監督員の承諾を受けた良質土を搬入して埋め戻し、地均し ・良質土を厚さ 5 cm 程度敷均し、転圧 ・とりこわし後の地盤面で整地 ※建設発生土の処理 ○処理方法は下記のとおりとする ※構外 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定処分地</th><th>問合せ先</th><th>電話</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ポートアイランド沖（神戸空港島）</td><td>神戸空港島料金所</td><td>302-6322</td><td></td></tr> <tr> <td>・布施畑環境センター</td><td>布施畑環境センター管理事務所</td><td>974-2411</td><td></td></tr> <tr> <td>・淡河環境センター</td><td>淡河環境センター管理事務所</td><td>959-0715</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ・構内再利用 （ ） ・他現場に搬入 （ ） 《詳細は監督員の指示による》 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者（搬出先が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等）に受領書（電磁的記録も可）の交付を求め、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が再生資源利用計画と一致することを確認するとともに、受領書又はその写しを保存（建設工事の完了日から 5 年を経過する日まで）すること。 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は、当該工事現場の元請業者等）に対し、速やかに受領書を交付すること。 ○搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面（土砂搬出及び受領証明書）を作成し受領書と見なす。 ○搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、請負人は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくこと。また、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくこと			指定処分地	問合せ先	電話	備考	・ポートアイランド沖（神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322		・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411		・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715					
指定処分地	問合せ先	電話	備考																				
・ポートアイランド沖（神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322																					
・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411																					
・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715																					

項目	特記事項
	○請負人が建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して作成した再生資源利用計画および確認結果を通知すること。なお、搬出先側がトラック運送事業者に委託し搬出する場合には、請負人からの通知は要しない。 ○請負人は、建設発生土を計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該地の搬出先への搬出に関する書面（受領書と同じ事項）を作成し、建設工事の完了日から5年を経過する日まで保存すること。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とする。（神戸市管理の処分地（※）または 国土交通省のストックヤード運営事業者登録簿 に登録されたストックヤードを除く。） （※）神戸市管理の処分地：ポートアイランド沖（神戸空港島）、淡河環境センター、布施畑環境センター ※土砂受領書の様式（市 HP） https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html

4 章 建設廃棄物の処理（解体仕様書の章立てによる）

項目		特記事項													
4 節 再資源化等及び最終処分															
・ 再資源化等 (解仕 4.4.1)		※(1)建設リサイクル法により再資源化等するもの 建設廃棄物の種類及び中間処理施設又は再資源化施設 コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設（参照）又は中間処理業（廃掃法）の許可を受けている業者の施設（発生木材については再資源化のための施設に限る。）とし、決定にあたっては監督員の承諾を得ること。 (本特記 1 章各章共通事項「建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等」) による ・ (3)特記により再資源化するもの <table><tr><th>種類</th><th>再資源化等をする施設の名称及び所在地</th></tr><tr><td>(7)水銀使用製品産業廃棄物</td><td></td></tr><tr><td>・ 蛍光ランプ</td><td></td></tr><tr><td>・ H I Dランプ</td><td></td></tr><tr><td>・ (1)硬質塩化ビニール管類</td><td></td></tr><tr><td>・ (ウ)ガラス</td><td></td></tr></table> ・ (4)木材を指定建設資材廃棄物として縮減するもの (理由 ・ 50km 以内に再資源化施設が無い ・ 再資源化に経済面での制約あり) ・ (6)建設廃棄物を再資源化し、現場で利用するもの ・ 有り (種類:) ・ 無し		種類	再資源化等をする施設の名称及び所在地	(7)水銀使用製品産業廃棄物		・ 蛍光ランプ		・ H I Dランプ		・ (1)硬質塩化ビニール管類		・ (ウ)ガラス	
種類	再資源化等をする施設の名称及び所在地														
(7)水銀使用製品産業廃棄物															
・ 蛍光ランプ															
・ H I Dランプ															
・ (1)硬質塩化ビニール管類															
・ (ウ)ガラス															
・ 産業廃棄物広域認定制度の適用 (解仕 4.4.2)		・ 産業廃棄物広域認定制度の適用 ・ 有り ※無し <table><tr><th>適用廃棄物種類</th><th>使用部位</th></tr><tr><td>・ 消火器</td><td></td></tr><tr><td>・ 鉛蓄電池・アルカリ蓄電池</td><td></td></tr><tr><td>・ 小型二次電池</td><td></td></tr></table> 産業廃棄物広域認定制度の認定状況（環境省 HP）		適用廃棄物種類	使用部位	・ 消火器		・ 鉛蓄電池・アルカリ蓄電池		・ 小型二次電池					
適用廃棄物種類	使用部位														
・ 消火器															
・ 鉛蓄電池・アルカリ蓄電池															
・ 小型二次電池															
・ 最終処分 (解仕 4.4.3)		・ 最終処分する建設廃棄物及び最終処分場 <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>処分場の種類</th><th>最終処分をする施設の名称及び所在地</th></tr><tr><td>・</td><td>・ 安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型</td><td></td></tr></table>		廃棄物の種類	処分場の種類	最終処分をする施設の名称及び所在地	・	・ 安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型							
廃棄物の種類	処分場の種類	最終処分をする施設の名称及び所在地													
・	・ 安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型														

5 節 処理に注意を要する建設廃棄物	
・処理に注意を要する建設廃棄物 (解仕 4.5.1)	(1)せっこうボードの処理方法 ・(b)ひ素(※1)・カドミウム(※2)含有せっこうボード ・製造業者に処分を委託 ・管理型最終処分場で埋立処分 ※1：小名浜吉野石膏(株)いわき工場 昭和48年3月～平成9年4月に製造 ※2：日東石膏ボード(株)八戸工場 平成4年10月～平成9年4月に製造 ・(c) (a)(b)以外のせっこうボードの処理 ・①再資源化 ・②最終処分 参考： 廃石膏ボード現場分別解体マニュアル （平成24年3月国土交通省）

5 章 特別管理産業廃棄物の処理（解体仕様書の章立てによる）

項目	特記事項
1 節 共通事項	

・施工計画調査 (解仕 5.1.2)	特別管理産業廃棄物の分析調査 ・実施する（対象： ・図示 ・ ） ・図示
4 節 特別管理産業廃棄物の処理等	
・特別管理産業廃棄物の処理等 (解仕 5.4.1)	特別管理産業廃棄物 種類： ・図示 ・ 処理等： ・図示 ・ (2)PCBを含む機器類の処理 (7)分析調査： ・行う ・行わない ※昭和47年以前に製造された電気機器は、PCBを使用している恐れがあるため、とりこわしに先立ち有無を調査し、監督員に報告する。 (3)P C B含有シーリング材の処理 対象：1972年以前のポリサルファイド系シーリング材 (7)分析調査・撤去・引渡し：※解体仕様書解説 5.4.1 による (4)廃油の処理 (7) ・焼却処分 ・中間処理施設で再生処理 (5)廃酸・廃アルカリの処理 (7) ・中和処理 ・焼却処分 ・中間処理施設で再生処理 (6)ダイオキシン類 (7)サンプリング調査 ・行う ・行わない (1)解体方法： ・図示 ・ 処分方法： ・図示 ・

6 章 石綿含有建材の除去及び処理（解体仕様書の章立てによる）

項目	特記事項
1 節 共通事項	
・石綿粉じん濃度測定 (解仕 6.1.3)	※「 石綿処理特記仕様書 4 章 石綿含有材料の除去等、10 石綿粉じん濃度測定」による
3 節 石綿含有吹付け材の除去	
・工法 (解仕 6.3.2)	(1)石綿含有吹付け材の除去工法 ※「 石綿処理特記仕様書 3 章①施工範囲・工法等」による (2)石綿含有吹付け材の梱包 飛散防止措置： ※湿潤化 ・固化
・除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等 (解仕 6.3.3)	(1)石綿含有吹付け材等の処分方法 ・(7)埋立処分 ・(1)中間処理
4 節 石綿含有保温材等の除去	
・石綿含有保温材等の除去 (解仕 6.4.1)	石綿含有保温材等の除去方法 ※「 石綿処理特記仕様書 3 章①施工範囲・工法等」による
5 節 石綿含有成形板等の除去	
・石綿含有成形板等の除去 (解仕 6.5.1)	飛散防止のための養生方法 ※「 石綿処理特記仕様書 4 章 4 石綿含有成形板等の除去工法」による
上記以外は別途「 石綿処理特記仕様書 」による	

7 章 特殊な建設副産物の処理（解体仕様書の章立てによる）

項目	特記事項								
1 節 共通事項									
・施工計画調査 (解仕 7.1.3)	特殊な建設副産物の分析調査 ・実施する（対象： ・図示 ・ ） ・図示								
3 節 特殊な建設副産物の処理等									
・特殊な建設副産物の処理等 (解仕 7.3.1)	処理対象の特定物質 <table><tr><th>種類</th><th>改修及び処理等</th></tr><tr><td>・(7)冷媒フロン類</td><td rowspan="5">※解体仕様書解説 7.3.1 による</td></tr><tr><td>・(1)建材用断熱フロン</td></tr><tr><td>・(ウ)ハロン消火設備のハロン容器</td></tr><tr><td>・(1)イオン化式感知器</td></tr><tr><td>・(オ)六フッ化硫黄ガスを使用する機器</td></tr></table>	種類	改修及び処理等	・(7)冷媒フロン類	※解体仕様書解説 7.3.1 による	・(1)建材用断熱フロン	・(ウ)ハロン消火設備のハロン容器	・(1)イオン化式感知器	・(オ)六フッ化硫黄ガスを使用する機器
種類	改修及び処理等								
・(7)冷媒フロン類	※解体仕様書解説 7.3.1 による								
・(1)建材用断熱フロン									
・(ウ)ハロン消火設備のハロン容器									
・(1)イオン化式感知器									
・(オ)六フッ化硫黄ガスを使用する機器									

	・(カ)PFOSを含む泡消火材等		
	・特定化学物質障害予防規則による特定化学物質		

8 章 その他

項目	特記事項
・その他の一般事項	※ 処分先の変更等 4 章 1 ～ 4、5 章 1、6 章 5、7 章 1 の各処分する施設の明示については、拘束するものではない。処分先を変更した場合は、明示した設計上の処分先と比較検討し、安価になっている場合は減額することもある。

材料・工法等の取扱い

1.材料・工法等指定品目について				
以下にあげる品目については、下記「材料・工法等指定品目一覧表」による会社及び商品を適用する。 また、材料・工法等一覧表に記載されている材料・工法等に優先順位はなく、監督員と協議の上、その使用を決定する。 なお、これによらない場合の適用については別途、品質・性能等を記載した資料を提出し、監督員の承諾をうけたものに限る。				
材料・工法等指定品目一覧表				
章	品目名	会社名	商品名	備考
2.材料・工法等参考品目について				
以下にあげる品目は、参考品目であり、材料・工法等に優先順位はない。 記載以外の同等品、若しくは同等品以上であれば、監督員と協議の上、使用することができる。				
材料・工法等参考品目リスト				
章	品目名	会社名	商品名	備考